

第七十六回国会 大蔵委員会 議録 第五号

昭和五十年十二月三日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

- 委員長 上村千一郎君
- 理事 伊藤宗一郎君
- 理事 村山 達雄君
- 理事 山本 幸雄君
- 理事 山田 耻目君
- 理事 越智 伊平君
- 片岡 清一君
- 鴨田 宗一君
- 小泉純一郎君
- 塩谷 一夫君
- 野田 毅君
- 坊 秀男君
- 毛利 松平君
- 綿貫 民輔君
- 広瀬 秀吉君
- 堀 昌雄君
- 武藤 山治君
- 山中 吾郎君
- 荒木 宏君
- 坂口 力君
- 内海 清君

- 理事 浜田 幸一君
- 理事 山下 元利君
- 理事 佐藤 観樹君
- 増本 一彦君
- 大石 千八君
- 金子 一平君
- 瓦 力君
- 齋藤 邦吉君
- 中川 一郎君
- 原田 憲君
- 宮崎 茂一君
- 山中 貞則君
- 高沢 寅男君
- 藤田 高敏君
- 松浦 利尚君
- 村山 喜一君
- 横路 孝弘君
- 小林 政子君
- 広沢 直樹君
- 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵大臣 大平 正芳君

出席政府委員

- 内閣法制局第三部長 茂串 俊君
- 大蔵政務次官 森 美秀君
- 大蔵省主計局長 高橋 元君
- 大蔵省主税局長 大倉 眞隆君
- 大蔵省理財局長 松川 道哉君
- 大蔵省証券局長 岩瀬 義郎君
- 大蔵省銀行局長 田辺 博通君

委員外の出席者

- 経済企画庁長官 額田 毅也君
- 官房参事官 藤井 直樹君
- 官房企画庁長官 大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

- 十一月二十七日 補欠選任 野間 友一君
- 荒木 宏君
- 十二月二日 補欠選任 野間 友一君
- 野間 友一君
- 同月三日 補欠選任 奥田 敬和君
- 奥田 敬和君
- 村岡 兼造君
- 村山 喜一君
- 堀 昌雄君
- 同日 補欠選任 片岡 清一君
- 片岡 清一君
- 綿貫 民輔君
- 奥田 敬和君
- 村山 喜一君

十一月十九日

土地重課制度の廃止に関する請願(有島重武君紹介)(第二七五五号)

同(大野潔君紹介)(第二七五六号)

同(高橋繁君紹介)(第二七五七号)

同(竹内黎一君紹介)(第二七五八号)

同(松本忠助君紹介)(第二七五九号)

同(折小野良一君紹介)(第二八四〇号)

同(竹本孫一君紹介)(第二八四一号)

同(小川新一郎君紹介)(第二九一六号)

同(中尾宏君紹介)(第三〇一〇号)

同(松本善明君紹介)(第二八三九号)

同(石母田達君紹介)(第二九一四号)

同(小濱新次君紹介)(第二九一五号)

同(不破哲三君紹介)(第三〇一一号)

同(米原利君紹介)(第三〇二二号)

同(久保三郎君紹介)(第三三〇七号)

同(紺野与次郎君紹介)(第三三〇七号)

同(正森成二君紹介)(第三三〇八号)

同(野坂浩賢君紹介)(第三三二二号)

同(野坂浩賢君紹介)(第三三二二号)

同(大橋敏雄君紹介)(第三三二六号)

同(北側義一君紹介)(第三三二七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三三三九号)

同(羽田政君紹介)(第三三三九号)

土地重課制度の廃止に関する請願(河村勝君紹介)(第三三〇二号)

同(柴田健治君紹介)(第三三〇三号)

同外一件(登坂重次郎君紹介)(第三三〇四号)

は本委員会に付託された。

十一月二十日

昭和五十一年度税制改正に関する陳情書外一件(東京都千代田区丸の内三の二の二東京商工会)

議所会頭永野重雄外一名(第二〇八号)

農協共済事業に係る所得税等の改正に関する陳情書(津市栄町一の一七九の三 三重県農業協同組合中央会長山羽幸助外一名(第二〇九号))

酒、たばこ等の値上げ反対に関する陳情書外四件(舞鶴市議会議長高田林外四名(第二一一号))

付加価値税創設反対に関する陳情書外一件(京都府北桑田郡美山町議会議長上仲俊雄外一名(第二一二号))

さんご原木に対する輸入関税撤廃に関する陳情書(高知県議會議長安岡一)(第二一二号)

赤字国債発行反対に関する陳情書(調布市議會議長西山知夫(第二一二三号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

○上村委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

去る十一月二十一日の大蔵委員打合会の記録につきましては、本日の会議録に参照として掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○上村委員長 昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。増本一彦君。

○増本委員 公債特例法案についてお伺いをして
いきたいと思いますが、その前に、今回のスト権
回復問題について、国民の大きな世論も高まって
いる折でありますから、この点は、大蔵委員会と
しても当委員会の所管である専売公社、それにま
た造幣や印刷というような部門を抱えており、非
常に重大な問題であり、政府当局として、こ
れを憲法の労働基本権の原則に沿って正しく
解決する努力をされるように、まず要望だけして
おきたいと思えます。

今回の赤字国債の発行は、二兆二千九百億円と
いう、かつて例を見ない巨額の国債の発行という
ことになるわけで、しかも、これは財政法の第一
条の精神、つまり平和財政、しかも民主財政で健全
財政というような基本原則からしても、また
四、五、六条の精神から言っても、文字どおりその
原則を破る大変重大な問題であるというように思
うわけで、この財政法の決めた精神を破るよう
な問題を特例という形でお出しになつて、こうい
うような赤字国債以外に一体方法や道がないのか
という点を私は大変重大な問題としてまた重大な
関心を持っているわけであります。

政府もその点はお考えになつた結果、この特例
国債という道をお選びになつたと思うわけで、す
が、一体赤字国債以外に方法や道がないと考えた
理由と根拠は何なのか、まずこの点について大臣
の御意見を伺つておきたいと思えます。

○大平国務大臣 政府としても、もとより財政法
の特例を設けてまで公債の発行をお願いしなけれ
ばならぬという事態に対しましては、大変残念に
思つておるわけでございます。本来そういう措置
をできるだけ回避したいと存じてきまして、ま
た今後もうそういう方針を貫いていかねばなら
ぬと考えております。

濟であるだけに、この反動として起こりました不
況もまた他の国に比べてより深刻なものがありま
すことは御案内のとおりでございます。

したがって、そのために予測せざる歳入の不足
を来したわけでございますが、歳入の不足がある
場合に歳入の削減を当然考へるのが財政の運営の
基本であるわけでございますけれども、そういう
しますと、さらだに落ち込んでおります経済の
回復の機会をおくらせ、雇用の不安を招来する
ということになるわけでございますので、この際と
いたしましては、歳入不足を補う増税その他の措
置は遠慮いたしますばかりでなく、歳出面におき
まして、一日も早く経済の回復を図るということ
が政府のとるべき政策であると考へたからござ
いまして、やむなく財政法の特例をお願いいたし
ましてこの危機を突破させていただきたい、そし
て経済に活力がついてまいりましたならば早くそ
の事態から脱却いたしました、経済も財政も健全
な状態に取り戻さなければならぬと考へており
まして、そのための措置であると御理解を賜りた
いと思ひます。

○増本委員 今日の不況のもとで増税は無理だ、
歳入の削減も無理だ、だから特例公債だ、こうい
う御趣旨のようでありますが、では一体今日のよ
うな歳入欠陥が大きくなつた原因はどこにあると
お考えになつておられるのか、これまでとつてこれ
た財政政策あるいは金融政策、いろいろな経済政
策においてやはり大きな誤りがあった、高度経済
成長のもとで安易にそのまま財政を膨張させてき
て、そしてその結果歳入と歳出の間に大きなアン
バランスが生まれ、その結果をこの赤字国債とい
う借金によって安易にぬぐおうとして、それが
今日の姿ではないかというように思つておるわけ
が、大臣としてこの歳入欠陥が今日までこんな
大きくつた原因はどこにあるとまずお考えにな
つておられるのか、過去の財政、金融政策等々の大臣
がとつてこられた政策を謙虚に顧みていかように
お考えなのか、その点をお尋ねしたいと思ひま
す。

○大平国務大臣 一昨年の十月の石油危機を契機
として異常な増幅を見ました世界の経済危機のわ
が国に対する影響でございますが、先ほども申し
上げましたようにこれまで世界で一番高い成長を
誇つてまいりましただけにその打撃もまた非常に
大きかつたわけでございます。その大きさとその
持続する時間の長さというものに対する測定を私
どもが誤つたわけでございます。われわれといた
しましては、そういう打撃を受けましたけれど
も、この回復は徐々にではあるがことしの春ごろ
から期待できるのではないかとこの見当をつけま
して五十年の予算も組んでまいつたわけでござ
いますけれども、五十年に入りました、一月、二
月、三月ごろまではわれわれの予想した方向で経
済は動いておつたわけでございますけれども、五
月になりまして輸出が減つてまいつたわけで
ございます。増勢が減つたというのではなくて絶
對額が減つてまいつたわけでございまして、それ
が五月、六月、七月、八月と続いできたというこ
とはわれわれの予想しなかつたことでございます
。雇用もまたそのころから漸次悪化してまいり
まして、雇用、パートタイマー等の機会が減つて
まいつたばかりでなく、有効求人倍率もかつてな
い低率を記録するようになってまいつたわけでご
ざいます。

こういつた推移は私どもの予想を超えたもので
あつたわけでございます。それは申すまでもなく、
いまにして思えばこれまでの日本の成長が非常に
スムーズであり、そして非常な高度のものであ
り、そしてその状態が長く続くものであるという
想定の中で日本の経済がそれになれて、財政もま
たそれに依存してまいつておりましたことから、
今日この衝撃を受けてつまずいておるというのが
今日の姿であらうと思つておるわけであります。

仰せの点につきましては、そういう測定を誤つ
たことにつきまして財政当局としては本心に申し
わけないと思つておるわけでございますけれども
も、冷静に事態を回顧してみますれば、そういう
たことが今日の巨額の歳入欠陥をもたらした原因
であるかと私は考へております。

○増本委員 いまの大臣のお話ですと、結局経済
情勢の変化の度合いとその継続する時間の長さに
ついての測定を誤つた、これだけにとどめておら
れませんが、そういう石油危機以後の日本の
経済に与えるショックの大きさをつくつた原因
は、石油危機以前の、これまでとつて続けた高
度経済成長政策に求められるべきではないかと思
うのです。これは単に日本の経済が自然成長で高
度の成長率を記録し続けてきたのではなくて、高
度成長を維持しそれを前進させる、さらに高度成
長を続けていく上で財政政策や金融政策でもこの
極的に政府自身がつくつてきた、そのために世界
に類を見ないより高度の成長が日本の経済の中
で進められるという結果になつてきている。そのこ
ろの手直しが高度成長の経済のものでいろいろ
議論されてきたときに、たとえば法人税率をも
つ以前の段階から引き上げるべきであるとか、
あるいは租税特別措置についても高度成長のあ
る時点ですで見直しや政務を進めなければいけ
ないとか、金融についても大口の融資規制をもつ
前の段階から厳しくすべきではなかつたのかと
か、それ以前の段階で政府に対してわれわれ自身
もいろいろ積極的な提言をしてきたわけですね。
ところが、そういうものを依然としておとりに
ならず、そういう高度成長を維持する財政金融政
策あるいは制度を温存し続けてきたところに原因
があるし、そこに政府自身が責任を感じて、その
ところを原点にして今日のこの深刻な経済情勢を
見ていかないと、またそれに基つた政策を立て
ていかなないと、なお一層今日のこうした深刻な事
態の継続を許す、あるいは不況のもとでそういう
特典を受ける一部のグループや企業だけが一定の
好況を維持するというような現象が生まれて、不
況の二重構造みたいなものが一段と激しくなる
という状況にもなるのではないかと私は考へるわけ
ですが、高度成長の続けられてきたそのときの経

たことが今日の巨額の歳入欠陥をもたらした原因
であるかと私は考へております。

濟政策あるいは財政金融政策は一体どうだったのか、誤りなかったと言いつけるのかという点について、この点は大臣はどういうようにお考えでしょうか。

○大平国務大臣 私は日本の経済の高度成長がなぜ可能であったかと申しますと、これは増本先生も御承知のとおり、長い間、二十年かかじわたりまして、たとえば石油にいたしましても一パレル二ドル内外ですと安定した低廉な供給が確保されたわけでございます。その他の資源もいわば買い手市場でございます。それが国の資源もいわば買い手市場でございまして、わが国といしましては、世界各國の中で一番資源を持たない国でありながら、一番資源の獲得に有利な立場であったわけでございます。したがって、こういう環境のもとにおきましては、できるだけそういう有利な条件を活用いたしましてわが国の経済の成長を促してまいるということは、私は決して政策の方向として誤ったことではなかったと思っております。

ところが、一番有利であり一番安定しておったわが国の経済を支えておった基礎が二、三年前から大きな動揺を来しまして、資源は急に高くなり、しかも供給が非常に不安になってまいり、一部買い手市場は売り手市場に変化したわけでございます。すなわち、いままでこういう安定した条件のもとで営まれておった経済が大きな衝撃を受けたわけでございます。その衝撃の度合いは、先ほど御説明申し上げましたようにどの国よりも日本が激しかったということだと思っております。

したがって、与えられた条件のもとで最善の状態を模索してまいるということは決して間違いないなかつたと思っておりますが、ただ一点、あなたの御質問に関連して申し上げますならば、しかしいつまでもそういう恵まれた条件が続くものではない、いつかこういう条件が崩れた場合にどうすべきかという用意を前広にやって、財政におきましても経済におきましても産業におきましてもそういう用意があつてしかるべきじゃなかつたかという御指摘でありとすれば、私は仰せのと

おりだと思っております。そういう場合に備えて、経済構造も財政構造もやはり弾力性を持った体質をいつも用意しておかなければならなかつたと思つてございまして、必ずしもそうでなかつたという点はわれわれの大きな反省が求められておると思つてございまして、その点につきましても、私はあなたの御質問に関連してそういう思いを新たにすることをございまして。

したがって、問題は、そういう体質の問題でございます。法人税法の構造でございます。税制の構造がどうなつておるかというように、経済構造の体質、雇用構造の体質、そういうところにむしろ問題が問われるべきじゃないか、税制の構造とか税制に間違った責めを帰するということ、な見解は私はとるべきでないと思つております。

○増本委員 大臣のお言葉ですけれども、しかし、経済の構造とか体質というものを、そのあるべきものに誘導していくという点では税制政策とか財政政策というものが果たす役割りというのは非常に大きいのではないですか。それ以外のものからいへば日本の経済の、あるいは過去もそうですが、そういう経済の体質とか構造、いうものを凌駕していくというぐあいにはいかならんじやないでしょうか。

だからそういう点で、あるべき経済の構造とか体質というものに向かつて税制や財政、金融、いろいろな施策がそういう方向にとられることなく、高度経済成長が盛んだというところにはわづらつて、そうしてそれをそのままむしろ拡大再生産するような形で進められてきたというところには、実はショックを一段と大きくした原因があるのではないかと、この点で私は思つて、この点では半分大臣はお認めになるようになら、自分のその面での、そこではそういう経済体質や経済構造をつくっていく上で大臣の所管の分野で果たすべき役割りがあるいは果たし得なかつたか、あるいは歴代の自民党政府の歴代の大蔵大臣がその点で手を打たなかつたというところに私は問題がある

というように思ひますけれども、じゃそういうふうになくあいにばお考えになりませんか。○大平国務大臣 歴代の内閣そして歴代の蔵相が、与えられた条件のもとで最善を尽くして日本の経済の構造を高度化していき、成長を促進し、そして財政力を培つていこうとされた努力に對しては私は敬意を表します。ただ、それを支えておりました世界的な資源の供給状況、そういったものがいつの日か破綻するであろう、いまわれわれが現に見るような姿において破綻するであろうという予見のもとに、そういう破綻が来た場合に経済政策をどうするか、財政金融政策をどうするかということにつきまして前広に対応策を用意しながら柔軟な財政体質を常に保持しておつたと言ひ切れないわけではございません。その点について努力は私は必ずしも十分でなかつたと思つて、そんな予見力を持ち得ないことは御理解をいただかなければならぬと思ひます。

ただ、こういう状況になりましたわけでございます。冷静に事態に對応いたしまして、わが国の財政のあり方につきましては仰せのとおり適正な対応を考えなければならぬということで、いま御政府といたしましても施策を進めておるところでございます。いま御審議をいただいておりますことも一つの手段と御理解を賜りたいと思ひます。

○増本委員 大臣は先ほど、赤字国債に頼る以外に道がないという理由の一つとして、増税は無理だ、こういうふうにおっしゃいました。一体増税の一つの問題としては、やはり企業課税を強化するということですが、これはもう数年來この国会でも真剣な議論が重ねられてきたわけですが、それは単に税制として不公平であるからというだけでなく、これが特別償却の問題にしても準備金の制度にしても、こうした制度が高度成長をさらに維持し促進する税制の仕組みであるからというところも主要な論拠の一つに挙げられていたと思つて

でございます。

こういうような高度成長時代の税制の仕組みを、いま大臣もおっしゃるような低成長とか深刻な経済の状態になつたこの時点でなお温存していかなければならない理由というのは一体どこにあるのかというように思ひますが、これまで調べてみたところでも、高度成長時代の、四十年から昭和五十年まで見ましても、主な租税特別措置の新設、拡充、延長、縮小、廃止というやうなぐあいに調べてみても、新設と拡充と延長が何と九十もあり、縮小、廃止はわずか二十三、昭和五十年で見ましても、新設三の、拡充が三の、延長が三、縮小は三で廃止は一というやうな状態になつてい

るわけですね。こういうやうな新たな経済の情勢が變つたというもので、それに照応した税制の仕組みというものを当然考え直すということが大事なんであつて、高度成長時代のいわば大企業優遇の税制の仕組みを今日なお温存しなければならぬ理由は全くないというように思ひますけれども、その点は政府はどのようにお考えでしょうか。

○大倉政府委員 ただいまの御質問で、租税特別措置と言われておりますものがすべて大企業優遇であるかのような御指摘でございますけれども、再々当委員会でも申し上げておりますように、現在の租税特別措置はそれぞれの政策目的に對して設けられておりますが、交際費課税の強化を除きまして、平年度で約七千九百億円の減税になっております中の法人税関係は約三千億円でございまして、しかもその三千億の中の大企業分というものは約六割の千八百億円であるということをごます申し上げておきたいと思ひます。

なお、従來から租税特別措置がいわゆる既得権化、慢性化しないようにという意味での整理、縮減は毎年私どもなりに努力をいたしてきつたつもりでございます。先ほど御指摘の整理のやり方は、項目をお挙げになっておりましたけれども、たとえば私どもの計算では、五十年度の税制改正では整理分が六百四十億、拡充分は九十八億というやうな姿を示しておりますし、また、当初予

算ペースでの一般会計税収に占めます租税特別措置の割合というものは最近漸次減少してきておるわけでございます。租税特別措置の整理、合理化につきましても努力が続けられてきておるというように御理解いただきたいと思ひます。

○増本委員 準備金とかいわゆる特別償却と言われるものの多くが大企業に適用をされ、これが高度経済成長の時代にその経済成長を維持していく上で大きな役割りを果たしてきたという点は、主税局長はお認めになるのでしょうか。

○大倉政府委員 特別償却につきましては、機械を取得したという事実に基づいてフェーバーが与えられるわけでございますけれども、その経済効果はいわば通常の償却に比べて償却が早い。その期間についての資金融資をしておるといふものとはほほ同様でございます。償却期間全体を通じますれば、いずれは取り返しになるわけでございますが、いずれにしても、こういう制度があるために設備の近代化、合理化が間接的であれ推進される、それは当然だと思ひます。むしろそういうことをねらつてこそ、こういう制度を設けた。ただ、特別償却がすべて大企業向けのものであるというところはございません。中小企業の機械設備の取得についての特別償却ももちろんあるわけでございます。特別償却イコール大企業優遇であるというふうな断定をなさることにつきましては、私どもとして異論を持つておるといふことを申し上げたいと思ひます。

○増本委員 特別償却が民間設備投資を促進する上で大きな役割りを果たして、民間設備投資の大部分が、大企業がいわゆる大手の企業によつてたらされたものであるという事実も、これは数字の上からも明らかでございまして、お認めになるだらうと思ひます。

では、そういうようなこれまで高度成長を維持するあるいは促進するために、その目的でつくられてきた税の仕組みというものは今後どういふように直していくのか、これからの経済成長がいままでのような高成長を見込めないという状況のまま

とでどういふようにお考えなのか、その点をもう一度確認しておきたいと思ひます。

○大倉政府委員 租税特別措置全般につきましても、大蔵大臣がたびたびお答えいたしてございまして、現在、税制調査会にその全面的な再検討をお願いいたしております。その場合出ておる特別措置というものは、それぞれの政策目的に応じてつくられておるので、現時点においてその政策目的の角度から吟味をして、残すべきものは残すというのを考えるべきである。さらに、残す場合に従来ほどの幅の恩恵が必要かどうか、残すとしてもその幅については縮小の余地があるものは縮小すべきだということ、やはり個々のものを取り上げて議論をすべきだという見方が大勢を占めておりました。特別措置であるからすべしをやめてしまふという御議論は出ておりません。

今後の特別償却についての考え方でございまして、これは設備投資を税を通じて促進する、誘導的な効果をねらつておるものでございまして、現在ございまして各種の特別償却につきまして廃止してもいいものと、なお継続すべきものとを振り分けにつぎまして、関係省庁と現在議論を続けておられます。結論が出ますまでにはお約二、三週間の間が必要かと思つておりますが、結論を得ました段階で、なぜ残したか、なぜ縮めたかというふうなことにつぎまして、一々についての御議論はいたしたくないと思ひます。

○増本委員 いま深刻な経済の状況のもとで勤労者が、国民が非常に深刻な生活を送つておる。しかし、そういう中で日本の経済全体がこういういまの状況になつておるから、一方では、かつてのような好況を謳歌するような状況ではないけれども、政府のいろいろな意見を見て、あるいは私たちが調査をして試算をしてみても、まだ大企業といふものが、大手の企業にはいよめる不況の耐久力というものが、強いつつておることも明らかだといふように思つておるわけですね。

を出すことによつて結局は増税を呼び、国民全体の税負担を重くするといふような、そういう結果を生むことが明らかでございまして、その結果も、大企業の、いまこの時点で總体的に見れば不況耐久力が依然として強い、そのところから税を取ることによつて歳入欠陥の解決を図つていくといふような手だてがなせられないのか。

大臣は単純にいま増税の状況にはないといふようにおっしゃるけれども、果たしてそうなのかといふことを私は強く感ずるわけですね。たとえば大手の倒産といつても興人以外にはないわけですね。中小企業や勤労者と比べれば、ずっとそういう点では不況耐久力があるといふこと自身は政府が発表した経済白書でも明らかでございまして、内部留保の積み増し率が依然として非常に高くなつておる。そういう時点でこういう内部留保を、これまでの税制あるいは企業会計原則の仕組みで積み上げてきたものをも吸収することによつて今日の財政危機の打開を図つていくという手だてこそ私はとるべきではないかといふように考えますが、その点はいかがですか。

○大平國務大臣 こういう時期におきまして大企業は耐久力があるので増税を考えたらいよいよいかに、考えられるのではないかと。御指摘でございます。

まず御理解いただきたいのは、こういう時期でございますが、減税していかないといふこと。そこで、現在の税制の中でできるだけ税収の確保をいただきたいと思ひます。先進諸国におきまして、アメリカでございまして、先ずドイツでございまして、このころか、逆にならぬ時期には投資促進の減税をやりますとか所得減税とかいふようなことまで考へて、現にやつておるわけでございますが、増税どころか、逆に今日の景気対策といつたしまして、そういう政策まで講じておるわけでございますが、日本としてはまだそういうことは私は考へていないわけなのでございまして、あなたの言われるように増税をやりますと、この経済の異常に落ち込んで

だ事態、これは世界の先進国の中で私は一番ひどい打撃を受けておる国だと思つてございまして、けれども、一層の落ち込みを記録することになるわけでございます。ひとり景気の問題ばかりではなく、大変な雇用の不安、動搖を招来するに違いないと思つてございまして、むしろそういうこととは絶対に対すべきでないと思つておるわけでございます。私どももいたしましては、現行税制によりまして適正な収入を確保するといふこと、しかしながら特別措置等につきましては相当厳正な洗い直しをやりまして、そこに不正が残つておるといふ点につきましては、鋭意洗つておるわけでございます。今日、事態におきましては私は政府のとりべき姿勢としては一番適当な姿勢ではなからうかと考えております。

○増本委員 しかし、たとえば五十年度の経済白書では、従来の不況期は生産単位当たりの固定費が増大してコスト高になつたが、今回はインフレの影響で実質的には金融費用負担が低下し、簿価による減価償却コストも低下したと、四十年の不況期は内部留保の総資本に対する比率が製造業大企業で九%、今回は四十九年上期で一三%に上昇している、取り崩しで耐えることができたといふ点の指摘がありますし、日銀の調査月報によりまして、主要企業の不況抵抗力は実質内部留保率で見ると、過去の不況期を上回つておると見られるという指摘が、実際の数字と結論の上で出てきておるわけですね。ですから、いまの全体の状況をならんで大企業に相応の負担をさせるというふうな手だては十分にとる条件があるのではないかと。御指摘の通りでございますが、その点でいかがでしょうか。

○大倉政府委員 この点はいろいろ御議論の分かるところかも知れませんが、私のただいま持つておられます感想といつたしましては、主要国同じように実質成長がとまる、あるいはマイナスになるという状況のもとで、なぜ日本が失業率が

だ事態、これは世界の先進国の中で私は一番ひどい打撃を受けておる国だと思つてございまして、けれども、一層の落ち込みを記録することになるわけでございます。ひとり景気の問題ばかりではなく、大変な雇用の不安、動搖を招来するに違いないと思つてございまして、むしろそういうこととは絶対に対すべきでないと思つておるわけでございます。私どももいたしましては、現行税制によりまして適正な収入を確保するといふこと、しかしながら特別措置等につきましては相当厳正な洗い直しをやりまして、そこに不正が残つておるといふ点につきましては、鋭意洗つておるわけでございます。今日、事態におきましては私は政府のとりべき姿勢としては一番適当な姿勢ではなからうかと考えております。

ほかの国に比べて格段に低く済んでおるのか。結局それは実質生産がほとんど伸びない反面で、ある程度物価は上がりましたけれども、それ以上の率で人件費が上がっており、しかも人員整理はやっていないということで企業収益に圧迫がきておるというのが、ほかの国に比べての非常な特徴ではないのか。アメリカでも西独でも、日本ほど企業収益は減っておりません。減っておりませんが、それは一つは自己資本が大きくて金融費用の負担が少ないこと、もう一つは、日本と違ってわりあい簡単にレイオフをして人件費の圧迫を逃れていること、どうもその点に大きな原因があるように思えてなりません。したがって、過去の蓄積がまだあるはずだから当期の収益に対してもちろん応分の負担をいましてもらっておるわけでありますが、当期収益に対する負担以上に過去の蓄積に対して追加負担を求めるといことが、結果的に果たして雇用問題に悪い影響を与えずに済むのかどうか、その点につきましては私は率直に、やはりいまの時期に過去の蓄積に対しての課税の強化というのを考えるのは必ずしも適当ではないだろうという見方をとっております。

○増本委員 しかし千人以下の従業員の大企業といふのは、いま一番深刻な状態なんです。しかしそれを越える企業の場合には、それは当然いままでのいろいろな蓄積その他あるでしょうけれども、しかしやはり格段の相違があるわけですね。そしてそういう主要企業といわれる大企業が、特にこれまでの税制や企業会計原則の仕組みによって内部留保の積み増しの伸び率も非常に高く、しかも実績でも非常に大きなものを抱え込んでおるという実態から見れば、そこに相応の負担を実態に即してとっていくということはこれないやり方ではないというように思いますが、そういうような単純な感想ではなくて、具体的な実態を踏まえた詰めと調査というものを主税局でおやりになつておるかどうか、その点を伺っておきましょう。

○大倉政府委員 増本委員の御所属の党からいろいろな御提言が出ておることは私も十分承知いたしておりますが、たとえば引当金、準備金——資本準備金、利益準備金、それらについて臨時に特別の課税をしたらどうか、それを踏まえてのたまたまの御質問だと思ひます。

それにつきましては、私もとしましてはまず利益準備金というの一度課税済みのものをごさいます。資本準備金は、これはまさしく資本そのものと考えざるべきものだと思います。したがって資本に対していま課税をしていいかどうかという点につきましては、先ほど申し上げたような考え方で私としては必ずしも適当だと思っております。引当金につきましては、これは非課税で留保されているということはおっしゃるとおりでございます。ただ、これは商法上、企業会計上、期間損益を適正に計算するためのシステムでございます。問題として洗い直すべきことは、その引当率が果たして適正であるかということであろうと思ひます。それにつきましては私も率直に検討もいたし、なお縮減が適当であると思うものにつきましては、くどくどは申し上げませんが、政令でできるものは政令で措置をいたしておる。

各準備金につきましては、これは先ほど申し上げました租税特別措置の全面的検討の中で、やめるべきもの、残すべきもの、縮減を図るべきものというものを現在研究中でございます。

○増本委員 いま御意見伺いましたけれども、それは率直に申し上げますが、資本剰余金の中心はプレミアアムですね。これはシャープ勧告以前には課税がやられていた。それが高度成長のあの時期に時価発行が行われ、プレミアアムを相当に抱えた企業が出て、その時点でも、ちょうど四十七年、四十八年にかけて当委員会でも相当な議論が行われたことは御承知だと思ひます。それをそのときに課税をしないで、積み残しになってそのまま来ている問題について、いまこの際財政危機が深刻だ、国民の方はもうにっちもさっちもいかない状態で雇用不安も増大している。しかしその一方で、これまでのいろいろな税制、財政上の恩典を受けて、そうして内部留保を抱えている、そういうものに對して相応の負担を求めるといことが、いまこの危機から見たら、臨時的な一時的な問題にして、この危機を乗り切る上ではそういう手だてをとる根拠というの十分には私はあると思ひます。経過から見ても、プレミアアムについてはその都度課税をするという手だてが税制上とらわれてきた経過もあるというところから見たら、これは当然おやりになつてしかるべきではないか。それからもう一つ、引当金について言えば、いま現実に皆さんも実態にそぐわない面があるといふことはお認めになつて、それについての手直しを始めておられるという事実が雄弁に物語っているように、だからこそ財政危機のこの時期に、それに対しても相応な負担を求めるといことはあつてよいと思ひます。それから、利益の留保分については、これもこれまで法人税率が国際的に見ても非常に低かつた。国際的にも、日本の法人税企業負担については批判が強まっていた。それを四〇%までようやく引き上げたといことがあつたわけですが、しかしそれ以前の問題や経過を考えたとき、あるいは企業そのものの資本階級別に見ても、実効税率は百億円以上が異常に低いというふうな事実から見ても、やはりそれなりの相応の負担をその点から求めるといことで、いまのこの財政危機を乗り切る上で臨時的な手だてをとるといことが私はあつてしかるべきではないかというように思ひますが、その点はいかがでございますか。

○大倉政府委員 まず御指摘のプレミアアムでございますが、これは戦前にこれを課税対象としていたことがあるのはおっしゃるとおりでございます。ただ、十八年以後は金額課税ではなく二分の一課税というような時期もございましたし、それからシャープ勧告の前にも、二十五年にすでにこれは益金にしないということになつていたと承知いたしております。

現在の考え方でございますが、商法におきましてプレミアアムの考え方は、これは資本金と全く同じだといふ考え方が二十五年度の商法改正で確立したといふふうに私どもは考えておりました。二十五年改正以後の商法におきましては、プレミアアムはその以前と違ひまして金額を資本準備金として積み立てなくてはならないといことが強制されております。しかもこの取り崩しは、欠損を埋めるためにしか崩してはいけない、しかも取り崩しの順序としては、まず利益準備金を金額これに充てて、その後でなければ崩してはいけないといことが強行法規として決まっております。現在商法上の考え方として、いわゆるプレミアアムは資本金と全く同じものといふように觀念されておると申し上げて間違ひではないと思ひます。企業会計原則の方でも、確立された原則としてそのように取り扱ふということになつております。やはり四十七年に非常に巨額のプレミアアムがあつたといことはおっしゃるとおりでございます。けれども、これを課税対象とするといことがつきましては、資本に対して課税をしていいかどうかという問題として考えるべきであらうかと、依然として私はそう思ひます。現状においては、資本に対する課税をするに適當な時期とは考えておりません。

引当金につきましては、貸倒引当金について経過期間を設けながら縮減するということを実施いたしました。御指摘の中で金額的に大きいのは退職給付引当金でございますが、これにつきましては私どもとしては、結論だけ申し上げて恐縮でございますが、現行の引当制度、累積限度の制限というものは合理的なものであるといふように考えておりますので、現時点でこれを縮減するということとは適當ではないだろうと考えております。

各種準備金につきましてはもうくどくどになりますので、現在全般的に検討を続けておるといふことで御答弁にかえたいと思ひます。

○増本委員 この企業会計原則ののちとつて税務会計を処理していくというやり方がもちろんこれまでとられてきたわけですが、しかし、企業会計を外れた部分で、たとえば準備金のような制度が租税特別措置でとられるという点からいって、

それは資本そのものに對する課税が、商法の規定は仮にあって、臨時特別の措置として、この緊急事態について一回限りの課税をするということとは全然背理ではないというように私は思うので

その点はしかし、議論が平行いたしませんからそれにとどめますけれども、では、いま御指摘になつた退職給与引当金ですね、実際から見るとたえはどのなんですか。引当金を企業会計で損金として認めるということにいまなっている。しかし、圧倒的多数といつていい中小企業等々については、そういう制度があつても、この退職給与引当金すら積み立てることができないという企業の実態がある。これはお認めになると思ひますね。だから、この退職給与引当金について言へば、それだけの力のあるところが、現行のこの十分の五までは課税されないということでもそのまゝ内部留保になつてゐる。しかし、これは債務性引当金だといへば、実態から見ると、それは退職給与で実際に取り崩して目的使用をしていくという点、これはもう実績から見ると非常に、異常に低いということも事実であると思ふので

まずお伺いしておきますが、では、この退職給与引当金について、目的使用で取り崩されていく分というのは、全体の引当金の積立額に對して何%ぐらいの実態になつてゐるのでしょうか。○大倉政府委員 ちよつと突然のお尋ねでございますので、いま資料を調べました上で……

○増本委員 私の方で、いわゆるベストテンの大企業についての退職給与引当金の状態を見てみますと、目的使用率でいくと、新日本製鉄が四十九年の下で七・六です。日本鋼管が七・八、三菱重工に至つては一・〇、みんなパーセントです。東京電力が四・八、第一勧銀が三・二、住友銀行で二・六、富士銀行で三・二、自動車の特ダトヤ自工に至つては〇・五です。だから五割が非課税で、引当金として全くそのまま積み上げられてゐるといふようなことは、いまのこの数字で実態に即してゐるもので、それは置いておいていいもの

だといふ議論には私は絶対にならないというように思ひますが、いかがですか。

○大倉政府委員 ちよつとお言葉を返すようになつて恐縮でございますけれども、退職給与引当金の引き当てを行うべきだといふ考え方は、当期に予想される退職給与の支払い額を期首に引き当ておけばいいということに御議論になつてゐるんだと思ふのですが、実はいまのシステムの考え方はそうではない。当期の期間利益が幾らであつたのかということに計算するためには、労働協約その他におきまして、勤続年数に依つて退職金がふえてまいりますから、当期にこれだけの人数の人がこれだけの退職給与のいわば請求権を新たに持つことになつた、その金額は当期の利益にチャージすることによつて、当期の利益が適正に把握されるという考え方を基本的なスタートにおつておると了解しております。

その意味では、先ほど、企業会計原則で言へば、すべて税法が受け取るのかという御質問もございまして、企業会計の側の方からは、いまの税法の二分の一限度というのをおかしくは、金額積むべきなんだという御議論もあるわけでございます。私どもの方は、やはりそれは当期にそれだけの将来債務が発生しておることは計算上そうであるけれども、期末に引き当てるべき金額の累積としては、それは将来の平均的な勤続年数を予測し、平均的な支払い額を予測し、それを年金現価で換算したものとどめるのがむしろ妥当ではないかといふことで、いろいろ保険数理的な計算をやつていただいた結果が現在の二分の一といふことになつてゐるわけでございます。極端なことを申しますと、当期支払い予定額だけを引当てるというならば、引当金は要らないのだからと思ひます。当期支払い額は当然に損金になつてまいりますから、事前引き当てという観念はなくなつてくる。やはりそこに基本的な立場の相違が出てくるかといふ感じを持っております。

○増本委員 それでは、しかし債務性のものだから引き当てを認めるのだと言つけれども、実際に

は引き当てすらできない多数の中小企業がある。そして、そういう点では力のある大手の企業だけだ。しかし、いざそういう引き当てをいふところでも倒れてしまふ、実際にはどこかへそういうものが飛んでしまふという実態もある。ですからそういう現実を踏まえると、本来の引当金で十分の五までこれについては非課税だといふいまの事態のままに済ませておいてよいのかといふのは、やはり実態論から来る一つの議論だと思ふので、そこが一つの問題だと思ふのです。この点については主税局長はどういうふうにお考えですか。

○大倉政府委員 中小企業で税法上認められてゐる範囲の引き当てすらとれない企業がかなりの数あるといふのはおっしゃるとおりでございます。私どもとしてはそれが引き当てられるほど収益力がついてくれることを期待するしかないと申し上げたいと思ひます。

それから、引当金を計算上持つていても、実際に倒産した場合に払えない、何のために引き当ててゐるのかわからぬではないかといふ点もかねがね御議論が出ております。これにつきましては、くどくなつて恐縮でございますが、退職給与引当金というのは、私どもの立場から申しますれば期間損益を合理的に計算するためのシステムでございます。ためにいかなる手段があるかということになりますと、それは退職金請求権の、他の各種の法人に對する請求権との優先劣後の関係をどのように考へたらいいかといふ問題ではなからうか。ほかの債権との優先度をどう考へたら労働者の退職金請求権が保護されるか、そちらの角度からの問題ではなからうか。

ただ、それらの角度を全部合わせまして、税制上の制度としていまの制度よりもむしろ望ましいかも知れないものは社外拠出であるのかも知れません。適格退職年金のように、社外に拠出すれば、拠出した分だけは損金にいたしますが、社外で担保されまして、仮に倒産した法人がありまし

ても、その倒産した法人とは別のところで支払い原資が持たれておるといふことになりまして、将来長い期間にわたつての望ましい姿としては、なるべく社外拠出の形で年金が保護されるということの方が望ましいのかも知れません。ただ、現状におきまして退職給与引当金を必ず税法上退職給与の支払いに充てるべきだといふようにはなかなか規定ができないし、またそれは税法の規定の範囲の問題ではないのではないかとこのように私は考へております。

○増本委員 いまの企業会計では一〇〇%だ。しかし税法では十分の五だ。目的使用の実態はさっきお話ししたような状況だ。これを全部取つてしまふといふのじゃないのですよ。これをたとへば十分の三ぐらいに下げるといふだけでも、七千億を超える税収の確保というのは可能なんじゃないですか。だから、いまこつこつというように、歳入欠陥だとか、それを将来にわたつて借金の返済という形になるような赤字国債で賄うのではなくて、この辺のところも十分に検討して財源の確保を図るという手だてが、財政危機に直面してゐる今日では必要なのではないかとこの趣旨で申し上げてゐるのですよ。その辺の見直しと検討については、大臣はどういうふうにお考えですか。

○大平國務大臣 技術論は主税局長にお願いすることにしたしまして、私の立場での問題でございますが、まず、税制はその年の都合でいろいろいじるべきものではないかと私は考へます。国家の生命は悠久でございますから、税源といふものはいつも健全に培養しておかなければならぬわけでございますので、いま都合が悪いから大いに企業の方のふところをねらおうじゃないかといふことであつたと政府が動くといふことは、私は賢明ではないのではないかと考へます。したがつて、企業会計の原則あるいは商法の原則といふものはやはり尊重してまいるといふことでなければならぬのではないかと思ひます。わが国は申すまでもなく企業国家でありまして、われわれも一歩出たらもうそこに企業にぶつ

かるわけでございまして、企業が健全でないとい
國の経済は健全でないし、企業が健全でないとい
の財政も健全でないわけでございまして、企業
というものは非常に大事な国家存立の基礎だ
と思つてありまして、企業会計というものに対
しましては、政府としては非常に慎重でなければ
ならぬのではないかと考えております。したがっ
て、できる限りそういう原則を尊重し、税源の
培養を図つてまいることには忠実でなければ
ならぬと私は考えております。

それをどの程度、しからばどうするかというこ
とでございまして、これにつきましては、先ほど
から主税局長からお答え申し上げているところで
御了解をいただきたいと思ひます。

○増本委員 それでは、大倉さん、退職給与引当
金の繰入率の十分の五を十分の三にしたらなせ
けないのですか。全部なくせと言つていてはな
ないのですか。たとえば、そういうことで繰入率
を当面下げる、そして税金を確保するというこ
とは、これはたとへば皆さんの方だつて貸倒引当
金について、非常に不十分だと思ひますが、十
分の三にしたつていいのじゃないですか。なぜ、
十分の五でなくちやならない、十分の三ではい
けないのか、そこを正確に説明してくださ
い。

○大倉政府委員 先ほど申し上げましたように、
現在の二分の一というのが腰だめで決められてお
るものでございまして、これを時宜に応じて動
かすということも場合によつて考えられるのかも
しれません。その意味で私もなりにいまの二分
の一の根拠というものは、いつも議論をいたして
おりますが、先ほど申し上げましたように、通常予
想される現在の従業員の将来の退職時までの予想
期間、それに対する現在の現価というもので現在
説明され、またその説明は私としてもある程度合
理的なものと考えておりますので、理屈なしにこ
れを四割方縮減するということはなかなか税制と
しては考えにくいと思ひます。

す。
○増本委員 では、わからないのですね。企業会
計でいけば、その企業は一〇〇％必要なものは積
み立てるといふのはいいんです。しかし非課税
分が半分でないかやならない。そうじゃなくて三
割にしてもいいじゃないか、十分の三までしても
いいじゃないかという問題でしよう、いま言うて
おる問題は、だからそこを下げても二分の一
じゃなくて、十分の三にまで下げてきちんとする
ということがいけぬのかという、そのところ
を伺つてゐるんです。

○大倉政府委員 でございますから、企業会計の
方では、現在価格という觀念をとらずに、金額期
末に持つべきだとおっしゃる、それに対して私ど
もは、将来価格をいま全部持つ必要はないではな
いのですか。それはたびたび申し上げて恐縮です
が、現在価格という字を使う現価で積めばいいん
で、期末に全員が一週にやめてしまふということ
はないんだから、期間損益を計算して期間経費を
配分をするということ、当期純増は認めますけ
れども、累積額として二分の一を超えるというこ
とには必ずしも合理性はございせんよというこ
とで、税法の立場を決めておる。したがつて税法
の方が、お金がいまないので二分の一は変えちや
いせんよということにはなかなかならない。貸倒
引当金の方は従来からの経緯で率が決まつてお
つたけれども、これは予想される実績値にある程度
バランスをとつたものであるべきなものであつて、
予想される実績値というものと差が大きいから
企業会計上から言つてもそこまでの引き当てをし
なくともいいじゃないかということ、実現に移つ
ておるといふこと、腰だめで決まつておるとい
ふ率につきまして合理的な範囲での縮減を
考へるといふことはもちろん今後とも引き続き
いたします。ただその二分の一というのは腰だめで
決まつてゐるものでないということ、申し上げた
いわけでございます。

○増本委員 腰だめでないのはいいですよ。だけ
れども、その二分の一の数字を十分の三に移し

たつていいじゃないかというところの理由
はまだあなたのそれでもわからないんだ。それ
では、これはあとまた引き続いて議論させていた
できます。

貸倒引当金なんです、金融機関についてこれ
は千分の九・五になつて、二年がかりで千分の八
までしようということになつた。それについては
一挙に削減すると非常に問題が大きくなるという
理由が説明されてきましたけれども、もっと率直
に、たとえば一挙に千分の五まで削ると一体どこ
にどう困る理由が出てくるのか。実際の純損
で見ると、皆さんの方から報告があつたとお
り、四十九年で千分の〇・二のときに地銀が千
分の〇・五、相互銀行で〇・三二であり、信用
金庫で〇・四七だつた。実際には、都銀では純損
で見ると四百七十五倍だとか地銀で百九十
倍、相銀で二十九・七倍、信用金庫で二十・二倍
という状態にいまあるわけですね。だから、ここ
を千分の五に削りなさいというのは、私たちがま
たほかの委員からも絶えず指摘をされてきたので
すが、なぜ一挙に削ると困るのか、その理由をま
ず明確にしたいだかと思ひます。

○大倉政府委員 私どもがこの夏に改正いたしま
した政令で、将来にわたつて引当率を千分の五に
引き下げていきたいという趣旨は明らかにしてお
ると思ひます。

なぜ一週にやれないかという点につきまして
は、これは過去に蓄積したものに對する課税で
ございまして、やはり一度にやるのは適當でな
い、ある程度の経過期間を置いて、ならして納め
ていただくということを考へざるを得ない。それ
は仮に今後、現在でございます準備金をあるもの
について廃止するといふ結論が出た場合にも、私は
同様の措置をとらしていただきたいと思つており
ます。現在持つておる準備金を一遍に全部課税對
象にして全額を一期で納めてくださいということ
はやはり無理があると思ひます。その意味で計算
上、それは仮に現在一挙に半分にしたますれば
三千億とか四千億とかいう増収は出てまいりまし

よう。ただ、大ざっぱに申しまして、現在金融保
険業で従来システムの納めていたでいる税
額というものは恐らく五千ないし六千、大体五千
五、六百億ではないか。これは統計がおくれます
のでよく正確にはわかりませんが、これに
對して今回の経過期間中の負担増というのは毎年
五百七十億でございまして、毎年いままでのシス
テムに比べて一割ずつふえていくということ、こ
れでございますから、それを一遍に倍にして払つてく
さいということはやはり適當ではないという判断
であつた措置をとらしていただいたわけであ
ります。

○増本委員 じゃあ、この引き当てられた引当金
というのは一体何に使われているのですか。その
点もちょっと答えてください。

○大倉政府委員 これは貸倒引当金に限りませ
ず、各種引当金、準備金というものは負債勘定の
方に勘定として留保されるわけでございまして、
それに対応する資産勘定が何であるべきかとい
う限定はございませんから、したがつて、その意味
では、引当金相当分は一般的に資産として運用さ
れるとお答えするしかないとと思ひます。

○増本委員 だから巨額の非課税資産がまたさら
に利潤を生んでいくわけですよ。しかも、私はい
まのお話を聞いていて、二兆三千億もの赤字国債
を發行する、それでこれから年度以降も大變歳
入欠陥が当初から出てくるだらうというやうな事
態で、これをいかに解決するかというやうなこと
で本当に取り組んでおられるのかという気がする
のです。これをたとへば二年で千分の八とい
ふんじやなくて、じやもっとピッチを上げて二年で
千分の五まで下げるというやうな方途の検討とい
うのはできないものなんでしょうか。

○大倉政府委員 下げ方のピッチにつきましては
私どもの部内でも十分議論いたしました。予想さ
れる増収額が一度だけじゃなくて、毎期毎期重な
っていく増収でございまして、現在、先ほど申
上げた数字で大体五千五、六百億に對して毎年
五百七十億という負担の増加を重ねていくとい

意味におきましては、私自身もこの辺が限度だと考えてあのような改正をお願いしたわけでございます。

○増本委員 ここが納得ができないのですね。お昼までもう時間がありませんから、あと一つ。

もう一つは、せっかく取ったというか納めてもらった税金を、たとえば法人税法の八十一条で戻してやるという制度がありますね。私は、繰り戻しというのは企業会計原則の損益通算の点からいっても論理必然的な原則ではないと思うのです。これは繰り越してやるということも十分あるわけで、企業維持の原則からいってむしろ繰り越しを原則に考えていいのではないかと。だから、こういう戻し税という制度はむしろいまの時期だからやめて、そうして繰り越しを原則にし、支障のある場合もそれは資本規模や所得階級別には出てくるから、それに応じた繰り越しの期間に違いを設けるといふようなことで手だてをとれば、同じような結果は十分に得られるというように考えますが、その点はいかがですか。

○大倉政府委員 事業所得につきまして欠損が生じた場合に、これを会計年度をベースにして税を負担していただくというシステムをとって、会計年度をまたがってその損益調整をした方がいい、これは一つの原則であるように思います。ただ、おっしゃいますように、それは繰り越しだけでいいという制度をとっている国も現実にはございます。たしかドイツ、フランスは繰り戻しはなかったと思います。アメリカ、イギリスでは繰り戻しを認めておる。繰り戻しを認める場合でも、これを無限にさかのぼっていいというシステムの国もございまして、まあ一遍納めていただいた税をお返しするのだから、お返しする方には一年分だけ、後は繰り越していただくという制度もあって、日本はその最後のタイプになっているわけでございます。

それで御主張は、大法人だけ臨時的に繰り戻しをやめてしまつたらどうかという御主張であるよ

うに私、理解いたしておりますが、税全体の働き方といたしましては、この制度があるために景気の下支え効果があることは否定できない。繰り戻しを受けている法人は、いずれも当期相当の欠損を生じている法人であることは当然でございますから、現金で繰り戻しを受けたことによりまして、たとえば下請に払う金がおくれないで済むとか、あるいは一時帰休の方に払う金が調達できるとかという下支え効果というものは無視できないと思っております。私もとしましては、そういう効果の面から見まして、やはりこの制度はいまのような時期には経済全体のためにはむしろうまく働いておるといふ評価をしてもいいのではないかと思っています。

もう一つ、財源対策といたしましては、確かにいま停止いたしますれば、今年度恐らく三千億を越えるような増収になったかもしれません。すでに二千億以上還付いたしておりますから、停止いたしまして、今後出てくる増収というものはその差額程度ではございまいしょうけれども、ただ、それは繰り越しまで御否定なすっているわけではございせんから、今年度千億とか千何億助かるにしましても、来年度予想される税収はうらはらにそれだけまた減るわけでございますから、財源対策としても恒久的対策でないという意味で、私もなかなかこれを採用する気になれないというのが現状でございます。

○増本委員 あなたはそうおっしゃるけれども、たとえばユニチカを例にとると、二十一億円納税したのがそのすぐ次の期には十四億円戻してもらった。これはそういう企業なんかにとっては確かにいいですよ。しかし、それじゃ、勤労者は家計が赤字になったからといって前の税金を返してもらえますか。これは国民感情からいって大変不公正なことです。企業維持の原則からいって、この繰り越しを認めていくというたてまえはそのまま残すわけですからね。いませっかく確保した税収を、はい、今度は欠損になりましたというところで現金で返してやる、そうしてよけい蔵入

欠陥をつくっている。赤字国債まで発行しようとしている、そういう直面しているいまのこの財政危機の状況のもとで、税制を担当する当局がそういうことだけでいいのか。将来のことと言われども、しかし、それは損金の繰り越しについての期間等について一定の調整をすれば、後の税源の培養についてはショックをやらねばならないと考へられるわけで、そこいらのところをどうしてもっと真剣に考へて具体的な財源対策として考へていくという前向きな姿勢がとれないのか、そこを私は非常に疑問に思うのです。そういうような検討の余地というのは政府は全く考へていないのですか。どうですか。

○大倉政府委員 この制度が、個別の企業を通じてはございませうけれども、非常に欠損を抱えて難局にある企業に対して下支え効果を持つことについては私もなりに評価をしておるといふふうには先ほど申し上げました。したがって、一般論といたしましては、いまの時期に一般的な企業増税をしていいかどうかということと共通の問題として判断するのだからと思っております。その意味で、いまの時期での一般的な法人税率の引き上げというのは必ずしも適当でない先ほど大臣が申し上げました。同じような意味で、いまの時期に欠損還付を停止することややはり適当でないと思われらる。その意味で、私もやはりこれをいま法律を改正いたしまして、おっしゃるようにならぬという考え方は持っております。

なお、御質問の中で、勤労者は家計が赤字になったら税金を返すかということをおっしゃいましたけれども、これは、先ほど事業についての考へ方を申し上げたわけでございます。個人の事業所得については、青色申告を出していただいておりますれば同様に繰り戻しも繰り越しもございませう。それで、勤労者の家計の赤字と申しますのは、それは何千万円使ったって赤字は赤字だということをごまかさかおっしゃっているのではないだろうかと思っておりますから、基礎的な生計を償うに足るだ

けの支出に対して、収入が足りないという状態をおっしゃっているのだから。その場合には、所得税といたしましては、所得があり、それに対応する支出が幾らであるかという問題でございますから、それは事業上の欠損とは全く違う問題なんです。それはどの程度の所得水準の方から税を納めていただくべきかという問題でございまして、最小限必要な支出を賄うだけの収入がないという方からいま税を納めていただいておりますとは私は毛頭考へておりません。

○増本委員 じゃ午前中の質問、あと一点で終わりたいと思つていますが、いわゆる法人税の、税構造の上では、この実効税率で資本階級別に見ると、逆累進の構造が依然として残っております。この実効税率の逆累進を改めるという点では、政府はどういうようなことを考へなすか。この点だけ何っておきたいと思つております。

○大倉政府委員 逆累進とおっしゃいますのは、私どもの推計で大蔵委員会にお出ししております資本階級別の実効税率の比較についての御質問だと思つております。これにつきまして、本来の姿として、資本金の大きい方の実効負担が資本金の小さい方の実効負担よりも低いということが基本的に妥当であるというふうには私は考へておりませう。これを是正する方向で努力をいたしたい。ただ、問題は二つございまして、一つは配当輕課の影響がございまして、これは配当輕課という制度を今後どう考へていくかという、いわば法人税の構造と、法人税と所得税の調整と絡んだ、長年にわたる議論の続いております問題でございます。もう一つは、いわゆる特別措置によつて実効負担にどれだけの差が出ておるか、その差を縮めることができるならば、それは縮める方がベターであると思つております。ただ、特別措置につきましては別の面から、これは政策目的に応じてつくつたものでございまして、政策目的に依つてつくつたものが結果的に大企業の利用度が大きいものが出てまいりましよう。しかしそれは、大企業の利用度が大きいからやるべきでないだけ簡単に断定でき

るものとも思っておりません。いろいろな角度からの検討を続けながら、将来なるべく、いまおっしゃったような差が縮まり、むしろ資本階級で言えば大きい方がやはり実効負担もそれなりに多少は大きいという結果になるような全体の税制が導き出されることの方が、長い目で見れば望ましいだろうと私も思っております。

○増本委員 いままでのお話でも、単に、大臣は高度成長後のこの不況になった時点での打撃の大きさ、それから不況の長引いた時間の測定を誤ったというようにおっしゃったけれども、しかし財源対策そのものから見て、やはり取るべきところからきちんと取っていかないという点でも、私はこれまで御答弁はきわめて遺憾に思います。

午後改めて、引き続き質問をさせていただきます。ことにして、大臣の御都合があるそうですから、これで私の午前中の質問は終わりにしたいと思います。午後引き続きやらせていただきます。

○上村委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。増本一彦君。

○増本委員 午前中に引き続きお尋ねいたします。

歳入欠陥というのは、歳入引く歳出で赤字が出た場合だと。先ほどの大臣のお話ですと、今日の経済の状態では、歳出を削るということができない。しかも午前中お尋ねしていた点でいくと、妥当な限度でしる歳入をふやしていくということもできない、こういうことになるんですけれども、しかし、今後の問題として、歳出の中で不要不急のものについては現状の実態を踏まえてやはり削減もしていかなければならないというように

思いますが、特に、私たちがかねてから問題にしているのは、一つは防衛費です。すでに今年度分で、最近の数字を見ますと未執行分が七百七十三億圓くらいある。継続費等の分も含めて、一体累積の未執行額というのはいくらに上っているのか、まずその点の数字を確かめたいと思っております。

○高橋(元)政府委員 防衛関係費、補正後で本年度一兆三千六百七十三億を計上いたしておりましたが、その中で、九月末現在契約未執行の金額は五千九百六十五億でございます。

○増本委員 憲法上の問題はもちろんです。しかし、この点について議論をしてもなかなかみ合いません。そこで、大臣はこれまで、これからの景気対策との関係でいっても歳出の削減をいままやるといことが妥当でないとお答えがありました。しかし、これはきわめて消費的な経費でありまして、しかも累積額で五千九百六十五億という膨大な額を抱えている。この歳入補てんも含めて今回の赤字国債というぐあいになってくるわけで、このところのこういう、現に未執行のまま削るということでは、必要メスを入れることは、当然やるべき手だてではないでしょうか。この点ではどういうようにお考えですか。

○高橋(元)政府委員 先ほど申し上げました防衛関係費一兆三千六百七十三億というのは補正後の数字でございますが、当初予算に比べますと、人件費で約四百八十七億圓補正増をいたし、それから不用節約で八十六億の減をいたしてそういう形になっているわけでございます。防衛費一兆三千六百七十三億の中で五五割に当たります七千五百六億というものは人件費でございます。残り約四六〇億というものは国庫債務負担行為または継続費という形で前年度以前にすでに契約をいたしております。当年度その現金支出が回ってまいりまます分は約二割でございます。残ります二五割の中

でいかに節約できるかということでございますが、これは、国の平和とその独立を守っていくという防衛費の性格からして、漸進的に施設の整備を図っていくという観点で本年度の予算を計上いたしておるわけでございまして、その五十年度分の契約をいたしてまいるのに必要な金額と、およそ防衛庁が官庁として、燃料費を払い、営舎費を払い、教育訓練費を払い、そういう通常の官庁業務を執行していくのに必要な経費でございまして、これについて大臣から午前中御答弁がありましたように削減ということを考えるのは適当でないということ、冒頭に申し上げました八十六億圓の不用節約ということをやっておる次第でございます。

○増本委員 四次防後の問題ということで経済成長率との関係で防衛費がどのぐらいの伸びを示すか、あるいはどのぐらいの所用額が必要になるかということが、先般の予算委員会等で議論になりました。しかし、大臣も、この財政法の一か二か、五か六かを含めた今日の現行法の精神は極力守っていかねばならないという態度を明確に午前中一応お示しになっておられますけれども、そうだとすると、この種の消費的な経費に対して、では一体今後どういうようにこの防衛費の圧縮削減を図っていくのか、その辺についての大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○大平国務大臣 財政の役割りは資源の適正な配分を期することが大きな目的でございます。したがって、今後どういう方面に国の資源を振り向けてまいるかということにつきまして、われわれがどういう財政政策をとるかということが非常に重大な影響を持つてまいらるわけでございます。もとより防衛費でございますし、聖域はないわけでございまして、財政が厳しい、緊張した段階におきましては、どの費目におきましてもそういう状況を受けては、それぞれ緊張した財政のもとにおいて支出に節減を加えていただかなければならぬものと考えておるわけでございます。したがって、防衛費であらうと何であらうと、私も全体として資源の

配分を公正にやっておるということと、そしてそれはそのときの財政状況との関連におきましてバランスがとれておるといふものでなければならぬと思っております。そういうことでございまして、とりわけ防衛費だけをねらったにいたしまして、これは特に防衛費を重くする、大幅に削減して、それからあるいは防衛費から特に少ない削減でとどめる、そういうような考えは、私いま持っております。全体の財政の状況を見ながら資源の配分が適正にまいるように防衛費も全体の予算の中で座り、位置づけが正しく行なわれるように配慮してまいりたいと考えております。

○増本委員 今日二十兆圓の歳出予算の中で一兆三千六百七十三億圓、そのうち人件費を除く部分で防衛施設あるいは武器その他の関係諸費用というものは、どれをとっても全部、これが再生産を生むようなものではないし、だから、この点での経費の切り詰めというのは、これは当然やるべきことではないですか。いわゆる建設国債と赤字国債というところで、建設国債については財政法でも一定の限度で発行を認めているけれども、赤字国債の発行を禁止しているという点から見ますと、それはやはり後世にその施設が残り、それを負担させていくということが、一定の施設そのものの中身や内容、目的というものにかかわらず、それも可能になる。しかし、事防衛費で見ると、そういうものを残さないわけですね。しかも、いままでの高度成長の土台の上で、防衛費についても前年対比で見ると、今年度の予算がかなりな伸び率を示した。今後経済の高成長が望めないということは政府自身がみずからおっしゃっている状況の中で、やはり今後それではどういような見通しなり展望を、予算の総枠の中で防衛費の位置づけを考えていかれるのか、その点についてはどのような見解をお持ちなんでしょうか。

○大平国務大臣 すでに御案内のように、いわゆる四次防にいたしましても、相当な積み残しと申しますか、不消化の部分を残しておるわけでござ

います。財政の都合で予定どおり消化ができなかつたわけでございます。すなわち、防衛費でございまして、一般のこういう財政の状況の影響を受けまして、相当御不自由を願っておるわけでございます。そして、全体としてあらゆる方面に御不自由をかけておるわけでございます。資源の配分がバランスのとれた状況になり、苦しい中でもそのバランスは維持していかなければいかぬと存じておるわけでございます。今日までもそうやってきたわけでございますが、今日以後におきましても、別段、基本の方針は変わらぬわけでございます。全体として予算の中で防衛費がどういふ比重を占めてしかるべきかという点につきまして、ただいままでわれわれが考えてきたことと特に変わったポリシーをいま念頭に置いておるわけではないわけでございます。防衛費といえども、財政全体の緊張した状況下におきましては、相当節減を覚悟していただかなければならぬものと考えておりますが、全体の予算の中のバランスというものにつきましては、いままでも政府がとってまいりましたような方針と同様な方針で臨んでいきたいものと考えております。

○増本委員 ほかに、たとえば大手の企業に対する補助金の制度がありますね。特に、たとえば電算機の振興対策費ですね。いま三系列六社ですね。富士通・日立、それから東芝・日本電気、沖電気・三菱電機というこの三系列六社に百四十六億円出しておるわけですね。これは一体どういう目的と根拠に基づいてやられておるものなんですか。なぜ主計局としてこういう制度を予算の措置として認めておられるのか、まずその点を説明してください。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕
○高橋(元)政府委員 四十七年に電算機の資本自由化及び輸入自由化という方針が定まっております。たわけでございますが、その際、電算機が機械工業、ひいてはわが国の産業の先端的な部門として将来の日本の工業、産業、それにとって非常に重要な役割りを果たすものである。したがって、國

産電算機の振興を図ること、これに對して自由化後の国際競争にたえ得るように必要な助成を行うという方針が決定に相なりました。その後、四十九年にさらに追加の自由化措置が定まりました。その助成額がつけ加わりまして、合計七百六億というものを電算機の開発促進、それからIC、いわゆる集積回路の技術開発の促進、ソフトウェア産業の技術開発の促進、三つの項目に分けて、四十七年から五十一年の五カ年間に分けて補助を出すということになっておるわけでございます。

ただいまの電算機六社でございますが、現在までのところ、それぞれ二社ずつ、鉱工業技術研究組合法による技術研究組合というものをつくりまして、そこで共同してそれぞれの担当いたします機種、部品、周辺装置、ソフトウェアというものの開発を行っておるわけでございます。これに對する補助というものは、冒頭に申し上げましたような理由で、日本の経済政策にとって非常に重要な役割りを持つておるものであるというふうに理解しております。

○増本委員 しかし、それがこういう企業に補助金として出しても、そこで得られる科学技術の開発が、それぞれのこういう三系列六社のグループの、あるいは個々の企業のノーハウになって、それがそれぞれの企業そのものの技術開発というだけにとどまってしまうと、国民の利益に直接なっていくという意味での問題じゃないですか。だから、こういうものはむしろこの際大幅に削るなりやめるというふうな手だてをとって、この面でも歳出の削減を図るというふうにするべきではないでしょうか、この点はいかがですか。

○高橋(元)政府委員 お答え申し上げます前に、先ほど私が申し上げました自由化の時期でございますが、ちょっと一年ずつ誤っております。第一次が四十六年、第二次が四十八年でございます。訂正させていただきます。

内の利益としてとどまってしまうということは、確かに問題がございます。そこで、この電算機開発の補助金につきましては、いわゆる収益納付という制度にいたしまして、将来これによって開発された技術またはノーハウに基づいて上がってまいります収益は補助金の償還をさせるということにいたしております。

繰り返しになりますけれども、電算機産業というものは、非常に重要な先端的な産業分野であり、また将来、知識集約化を進めてまいります。際、この電算機のハードウェア及びソフトウェアの両面が非常に重要な役割りを果たすというところは、世界共通の考え方であると思っております。そういう意味で、企業に對する補助金という御指摘はございませぬけれども、そういった先端的な産業分野を生かしていく、それを急激な資本自由化及び輸入自由化の波に對して競争力を培養させるために必要な施策であるというふうには私も考えておる次第でございます。

○増本委員 先端科学産業としてその科学技術の開発をわが国としても進めなければならぬ。しかし、これは、わが国が独自に政府の中で企業から中立的なそういう仕組みやシステムというものをつくる、企業も個々の企業でその担当の分野の産業ではそれぞれが自己の資金と努力でそういうものを進めていくということをするべきであって、これを政府がいまこの時期にそういうもの助成を積極的に進めるといふことで、財政危機のこの時期に改めて特別のグループの企業についてだけそういうものを認めるという、そのことが企業と政界との間のいろいろな懸念の問題になるし、いまあなた自身も認めたように個々の企業のノーハウになって全体のものにならないという非常にへんばな補助金制度をそのままにしておくという、この問題自身を正當に解決することにならないというふうに思ふのです。こういうような問題については大臣どうなんでしょうか。だから、これはこういう補助金をやめて、科学技術体系の中で科学技術の開発振興については別途の手だてをとる

ということにむしろすべきではないですか。財政当局として大臣のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 電算機産業、これは仰せのように先端産業といたしましてわが国で定着できるかどうか確かに問題の産業であったわけでございますが、幸いにいたしましたわが国では、国内の需要が半分ぐらいはわが国の電算機産業によって満たされておるといふことは世界に誇つていいことだと思ふのであります。アメリカ等の強大な企業によりまして席巻されるというようなことを許すかどうかということの判断を求められますと、でき得ればわが国においても定着できる可能性のあるものはわが国の産業の将来の休戚を担う一つの柱として育て上げることができればそうすべきであると考えていくのが政府として素直な考え方ではなからうかと私は思うのでございまして、従来そういう方針でやってきたわけでございます。

もとより増本さんのような考え方がないわけではございませんけれども、政府がとりまいた選択は、いま申しましたような趣旨でやりましたわけでございます。企業に帰属する利益につきましてはそれを国庫に還元する道を将来に開いておるわけでございます。私とは別段とがめられるべき政策であるとは考えておりません。

○増本委員 たとえば、そういうことであるのだら融資であつていいわけ、一般会計から補助金としてこういうものを出すという必要もないのじゃないですか、将来国庫に還元するというのだったら、だからそれを一般会計からこういうような形で出すことによつてそれで特定の企業の技術開発のてこ入れをする、しかしその開発された技術は公開されない。で、収益が上がったときには国庫に還元してもらうというふうなことではなくて、金融的な制度でそういうものは本来済ませる性質のものじゃないですか。だからそこをこのところのやり方から見たら、再検討の余地は十分あるのじゃないですか。

○高橋(元)政府委員 電算機が先端的な産業分野

であるということは、同時に電算機のソフトウェア及びハードウェアの開発を通じてその技術的な水準というものは徐々に波及してまいり、それによって日本の経済の国際競争力というものは強くなっていく、それが全体として国民、国家の利益につながる、こういうところがこの補助金の創設の趣旨であります。四十六年及び四十八年の自由化の際に全体のスケジュールというのがセットされまして、それに従って計画的に補助金の予算を計上、執行いたしております。現在までに通産省から私どもが聞いておりますところでは、かなりの成果が上がっているというふうに承知いたしております。

ところで、この補助金を融資の形でやったらいいではないかという御指摘でございます。確かにそういう面が、そういう考え方があるとは思いますが、この最も巨大な技術と申しますか、ビッグプロジェクトと申しますか、こういうようなものを単に融資だけでやっていくというところが可能であるかどうか、やはりそこには開発のリスクというものもございましょうし、単純に開発のコストをすべて製品にかけるというのでは、やはり産業としての国際競争力と申しますか日本経済の自立性と申しますか、そういうものが保てないという面があるわけでございまして、いろいろ補助金創設の際に検討いたしました結果、現在のような補助制度で収益還元、こういう経緯になっておるわけでございます。

○増本委員 それからこれは第四次不況対策等とも絡むのですが、むしろ不況対策ということで、国の資源の配分を大型プロジェクトにかなりウェイトをもって振り向けたわけですね。今後もうこういうようなやり方が不況対策の財政支出の裏づけとしてやられていくのかね。その点は大臣はどういうような方向やお考えをお持ちなんでしょうか。

○高橋(元)政府委員 本年度の補正予算で、景気の浮揚を図るという意味もございまして、公共事業の追加を必要額計上いたしておるわけでござい

ますが、その内容としてどういう種類の事業を組むかということについては内部でいろいろ検討をいたしました。当面経済に対する効果が大きくてしかも経費支出の緊要性の高いものということ、先般補正予算でお認めいただいたような補正の形になっておるわけでございまして。

今後ともこのような、先生のお話でございますと大プロジェクト中心の公共事業の配分になるかということもございまして、その点につきましては、五十一年度以降の公共事業費の内容でございまして、質量ともにできるだけ国民生活の向上に資するようなものにしていきたいというふうに考えておりますが、いまその公共事業の種類別の配分まで頭の中に持っているわけではございません。

○大平国務大臣 一言申し添えておきたいと思っておりますけれども、公共事業計画にいたしても財政投融資計画にいたしても在来からとてまいておりまして方針が、財投でございましてならば大体基幹産業中心でありましたものが、漸次生活環境整備中心に移ってきておるわけでございまして。また公共事業にいたしても、道路でございまして、また河川でございまして、港湾でございまして、そういう公共事業、ロープのものも続々とやっておりますけれども、最近の傾向といたしまして、上下水道でございまして公園でございまして、とかあるいは水源の涵養であるとかあるいは農業基盤の充実であるとか、そういったものに漸次力点を移しつつあるわけでございます。したがってそういう傾向を踏まえた上で、年度の補正予算もそのラインに沿ってやられたわけでございまして、特に大プロジェクトを抜き取りましたとしてそれに特に予算を加えるというふうな操作をやったわけでは決してないのでございまして、従来とてまいておられます財投でございまして、公共事業計画にいたしても、それが景気対策として役立つというものにつきまして一割強の補正増額をいたしたというのが今度の補正の意味でござ

います。

○増本委員 いまのあれでいくと、次長の答弁と大臣の答弁違いますね。公共事業の中で経済的な波及効果の高いものということで、次長は大規模プロジェクトに予算の配分をしているという趣旨の答弁をいませう。

○高橋(元)政府委員 ちょっとお答えに言葉が足りないところもございましたので、正確に申し上げますと、事業の緊急性ということを私は一つ申し上げました。それから各事業を施行してまいり、それによる経済効果ということが、当面の経済情勢にかんがみてやはり考慮の内容として必要だということも申し上げました。そういう観点で公共事業の追加をいたします際に事業別、施設別、配分を行ったのだ、したがってあと具体的な内容は水資源なり国土保全なり農業基盤なりそれぞれ大臣のおっしゃったような内容でございまして、大規模なプロジェクトについても、やはり国土の均衡ある発展とか国民生活の向上、それに役立つものという意味で今度の補正追加の中に入っておりますということも申し上げたわけでございまして、いわゆる大規模のプロジェクトを強いて取り上げるということで補正を行ったのではないというわけでございまして。

○増本委員 日本の経済の不況の立て直しという点では、何と云っても国内市場の拡大をはかっていくということでもやらなければいかぬわけですね。局地的な大型プロジェクトで経済の波及効果が強まるなどというのは、これは私はナンセンスだと思っております。そういう点で、資源配分については、来年度の予算以降で、特に赤字国債を当初から抱え込まなければならぬという、そういう状況だというのは、先般の政府側の答弁ですから、特にこの点は強調しておきたいと思っております。

次に移りますが、赤字国債は五十一年、五十二年までは続くというように先般大臣は答弁をされたと思っております。五十一年度の予算編成にいま取り

組んでおられただけですけれども、五十一年度予算の予算規模は大体どれくらいになり、その中でいわゆる赤字国債の発行額というのはどのくらいになるのか、その点の最近の見通しはいかがでしょうか。

○大平国務大臣 いまそういうことにつきましていろいろな材料を集めまして検討いたしておるところでございますので、来年度の予算の規模、したがって、またその中で公債費がどのくらいになるか、特例公債がとりわけその中でどれくらいになるかというふうなことにつきまして、ここで正直に申してまだ御報告を申し上げられる段階に至っております。

○増本委員 不況対策の中心に公共事業費を置くということになると思われるわけですが、大体来年度は公共事業費の規模をどのくらいにお考えになっておるのですか。

○大平国務大臣 ここ去年ことしと総需要抑制政策のため公共事業費は抑制済みで編成してまいりまして、ノミナルな金額が前年度同額ぐらいで推移してまいりましたことは御案内のとおりでございます。ようやく総需要抑制政策が奏功いたしましたので、景気政策を進めなければならぬということになってまいりましたので、この補正予算におきまして一％ばかり公共事業費を補正増額いたしましたことも御案内のとおりでございます。これが今日までの経過でございます。

来年度の公共事業費をそういう経過を踏まえてどのくらいのものにいたしますかがまじまじにわれわれが検討いたしておる最中でございます。今日の経済がこういう非常に落ち込んだ状態にございまして、財政の力におきましては相当圧力を加えてまいらなければならぬのではないかと考えておりますので、公共事業費も相当われわれとして見たいと考えておりますけれども、こういう赤字財政下でございまして、どのくらいの金額を盛り込むことができますか、またいろいろな角度から検討しなければならぬと存じまして、せ

かくいま検討中でございますので、幾らかという点につきましての具体的なお答えはしばらく御遠慮させていただきますと思ひます。

○増本委員 従来私たちは、この公共事業費については産業基盤向けと生活基盤整備向けの二つに分けて、従来の比率を逆転させて、少なくとも生活基盤整備向け二、産業基盤向け一というようにすべきだというように主張してきました。いまやますますその必要性がむしろ逆に高まっているというように思ひますし、政府はその方向で生活基盤整備に重点を置いていきたいという趣旨のいまも答弁がありましたけれども、このことは、国内市場を拡大していく、そうしてそれを均てんさせていく、どこの地域、地方自治体でも事業が興り、そしてそれが生活基盤として住民の暮らしも暮らしやすくなるし、事業も興り、仕事もふえるというような点で一石二鳥、三鳥の効果をもたらすわけですね。来年度のこういう赤字国債を抱え込んだという状況のもとで予算編成をされる場合に、この公共事業費の産業基盤整備向けと生活基盤整備向けについての予算配分の比率をどういうようにお考えになっておられるのか。この点は、額としてではなくて、振り分けの割合をどういうようにするかという点では御方針もおありでしょうか、その点について明らかにしていきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 一般公共事業費を一〇〇としたしました際の生活環境施設整備の割合でございますが、四十八年から順次申し上げますと、一六・七、一九・六、五十年の当初で二一・七、補正後で二一・五というふうに逐次その割合は高まってきております。それに国土保全、これは治水治山といった系統でございますが、それがやはり四十八年に一七・二、四十九年に一六、五十年の当初で一六・九、補正後で一三・一というふうにあつておられるわけでございます。それで、この生活環境施設整備というものが住宅、下水道、環境衛生、公園、離島、電気といったようなものをあわせておられるわけでございますが、この割合が逐次

高まっておりますということ、先ほど大臣からお答えのありました国民生活の基盤的な公共事業を充実していきたいという考え方があらわされておられるというわけですが、五十一年度及びそれ以降の公共事業費をどういうふうにしてまいるかということにつきましては、五十一年度の予算がまだいませつかく編成の準備中でございますし、五十一年度以降の問題につきましては、長期経済計画との関連もあつて思ひますので、いまこの段階ではっきりした内容を申し上げるわけにいかないと思ひます。

○増本委員 そこで、いわゆる五兆円、六兆円というような巨額な赤字国債になる危険性というものを非常にはらんだ来年度になるという状況のもとで考えてみますと、建設国債は、ある意味では、全く純粋に考えると、先ほどもお話ししましたように後世代にも残るから、その負担を後世代にもしてもらおうということでの先行投資をするんだという意味は、それなりに一つの理屈として成り立つ。しかし実際には、この建設国債関連の公共事業の範囲とか対象というのもだんだんあいまいになってきた。そのところに加えて赤字国債が膨大な額に上つて、事務費を初め全く後に残らないものに対しても後世代の国民に負担をさせるというふうな状況にもなつていける。

○大平(元)委員 長代理退席、委員長着席。こういう事態で今後の経済運営、財政運営をしていくということ、一つお伺いしておきたいのは、いつまでこういうふうないわゆる借金政策というのか、赤字国債の発行をやつていこうと考えているのか。そういうことでこれからの財政経済の運営をした後、国民への増税ということに当然ならざるを得なくなる。果たして国民に増税を期待するほどに五十二年あるいは五十二年に景気がよくなるというふうな考へておられるのか。その点については、大臣は何かがお考えですか。

○大平(元)委員 大蔵長不況でございます。回復の展望がまだ定かに見えないのは大変残念でございます。けれども、ようやく輸出の先行きに

も明るさが若干出てきたようにございます。経済はどうやら回復の底固めを終えて回復の軌道に乗りつつあるというふうに考えております。しかしながら、経済が仮にこしから来年にかけまして回復いたしましたとしても、税収にそれが結果として出てまいりますのはタイムラグがございます。来年度の歳入として直ちに期待できるものはそんなに多くないわけでございますので、私は来年度の予算は非常に苦しい予算にならざるを得ないと考えております。したがって本委員会におきましても、明年度も、非常に残念でございますけれども、引き続き特例公債の発行ということはやむを得ないものとしてお認めをいただかなければならないと思ひます。

○増本委員 いま大臣が増税をお願いすることにならうかというお話をされた、この点はきわめて重大だと私は思ふので、経済社会基本計画では終了年度までに二、三%税負担が上がるのはやむを得ないというように言つてきた。しかしこれは高度経済成長時代の話ですね。いまその見直しをやつていける。ところがその見直しをする時期、それから今後を見ても経済成長が望めない政府が言つておられるときに、国民の税負担を上げる基盤が一体どこにあるかと考えておられるのか。その点はどうなんでしょう。

○大平(元)委員 増税をお願いする——いまちょっと言葉が足らぬわけでございますが、増税についての検討をお願いしなければならぬ段階が来るのではないかとこの意味で申し上げたので、そのように御訂正いただきたいと思ひます。

いまあなたが御心配のようなこともございまして、いづれ五十一年度におきまして現行税制のいろいろ見直しをやり遂げながら、五十二年度以降そういった点も含めまして、いろいろ負担を求めらるべきか求めないか、求めるべきかというふうなことの検討に、順序としては入るべきじゃないか、いまはまだそれは時期尚早でないかというふうにお考えしております。

一方、それでは増税ということについてどう考へておられるかということでございますが、けさほどからあなたとのやりとりにおきましても申し上げておるとおり、いま一般的に法人税とかあるいは所得税とかいうものの増税を考へられるような時期でないかと考へております。お聞き取りいただいておりますが、しかしそれじゃ、いつごろになれば財政の必要に依つて増税について国民にお願いができる環境ができるかということになりますと、その前にやはり租税特別措置等現行税制につきまして十分な周到な見直しをまずいたしまして、現行税制に不公正な部分が残つておるといふようなことでは、なかなか次の御相談を国民に申し上げるにいたしまして御理解を得にくいわけでございますので、まず五十一年度はそ

ういう一般的な増税というふうなことを考へるべきでなく、現行税制の中をもう一度洗い直してみるというところをお願いしたいものと考へておりまして、そういったことの作業を終えた後で、経済の景況を見ながら、ひとつ五十二年度以降、増税というような問題につきまして改めて御検討いただくようにならうかと考へますけれども、まだそれはどういふ程度のものになりますか、またどういふ形のものになりますか、そういった点につきましては具体的な展望をまだ持つておりませんので申し上げるわけにはまいりませんけれども、取扱いをいたしましてはいま申しましたような筋合いでお考えしております。

○増本委員 いま大臣が増税をお願いすることにならうかというお話をされた、この点はきわめて重大だと私は思ふので、経済社会基本計画では終了年度までに二、三%税負担が上がるのはやむを得ないというように言つてきた。しかしこれは高度経済成長時代の話ですね。いまその見直しをやつていける。ところがその見直しをする時期、それから今後を見ても経済成長が望めない政府が言つておられるときに、国民の税負担を上げる基盤が一体どこにあるかと考えておられるのか。その点はどうなんでしょう。

○大平(元)委員 増税をお願いする——いまちょっと言葉が足らぬわけでございますが、増税についての検討をお願いしなければならぬ段階が来るのではないかとこの意味で申し上げたので、そのように御訂正いただきたいと思ひます。

いまあなたが御心配のようなこともございまして、いづれ五十一年度におきまして現行税制のいろいろ見直しをやり遂げながら、五十二年度以降そういった点も含めまして、いろいろ負担を求めらるべきか求めないか、求めるべきかというふうなことの検討に、順序としては入るべきじゃないか、いまはまだそれは時期尚早でないかというふうにお考えしております。

公債、赤字国債はいつまでお続けになるつもりな
んですか。特別公債をもう続けないで済むという
ようになったときには歳入欠陥というものは、いま
のような税制あるいはその後租税特別措置の見直
しをやるおっしゃった、そういう手だてを踏ん
で、しかも期待する税収がそれで確保できるとい
うようにお考えになっておられるのか、その辺はどう
なんでしょうか。

○大倉政府委員 ただいまの御質問の諸点を含め
まして、ただいま経済審議会の方で各分科会を設
けられて、五十一年度を初年度とするフレームの
策定の作業に入っております。十二月中には、
計画全体はもう当然間に合わないといまして、
も、計画の概要のようなものができるだけ間に合
わせたいということで作業を進めておられると理
解いたしております。税制調査会におきまして
も、学者ばかり二十数名の方にお集まり願いまし
て基礎問題小委員会というのをつくっていただ
きまして、現在までに二回、企画庁の作業の進捗状
況の紹介を中心として御議論を願っております。
あと一回あるいは二回御議論を願ひまして税制調
査会の総会に、これは結論はとうてい出ないと思
います。中間的な御報告を願ひまして、税制調
査会の五十一年度以降の税制の御議論の参考にし
ていただきたいということで作業が進んでおりま
すが、もちろんこれはまだ結論が出たわけでもご
ざいませぬし、基礎問題小委員会の学者の先生方
の中にも、現在の作業そのものについていろいろ
と御質問があり、御注文が出ておられるというこ
とでございますが、見直しと申しますか一種の感じと
いたしましては、五十一年から五年間の間に税制
を全く手直しをしないと申しますか、増減税を制
度的に一切しないということではかなりの疑問があ
るといふような結果が出そうでございます。もち
ろんこれは歳出をどう置くかにもよります。歳出
を固定的に伸ばしてしまえばどうもそうなるので
はないか。ただこれは経済計画の全体のフレーム
でございますから、歳出を締めれば逆に成長率が

縮む、税収も縮むという、お互いに絡み合った問題
でございますので、ある程度国会に御報告できる
ような姿になるまでにはまだ相当の検討を必要と
するだろう、ちょっといまどちらかの結論は出せ
ないというのが現状でございます。

○増本委員 新聞などに伝えられるところにより
ますと、五十二年から付加価値税を導入したい
というふうなことで準備をされているというよう
に報道をされていますけれども、大蔵省としては
税制調査会にかけて来年度税目の検討に入るとい
う趣旨を前回の当委員会で大倉局長自身答弁され
ていますね。その動きで行くところの付加価値税あ
るいは間接税、一般消費税の導入という状況に進
んでいくのではないかとお思います。その点はど
うなんでしょうか。

○大倉政府委員 たしか先日この委員会で松浦委
員の御質問にお答えいたしました記憶がございます
が、そのときに申し上げましたのは、取扱いいた
しまして、先ほど申し上げました基礎問題小委員
会の検討をまずやっていたでございます。その結論が
仮に計画期間中に現行税制プラス何らかの負担の
増を考へざるを得ないかもしれない。もちろん、
これはくどくどと恐縮ですが、歳出をどう考へる
か、経済情勢をその都度どう判断するかというこ
とを前提にございまして、長期的な視野に
立ってみると現行税制にプラス何らかの負担の増
をお願ひをせざるを得ないという経済の姿が出て
くるかもしれない。そうなりました場合には、そ
れではどのセクターに負担をお願いするのかある
いはなべてお願ひするのとかいう問題になりまし
ょう。セクターとして大ざっぱに申し上げれば、
それは個人所得の部分か法人所得の部分か個人消
費の部分かということしかないわけでございます。
その場合に個人所得に対して負担を求めるとか
かあるいは個人消費に対して負担を求めるとか
いうのは、これは私どもが専横的に決めてしまっ
ていい問題ではなくて、選択の問題として税制調
査会で十分御議論いただかなくてはなりません
しょう。その選択の一つとして、個人消費に対す

る課税のあり方としては、EC諸国で付加価値税
というのが現に採用され、かなり定着してござ
いますので、この税目も検討の対象には入ってまい
ることが予想されます。そう申し上げたわけござ
いまして、いま大蔵省の事務当局が付加価値税導
入に踏み切ったとかあるいは何年度から必ずやる
とか、そういうことを専横的に決めておるとい
う事実は全くないわけでございます。

○増本委員 しかし、事態からいくとそういう方
向に進むという趣旨で理解してよろしいですね。
○大倉政府委員 同じことを繰り返しまして恐縮
でございますが、増税を検討せざるを得ないかど
うかの判断がまずなくてはならない。検討せざる
を得ないとした場合に、それをどのセクターに求
めたいのかということをごまきしく中心課題と
して、時間をかけて十分な御審議を願ひたい。大
蔵省事務当局がAかBかの中ではBしかございま
せんというように決めつけておるといふ事実はな
いわけでございます。

○増本委員 しかし、そうしますと五十年の十一
月二日に毎日新聞が「付加価値税、五十二年度か
ら 来年諮問、まず一〇% 大蔵省、導入方針固
める」これは誤報ですか。
○大倉政府委員 新聞の取材は自由でございます
し、書き方も自由でございますけれども、私も個
々の観測記事につきまして一々責任を持つことは
とうていできません。

の税収が予測できるのですか。
○大倉政府委員 これは計算はできませんけれど
も、計算をいたしましたして、いかにそれだけ増税
をするのだというふうにお受け取りになられては
はなはだ困りますので、計算はどういう計算をす
るかということをお申し上げますと、ECタイプの
付加価値税を全く免税物品なしに導入いたすとい
うことを全くの仮定として議論いたしますれば、
それは個人消費に対して税率を掛けたものだけの
税収が平年度分に出てくる。問題は複数税率を入
れるかとか、中企小業をどうするかとか、どうい
うものを免税物品にするかということをごまき細か
く議論してみますと、付加価値税をやたら何
兆円になりますということだけを申し上げること
は避けさせていただきます。

○増本委員 これでございますと、結局個人消費支
出が最近の四十九年でいくと八十六兆円ですか、
それで免税その他を抜きにすれば、単純にその一
割ということでは結局八兆六千億。しかし、いろいろ
減免税を採用するようになって、半分と見て
も四兆円を超える税収ということになるわけです
ね。赤字国債やあるいは累積しているこれまでの
国債の償還の財源も非常に限られた財源の中でや
つていかなければならないということ、従来か
ら財政硬直化の一つの原因として挙げられてきた
た。しかもここに赤字国債を抱き込むということ
になると、なおさらそれに必要な財源を得なけれ
ばならない。しかもいつまでもそれを続けていく
ことができないということになると、当然相当な
規模の増税を確保するという方向を政府はその意
味でいま検討されているのではないかと。そこに付
加価値税の導入ということが現実的な問題として
新聞でも報道され、議論をされる。そしてその可
能性もあるということ、いまの主税局長の答弁
でも否定はされない。だってそうでしょう、いま
その中の一つにそういう一般消費税の問題もある
という趣旨のことは答弁されているわけだから。
そういう事態になり得るといふことになるのでし
ょうかね。その辺のところも、結局いままでの基

審問題小委員会として中期の経済計画の検討がされ、そしてそれ以降の問題として、税制調査会でも来年度以降は具体的な問題についての検討に取り組むというスケジュールでいくと、種々のいままでの財政の実態を踏まえて、しかも経済見通しがどうなるかという点では決まっていますと、さまじく変わりました状況になるというふうな状態でもないわけですから、大蔵省の方では考え方としても現実にかと思いますが、どうですか。

○大蔵政府委員 先ほど申し上げましたように、経済計画のフレームを決める作業の途中でございます。歳出の、と申しますよりも経済計画の場合には、政府の財貨サービス購入と政府の固定資本形成の伸びをどの程度のもので想定するかということが一つございませう。その場合に、今後の実質経済の伸びが資源の制約その他を考えた場合に最大限どこまでいけるかということが同時に考えられておる。そのときに設備投資というものは、先ほど来の御質問の中にもございませうに、恐らく従来の高度成長期のような大きな伸びは出てこないのではないか。そうすると、最終需要項目の中で個人消費の伸びと個人住宅投資の伸びと政府固定資本形成の伸びと政府財貨サービス購入の伸びと、そういうものがどのようにあんばいされて出てくるかという問題がある。そこから先に参りまして、仮に政府固定資本形成にある程度の伸びを期待し、政府の財貨サービス購入にある程度の伸びを期待しないと、従来に比べては減速ではあるけれども望ましいような福祉向上のための実質経済の成長というものが出てこないということにもしなければ、それを支える政府の収入というものが現行税制のまま推移したときに不足するかどうかという問題になる。そこはまだ結論が出ておらないと申し上げたわけでございます。

仮にそこに不足が生ずるだろう。生ずるだろうけれども、経済計画としてはやはり政府セクターの財貨サービスの購入なり固定資本形成なりはその中に盛り込まれるような伸びを確保しないと、

経済が伸びないということであるならば、しかも特別公債は脱却するのだという命題があるならば、それはやはり現行税制に加えまして、どのセクターからかの負担の増加を求めなくてはならない。それがどの程度であるかということも十分時間をかけて御議論を願いたいということも申し上げておるわけでございます。いま大蔵省事務当局が何年度を目標に必ずどの税をやるか、その税の大きさは幾らであるかというふうなことを決められる状態にはまだないわけでありませう。それらの作業を経て、税制調査会の十分な御審議を経た上で、増税の方向での税制改正をどうしても議論せざるを得ないということにコンセンサスが得られてそこから具体的な議論が始まる。そういうことを先ほど来申し上げておるつもりでございます。

○増本委員 今後の赤字国債の発行とそれに伴う償還財源の確保ですね。この点では、従来のように、現行の税制なり歳入の仕組みのままでその償還財源は可能だということにお考えなんでしょうか、その点はどうですか。

○大蔵政府委員 そのところが、これは経済計画と一般会計とは直に結びつきませんけれども、経済計画ベースで申し上げますれば、一体どの程度の政府の財貨サービス購入と政府の固定資本形成が必要かということとあわせて判断いたしまして、しかも非常に端的に申せば、歳出をどんどん切つて、しかも経済が伸びてくれるというならそれは増税しないでも大丈夫でございます。そういう絵がかかるかどうかという問題だと思ひます。

○増本委員 それはこの法案の二兆九百億の今後の償還財源にも関係があるわけですね。そうでしょう。そうすると償還財源がどうなるのか。実はそのこと自身がこれからの検討課題だとしたら、しかもそれが中期経済計画あるいはその裏打ちになる中期の税制計画というふうなものによって決まってくるということになったら、返す当てが現実的に決まっていけないままの状態では、これはもう審

議そのものに実はならないんじゃないですか。だからそのことを明らかにしてほしいということから、実は午後以降の質問で、一体、増税をするのかどうか、その辺の見通しはどうなっておるかということをお伺いしておるわけですね。いまここで、それではこの二兆九百億に限りでもいいのですが、これがいまの税制をこのまま続けていくということで償還が確保にできる、そういう保証というものがあつたのか、どうなんですか。

○高橋(二)政府委員 先般来お答え申し上げておりますように、特別公債の償還財源をいたしましては、現行の百分の一・六の定率繰り入れ、それから剰余金の全額の繰り入れ、それから特別公債脱却後に行いますところの予算繰り入れ、この三つをもって充てる。それによりまして、六十年程度の満期にはこの特別公債を全額償還をいたしますというところは申し上げておるわけでございます。今後、財政全体の運営を通じて確実な償還をしてみたいというところは、繰り返しになります。いまの私の考え方であります。

○増本委員 ですから、私が言っているのは、そういう基準で償還をしていくその財布があるわけなんです。その中身のお金というのは、いまの税制なり歳入を立てていく現行の仕組みだけでその財布のお金というものは間に合うという見通しなのか、その保証というものはあるのかということについておるので、高橋さんに聞くのではなくて、大臣なり主税局長ですか。

○大蔵政府委員 現行税制を全く修正をしないで、それが各年度にどの程度の増収をもたらすであらうかということにつきましては、各年度の経済成長の見方、セクター別の伸び方に依存するわけでございます。そのところを私もただで想定いたしましたも、それはほかの経済活動なりほかのセクターの伸びなりと整合性のないものになつてしまふので、国会で責任を持って御答弁できるような数字は出てこないわけでございます。

同時に、償還財源が幾ら出てくるかということもは税だけでは決まらないわけでございます。歳出が幾ら必要かということと一緒でないと決まらないわけでございます。税の立場だけでこの二兆九百億を返すために増税をするのかしないのかとおっしゃられますとも、それは今後の検討を待つしかないというお答えしかいまの段階ではできないということでございます。

○増本委員 これは二兆九百億も結局いま返せる確実な財源の見通しというものは持っているまい、こういうことになるわけですね。その点はどうなんですか、大臣。

○大平國務大臣 そういう財源があれば、発行いたしません。

○増本委員 そういう性質のものなんです。一体この中期の経済計画というのはいつできるのか。その裏打ちになる中期の税制計画というのはいつになるのか。

○大蔵政府委員 本来企画庁計画局がお答えすべき問題だと思いますが、いままでの答弁との関連がございませうので、私の知っておる限りのことでお答えいたします。計画そのものの全体ができて上がりますのは、いまの作業の目標としては三月末ごろのことだと思ひます。ただその前にできるだけ大ざっぱなアウトラインでもいいから、もはや月がかりだったので今月中に出してみたい、しかもそれはできることならば予算編成のときには大ざっぱにわかっているようにしてみたいという希望を持って現在企画庁は作業をしておられるように聞いております。

○増本委員 この中期経済計画あるいはその裏打ちになる税制の計画というものを策定する上で、大蔵省の主税局の方でも一定の資料はお出しになつていらっしゃるわけですか。

○大蔵政府委員 税収の伸びを想定いたします前提には経済の各セクターの伸びでございますので、ただいまの作業段階では企画庁の各種の試算を私どもはいただきますが、私どもなりの検討はいたして参っておりますが、企画庁の試算は、学者の意

いうようなことは今後繰り返してはいかぬわけでございますので、五十一年度の取り組み方につきましてにはよほどこういう態を繰り返さないようにやらなければならぬと存じて、鋭意努力をいたしておるところでございます。

五十一年度は、それではどうやるかということについてのお尋ねでございますが、これはたびたび申し上げておりますように、大きな法人税あるいは所得税の増税または減税、そういうものを考えられる時期ではないとわれわれは判断いたしておるわけでございます。増税をお願いするほどの経済状況ではない、減税を考へるほどの余裕はないということでございます。それは基本認識として持っておるわけでございます。しかしながら、こういう厳しい財政状況でございますので、現行の歳入体制、とりわけ現行税制につきましては十分きめ細かい、従来よりも彫りの深い見直しを行わなければならぬ責任があるのではないかと存じまして、これはたびたび申し上げておりますように、いま税制調査会を中心に御勉強を鋭意願っております。

歳出面におきましては、行政的な事務費というものには五百三十九億の節減をお願いいたしたわけでございますけれども、政策的な太い経費につきましてはいま大きななをふるうというようなことは考えていない。そういうことはさらに一層経済不安を招来することでございますし、ひいては雇用不安を招きかねないわけでございますので、そういうことはすべきでないと考えておるわけでございます。

来年度の予算編成に当たりまして、そういう意味におきまして、ことしの予算の体制を大きく崩して、いまの歳入体制に合ったような、歳入能力に合ったような新しい歳出がまんしていただくというわけにはまいらぬだろうと私は思っております。したがって、歳入、歳出とも今日のような経済状況を十分踏まえた上で、非常に用心深くやらなければならぬ年ではないかと考えておるわけでございます。

しからばどのくらいの枠組みで考えておるか、また公債はどの程度のことを念頭に置いておるかということでございますけれども、正直に申し上げます、まだそこまで委員会で御報告するような段階ではないのであります。いま国会の御審議を早く済ましていただきたいと思います。来年度の予算に専念していただきたいと思います。この程度に抑えていこうというところで、政府等の首脳御相談のフレームをつくっておるというようなことも一切まだしてないわけでございますので、この段階は、まだ一般論といたしまして、いま歳入、歳出面にわたりますと、こういう心構えでおるのだというところで、ひとつ御了承いただければ幸せと思っております。

○広沢委員 長々と御答弁いただいたのですけれども、結局はまだ何もわからないということ、ただ困っているということだけはよくわかる。そういうことではやはりわれわれは納得できないので、具体的な煮詰めというものは、それは時を追ってそれぞれ税制調査会にもそれは答申を求めているのでしようし、あるいは財政制度審議会にもいろいろ意見を聞かなければならないでしようし、いろいろなことがあると思っております。

しかしながら、やはり財政当局者としては、今日これだけの大きな歳入欠陥を生じ、赤字国債を發行しなければならぬということに対して、国民にはこういうふうな方向で問題を解決していくのだという枠組みは明確にしなければ、あなたの方がさっぱりいま検討中でわからぬのだ、だけれどもこれだけの大きな赤字ができたのだから、これは何とかしてやらなければいけない、これだけは認めてくれ、こう言われても、それはなかなか納得しがたいものになると思うのです。

そこで、これはまず参考のために聞いておきたいわけですが、どうしても財政運営上は経済見通しということが頭にくる、その経済見通しが狂ったからやはりそれに応じて税収の見込みも狂ってしまう、そして今日のような財政危機という状況

況も招来することになった、こういうようなお話なので、一応これからの経済見通しについて、経済企画庁にお越しをいただいておりますので、若干伺ってみたいと思っております。

そこで、まずお伺いしたいのは、五十年度の経済見通しを十月に変えられました。それで、下期を通して、経済見通しを変えたわけでありませうけれども、大体その見通しどおりいきそうなのかどうなのか、まずそこからお答え願いたい。

○額田説明員 お答えいたします。経済見通しの改定以後、一般に景気の回復力が弱いと言われております。ただ、私もマクロの面で、指数で見えますと、御案内のとおり、鉱工業生産指数は二月を底といたしまして十月まで約八ポイントの上昇を示しております。また、稼働率も三月を底といたしまして九月まで約七ポイントの上昇を示しております。こういう指数の面におきましては、ある程度の回復軌道に乗ってきたのではないかと考えております。

また、先ほどお話ございましたように、国際収支の面でも、上半期は低調でございましたが、下半期に至りまして、最近輸出ないし輸入とも若干増加の傾向にある、こういうふうな考えでおります。したがって、このような基調のもとで第四次の景気対策が本格的に動き出しますと、本年度私ども改定見通しで予定いたしました年率二%強の成長を達成できるのではないかとこのように考えております。

進んでいないということも結果として出てきております。具体的に言うならば、大型プロジェクトを組んでいろいろやるうとしたことについては、具体的にこれはまだ諸般のいろいろな関係があって進んでいないことも私も聞いています。

さらに、住宅の問題につきましても、過般建設省が新設の住宅の着工の面からいろいろな予想を出していただきましたけれども、その見通しによりまして、これは四十九年度よりも着工件数が減るのではないかと、そして、第二次五カ年計画の最終年度でありますけれども、これも予想より下回るのではないかと、そういう予測を立てている。それだけではありせん。確かに住宅金融公庫に対する貸し付けは相当大幅にふやしておりますけれども、それで賄えないぐらい多くの申し込みがある、需要があるということはわかるのですけれども、これも予算の限度がありますから全部消化することはできなかった。それを加えても、全体的に見ると、やはりいま申し上げたように目標達成がむずかしいという状況にあるやに発表されているわけです。

さらに、過般の報道によりまして、大量の国債が発行されるということで、それぞれの金融機関においては住宅ローンに対して多少渋り出している。特に住宅専門四社に対する融資が落ちてきたという面にも出ております。

また細かく言えば、たとえば輸出が落ちてきているということで第四次不況対策でいわゆる輸銀の融資枠を若干増加させていますね。しかしながら輸出の落ち込みに対してそれだけの追加をして果たしてもとへ戻っていくだけの力があるだろうかということも一つは疑問視されている。

ものが余りないのではないか。そういう面が具体的に設備投資も横ばい状態、停頓状態である。輸出は、先ほどちょっとお話をありましたように、指標的には向上傾向にあるけれども、はつきりとそれが軌道に乗ったという事は言い得ない。

こういうことを考えてみますと、あなたはいま四次対策が効果を得てくればということをおっしゃってありますけれども、果たしてそういうことが可能なかどうかということは、大いに疑問だと思ふのです。その点いかがですか。

○額田説明員 お答えいたします。
先生すでに御案内のとおり、景気回復力というものにつきましては、いろいろの見方がございまして、強気、弱気の見方がございます。

御指摘の中で住宅建築の状況でございますが、先行きの情勢はまだ正確にこれを判断することができませんが、現在までの指標では、着工戸数も上半期相対の伸びを示しておるわけでございませぬ。そこに住宅金融公庫に対する追加融資ないしはこれから基調的には昨年よりも民間金融はやはり緩和の傾向にあるだろうというふうな状況を考えますと、私どもとしては住宅建設の増加というものを期待しておるわけでございます。輸出につきましては、すでに御存じのとおり、指標の面で明るさが見えてきたということでございますが、漸次これは具体化して行く。なお、設備投資は確かに相対に落ち込んでおります。私どもの見通しでも、設備投資は四十九年度に比較いたしました減少と見ております。現在の景気回復力の主たる力というのが政府支出と民間住宅投資であるかと思ふわけでございます。そういう意味で、民間住宅につきましては、先ほど申し上げました事情から、やはり将来の増加というのを見込み得る。また政府支出につきましては、この一兆六千億に上る効果というものは相当大きいものがある、こういうふうにご覧いただき先ほどのように申し上げます。

○大沢委員 まだ具体的にこれが落ち込むという

ことを言えないのかもしれないけれども、公共投資にしましてもあるいは住宅投資にしましても、これはすでに指摘されておりますように、具体的に工事に着手して、それがねらっているような波及効果が出てくるというのには相当タイムラグがあるということ、御承知のとおりなんです。そういうことから考えてみても、今日の経済の動向あるいは企業の実態面から見ても、果たしてそれが具体的な効果を上げられるということには非常に疑問じゃないか。すでにそれぞれの機関においても、これは一々読み上げておいたら時間もかかりますので申し上げませんが、やはり先行きそれが不安定になってきたということを示唆する向きもあるわけですね。経済企画庁としてはまだそれを修正するところまでいかぬのかもしれないが、いずれにしても、経済の実態というものは、大蔵大臣、こういうふうな相当厳しい状況にあることはおわかりいただけると思ふのです。

そこで、そうなるとまいますと、五十年下期に修正されたいわゆる経済見通しに基づいて税収等も考えていると思ふのですが、それが狂ってくれば当然税収にも影響してくるんじゃないかと思ふのですが、その点いかがですか。

○大蔵政府委員 補正後の税収は、改定見通しをベースにいたしておることはおっしゃるとおりでございます。ただいままでのところ、十月末までしか実績としてはわかっておりませんけれども、十月の税収は、前年比で申しますと九四・四％でございました。四月から十月まで累計いたしますと、前年に対して九三・七％になっております。補正後の税収が前年に対して幾ら入ればよろしいかというのことは、これは九二・二％で補正後税収に到達するわけでございますので、現在の累計の姿から見ますと、若干のアプローチがあるというところは一応言えるわけでございます。

ただ、補正を組みまして以後の九月、十月がこういう姿で推移いたしておりますけれども、九月分、十月分ともそれぞれ金額的には一月当たり七

千億ちょっとぐらいの月でございます。非常に大きな月というのは、やはり九月決算の法人税が納期限の参ります十一月分の税収と、年末のボーナスが税収になってまいります。十一月分の税収と、それから一年決算法人がかなり多い十二月決算が入ってまいります。二月税収、その辺が九月、十月に比しますとウェートの大きい月でございます。いまのところ、補正に組みましただけの税収は必ず大丈夫ですということをおっしゃるだけの自信が、正直のところどうもございません。と申しますのは、たとえば十一月税収で法人税が昨年幾ら入ったかと申しますと、昨年の十二月三日、一日で約九千億入ったわけでございます。ですから、九月、十月の一月分以上のものが入った、そういう大きさがございまして、これが一体予想どおりになってくれるか、あるいはいま報道されておりますようなものと悪い差になるのかで金額的に相当大きな差がございまして、それから年末のボーナスが予想どおりになってくれるかどうかという点もございまして。

ただ、ただいまの御質問に関連して申し上げますと、個人所得の方につきましては、未確定要素となりそうなのはやはり申告所得税の方でございます。法人所得の方は、実は経済見通しで予測しておられるものの中で補正後の税収に直に響いてくるのは、タイムラグの関係でせいぜいことし一ぱいぐらいの生産活動でございます。来年の三からどの程度向上するかというのことは、実は五十一年度の税収の方に響いてくるファクターでございます。ここから先は、繰り返して恐縮でございますが、九月決算が本当にどういふ姿で入ってくるかということ、年末のボーナスがどうなるかということ、三月確定申告のときに土地がどの程度出てくるかということの方が五十年の税収としては大きな要因で、五十一年一月以降の経済活動は税収的にはむしろ五十一年度の問題になる、そのように御理解いただければ幸いです。

○大沢委員 それは大体わかりませんが、第四次不況対策の影響が五十年下期の税収その他に全然影響しないということはあり得ないと思ひます。大体、大枠は五十一年度の影響になるという事はよくわかりますけれどもね。

そこで、もう一つそれに関連してお伺いしておきたいのは、九月期の決算はすでに出ているわけですね。すでに発表になってるところによりまして、経常利益においていまだかつてない非常に大幅な減益になっていることが出ております。これは期待どおりにいくならば、こういう減益にならないだろうということをおっしゃるわけですね。これは期待どおりかと思ふのですが、これは大きな減益になっております。ということは、これは直に考えていきますと、税収に響いてくるということにははつきり言い得ると思ふのです。それから十月の法人税収だけを見ましても、過般大蔵省が発表したところによりまして、前年同月に比べて四四・一％も減っている。したがって、八月以降三

か月連続で四〇％を上回る落ち込みをしている。こういうふうになってきている。そこで、いまの九月決算の状況を抽出的に調査されたところによりまして、十一月の法人税収の落ち込みはそれ以上になるのではないかと予測さされていられるというふうな言われているわけですね。

このことから考えると、今日、下期に考えているだけの税収が果たして図られるかどうかということは大いに疑問があるのではないかと思われるわけですね。四次対策のある程度の影響というものをそこにプラスしたとしても、下期の改定見通し通しというのは、原油の値上げだとか、あるいはその後の諸般の状況を織り込んだ改定見通しでありますから、それが全体で落ち込むということはやはり税収に影響をしてくるのではないかと。

それともう一つは、税収予定をしております補正予算の中に組み込まれておるいわゆる酒税あるいはたばこ、郵便料金、こういったものが十一月からの予定を組んでいるように予算の中には組み込まれておるわけですが、実際にこれはもうそれ

「山下(元)委員長代理退席、委員長着席」

が狂っておるわけですね。この収入もやはり大きな影響があるのではないかと思います。

そうすると、税収の面から見ますと、当初皆さんが予定された税収が三月末に果たして図られるかということについては、いまからはっきり断定はできないにしても、相当厳しいものがあるのではないだろうか。そうした場合、第二補正を組まざるを得ないのではないかと私は思うのですが、その点についていかがお考えになつてゐるか、承りたい。

○大倉政府委員 九月決算は非常にいろいろな推計が出ております。一番最近のものは日本経済新聞の集計だと思ひますが、これで見ますと、前期比で五三%の減益になりそうということが言われております。私どもの方は独自に、従来の六カ月決算の大人につままして係員を派遣いたしましたので聞き取り調査をいたしてみましたが、私どもの方の聞き取りの結果では、経常利益の減少率は日経よりも若干大きく出ております。減少率が大きく出ておりますが、これは経常利益でございます。各社とも何とか最小限の配当は無理してでもやりたいということで、御承知のように土地が売れば売ったり、多少損してでも株を売ったりと、いろいろに決算をなさるところもあるものでございまして、税収の方のベースになります申告所得と申しますか、そういうものといつたしましては、日経の予想ほどには落ちない。まあ一般産業の方で、前期比で六割五分見当で六カ月決算の大人は出てくるのではないかと予測をいたしておりますが、これはあと一週間ぐらいの間にどうなるか勝負がつくわけでございます。その勝負のつき方次第では、先ほど申し上げたように、根元が大きいものでございますから、かなりの影響を持つことになる。

そこで、補正後の税収が十月末までであれば、先ほど申し上げたように若干のアローアンスがまだある。そのアローアンスを食いつぶしてしまふほどのことになるかどうかや心配で、私として決して楽観的になれないというのが現状でございます。

ます。しかし現在の私どもの聞き取りのような姿で動いてくれるのであれば、これは二次補正というような事態に追い込まれずに済むであろう、そのように考えております。

○広沢委員 これは予測の問題でありますから、ここで問い詰めてみましても結論が出る問題ではありません。ありませぬけれども、当初予算に税収として法人税収を見積もつたのと、それから補正で修正された部分、これはどれぐらい減収になるというふうに一応計算されておつたわけでありませぬか。

○大倉政府委員 補正予算におきましては、法人税収を当初に對しまして二兆一千三百二十億の減というふうに見ております。その理由は、当初に つきましては生産が前年比九%と見ておりましたものが、補正予算段階までの実績と経済見通しを複合いたしました八%と見直す、物価を一一二と見ておりましたものを一〇七と見直す、所得率を九五と見ておりましたものを七五と見直すといふことで、税額ベースで当初一〇五と見ておりましたものが七一になつたということで、それで二兆一千三百。細かく申し上げますれば、そのほかに貸し倒れの増税の二百九十億が入りましたりいろいろございまして、一番根元のところの狂いの原因は生産、物価、所得率のそれぞれ出てきてしまつたということでございます。

○広沢委員 いまのところ法人税収の面から見るとぎりぎりのところだという状況じゃないかと思ふので、それはあと一週間ぐらいすればはっきり結果が出てくるということでありませぬから、それを見ましてまた次の機会にいろいろ伺いたいと思ひます。

そこで、次に公債特例法案の中でまず財政法について基本的にお伺いをいたしておきたいと思ひます。財政法第四条の精神というものは、言うまでもありませんけれども、いわゆる不特定財源に充てるための公債は禁止されている。そういう第四条でいわゆる赤字公債といひますか、それが禁止さ

れてきた背景というものは、すでにいろいろと議論がなされておりますように、過去の戦争などといわゆる浪費の拡大、それを補うための財政的裏づけに赤字国債をどんどん発行せざるを得なかつたとか、あるいは歳入の拡大を理め合わせるためにやむを得ないということでも財政の節度を破つて大量に赤字国債が発行された、それがひいては悪性インフレを引き起して国民生活を窮地に陥れた、こういうふうなことで、やはり赤字国債は発行しないのだということが第四条の基本的精神でなければならぬわけでありませぬ。

ところで四十年に、わが国の経済の発展に伴つて、金融はもとより財政におきましても、経済的あるいは社会的要求にこたえるという意味で、財政の果たすべき役割りの見地から財政法第四条のいわゆるただし書きによる第四条公債というものを発行して、それから公債政策というものが具体的に運用されることになつたわけでありませぬ。

しかしそのときの論議の中でも、やはり国債に對する依存率は五%以内にとどめなければならぬ、それをめどにしていこうということが財政審の答申にもあります。当時大蔵大臣も、健全財政の立場からそれだけのガイドラインというものを設けていたということ自体は、財政法第四条ただし書きで認められている建設国債についてもできるだけこれを抑えていかなければならないといふ非常に厳しい見方をして運用してきたということである。ところがその当時から議論がありましたように、今日十年たつてみると、それがだんだん当然のように拡大されてきて、こういう結果になつてきていられるわけでありませぬ。

そこで今日、これだけの赤字国債を発行して今日の財政の危機にこたえなければならぬといふことは、やはりこの第四条国債の運用の仕方が誤つたのではないかと。確かにこれは対象的なものがある、それに対して公共事業に引き当てた国債の発行ということになつておられますけれども、實際の運用に当たつては、御承知のように歳入を補

ら当然そのときの財政の事情から勘案してみるならば、これが四十五年ごろには五%以内にとどめたことがありますが、六年以降はずつと、財政的に非常にゆとりがあつたにかかわらず一〇%以上の国債を発行してきています。それはそのときどきによって、年度によって、大きいときも小さいときも多少ありますけれども、そういう運用の仕方をしながら今日そういう安易な発行の仕方をしてきた、こういうことだと思ふのです。それは基本的に考えていくと、私は財政法第四条の精神というものを、国債は発行しないという基本的概念に立って、やむを得ざる場合においてただし書きに決められた運用の仕方をするというところに徹していかなければ、これはほとんど大きくふくらんでいくだけだといふように考えるわけですが、その基本的概念についてはいかがお考えになつてゐるのか、大蔵大臣お答えいただきたい。

○大平国務大臣 いま仰せのとおりでございます。財政法で本来認められていないことを特例措置として国会に特別にお願いしてその道を開いてもらつたわけでございますので、そして今度お願いしているのは五十年度の措置だけについてとりあえずお願いしておるわけでございます。後年度まで展望してお願いするということは特例措置として私は行き過ぎであるかと考えておるわけでございますので、したがつて、この考え方は当然できるだけ早くこの特例措置から脱却する道を考えていければいかぬわけでございます。しかし、五十年度は、少なくともまだ経済の立ち直りがいま仰せになつたような状態でございますので、財政が、当面この経済の回復に財政としての責任を果たさなければいかぬ段階であると思ひますので、五十年度は依然としてお願いしなければならぬのではないかと、五十二年以降は少なくともこれを減らしていくという方向に持っていきたいと思います。これが財政運営の基本の方針であると考えております。

○広沢委員 私が申し上げておるのは、当面

する問題、確かにいろいろ問題があるのですが、基本的な考え方が食い違っているのでは幾ら論議しても平行線ですから、私から、私が申し上げているのは、第四条国債にしまして、これもやはり単に公共事業をどんどん拡大していくために、公共事業だからいいんじゃないかということとそれをずっと拡大してきた。片方においては御存じのように高度経済成長ですから自然増収も相当あったわけですね。ですから財政需要が大きいということ、それは当然それによつていかなければならぬけれども、これは節度の問題だと思ふのですよ。そしてまた具体的な計画を立てなければならぬ。一遍に財政需要を全部賄うことはできないわけでありまして、当然そういうことによつて考えていかなければならぬので、建設国債というものを使っているということになりまして、こういう事態が来ました折には赤字国債をどうしても出さなければならぬならない。

たとえば五十年度の予算を見ましても、補正で公共事業をプラスしましたから、その分に見合う建設国債、いわゆる第四条国債は出すことができた。それを差し引いて足らぬ分の二兆二千九百億、これはどうしても対象がないから特例で赤字でお願しなければならぬ、こういう形でお出しになったわけでしょう。ですからやはり第四条は赤字国債を全然認めていないわけですよ。しかしながら、いまの経済動向に合わせて今日の財政の役割を考えれば、国債というものは全然出してはいかぬのだということではなくて、ただし書きに、これは公共事業に充てるためとか、貸付金だとか出資金の場合は、これはちゃんとした対象があるからよろしい、よろしいけれども、しかし、これは対象があるからよろしいということと、どん

どん拡大してもいいのかということ、そうではない。やはり財政審の答申においても、当時の論議においても、あるいは大蔵大臣のその当時の答弁においても、予算に占める割合というものは小さくしていかなければならぬ。これは財政運営です

から、あるときはちょっと大きくなるかもわかりませんが、またあるときはちょっと縮めていかなければならぬ。ところがこれまでのことを考えてみますと、ふくらますだけふくらまして、小さくすることははいま急にはできない。ですからそういう状態の中でこういう財政危機を迎えると、どうしても赤字国債を大量に出して埋め合わせをしなれば財政運営ができないというふうなところになっていくでしょう。

これはそもそも財政法の精神から考えて、やはりそれがだんだん国債というものに依存し過ぎる形に財政というものがウェイトを置き過ぎてきた。ですからこういうふうになったのではないかということ、これを私は指摘しているわけなんです。したがって、赤字国債を出しているときにこれをどうするかということ、赤字国債の問題は赤字国債の問題でまた私は別にお話ししますから、四国債の中で考えてみても、やはり予算に占める割合が、四国債だけではないで予算と対比する場合、赤字国債も四国債も一緒に入れての依存度になりますから、ことしみたいに二・三%にならないを得ない。来年もそれ以上になるんじゃないかというふうな予測もあるようなことですから、それは来年度のことはまた後から議論するとしても、そういうような状況になっている。ですから、これをどの辺の目安にしていくなかというところは、この段階において大蔵大臣はやはりはっきりとガイドラインというものを考えておくべきじゃないかと思うのです。いま急激に来年からこうしるよとかという意味じゃないのですよ。予算に対して大体どれくらいは国債というものを依存していかうという運用をなさるよとしてい

か。十年前はこれからの国債政策は、予算に占める割合というものは大体五%以下が適当ではないかというガイドラインで運営しようということをやってきたわけですよ。これからどうなさるおつもりですか。

○大平国務大臣 五%という公債依存率、これは当時先進諸国が大体ほぼその見当でありましたの

で、一応常識的な依存率として考えられた線ではなかったかと思うのであります。しかし財政は本来経済とのバランスで考えなければいけませんのでございまして、五%でも重いときも確かにあるのではないかと私は思うのでございまして、五%以下であればそれは非常に健全財政であると逆に胸を張って言うことは、私はなかなかできないのではないかと思うのでございまして。ただし今日われわれが直面している事態は非常に異例な事態でございまして、大変高度の成長を続けてまいりました日本の経済が、突然世界的な不況の激浪を浴びた段階でございまして、歳入はうんと減るし、歳出は思うに任せず削減できないというふうな、そんな状態がございまして、今日の状態からノーマルな状態の公債依存率は幾らにすべきであるということ、これを申し上げるのは、この時期は私は決して適当な時期ではないと考えております。ただ、この時期をできるだけ早く脱却して、ノーマルな財政状態に返さなければならぬということが当面のわれわれの悲願でございまして、それを早くなし遂げた後で、あなたの言われる公債論が日本の土壌にどういふ姿で定着するの健全な状態であるか、経済との関係において、民生との関係において、日本の経済構造との関係において、金融構造との関係においてどういふものであるかという

ような点、私は詰められていくべき性質のものではないかと考えております。いま特例法案を御審議願っておる段階で、ノーマルな財政状態におきましてはこうだというふうなことをいまお話し申し上げる勇氣はないわけでございますので、御了承いただきます。

○広沢委員 ですからやはり最初はそういうような目標を立てながら、四十年度の国債のときにも、これは特別なんだ、今回限りなんだと、ちゃんと大臣答弁にはっきり出ているのですよ。そういうふうにおっしゃっている。そしてその後だんだんこれがふくれ上がってくる。確かに約束したとおりの後五年たつて五%以下に一遍下げたことはあるのですけれども、それから四十六年以降

はその倍にはね上がって一〇%、それからずっとそれが続いているわけですよ。そしてこれが減るのじゃなくて、ことしは確かに当初予算のときはその二けたが九・四%の依存率に下がったですよ、こういう口の下から、そのときにはもうすでに今日の五十年年度予算は国債に二六・三%も依存しなければやれない状態になっているわけですよ。ですからやはりこれを反省してどんどん減らしていく、これはあたりまえの話です。だが考えたいところ、減らしていかうという気持ちはおりますから、減らしていかうという気持ちは当然でしょう。そういうことを聞いていくわけじゃないのです。減らしていくのならば、実際のあるべき姿というものはこういうふうな運営をしてい

きたいのだ、こうおっしゃるのが適当じゃないでしょうか。ところが、それはその当時の金融情勢で、まず借金をして、その借金、赤字の方がうんと大きくなったから、これを返すまではそのめども立ちません、返した後でこれから考えてみましようというのでは、一体どこに節度ある公債政策をやっているのか、いわゆる財政運営をやっているのかと言わざるを得なくなるわけですよ。そうじゃありませんか。第四条の精神をだんだん形骸化してやってきたところに、いま言うような今日の財政危機というものを招来することになった。前は自然増収がありました。今度は公債を發行して、どんどんその財政というものは需要もいっばいふくらんできております。だから経済状態ががらんと変わって、そういうことを満たすだけの経済成長ができなくなると、当然それを埋め合わせるためには増税か、歳出を切るか、あるいは赤字国債何かしなければいけないこととなる、それは目に見えている話です。それをいま急いでこしこうしるか来年こうしてしまえとか言っても、それはできない相談でしょう。ですから、将来にあなたが財政当局者として借金というものをに対して財政を運営するに当たってはこれだけのめどを置いて運営していくのだという方針は、もう一度四十年に立ち返って、国債を發行

しようとした時点で論議されたようにここではつきりしななければいけない、私はそう思うのです、いかがですか。

○大平国務大臣 やはりそれは仰せのとおり、本来の財政法の原理に立ち返らなければならぬと思ひます。財政法は、公債の発行は四條公債以外認めないわけでございますので、このことはあくまで銘記しておかなければならぬわけでございます。私どももいたしましては、いまの特例の法律を五十年限りの措置としてお願いしておるのもその精神でございます。つまり、こういうことが習性となつては困るわけでございますので、異例の措置であればその年度限り、その特定の目的のためにこれだけのものをお願いするとうように限定しなければならぬとうように考えておるわけでございます。

だから、健全な財政運営はどうあるべきかというお尋ねでございますならば、これは申すまでもなく財政法の精神に立ち返りまして公債依存はできるだけ慎み、これをお願いする場合におきましても、四條公債の範囲内で極力抑えてまいることが当然の道行きであると考えております。しかし、四條公債にいたしましては公債にはかならないわけでございますので、これに許されているからといってこれに甘えて依存することも私はいかがと思つてございまして、できるだけその範囲内において低目に努力してまいるのが財政当局者の当然の責任と思ひます。

○広沢委員 ですから、くどいようですけれども、これは大體国債政策を具體的に財政の中にビルドインするときに決めたラインというものを、財政審も大體それが適當ではないかと言つた。さらに大臣も当時の議論の中で、それを一つのめどとして努力していくんだとうことを言われた。それはやはりそういう節度あるやり方というものを今後も踏襲していくことにしていかなければいけない。これはパーセントですからね。幾ら財政をどうするかということについては、もう別にそ

れを要する必要はないと思つたのです。それはだけれど適當であるかとうことをお考えになつてゐるのか、そしてまた、その適當な健全な財政の運営、節度ある公債対策というものはどのラインなのかとうことはやはり一つ——それだけではありませんよ、ほかにもたくさん要因がありますよ。たとえば予算を一つ組むについても、それをどの辺のラインにしておくかその面で見たとした場合におけるいわゆる節度あるあり方であるかとうことは、それは大蔵大臣、やはり明確にしておかなければなりませんよ。

いまあなたは、先のことはいろいろわからないうんだ、いまこうなつたことは申しわけない、これおっしゃつてゐる。それはそのとおりでしょう。しかし反省なさるならば、當然あるべき姿はこうなつたかとうことをきちつと明示される、それに向かつて、そのとおりになるかならないかとうことは、これは経済だつて生き物ですよ。全部が全部はずれてしまつたから責任をとつてやめなさいとは私は言ひません。間違ひは直ちに直して、そしてあるべき姿に近づけていく、こういうやり方をやつていかなければいけない。少々狂つたから全部やめなさい。やめて事が足りる問題じゃありません。国民に対してはつきりしためどを示して安心をさせるといふか、そういうことが義務じゃありませんか。そういう意味でこれを具體的にお伺ひしたわけなんです。いかがですか。

○大平国務大臣 財政法上認められた建設公債の枠内に公債発行をとどめるべきだと思ひますけれども、その枠内におきましても、その消化から考えましても、五割以内にとどめることが常識的な財政運営の道標であらう、そう私は考えます。

○広沢委員 そのように努力していくこととことで一応その方向をいまお述べになつたと思ひます。

そこで次にお伺ひしておきたいのは、特例法の第二条です。これももろもろ議論になつておりますけれども、私はこれは財政法十一條ないし十二

條に違反してゐると言わざるを得ません。五十年度の納納整理期間、いわゆる五十一年度五月三十一日まで特例公債の発行をすることができるといふところでありませうけれども、これについて、特例公債のいわゆる目的は歳入の不足を補ふ、そのためのものであるから、その歳入不足がはつきり掌握できるのがこの出納期間いっぱい、いわゆる五月末までかかるといふ御説明なんです。確かにそれはそれでよい。三月十五日に確定申告を受けて、それがわかるのは大體四月、五月と、最終にわかるのは五月だろつと思ひます。しかしそれならば、なぜ四十年の財政不足によつて特例公債を出したときにもそういう処置をおとりにならなかつたのか。どうして今回に限つて財政法十一條で単年度主義と決められておるものをこつう形で処理しようとなさつてゐるのか、これを伺ひたい。

○高橋公三政府委員 四十年の公債特例法の際には、発行された歳入欠陥補てん債の発行権限の繰り越しの規定がございまして、したがつて、年度内は實際上特例公債の過剰発行にならないようにしほつておきまして、翌年度になつてその未使用の残額を發行することができ、そういう規定になつておるわけでございます。これは財政法の四條のただし書きとの關係がございまして、四十年の當時には、まだ財政法の四條ただし書きによりますところの公共事業費等の公債対象経費の枠があつたわけでございます。したがつて、発行権限を繰り越ししました際にも、やはりそれは財政法四條ただし書きとの關係で、発行の繰り越しをして適法な状態だつた。

しかしながら今回のこの特例公債は四條公債の外でございますから、したがつて繰り越しをするとうことがあり得ないわけでございます。原則として余り大きく期待できないわけでございます。したがつて、繰り越しの規定を置いてもこれは余り実益がないと申しますか、そういうものを置くべきでないという考え方でそれはとらなかつたわけでございます。したがつて、今回の特例公債

につきましたは、この事柄の性質にかんがみまして、歳入の不足を理めるといふ限度を超えて發行することは非常に問題でございます。二月末に契約をいたしませんと三月に發行するというのはできないわけでございますから、二月末時点でわかつております歳入の状況からいまして、三月の申告所得税、その辺の実績がまだ把握ができません、したがつて四月、五月にわたりまして歳入の状況が固まるのを見て必要な金額を發行してまいる、そういう四月、五月に發行できるという第二条の規定を置いておるわけでございます。

○広沢委員 四十年のときにおいても、やはりこれは赤字国債でありますから、法律的な考え方においては税収の不足を補う、そのために四十年のときにも特例法で処理しようとした。そうなれば私はやはり同じ問題だと思つたのですよ。四十年のときからいま今日まで、三月十五日の確定申告というものは変わったわけではないわけでありまして、当然そのときを見なければ、いまのようなやり方をしなければきちつと帳じりというものはプラ・マイ出てこないことははつきりするわけですね。

予算の中でも、また補正予算の中でも、これだけの赤字国債は皆さんの方で必要なんだ、どう処置してもこれだけなければ歳入欠陥が起つて財政運営はできないというので承認を受けておるわけですね。受けてゐる。ですから当然その受けたものについてはやはり發行して、そして別に剰余金を出すのがおかしいという見方もあるかも知れません、あるけれども、それがやはりまた皆さんが償還の中で申されてゐるうちに、全額それを償還に充てるとうことですから、それを返すという形をとつても私は一つも不思議ではないんぢやないか。むしろそういうことよりも、単年度主義になつてゐるこの財政法の精神から考えてみますと、やはりそれを二月延ばして歳入、いわゆる整理といふ整理はできませんが、發行できるとうことは、収入金を得ることができるといふことに枠を広げることですから、やはり私は

財政法の十一條、十二條の形骸化につながるのではないか、こういうふうに思うわけですよ。

さらに、これも後から触れますけれども、剰余金が出るのはおかしとおっしゃる。だけれども赤字国債の償還に当たってはいろんなやり方もやるでしょうけれども、御説明の中に、剰余金も全額入れますよ、だけれども赤字国債が出ているときに剰余金が出るわけがないということですよ、ちゃんとそこを合わせていくということですから、そうでしょう。剰余金がない、そうしたらあと予算繰り入れしかならぬということになる。もちろん定率繰り入れの分もあるでしょうけれども、これは後の償還計画の中で具体的にお伺いすると、やはりそういう面から考えていくと、いろんな理屈をつけているけれども、要するに国債の発行に当たっては、非常に多額の国債を発行するに短期である、ですから非常にいまの市中消化の方法にまで影響してくる問題を考慮した形じゃないのかと勘ぐりたくなってくるわけですね。確かに一つの理屈はいまおっしゃるようになりますよ。最終的なプロ・マイを考へようとするれば、どうしてもそれは整理期間の中でそれを整理してもらうようにしなければならぬという。しかしその前の四十九年度の皆さんのやり方を見ても、これは発生原因が四十九年度に起こった税金なんだから、五十年四月にもしもの収入があつた分についてはこれを繰り上げて四十九年度の収入にしますなどということをしてつじつまを合わせていらつしやるわけでしょう。そういうことから考へていきますと、どうもやはり財政法というもので決められた単年度主義というものをきちんと守つてその中においてきちつとあなた方が財政運営をやるとうのがだんだん形骸化されていくようにしか読み取れないわけですよ。いかがですか。

○高橋(元)政府委員 四十年度の話にさかのぼりまして申し上げますと、四十年度の財政処理の特例措置に関する法律に基づいて発行されたいわゆる歳入補てん公債、これにつきましては議決金額

のうち四十年度の歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲で四十一年度以降に繰越して行くことができるという規定がございました。したがって公共事業費、出資金、貸付金、いわゆる公債対象経費でございますから、その年度内執行を翌年度に送つた分だけ起債権限も送つた、そういう形で公債の過剰発行ということは避けることができただけでございます。

ところが今回の公債の対象といたしておりました経費は、そういう意味の四條公債対象経費ではございません。したがってそういうものについて大きな繰り越しということがあるというふうに従来の例では考へられないわけでありまして、したがって特例公債を過剰発行してその利子負担を將來にわたつて負うということがないためには、やはりそれと同じような趣旨の制度として今回お願いいたしております法律の第二條ということが必要であるわけでございます。

○広沢委員 言わんとしていることはわかるのですが、四十年のときもいわゆる特例でやるのかあるいは四條公債というその範囲に縮めるかという議論があつたように聞いています。そのときも、これは普通だつたらば財政法の範囲内であるべきじゃないか、それをわざわざ特例にしたのは何だということ、当時厳しい議論があらりましたよ。そのときは、それは税収不足なんだ、それを補うためにはやはり節度を設けなければならぬから特例として財政特例法を出して、今回限りでこれを処理するのだ、以後財政が要求しているならば、四條公債のあり方については自後きちつと方針を立ててやる、こういうことだつたので、すから、いまの言い方、いまから考へてみれば、確かにいまの四條公債の範囲にあつたのかもしれない。しかしその出したときは、これは赤字国債だということになつてはいるわけですね。そういう感覚でとらえて、そしてこれを厳しく償還もはっきりしませうというふうな形でやつてきたわけでしょう、額が小さかつたかもしれませんが、ですからそれをそういうふうにするかえてしまつと、いま言うようにおかしなやつてくるんじゃないかと思つたわけです。このことについてはやはり財政の単年度主義、こういうことについては一通検討してみることがあるのではないかと。やはりこういうふうにして財政法で決められた財政民主主義に基づいてこういう形がとられている、それをだんだん財政当局の都合によつて、やりよ

うようにやりよように、改正しているんじゃないか、形骸化して運用しているような、先ほどの四條公債の問題についてもそうなんです、後からまだ問題がありますからそれに触れませんが、ね。そういうふうにしかり私にはどうもとれない。ついでにそれではもう一つ、そういうふう

に形骸化してはいるのではないだろうかという面について、今度は財政法の第五條、日銀引き受けの問題について関連していまの問題出ておられますので、何いしておきたいと思つたわけですけれども、現在発行している第四條公債は十年ですね。七年が今年度十年になつていきます。十年一括償還である。そしてその償還に当たつては借りかえでやつていく、こういうことなんです、実際の法律上の運用は借りかえのためとはいへども新たに発行している、こういうことになつていきます。こういうふうな説明をされてはいるわけですね。確かに十年一括償還という形をとつてはいるけれども、借りかえのために発行するのは新しい国債である、新しい発行である、こういうふうな御説明なんです。ね。そうすると、これは第五條で日銀の直接引き受けを禁止しておりますけれども、この問題との関係というのはやはり疑義が出てくるわけですね。これは以前にも大変問題になつたやうでありますけれども、この際これまたはっきりしておかなければならない、こう思うわけですが、この点いかがですか。

○高橋(元)政府委員 財政法の第五條では、仰せのとおり、日本銀行からの借入金金の制限をいたしておりますが、そこに「特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない」ということがございます。日本銀行

の直接引き受けを制限しております趣旨は、申すまでもなく、財政資金というパイプを通じて借用を過剰に創出するとそれがインフレーションのもとになるということとを避けることにあるわけでございますから、したがって借りかえの場合にはすでに金融機関にありまして、したがって同じ金額を置きかえるわけですから、したがって新たな信用のもとになることがない、それで四十七年度以降毎年度予算総則でこの御議決をいたして借りかえ発行をいたしておるということでございます。

○広沢委員 借りかえ発行をしてはいかぬと私は言っているのじゃないのですよ。一応財政法の精神に基づいて考へていくならば、やはり法律のたてまえ上おとりになつてはいる処置というものは一貫性がなければいかぬということを私は申し上げたいのです。

と、これは、確かに非常法の第五條にはただし書きにそういうふうな書いてあるのです。おっしゃつたように、特別な理由がある場合においては国会の議決を得れば日銀引き受けもよろしいと書いてあるのです。ところが、その本文は日銀引き受けをしてはならないということが本文なんです。これがたてまえなんです。借りかえなければならぬということとは全部特別な理由のなかからいふことです。これはいろいろな解釈の仕方があつかもされませんけれども、たとえばどうしていま国債を大幅に発行しなければならぬという段階で、いまの消化方法はなかなかうまくいかないとか、あるいはいまのような割り当てのいふますか押しつけのいふますか、そういうようなやり方ではなくて、個人消化というものが浸透していった場合において、急にそういうことになつた場合なかなかいふますか、そういうことになつた場合なかなかいふますか、そしてその場合は何とかするとかいふ、何か特定の、そのときにおける突発的なこといふますか、予測もしない理由が出てきて財政運営上非常にやりにくいという問題が出た場合には、何か特別な理由という理由もつくのでし

ようけれども、ところがいまのように初めからちやんとわかっている。六十年債を発行したって魅力がないから、いまの日本の金融情勢にはマッチしませんからそういうことはできないと思いますけれども、しかしながら結局それをあえて十年とすることにした。また最近においてはもっと短いの出せというのもあるわけですね。そうなる、結局これ無理なく償還していくと、後ほど申し上げる償還計画の問題との関連もありますけれども、やはり借りがかえという処置を講ぜざるを得ない。

しかし、それは国債整理基金特別会計法の中では借りがかえしてよろしいということになっておりますから、決してそれをやめてはいかぬと私は言いません。ちゃんと返すめが立ってそれをやめていくというのだったら、それは運用上の問題ですから否定はしませんけれども、しかしいま申し上げているように、法律で決められたとおり新しい発行についてはやはりいまとっている手続をとっていくべきであって、何も日銀引き受けに、これは特別な理由なんだからということ、毎年毎年借りがかえ債というものはそれでよろしいんだというふうな解釈をしていくなら、やはりこれはまた拡大解釈じゃないか。ですから、ただし書きがただし書きじゃなくなると、本文をのけておいてというか、そういう言い方をするとおかしいかも、もしもそれじゃなく、それがもう本文のようなかっこうになつてしまつていくと、これはありましよう。そうすると、新しい発行には違いないけれども、いまお答えになつたような、信用創造を起しているわけじゃないんだ、こうおっしゃるかも知れませんが、しかしそれは次の発行をしやすい条件をつくらなければならない、事実なんです。いまは確かにそれを借りがかえただけでここに全然国債はふえていない、ただそれが繰り返されただけですね、これはわかるのです。それが可能である、それを日銀が新しい国債をほんとに引き受けるから、次の年度には今度はまた財政との見合いでそれにプラスして出すことができる、こ

ういうことになりませぬ。ですから、それは考えようによつては、日銀引き受けを間接的にやれるようにしてあることが、国債をどんどんどん発行しても、多く多く発行できていくという条件をつくらなければならないことになりませぬか。

○高橋三吉政府委員 繰り返して申し上げますが、その五条のただし書きによりまして、予算総則でお許しを得て日銀引き受けの形で発行いたしております借りがかえ債は、日銀保有の既発国債の借りがかえ分でございます。したがって、日銀がすでにその国債を消化して持つておるといふ形がそのまゝ続くわけでございますから、新たな信用創造の原因とならない。したがって、ここで言う「特別の事由」、すなわち本則で信用インフレーションというものを、財政インフレーションのもの防止をねらいとしております本条の趣旨に反しない、その意味で御議決をいたす「特別の事由」に該当するという解釈をとっております。

○広沢委員 その意味はわからぬでもないのですが、やはりこの財政法第五条の精神というのは日銀引き受けを禁止している。したがって、その日銀引き受けをしなければ借りがかえできないという問題じゃないわけですか。やり方によつては、新しい国債の発行でありますから、市中消化をするとか、いまの市中消化の方法、それがいいか悪いかは別問題として、そういうふうにしていく、それで借りがかえていきますということはやはり歯どめになるんじゃないでしょうか。日銀がいま保有しているものを、これをかえるだけだということですから、新しい信用創造を起しているということにはならぬということばわかるのですよ、それだけの次元をとらえたら。しかし、それが簡単にできるということ、簡単に引き受けてもらえらうということが次の発行を可能にしていく原因になつていくわけですね。そしてその次の発行、次の発行という、土台はだんだん大きくなっていくんです。自動調節がきかないわけですね。市中消化をしていくというこの原則というのは、そういう

ぶうに簡単に拡大はできないようにという歯どめだろうと私は思うのです。

そうじゃなかったらいまのやり方自体も私は問題があると思ひますよ。日銀直接引き受けか、あるいは金融機関が直接いまのような市中消化という形でほとんど大半を引き受けているわけですか。これだつて、実際にそのとおりの金融市場に余剰があつて、それをがっちり持つていくぐらに余剰が同じことじゃありませんか。それがなかつたら同じことじゃありませんか。それがなかつたら、そのまゝいま現実にやられているように、日銀に一年たつたらほとんどが買ひオベで吸い上げられるという形をとれば、これは同じことですよ。これは後の市中消化の問題になりますけれどもね。だから、それはやはりいまのように借りがかえはいいんだという形ですりかえていくんじゃないかというふうには私は考えざるを得ないわけですね。

ですから、私は借りがかえをやってはいけなかつたというわけにはない。ですからそれは、新しく発行するんだつたら、借りがかえのためにその分はもつと市中消化すればいいじゃないですか。それはいま、そういうことをやめていくとすればできないという仕組みになるでしょう。なぜできないか。日銀が直接引き受けて、その分についてはやつてもらわなければいけないということ、いまの国債が発行していくということを一つ意味しているんじゃないかと私は思う。もちろん、この条項、四条、五条はとにかくここに国債が安易にどんどん発行されて過去に起つてきたような悪性インフレを起さしやうけない、安易な発行はいいなというために設けられたいわゆる歯どめですよ。ですから、そういう意味から考えていくと、これはもう一考すべきではないかと思ふのですよ、いかがですか。

○松川政府委員 法律論の最中にちよつと事実関係を御説明させていただいた方が御理解を得やすいんじゃないかと思ひますので、補足させていただきます。おっしゃる通りに、一回発行されました公債が

期限が参りましたときにどうするかという問題、各国ともございませぬ。その借りがかえということもいろいろの国で行われております。そのやり方として、一つは中央銀行が引き受けるという場合もあるうかと思ひます。また、別の極端は、たゞいま先生が御指摘のように借りがかえ分もあわせて一般の公衆に付するというやり方も一つあるうかと思ひます。ただ、その中間にもう一つございませぬ、借りがかえをいたします時点において、前からは、借りがかえを持っておきます人に、それをもう一度ある公債を持っておきます人に、それをもう一度新しいのに借りがかえてくださいというお願ひをして、その持つておる方が新しい公債をまた買ひたいだつたというやり方があるわけでございます。現在、わが国で行われておりますのは、たゞいま申し上げました第三のケースでございます。

ただ、事実関係として、先生が御指摘のよう非常にさかのぼりました古い時点の公債につきましては、あるいはオペレーションを通じたりして日銀に多く集まるとか、またその他日本式の現象も見られております。しかしながらそれは借りがかえのときに日銀に引き受けさせるという趣旨ではございませぬ、たまたま日銀が持つておる分については日銀に新しいものを引き受けてもらう。そしてこれは新しい信用創造にはならないので、特別な事由があるだろうということ、特別会計の予算総則をもってその金額をお示しし、その借りがかえについて御了承を得ておる次第でございます。

○広沢委員 新しい信用創造が起るから起らないかということについては言つては意味はよくわかりませぬ。私、そのとおりだと思ひます。しかし、いよいよゆるたてまえてと實際というのが違つていふ法律の問題から考えてみますと、ですから、新規発行については、これは市中消化という原則を守つていかなければならない。しかし、あなた方がやつていらつしやるのは、それじゃいま四条国債というのは一体いつ償還されるのですかと聞けば、これは六十年先ですよと答へるわけですか。額面にちゃんと十年と書いてあるんですよ。

ら、十年一括償還します、こうおっしゃるわけでしょう。じゃ一括償還していくということになれば、その財源はひとつの例を引かれたように、いままで買ってもらった人にも返す期限が来ました。ですからそれを、もう一遍新しいのを出すからひとつこれとかわえてください。同じことです。確かに信用創造は起こりません。そのとおりで、それを、はい、そうですかと引き受けてくれればこれはよろしいよ。ところが、引き受けてくれたか、これかという問題になりますと、これが実際にスムーズにといえますか、簡単にこれへいくならばそれは別に問題はないと思うのですが、そう簡単な引き受けができないようにというのが、日銀と財政当局の間にこの第五条という法律をつくってきたたてまえがあると思ふのですよ。

それじゃ、昔の法律のように直接日銀が国債を引き受ける、引き受けたらすなわちインフレになるかという、そうなりやしませんよ。そうでしょうか。前の文獻を見ますと、昭和七年に高橋大蔵大臣が、私が歯どめだなんてこうおっしゃったようなんですが、運用のいかんによってなる場合もある、ならない場合もある、あるいはまたいまの形の市中消化の方法をとっても、やり方によってはこれはインフレにつながっていく結果になるし、きちっと節度を守っていけばならない場合もあります。

ですからやはりこれは法律上のたてまえから考えていきますと、新規発行だとおっしゃるならば、当然いまの日銀引き受けという形で行くのではなくて、やはり新しい発行——新しい発行というものは、この財政法の上から考えていって、直接、日銀を一個人にたとえないで、これは市中消化を図っていくという形をとられるのが、いわゆるこの第五条に言う歯どめにあっていく。わざわざこういう法律をこへつくる必要はないじゃありませんか、そういう運用よろしきを得ていくならばならないとおっしゃるならばですよ。

○松川政府委員 私どもが現実にやっております

やり方を御説明いたしましたのでございますが、十年参りました期間に必ずしも全額が日銀の手に入っておりますのではございません。一部の金融機関等におきましては、まだ十年経過したものを自分で持っております。その借りがかえに当たりますれば、その満期が参りますたびにシンジケート団と話し合いをいたしまして、そしてシンジケート団の御了承を得て実施しておる次第でございます。

ただそのときに、ただいまの先生のお話、私の聞き違ひかもしれません、そのときに全額日銀が引き受けるということはやっておりません、その時点において日銀が持つておられますものを日銀として借りがかえてもらうことはある。しかし、それはあくまでもその時点における公債の所有者の一人としてやってもらうのでございまして、日銀の引き受けということになりますと、期限が来たものを全部日銀が引き受けるというふうな間に聞かざるでございしますが、そういうことは実施しておらないということを御了承承いたしたいと思ひます。

○広沢委員 それじゃもう一つ具体的に聞いておきましょう。というのは、一応借りがかえが始まったのは四十八年からでございますね。四十八年に借りがかえておりますけれども、この金額は幾らでございませうか。

○松川政府委員 四十八年度に償還されました国債が、額面で六千七百五十億円でございまして、そのうち六千六十八億円の借りがかえ発行されております。

○広沢委員 この六千六十八億のうち、日銀による借りがかえは幾らですか。

○松川政府委員 至急手元の資料を調べますので、御了承承いたしたいと思ひます。——ただいまの六千六十八億円でございまして、これによって調達された資金は五千九百五十八億円、そのうち日本銀行保有分を借りがかえた金額が五千三百七十四億円でございまして、差額の五百八十四億円は、市中の金融機関が保有いたしております借りがかえられたものでございまして。

○広沢委員 いま御説明ありましたように、大半を日銀が保有している。それはそれでよい。買っておくべきではないかと思ふ。ほとんど保有をしておいた方がいいと思ふ。いづれにしても、この財政法第五条の精神というものは、やはり歯どめを厳しくやっていかねばいけないという精神のもとに設けられたものである、こういうふうな理解をしてやってきたわけでありまして、けれども、いま言う手続上というか、法律上の問題と運用上の問題で理屈をつけなければ、これは成り立つのもかもしれないけれども、これはやはり本則にのっとった厳しい運用をやっていくべきではないか、こういうふうな考えをもちます。

そこで、その次に国債償還の問題についてお伺いしてまいりたいと思ひますが、まず、財政法第四、二項及び特例法第三条、これで償還計画の国債提出の義務を定めておられるわけでありまして、これが先般来一番議論の焦点になっております。私も意見を交えながらひとつお伺いしてまいりたい。

そこで、この国会提出の義務を定めておられるわけですが、その目的について、大臣、これは償還計画という国会提出の義務をなぜわざわざ財政法にも、また特例法を出す場合にも課してあるのか、これについてひとつ所見を承りたい。

○高橋(元)政府委員 財政法四、二項及び今回の御審議をお願いしております法律の第三条による償還計画提出の趣旨は、年度別の償還予定額、つまり満期時の償還予定額というものを示すものでございまして、年賦償還か満期償還か、償還の期限がいつになるかということを示すか、償還の期ごとの趣旨のものではないかと思ひます。

○広沢委員 やはり私は、この法で決められる償還計画というものは、これはまたいろいろ議論が分かれるのじゃないかと思ふので、借れども、借金する以上はどうかというふうにして返していくんだ、こういうことをある程度はつきりと国民に示す、いわゆる国会に示すということが法律上義務づけられていることではないかと思ふのです。

ところが、いまのように、発行時においてこれは十年国債ですというふうな、それでこの分は十年目にこうやって返しますというふうなその形だけ、いわゆる財政法二十八条ですか、あれに年次表と出ておられますけれども、そういうことだけを義務づけられているものではない。ところが、そういうふうな解釈をいままでやってきたところ、やはり国債発行時におけるいろいろな議論というものがここにでてくるわけですね。

というのは、四十年に赤字国債を出し、四十一年から第四十一年に踏み切るときに、これは財政審議会においても議論をされておりました、さらに国会等でも議論がなされた中におきまして、結果的には、御存じのようにちゃんとそれに対するやり方と打ち出してきておられるわけですね。したがって、国債整理基金特別会計法を改正してやはりその制度というものを設けておられます。いづれにしても、予算書に仮に出でないとしても、そういうふうな形で償還に対するあり方というのは、こうだということに理解できるような形をとってきておられるのです。

ただ、国債発行するに際して、それは十年国債ですよ、それを集計したものがこういうふうになりますという表につけて出してきてきただけでは、これは償還計画とは言えない、それは単なる一覽表としか言いようがない。これじゃだんだん、いまだ大量国債といえますか、そういうときがきて、どうしようもないでございまして、先ほど大蔵大臣に私はお伺いしたけれども、一つの歯どめをこしらえ、健全な財政運用をしていく、そういう見地から考えていくならば、やはり返す方法についても一応納得のいく形を示すということが、償還計画を国会に提出する義務になってくると私は思ふのですよ。その点がやはり当局とまだ少し私意見が食い違つてしまつておられるわけですね。

それは確かに大蔵大臣は説明しておられますね。建設国債と赤字国債の償還計画の違いというのは、まず借りがかえれないということ、それから

十年以内に必ず返す、こうおっしゃっている。それを原則にして、それじゃどういうふうにして返すのだという議論の中で、あなたはこういうふうにおっしゃっているのです。三つある。それは、国債整理基金特別会計に前年度首の国債総額の百分の一・六を繰り入れる、いわゆる定率繰り入れの分。それから今度は、剰余金の全額を入れます、それから必要に応じて予算繰り入れをします、それは財政法に書いてあるとおりを言っている。つまり繰り入れです、あるいは国債整理基金特別会計法に規定されていることをそのとおりであなたはおっしゃっているだけなんですね。それはわかって

さらに、この問題について、過般の当委員会、これでは納得できないということに対して補足説明をなさいました。それによりまして、歳入面では、社会保険料や、そういったいろいろな負担の問題の適正化を図らなければならぬとか、あるいは租税負担の見直し、あるいは新規財源の検討とか、また歳出面では、経費の合理化、具体的には一般経費の前年度予算同額主義でいきたいとか、さらに新規政策は原則として認めない方針でいくのだ、万一認めたとしてもスクラップ・アンド・ビルドでいくのだ、こういう形で運用をしていきたいのだと、これは補足説明をなさったのです。私もそれはよく聞きましたけれども、いろいろの説明があったけれども、結論は何を言わんとしたかという、非常に不確定的要素が多いから中期経済計画あるいは財政計画の見通しが立たない、だから、これを十年間で返すという数字を挙げて具体的にこうこうでということとはちょっと無理だからという御答弁だったですね。

私も、それは確かに数字を挙げて具体的に、いつ、こうやって返すということ——まあ、やれる方法もあると思うのです。しかし、ともかくも、先ほど申し上げた財政法なり、あるいは基金特別会計法なりに規定された方法で返すと言っているだけであって、それが本当に具体的にどういうふうな形で返されるんだなということがよく

わからぬ。

そこで、四十年のとき、あるいは四十一年の先ほど申し上げた国債政策を取り入れられる中で議論になって、いま国債整理基金特別会計法第二条第二項においていわゆる百分の一・六を定率繰り入れでやっていると、それを内容は何だといいますが、これは対象資産の償却を考慮していくと約六十年なんだ、ですから、それでいくと大体六十年ちょっと切れるかもしれないけれども、それに剰余金とか予算繰り入れを一部やっているとこれで全部できます。あるいは剰余金、予算繰り入れじゃなくても運用益というものがあって、それでもできるのかもしれない。ですから、確かにこの十年の借りがえ、借りがえでやっていると、六十年目には大体返すめどというものは立っている。減債制度というものはここで確立できた。それが第四条国債をこれから財政の中に入れて運用していく一つの柱になってきたことはよくわかる。ですから、そのときにどれだけ金額が数字的に繰り入れられるのか、それはわかりません。そもそもそこに前年度首の国債の総額がどれだけになっているかということを見きわめなければ、数字が幾らだということは見きわめられませんよ。しかし、そこに制度をつくったことによつて、やはりこの償還というものは特別のことがない限りはそのとおりにくんだなと理解ができるのです。建設国債のように、ちゃんと対象の資産の見合いがあつて、その上に立って、減債制度をきちんとそのときの改正で入れて、これは財政審の答申なんかでもはっきりしているのですから、それで結局、いまの国債政策というものが財政の中で運用されているわけですね。

ところが、赤字国債については、先ほど申し上げたように剰余金の繰り入れだとか、それも赤字が出てくる場合は剰余金がないというものは、これもあたりまえだと、先ほどから一生懸命そういうやり方をおやりになろうとやっていると、先ほど申し上げたように、剰余金なんか出てくるわけがない。さらに、必要に応じて予算を繰り入れると言

つたって、将来のことですからそれはわからないわけでしょう。それこそわからないです。予算を繰り入れようとしたとき、もしも今日のような不況だったらどうします。やはりいまの議論から言うならば、それは不況で景気対策上考えるなら増税はできませんよ、いや予算規模は縮めるわけにはいきませんよ、やはり借金ですよということになり、それは状況によって変わるということでしょう。確かにこれは予測はむずかしい。じゃあ一体どうやって返すのかということになります。○大平国務大臣 この前松浦先生とのやりとりでお聞き取りいただいたと思いますが、私はお聞き取りは、会社が借金をする、銀行が借金をする、金融債とか社債とか国債とかいう形であるわけですが、これはやはりその会社、その銀行、その国の信用で借りるわけになります。借りる場合に銀行や会社は、それではその金融債なり社債なりを償還する場合には、毎年毎年こういう営業計画で、こういう営業収益の状況でこれだけ償還財源を積んでおきますから、どうぞ買ってください。いなんということはやらないのです。

「委員長退席、村山(達)委員長代理着席」つまり、その会社は、東京電力なら東京電力という会社の信用で市場は電力債を購入いたしておるわけでございます。ところが、銀行の場合もそうだと思いますが、国の場合はもっと強大な信用を持つておるわけなんですから、したがって日本の国が公債を出す場合におきまして、これが償還するまで毎年度の財政計画を全部出さなければ、おまえの公債は買ってやらぬなんて言う人はだれもいないのです。これは今日までそういうことを言ってきた人もいないし、私は今後もないだろうと思うのです。

問題は、われわれと大蔵委員の先生方との間のやりとりは財政論議としてやっておると思うのです。つまり、公債はこんなによけい出すけれども、国の財政は大丈夫か、インフレを起こす心配がないかという観点から、公債の技術論ではないかと思うのです。償還計画表がどうあるかというような問題ではなくて、財政計画としてこんなにくさん公債を出した場合においても大丈夫かという、そういう財政論議がここでははなかも展開されておるわけでございます。公債発行の技術論では私はないように思うのでございませうが、どうも公債償還計画表というのが六十年度一括して返すということしか書きようがないんです。それ以外に書きようがあるかどうかないんです。分割発行しないんですから。十年債を発行して六十年のとき、六十年に返しますということとが、きわめて明快な償還計画なんのでございませう。

そこで、しかし償還財源は財政としてどういうふうにかえるかということについての御質疑だと思いますが、償還財源は三つの方法が考えられます。一つは数字を言っているわけでございます。それが数字で年次別に償還財源の積み立てがちゃんと積まれなければ公債を発行してはならない、それは欠格条件ができるんだというように、これは欠格条件がございまして、それから私は財政論に入つてしまつておるということをこの間松浦さんに申し上げたわけですが、きょうまたあなたと改めて財政論だつたら大いにその点やらなければいかぬと思うのですけれども、公債発行技術論として私はこれ以上大蔵省といたしましてもお答えのしようがないんじゃないか、そう思います。○広沢委員 そういうふうにするかえらまらうか困るのでして、これ財政審の四十一年十二月二十六日の答申の内容の一部なんです。それによりまして、この審議会はこの減債制度を出してきただけのことについては、いま国はあなたがおっしゃるような絶対の信用があるんだからというんじやなくて、国民の信頼にたえる、国債政策の将来に不安の念を抱いている国民にたえる道である。ですから、これは確かにこれからやろうとする国債政策に合った減債制度というものをここ

に取入れらるんだということが、あのときに改正になつたんですよ。あるんですよ。ですからそれ以後確かに国債はずつと発行されてきました。したけれど、結局い言うように六十年、六十年の定率繰り入れ——一般財源、いろいろな財源から繰り入れてまいりますね、それを繰り入れてくることによって保つていく。それがいまの借りがえ、借りがえでやっていると、六回借りがえすれば一応これがペイできるんだという制度があるわけです。

確かにこのときも、償還計画というものはどういふことなのかという議論も中であつておるんですよ。そしてこの法律を出されたときにも大臣はそのことについてはつきりと、やはり国民の信頼にこたえるためにこういうふうにはちゃんと制度も整備しました、こういう言い方をとつておるわけですね。そして提案理由の説明の中にも、この国債整理基金特別会計法の第二条第二項の改正による定率繰り入れの根拠というものを明確にしているんですよ。ちゃんと提案理由で説明しております。ですから、私はいま申し上げたように、確かに、国を信用しないというわけじゃないですよ、国を信用しなければどうしようもない。ですから、でも、財政には節度というものがありませんから、そういう関係では、やはり借金していったものが財政論の中でどれだけの影響があるか、それは確かにかに一つあります。あるけれども、また先ほど申し上げたように、依存率もやはりガイドラインを設けていこう、発行については歯どめをかけて一応節度ある運用をやる、それに対するもう一つの考え方というものは、やはりこういうふうにして制度があるから返せまよ、返していくんですよ、ああそうですかと、だれも、それでいいでしょう、後の返し方はこの中から、借りがえの場合にはいろんなやり方をなさるでしょうけれども、それはそちらの運用でおやりになるだろうということとはわかりません。それを一々剰余金はこれだけなきやいかぬとか繰り入れは毎年こうしなきゃなら

ぬとか、そんなことを言っているわけじゃないすからね。

だからそういうふうには赤字国債は財政法にないことを特例法でおやりにならうとしておる。ならば、当然その信頼にこたえようとしたら、片一方には公債政策の上には減債制度というものもちゃんとあり、それに対する具体的な対策というものも行われているわけですから、やはりこの特例国債の場合においては、入つてくる場合はこういうわけの特例の法律をつくつて、入つてくるように国債発行ができるようにしよう、こういうことを言つておつて、今度返すことになつたらいままでのようにこつちへ返してください、それは信用が第一ですよ、どんど返しますよというふうになくて、入らなければ出るときもこういうふうな制度を新たに設けて、この場合にはこういうふうなやつていきますよという制度というものをやはりつくつていくことが国民の信頼にこたえることじゃないのですか。私はそう思うのですが、大臣いかがですか。

○大平国務大臣 それは国は無限の信用を持つておるわけですから、そういうことがなくとも最高の信用をいただけると思つて、異例な公債を発行するにつきます。それだけの心構えが財政運営上なければならぬということでございますので、まさにあなたがおっしゃるとおりの心構えで三つの原則を、償還につきましても、借りがえを行わない、六十年には一括して全部返すよというものは、これは大変なお約束なんですよ、これは財政運営上それだけの覚悟を持ってこれからは六十年までの財政運営をやつてまいらなければいけないということをお約束しておるわけなんです。欲を言えば、いま年次別に整理基金特別会計に赤字公債から脱却

した以後これこれの繰り入れを行いますということをお約束申し上げるのが非常に親切だと思つても、それは余り不確定要素が多いので、そういうことはいま自信を持ってやり得ないと私は思つておる。しかし、六十年に一括しようということ、その間借りがえをやらないのでございませうということでございますので、予算繰り入れと書いてございませうけれども、これは赤字公債脱却後六十年までの間にその条項が本当に生かされたいといふことをもう約束しておるのでございませうから、その点は御信頼を賜りたいと思つておる。

○広沢委員 そこで、国を信頼してくれというのは、それは当然でしょうけれども、その当時当時の担当者や方によって財政というものがあつた程度危機に陥つたりあるいはゆとりが出てきたり、いろんなことがあるわけですから、それは国を信用しない者はないのですけれども、やはり当局者のやり方いかんを制度においてここにきちつとした節度をつくつておくことが大事なわけですよ。

ですから、この「減債制度の意義と効果」という中にちゃんと書いておる。「わが国において減債制度を確立する意義は、新しい公債政策を導入するに当たつて、一般財源による公債償還の考え方を明らかにしそのための一般財源繰り入れの仕組みを確立することにより、公債政策の運用に遺漏なきを期し、もつて公債政策に対する国民の理解と信頼をうるところにある。」それから、それだけではなくて、あといろいろなメリットといたつて、なぜ設けるかという効果も書いてあります。「公債発行下の財政運営ということからみると、償還財源を毎年繰り入れられる仕組みを法定すれば一般財源から一定の額が先取りされることになり、それだけ他の支出にあつては公債償還高の累増に對する間接的な歯どめとして働く面があるこ

とも見逃しえない。」等々、まだずつとその効用を書いておるのです。「意義と効果」というものをですね。

ですからこういうことによつて、いまのいわゆる第四条国債の十年国債の発行というものに合せて百分の一・六ということを設けましたと当時の提案理由の説明にちゃんと書いてあるわけですよ、おっしゃつておるわけですよ。ですから結局、それはいまの財政法で言われる四条国債のことについては、これだけの節度と運営に對する当局の考え方は全部整理して言われているわけですよ。ですから赤字国債というのは、予期しないからこゝんなになつたんだ、こうおっしゃるのではありません。予期しないことだつたら、後は信用して、われわれがちゃんと返すのだから、借りがえしないのだからちゃんと返すのだから、財政法に決められたとおりやつていくから任せておけ、それだけではないのではありませんか。だからあなたがおっしゃるように、幾らの金額を何年にどう入れるんかということをおっしゃつておるのじゃないですよ。やはり返すという制度、ここに減債制度があるならば、この見合いというものがいまの公共事業の資産に對しての見合いで百分の一・六という制度を設けたのだつたら、特例法の中にやはり、これだけの国債を今度発行します、赤字国債を発行する、これを承認してください、それは今度はいまの国債整理基金特別会計法による減債制度とは別個にこういう減債制度をつくつて、そして率を繰り上げてやつていきます。それはいま言うように、十年ですすから百分の十だ、そういうことじゃないから、それはいろいろの關係もありましようから、それから予算繰り入れあるいは剰余金ですか、まあ剰余金はないと思つても、そういう補完的なものがあるわけですからね。よろしいですか。そしてこの四条国債のときにも、いまの剰余金とか繰り入れは補完的な——それで「補完し」となつておる、この減債制度。ちゃんとここに柱を立てていらつしやる。よろしいですか。それをいままでずつと皆さん方の説明を聞いて

てまいりますと、いやこれは減債制度の特別会計法の中に設けたんだから、この中で全部返せばいい、確かにそういうようなあなた方の御説明なんですけれども、私はそれはどうもいただけない。

という事は、第四国債はいわゆる財政法の中で一応は認められておりますけれども、この特別会計法の背景に赤字国債が出たときもこれで返すということを含んでいられるわけはないわけですよ。財政法にないのですから、赤字国債というものはそれこそ、あなたがおっしゃるように特別中の特別なんだから、それにおいては減債制度もそれに合わせてこの特別法の中に盛り込んできて、赤字国債についての減債はこうしますという制度を確立するのは、これは私は当然だと思うのですよ。先の見通しが立つとか立たぬとかの、そんな問題じゃないと思うのです。どうでしょうかね。

○大平国務大臣 いまあなたがおっしゃるとおりやっていますので、つまり、したがって四国債について減債制度ができていられるわけでございますけれども、今度の特別債につきましてはそれをさらに強化いたしました三つの原則を立てたわけでございます、具体的な年次別の繰り入れ計画というものは、たびたびお断り申し上げておるうちに財政計画の裏づけがなくて、これはいじかぬまじいわけでございます、それはいたしかねますけれども、借りかえを行わない、剰余金全額を繰り入れるのだということ、そういうことは特別債であるがゆえに特に強化いたしました、それを財政運営の基本にしてやりますというお約束をいたしておるわけでございます、いまそれ以上のごを求められても、政府としては大変至難なことになろうと思ひます。

○広沢委員 借りかえをしない、私はそれは当然だと思ふのですよ。なぜかといひますと、四国債の場合、一応、対象資産というものを約六十年償却と見て、そして後代負担を認めていこうという形で借りかえをしていきますというこの理由が立っている。この特別国債の場合はそんなものは何もないわけですよ。ですから、結局、それ

は減債制度を別に設けて、入ることの規定を特別で設けるならば、一応いまの建設国債の場合もちゃんと見合いがあるのですから、当然、今度は返す方もその見合いをきちっと制度としておつくりになる、金額の問題は別問題として、制度としておつくりになる。やはりそれだけの節度を持つてこの赤字国債、特別というのに取り組もうというあなたの方の考え方がないということ。このいまの考え方から見ても、国を信用しないとか信用するとかの問題ではなくて、財政当局の運用の仕方には私に疑義を持たざるを得ないので、これはおわかりになりますね、うなずいていらっしやいますから、ですから、ことしだけなんだということであるならば、当然いま出しておられる法律を改正、修正してその中に入れるべきだし、それはいますぐと言われてもできないということだつたら、次の法律改正で新しくそれを加えてくるという形をおとりにならないと、これははっきりしないと思ふのです。検討したらいかがですか。

○大平国務大臣 国債管理は政府の責任でやらせていただいているわけでございます、政府が借りかえをやらぬということを国会にお約束をいたしておるわけでございます、御信頼をいたしたいと思ひます。

〔村山(達)委員長代理退席、委員長着席〕
○広沢委員 どうも、信頼しろ信頼しろと言ふばかりで、私は信頼していると申し上げているので、信頼した上で、こういうものは制度として設けておくのが常道ではないか。そうしたら、なぜ四十年のときに、第四国債を出されるときに、この制度を改正してそれに対応する行政の処置をおとりになったのか。だったら、突発的に起こったこの特別公債についてもそれに対応する制度をお考えになるのは当然じゃありませんか。私はそう思うのです。全然考えない、ただ信用しろと言ふのじゃなくて、当然これは考えておくべきだと思ふのですよ。

○大平国務大臣 お言葉を返すようでございますけれども、四十年におきまして、お約束したと

おり、借りかえを行わずに所定の期間内に完全に償還いたしましたのでございます。政府はお約束したとおりにいたしておるわけなのでございますので、せっかく御信頼をいたしておるわけでございますから、なおこの上も御信頼をいたしたいと思ひます。

○広沢委員 それでは、そこまでおっしゃいますので、私はもう一つ申し上げておきたいのです。というのは、赤字国債については当然何も裏づけがないわけですね。ところが、あなた方が信頼してくれ、返すからと言ふ根拠をいろいろ考えてみました。あなたはそれ以上お答えにならないです。いろいろな考えてみたのです。

一つは、いま私が盛んに申し上げているように、減債制度というものを設けること。これも返す方法の一つの手段なんです。もう一つは、いわゆる特定財源。何か特に目当てる財源。いわゆる第四国債だったら、公共事業という資産があります。何か特定の財源をここに考え出す。これも一つの方法でしょう。それからもう一つは、やはり税制を再検討して、現在の財政規模の年度の伸びを上回る税収を確保していく。歳出の増加を上回る税収がないと、それから落ち込む税収であれば、財源は出てこないわけですから、当然返せない。上回る税収が出てきた場合においては、それを予算から繰り入れて返すということ。そういうことになつておる。

もう一つあります。それは、いまのように百分の一・六を毎年毎年繰り入れていきますね。ところが、いまだんだんその残高が大きくなってきています。この推移は、いろいろやかましく時間のことを言っておりますので、一つ一つ数字を申し上げるよりも理論で申し上げます。実は、それがどんどん大きくなってまいりますと、たとえば財政審に中期的な財政の一つの試算として出されたものをもとにして考えていきますと、五十五年に六十兆の残高があると仮定すると、百分の一・

六掛けると、単年度で、そこへ定率繰り入れて入ってくるのは約九千六百億、そのくらいの金額が入ってくることになる。これは、先ほどあなたは減らされると言うから、私はそのために減らす方法を一生懸命に聞いているのですけれども、信用してくれと言ふだけで、なかなかその減らすということについての具体的なことを申されません。だからいままでの過程から見ると、だんだん経済規模も大きくなれば財政需要も大きくなってきています。したがって、国債もそれを補充しているものですから、結局その残高がうんと大きくなってきているということ。で、恐らくそういう試算をしたらこうなるのじゃないか——私は、あの試算をずっと検討してみまして、よほど何か税制改革なりあるいは思い切ったことをおやりにならないければ、あの試算は当たらざるを得ない。先ほど大倉主税局長からお話があったようにやがて来年三月ごろに中期経済見通しが出てくれば、恐らくあの見通しの立て方は同じ形になつてくるだろう。それともいまの予測した、財政審で一つの問題になつたあの線に近いものが出てくる以外に、こういう経済状況から見ますとないじゃないか。そうすると、このいまの試算というものは当たらずとも遠からずということになる。そういうことから考えていきますと約一兆円ぐらい、残高が大きくなると単年度で百分の一・六の繰り入れでもこんな大きな金額になつてくるわけですよ。

ところが、皆さんの方でいま十年で借りかえ借りかえ六回やって、一応それが償還になるのだという説明を、建設国債、第四国債についてなされてきた。ところが、それは、いまの法律の規定からいって、そうおっしゃっておるだけであつて、そのときの財政事情によつてまた借りかえすることだつて六十年先にできないことはない。だから、単年度で大きくなった分を言つと、極端な話、一方にそのときの建設国債の分をまた借りかえをして、これに充ててはんと返せば返せない

ことではない、そういうことも成り立つのです。そういうふうな運用の仕方というものをあなた方に一切任せて、任しておけば何とかこれでやっていけるんだという形ではなくて、これはやはり明確にしていく必要があるんじゃないか。どの方法でどういうふうにおやりになるのかという、そういう考えによってもどういうやり方だ、できないことはないだろうと私は想像はつくのです。

大蔵大臣、あなたは、返すから信用して任しておけと言っただけでも、いま私が検討しても四つの方法しかないのです。ほかの方法がありませんか。

○大平国務大臣 特例債の償還につきまして非常に御心配をいたしておりますことは、私も大蔵に御心配をいたしております。それは、だからといって特別債につきまして、あなたが言われるように特別な減債制度を設けるといことは、私はとらない方がいいんじゃないかと思っております。何となれば、特別債というのは異例中の異例の措置でございますので、こういうことを繰り返したらいけないわけでございますので、毎々申し上げておられますように、五十年度はこういう目的でこれだけはお願いしたいということだけをとりあえずお願いいたしておるわけでございます。つまり、これを年度をまたがったものとして、今度、そういう財政体質を持つようにならぬようにするために、単年度限りの措置として問題を片づけようといいたしておるわけでございます。したがって、それで発行いたしましたものは十年償でございますので、十年たちましたら借りかえなく全部現金償還いたしますということをいたしておるわけでございます。

そういうようにさしていただいた方が特例債にはふさわしいんじゃないか、特例債というもののについて別途それを発行する場合にはこういう償還計画、償還制度があるぞというふうな助け舟はあらかじめつくっておかない方がかえって特例債に対する対応策としては正しい態度じゃないかというふうには私は感じますけれども、その点あなたとちょっと意見が違ふかもしれないけれども、ただ償還は財政運営の基本といはして非常に厳しくやらなければならぬし、いさかか愈々ところがあるてはならないぞというあなたの御注意、その点は重々よく私も理解しておるところでございます。

○広沢委員 大蔵大臣、もう一つこの問題について申し上げておきますけれども、それじゃ、任せとくれと言っただけでも、いまの予算書を見ましても、確かに定率繰り入れだ、あるいは予算繰り入れだということは、予算書に何の会計から何に入ってきたということは載っていますよ。ところが、今度は返す償還のことはただ一行載っているだけですが、出ていく方は、ですから、こういうふうには赤字国債をあなたが責任を持って返していくとおっしゃるならば、やはり予算書の中に勘定科目をはっきりして、これまでの国債と特別国債勘定というものを設けて、これにちゃんとこれだけ入れてこれだけ返したということをはっきり予算、決算書に出てくるように、こういう仕組みにしたらいかがですか。そうすれば、あなたが任してくれと言っているのは、着実にこういっているな、ということにはわかります。ただ何か一方にほうり込んで、これは説明になりませんが、こうなると、返したあたりもわからない。借金はしたけれども返すのは任しておけ、どういふ返し方をしましたか、ということは決算書なり、あるいは来年度予算ではこれだけ返すかと思つて、予算編成される時に、当然その予算書の中にこの勘定科目を分けて、はっきりとこういう繰り入れをして、こういうふうに戻しました、というこの結果報告ぐらいはできるでしょう。

○大平国務大臣 国債管理は政府の行政権にお任せたいだ、ということを申し上げておられますし、その責任であるということも申し上げておるわけでございますけれども、しかしわれわれはそれを勝手にやろうとは一つも考えていないわけでございます。この国会に提出いたしました予算案におきましても、償還表というものを提出してありまして、六十年には全部現金償還することにいたしました。六十年には全部現金償還することにいたしました。六十年には全部現金償還することにいたしました。六十年には全部現金償還することにいたしました。

○高橋(元)政府委員 今回の補正予算に、財政法二十八条書類とそれに普通国債の償還年次表というのを添付してお出ししております。その中には五十年発行の特例公債と分けまして掲載をしております。したがって、今後の毎年お出しいたします二十八条書類の中の普通内国債の現在高、その区分としては、六十年償還のものとして今回の特例公債が載るということでございます。

それから、償還を六十年になってやった場合どうするかということもございまして、これは国債整理基金特別会計の決算書に記載されるということになると思っております。

○広沢委員 だから、その財政法二十八条に基づく償還表というものはわかるんです。それはいま大臣が何回もお答えになっていらつしやるように、五十年にならしたらちゃんと六十年のところには二兆二千九百億と載ってくるでしょう。これは借りかえがないから、そのまま載ってくると思つたのです。それはわかるんです。しかし、そのときまであの表をそのまま信用したとしたら、返さないということですか。実際のなには、大臣がおっしゃっているように、予算の余裕が出てくれば金額を入れて、できるだけ早く返すんだ、脱却するんだ。だから、それは勘定科目をきちっと設けて、その勘定科目でだけ返さないと、返さないと決算書に出てくる。あるいは予算書にこれはこれだけの赤字国債は減りましたというふうなことは報告すべきじゃないか。

○高橋(元)政府委員 内国債の現在高を毎年度二十八条書類をもつて国会にお出しするわけでございますが、その中に、いま申し上げましたように、公債法に基づく五十年発行の特例債の現在高というのを記載いたします。それは、当然前年から異動によって、もし満期前に償還される場合ならば減額されて掲載をされる。したがって、五十年度の公債発行の特例に関する法律に基づいて発行された公債の現在高が毎年どのようになっていくかということは、二十八条の添付書類をもつてごらんになれる、御報告をいたすということになります。

○広沢委員 次に、市中消化の問題について、三何っておきたいと思つて、これは要約しますけれども、現在行われている

市中消化の方法について、今後もこういう形で考
えていくつもりなのか。私は、いまの形でいくなら
ば、やはりこういうふうな年間五兆もあるいは
六兆もという大量国債を発行することになら
ないかと、ここにいろいろ問題が出てくる。いわ
んや、究極はインフンの再燃になるというふうな
ことを考えざるを得ないわけですね。したがって、
こういう形をどういうふうな今後考えていくこと
なさっていらっしゃるのか、簡単に説明してくだ
さい。

○松川政府委員 原則的には、私もただいまや
っておりますような市中消化の方法をとってまい
りたいと考えております。と申しますのは、市中
消化ということは中央銀行の引き受けによらない
で消化することです。

しかしながら、各国の例を見ましても、そして
またわが国を見ましても、それぞれの国の資本市
場はそれぞれの特徴がございます。先刻、当委員
会でも御説明いたしました、日本の場合にはと
りわけ二つの特色があるかと思ひます。

一つは、市中消化の場合最も望ましい姿は、個
人であるとかあるいは機関投資家であるとか、そ
ういったところが引き受け消化するのが最も好ま
しいのでございます。しかしながら、わが国にお
きましては個人の金融資産の所有形態がまだ直接
有価証券に向くという比率が少のうございまし
て、どちらかと言えれば預貯金の形をとっておりま
す。その意味で、外国でございませば、これは
先進諸国の意味でございませうが、外国の例で有価
証券の形で金融資産を保有するということになじ
みのできております国でございませば、もっと
多くの部分を個人ないしはそういった機関投資家
に消化することを期待することができらるうと思
ひます。しかし、その点で一つ差がございませ
うで、個人の預貯金なり機関投資家のそういった
ものを預かっております金融機関を通じて消化す
るといふことが外国の場合よりも多いといふこと
は、一つ日本の場合やむを得ないのではないかと
思ひます。

もう一つの特色は、これもその一つの形態では
ございませうが、国家の信用をバックとして個人の
金融資産を預かっておりますものに日本の場合に
は御案内のとおり郵便貯金の制度がございませ
う。これは、たとえばアメリカの例をとりますと、か
つては郵便貯金という制度をやっておりますが、
その後これはいろいろ事情から廃止いたし
ております。したがって、アメリカの国民か
ら見れば、国家の信用をバックにした金融資産と
いうのは国債を買ふしかない。そこで、アメリカ
の場合に貯蓄国債とかその他のものがわりあいさ
ばけておるのでございませうが、この総額を見ま
しても、わが国の国民が持つております郵便貯金の
総額に及ばない状況でございませう。わが国の場合
には、したがって郵便貯金で預貯金形態のも
のを預かりながらさらに国債を買つていただく
ということになりますので、どうしてもその辺、外
国の例と比較いたしますと個人に直接売れる分は
少ないと思ひます。

ただ、これも先日当委員会で御説明いたしまし
たが、私も最近特に十一月の個人消化の割合を
見ますと、率が低くなってきております。これ
は、ただいま申し上げましたようなわが国の資本
市場の実情があるといはしても、われわれと
しては少し下がりが過ぎではなからうかという懸念
を持つております。その意味でいまの市中消化の
やり方に何か検討することがありはしないかとい
うことで、現在内々検討を開始いたしてございま
す。それがどうなるか、いまのところ結論をわか
かに予断することはできませんが、その意味で若
干の修正は加えられることがあるかもしれませ
うが、市中消化のやり方の大筋は、現在のような
り方をとっていくのが日本の場合最も穏やかな
り方であり、最も適当なやり方ではなからうかと
思つております。

○広沢委員 確かにこれも一つの方法には違ひあ
りませぬ。違ひありませんけれども、やはり一番
問題になっているのは、こういう間接的に日銀が
引き受けているような、結果的にそうなっている

わけでありませうが、そして、その実際の市中消化
の中で個人の消化というものが全体のわずかに割
弱、こういうような段階に抑えられている。さら
にこれは管理された価格になっているのではない
か。ということ、御存じのように、銀行はそれ
を引き受けてもこれを窓口で売れない。それから
証券会社の方においてもやはり買ひ支えをやる
というような現状であるわけですね。したがって、
そういうような状況であつて、個人消化を際証
券会社においても、あるいはすべての金融機関に
おいても、支払い準備資金としての形をとって
る関係上それが一年たつたら日銀に買ひオペで吸
い上げられることを期待していくような、結果的
にそういうやり方になっている。これじゃいつま
でたつてもいゆる割り当て式なやり方だと言わ
れても仕方がない。シ団と協議してやっていると
は言うものの、一応短期間にこれだけの国債がほ
つと引き受けられるということは、やはりこれは
協議の形はとも割り当てである。それも、い
わゆる魅力ある国債であるかという決してそう
ではない。非常に魅力がない。魅力があるものであ
れば金融機関も収益資産として持つてよろうし、
あるいはその他の機関投資家も持つてよろうし、
その他個人もそれは貯蓄にかえて持つてよろうと
思ふのですが、それが具体的になされていない。

ですから私は、こういういまの言ふならば、言
い過ぎかもしれないが、当局にやりやすい形を
温存するのじゃなくて、やはり市場の自主性に任
せていくということによつて、これはやはり財
政法にいう節度ある公債の運営ができる前段に
なっていくのではないかと、こういうことをこれは
銘記した上で、いままでも論議を重ねられてきた
わけですが、公社債市場の育成と言ひながら、十年
一日のごとく同じようなことを御答弁になりな
ら、今日に至つてもやはり十年前と同じパターン
の引き受け状況というか、国債の流れということ
になつていませぬ。ですから、これをどういふ
うに具体的に今後おやりになるうとするのか。こ
こに具体的な案を出して積極的にやつていかな

れば、これはできないのじゃありませんか。どう
でしょう。

○松川政府委員 初めに、私が間接的という言葉
を先ほどの御説明の中で使ひましたが、この意味
は、個人が直接買ふのではなくて金融機関が買
うという意味でございませう。中央銀行が間接的
という意味でございませぬので、その点ひとつ
誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。
それからまた、銀行が持つております国債が一
年たつとオペレーションの適格性は付与されるわ
けでございませう。しかしながら、このことは必ず
その全額が中央銀行すなわち日銀のオペとして買
い上げられるということの意味するものではござ
いませぬ。ただ現在までのところ、オペの適格債
として、たとえば政治保証債もその適格債にな
つておりますし、国債もなつておりますが、量的に
国債が比較的少なかつたこと、そしてまたオペを
やる方の日銀の立場をいたしましては一番信用度
の高い国債の方を選択するといふことから、相当
部分が日銀のオペの対象として結果的には日銀が
保有する形になっていることは、私もそのと
おりだと思ひます。

その次に国債の売買についてでございますが、
これは証券会社がある程度売買に関与いたしま
して、特に国債の買ひ方に回ることが多うござい
ます。その結果、あるいは証券会社が国債の値段の買
い支えをやつていふのではないかと、これを
感じの向きがあるやに聞いておりますが、それは
私どもの承知いたしてございませぬ。そのような
事実はないと理解いたしてございませぬ。すなわち、
証券会社といたしましては、自分たちが国債を引
き受けてこれを顧客に売つておるわけではござい
ませぬ。そこで、売りました商品である国債の値段が
乱高下をするようなことがあれば、これは顧客に
不測な損害を与えることがあるかもしれませぬ。そ
ういふ意味で自分たちがした国債の引き受け行為
のアフターケアをやつておるということござい
まして、決して私どもがそういうことを指示いた
しましたり、また証券会社がそのようなことを意

議的にやっておるといふようなことではございせん。

それからまた銀行につきましても、この国債を売ってはいけないという指示をした事実は、私の承知しておる限りではございせん。ただ、先ほども申し上げたように、国債の保有量が少ない間は、いつの日かオベの適格性を与えられ、日銀に買ってもらうのではないかと、そういう意味で保有しておるのではないかと、そういう意味でございまして、売りが出れば値段が下がる危険がございまして、その意味で、銀行としてはそういった国債市場に出すよりは、持ってあってオベの対象として日銀に買い上げてもらった方が得ではないかという心理が働きました。持っておる例が多いのではないかと推察いたします。現実問題として銀行が若干売っておる例もございまして、ただこれも、国債がたくさんになってまいりますと、どうしても銀行としても日銀のオベに期待できない額は、あるいは自分の資金繰りの関係から市場に出さなければいけないという事態がこれから起こつていこうかと思ひます。その意味でも沢先生御指摘になりました国債に魅力を与える、また市場がだんだん大きくなっていくということは、私どもとしても心がけておるところでござい

ます。

具体的にどうしたかという御質問になりますと、これは一つは発行条件につきましても、たびたびの改正を通じてきておる、なるべく実勢に近いものに現在持ってきておられます。その場合に比較されますのは、たとえば電力債などの社債でございまして、たまたま政府保証債でありまして、そういうものとの乖離幅が問題になるわけでございまして、半年前、一年前にはその乖離幅が非常に大きかったものでございまして、ことしの八月そして十一月の改定を通じてきておられます。ただこれが流通市場そのものの実勢とどうかということになりまして、これは国債だけの問題ではございせん。

いろいろほかの債券にも同じような問題がござい

ます。その意味では公社債市場をどうしてももっと育成していかなければいけないということをお私どもも痛感いたしております。

最後にその具体策でございまして、たとえば国債の取り扱ひの手法を変えたということが一つございまして、これは、従来でございまして国債の売

買につきまして取引所を通じてやらなければいけないという集中義務が百万円から四百万円の間でございまして、これを一千万円まで広げるということもいたしました。そしてまた、公社債を

手放す人が急にたくさんあつてはいけないということ、公社債の流通金融につきましても徐々にその枠をふやしてまいりたい、こういうことで、昨今せつかくその方向で一步一步着手いたしておるところでございまして。

○広沢委員 いまいろいろ御説明いただいたわけでありましても、やはり、国債管理政策というものは、それはとていかなければいけません。その価格についても相当管理された価格であるということをお私に申し上げました。

それは一つの例を言いますと、証券会社の場合においても、本来は市中消化、先ほど私が申し上げたようにそういうことが、個人消化あるいは機関投資家だとか、そういった者に魅力あるものにしていくということが、これが国債だから機関がそれを引き受けなければいけない形ではなくて、一般の市場の中で魅力ある国債として定着していかなければならぬ、これが本当のいまの歯どめにもなりましようし、公債の運営のやはり基本だろうと思ふのです。

そこで、証券会社の場合においてそれをまずや

う市中消化できない、個人消化ができない、あるいはそれが余り魅力がないために滞留しておる。それを市場の実勢に任したとしたならば、恐らくこれは大きく動くのではないかと、ですから、ほかの事業債なんかの利率の動きとこの国債の動きとを比べてみて余り大きな動きがない、それはAA格の事業債についても信用度が高ければ高いほど余り上げ下げがないということはおわかりの通りです。それにしても、ほかと比べてもそういうものがほぼ固定化されたような感じに置かれておるということ自体がこれを裏書きしているものであろう、私はそう思うわけです。その点ひとつ具体的な資料をいただきたいわけですよ。

いま言うように、当局はそれはもう発行してしまつたから、あとはそつちの側だということであらば、これは問題だと思ふのです。実際に発行してそれが具体的にどういふようになっていったかということの確にどうかでおなければならぬ。想像で物を言われたら困るわけです、具体的に審議していただくわけですから、いかがですか。

○岩瀬政府委員 国債の値段というものは、いま取引所で大体、発行後六ヶ月以後の各銘柄を一斉に取引いたしておりまして、実際の値段というものは、その値段しかないわけでございます。したが

いまして、それは御承知のように、まあある程度長い期間を見ても移動はございませぬ。これは、短期間では余り動いておりませぬ。これは、一つは個人消化が中心でございますから、どうし

ても取引が少ないわけでございます。したが

ないというふうなときがございまして、途端に値段が下がってしまうというふうな状況がござい

ます。投資家が売りに出ました場合に買ひがつかないというふうなときがございまして、途端に値段が下がってしまうというふうな状況がござい

ます。したが

いまして、それは御承知のように、まあある程度長い期間を見ても移動はございませぬ。これは、短期間では余り動いておりませぬ。これは、一つは個人消化が中心でございますから、どうし

ても取引が少ないわけでございます。したが

ないというふうなときがございまして、途端に値段が下がってしまうというふうな状況がござい

ます。したが

いまして、それは御承知のように、まあある程度長い期間を見ても移動はございませぬ。これは、短期間では余り動いておりませぬ。これは、一つは個人消化が中心でございますから、どうし

ても取引が少ないわけでございます。したが

あるいは残高が大きくなっていくことについて、やはり金融の実勢、市場の実勢にこれをゆだねていく方法をとっていかねば、それが勢い、冒頭に申し上げましたように、通貨供給量をうんとふやしていくことになり、インフレに結びついていかざるを得ない。たとえ今日のようにならぬ段階においては、当座すぐにはそれはインフレに結びつかないかも知れない。それも確かに議論としては成り立つわけでありませうが、そのときはそれでいいかも知れませんが、そういう形を温存していくことは、インフレ要因の火種をつくっておくことであるから、やはりいまのような歯どめ処置が十分効くような体制というものをつくっていかねばならないんじゃないか。

それに対して、先ほどから公社債市場を育成していく、あるいは魅力ある国債をつくっていくということについて若干の説明があったわけでありませうけれども、私はやはり皆さんが説明しているだけでは、具体的にいままで十年間そう言いつつ実際はできなかった。それで、やはり同じパターンが繰り返されている。ですから、日銀のいまの月報の中においても、いままでの過去を振り返っての金融の流れから見ると、やはりこれは反省していかねばならぬ、もう少しいまの制度を変えなければいかぬということを指摘しているわけでして、これは財政当局にしては、いまの方式が非常に発行しやすい条件かもしれない。しかし、その受けさらであるいまの金融あるいは個人、いわゆる市中消化の対象になつていく形によつていびつな偏在した形が行われていくことにはならないか。ですから、その点に対して今後具体的にこのようにしていきまますという大蔵大臣の所見をひとつ伺ひしておきたい。

ございます。けれども、今回のように多額の国債を市場消化をお願いしなければならぬという状況を放置しておくわけにはまいりませんので、この市場の整備、拡大、機能の充実という点につきまして、御指摘もございましたけれども、私どもの財政政策と金融政策の一つの緩衝地点にある国債政策の一つの柱といたしまして鋭意施策していかなければいかぬことだと考えております。それから国債自体につきましての財政当局の考え方、それから国債の持つ発行条件というふうなものにつきましても、それ自体が一つの魅力のある商品として国民に愛好されるようになりますとを念頭に置きまして、漸次改善を加えていかなければならぬことと存じておるのでございまして、御指摘のような点は十分私ども体して今後の施策の推進に当たりたいと思ひます。

○広沢委員 時間も相当経過しましたので、結論を申し上げたいと思つておりますが、要するに、きょうは赤字国債特例法を提出された、具体的にそのあり方についての対策をたじたわけでありませうけれども、いままでの議論の神の中から一歩もお出にならぬ。赤字国債というものは、財政法に禁止されたのを特例でやるうとするわけでありませうから、いまの財政事情からすると、大臣がしばしば答弁されておるうちに、恐らく来年もむずかしいのではないだろうか、そういうふうなことでお考えになつていらつしやるようですけれども、しかしそうなつた原因について、もう繰り返しませんけれども、私は、特例法で大量の赤字国債を発行するならば、それに応じて市中消化の方法においても、いままでの第四条国債のあり方とはやはり区別していくべきだと考へておる持っておりますし、さらに償還計画についてはなおさらのこと、特に赤字国債の償還計画は、赤字だから信用してくれ、後は財政運用よろしきを得てから返すのだというふうにあなた方は一生懸命おっしゃいましたけれども、やはりその制度の確立ができていない、こういうことであれば認めるわけにはいかないわけですが。

そういうふうにして考えていきますと、百歩譲つて考えたとしても、やはり今度はどういふふうにして返したかというのを、予算、決算書の中に具体的に勘定科目を設けて、そしてどういふふうに入財源が入つていき、あるいはどういふふうに入財源が入つていき、少なくとも特例公債について分けてきちつすべきだということについて、旧来の減債制度があるのですから、その中でどんぶり勘定でやつていこうというふうな方によつては返せるかも知れない。しかしそういうふうな一切を信用してくれという形じゃなく、やはり財政制度の節度をきちつとつくつていくための制度というものは特例法の中にも設けるべきであるということをお断り申し上げておきたいと思つたのです。

○上村委員長 竹本孫一君。その他、あと問題が大変残つておりますけれども、わが党の同僚委員からの質問もありますので、そちらの方に譲つて、一応質問は終わりにいたします。

○竹本委員 私は、質問の初めに国会の解散の問題について、政治家としての大平さん、大蔵大臣としての大平さんの御意見を簡単に承りたいのでと申しますのは、ストの最中に国会解散論が出て、まあともかくもストが終わりましてその空気は遠ざかった、こういうような記事が新聞には出ておる。しかし私は、あの混乱の最中に、やつけるような意味で解散をおち食らわすというふうな発想はいささか感傷的であるというふうに思ひます。しかしストが一応収拾したから、改めてこの問題を考えたい。

私は理由が三つもしくは四つあるのです。第一は、ストの問題についての本当の意味の決着を国民的規模においてつけるべきである。それから第二は、赤字公債を出した、あるいは出さざるを得なかつたという経済政策の失敗について国民の批

判を受けるべきである。第三は、福祉国家建設。高度成長は改める、あるいは改めようということでありませうけれども、いわゆる政策転換の基本路線について国民と相談をする、国民と協議するというチャンスはないままである。第四は、特に大蔵大臣として、春になれば解散だという声もありませんけれども、通常予算を通した後は解散だというふうな雰囲気の中で、果たしてまじめに真剣に通常予算が審議できるかどうかという点を心配するからであります。

一つずつ簡単に私の考え方を申し上げて結論だけ大臣に聞きたいのであります。

第一は、ストの問題であります。私の方の民社党は本日夕方の四時ごろに声明書を発表いたしました、従来言つておるところをさらにその延長線で「スト権問題に関する公労法の改正および関係法規の整備などについては、これを国会の場に移し、それを審議する特別の委員会等を設け、早急に結論を出すべきである」というのが結論であります。もちろんこの特別委員会には政府の提案を含め、各党も対案を出し合ひ、国会において処理するようにならねばならないということ、国対委員長は本日各党に、ひとつとつてどういふふう論議すればよろしいのか、特に国会がこの問題についていままでのように黙つておるといふことはおかしい、そういう立場でひとつ審議をいかにすべきであるか、その場をどこに決めるべきであるかというところを中心にして、国対委員長談もやりたいという申し入れをいたしました。

今回のストは御承知のように国民の声あるいは国民の御迷惑ということをひとつ考へて最終的には終結をしたようでありませうけれども、ストの中止も国民の立場を考えながら中止をする。それからスト権をどういふふうにするかという問題につきましても、今度のストについての評価もそれぞれ違ふようございませうけれども、ある意味で言へば、みんな勝つたと思つておるし、みんな自分の意見が最高に正しいと思つておる。考え方としては、スト権は全然与えるべからず、危ないとい

う考え方もあるでしょう。あるいは労働者である以上無条件にスト権は与えるべきである、闘い取るべきであるという考え方もあるでしょう。あるいは第三に、私も民社党のように、スト権は与えるべきものであると思うけれども、やはり公共の福祉という立場に立って、一定の制約なり歯ごめなり条件が必要であるという考え方もあるでしょう。しかし、それは政党それぞれ異なる自分自身で思い込んでおいて、ゆうべNHKのテレビ等も聞いてみても、国民の視聽者の声もそれぞれさまざまでありまして、そういう意味で、スト権は一部に言われるように、これは本当に重大な問題でありまして、国民の全体に関する大きな問題でございますので、おれの党が一番正しいんだなんて独断的な結論を出さないで、国民とともにこのスト権の問題は考えるべきである。そして国民とともに結論を出すべきである。そういう立場に立ってスト権のあり方はどうあるべきか、国務委員長の提案では、各党がそれぞれ案を持ち寄りましょうと言っただけでも、それが必要でありまして、さらには一歩広げて、あるいは深めて国民的規模においてこの問題は議論して悔いを残さないような形で結論を出さなければいかぬ。もう一遍やり直したとか、あるいは権力でこうしようとか、また第二次的にもいろいろの考えがあらますけれども、これはやはり決着はつけなければならぬし、そして決着は急がなければならぬ、がその決着の方向を誤ってはならない、こういうまじめな気持ちで私は国民とともにスト権のあり方というものをひとつ結論を出すべきである。こういう意味で、私が解散を要求する第一の理由はそれでありまして。

第二の問題は赤字公債、大変なものでございませぬけれども、ことはあれこれ八兆七千億円の、地方債も含めて公債を出さなければならぬというふうな状態に陥っております。これは後でも少し議論をいたしたいと思っておりますけれども、それを、一応細かいことを省きまして結論だけですが、今度の国会においては、実は三木総理が誠実

な方として国会の劈頭において、最近における経済政策は大いに一生懸命やったところもありまして、それも認めておりますが、それにもかかわらず成功ではなかった、国民にこれだけの不況をもたらしてまことに申しわけなかったという、私の言うデプロアが出るかと思つていたのだけれども、途中から政府の考え方も変わったようございまして、その言葉は余り聞かない。先ほど大蔵大臣は、申しわけないというような言葉をちょっと言われたように承りましたけれども、ちょっとよく聞かれなかったのですけれども、いざれにいたしましたも私は、申しわけない、あるいは国民に対して全く申しわけなかったということ率直に非として認めるべきであつて、全部オイルショックの責任にするような行き方は、まじめな責任政治のあり方とは思いません。

そういう意味から言ひましても、一体、従来の経済政策あるいはスランプレーションというのは必然的なもので、政府に何ら責任ないというものは考へておるのか、あるいは政府には当然謝罪すべき責任があるというふうな国民が意見を持っておるか、これも聞いてみなければ、みんな自分の党の立場が正しいということだけは決着はつきません。そういう意味で、赤字公債発行の今日の段階において、三木内閣発足以来一年間の経済政策に対する評価の総決算をすべきであるというのが第二であります。

それから第三番目は、もっと深刻な問題でございませぬけれども、高度成長が行き詰まったということはいふまでもなく、そして福祉国家の建設が大切だということもよく言われる。しかしどういふふうにして、どういふ方向で、どういふテンポでこれを進めていくのであるかということについては、だれも具体的な構想はほとんど示していません。しかし、日本がこれから本当の意味で生き残るためには、もうこの辺で従来の政策の矛盾や欠陥を総反省し、総検討をして、新たな、いわゆる政府で言う安定な路線というものを確立しなければならぬ。しかしその内容も、言葉があるだけで内

容は何もない。今度中期経済計画が出れば、ある程度おぼろげながらアウトラインが示されるかと思ひますけれども、それについても各党それぞれいろいろな注文があるはずで、それを国民的規模においてやはり議論して、いままでの間接金融と低金利によってどんどん進めてきた高度成長経済がいわゆる減速経済になる場合には、どの点とどの点を注意しながら経済の大きなカーブを切りかえるかということについても少しままとまった意見がないと、みんな勝手に新しい福祉国家――福祉なんという言葉ほどあいまいもこたるものはない。みんな自分の言いたいことを福祉として言っている。そういうことではなく、国民的な規模においてやはり一つのコンセンサスをまとめ上げるということになる一番プラスのケースは総選挙ではないか。こういう意味でいわゆる政策転換の基本路線を国民とともに決めるべきであるというのが第三の理由。

第四は、先ほども申しましたが、通常予算を通してその後解散だというのが解散が延びた場合における一つの常識になると思つてございませぬけれども、しかしそういう前提、そういう雰囲気の中で国会審議がどういふふうに行われるであろうかということをお私にはむしろ心配するものであります。あるいは必要以上の混乱が起こるかもしれない。あるいは選挙のためのセスチュアばかり流行するかもしれない。あるいは議事引き延ばしが起こるかもしれない、あるいは定足数がそろわないで開会ができない場合もあるでしょう。

そういうことを考えると、私は、経済に一番大きな影響のある本予算だけはちゃんとして議論を進めて早くまとめるということに重点を置かなければならぬのではないかと。そういう意味から言へば、特に大蔵大臣の立場から言へば、確かに一月なら一月解散ということになれば、予算の問題から言つて非常に残念な問題も出てきますけれども、しかし四月にやるということでは四月にやらせり宣伝戦にたりする場合に比べればまだ歩ど

まりがいい、まじめな議論ができるのではないかと、こういうふうな思ひかけであります。そういう意味で、国会解散論が一部に出たり引つ込んだりしているわけでございますけれども、政治家として、あるいは大蔵大臣としてこの問題についてどんなふうなお考えを持っておられるか、簡単に結構ですが、明確にお考えを承りたい。

○大平内務大臣　そういう問題について政府を代表してお答えする立場でございませぬのでお許しをいただきたく思ひますが、私は、ただいま竹本さんが挙げられました四つの問題点につきまして、それぞれ理由を挙げて御主張を承りての御提言でございまして、竹本先賢の言われること、よく理解できます。ただ、いまそういうものをひっ捉へての解散が急がれておるじゃないか、それについての所見はどうだというお尋ねでございませぬが、私といたしましては、目下国会に重要な法案も出しておりますし、明年度の予算も編成を間近に控えておる重要な時期でございませぬので、解散というような問題につきまして思ひをめぐらすまでの余裕を持っておりませぬ。

○竹本委員　政府を代表してという意味ではなくて、政治家としての大平さんのお考えを私は承りたいということが一つと、それからいまこの言葉はなかなか範圍が広いのでよくわかりませぬが、私は、この法案の問題もありませんし、その他いろいろな案件もありますから、年内にという意味で言っているのではない。正月、一月でもいいのですが、少なくとも通常予算の本格的な審議に入る前に片をつけておいた方がいいのではないかと、そういう意味で申し上げておるのです。そういう意味でその点だけでも少し明確にひとつお答えいただきたいと思います。

○大平内務大臣　一つの見識のある御提言として承っておきたいと思ひます。

○竹本委員　それでは次に参りましょう。

第二番目は、赤字公債の特例法案に対する私どもの基本的な考え方を一口申し上げて、それから

個々の問題に入っていくと思います。

と申しますのは、赤字公債を出さなければならなくなつたということは、これは先ほども申しましたように、政府の経済政策の失敗がうまうまといつてなかつた、いわゆる経済政策の失敗であるという考え方を私は持っております。政府はそれと対しまして、世界的不況だとかあるいは石油ショックだとかいうことでいろいろと弁解をしておられるわけですが、私はその点についてちよつと違った意見を持っております。

確かに、石油の影響あるいはさかのぼってドルショックの影響、いろいろなショックがありましたし、その影響も深刻であります。そして政府が言われるように、今日は世界的に財政は赤字財政になつておる。アメリカは二十七兆円ぐらいの赤字だとかドイツは四百九億マルクの赤字だとか、私も承知いたしております。

しかし、そこで問題がありますのは、同じようにたたとえは横から波を受ける、それをまず波が大きく来そうだとすることを政治的に判断をして、波の多いときには船を出さないという考え方もあるでしょう。あるいはこういうふうには波が来るからとということ、こういうふうには船が取りを突えるというかじ取りの仕方もあるでしょう。そういう意味で、波をかぶれば船が必ず沈没しなればならないような説明は、これは私はいただけない。波が来たことも事実でございますし、そのために船が揺れることも事実でございますし、そのも、必ずしも転覆するか大赤字を出すかというふうにならなくてもよろしい。それは政治の大きな手の打ち方によつてずいぶん変わってくるのではないから。

それから、日本あるいはドイツあるいはアメリカ、ドイツやアメリカのような代表チャンピオンも、いま申しましたように、二十七兆円の赤字とか四百九億マルクの赤字だとかいうことも事実でありますけれども、やはりそれぞれの特長事情というものがあると思ふので、たとえばドイツにおいては日本とは貿易依存率がまるきり

違つておる、そして周りのヨーロッパは全部赤字、あるいはスランプレーションでみんなまいておるので、日本よりも倍もしくはそれ以上になりますから、貿易依存度の強いドイツの財政がその衝撃をまともにかぶるといふことは、私はむしろ同情しなければならぬと考へておる。アメリカはベトナム以来またいろいろな財政経済上の矛盾を抱えておられますから、これまたインフレになる、あるいは赤字が出るということも一応考へられる。

しかし、日本は必ずしもそれらとは事情が違つておるのではないかと、私を私考えまます場合に、財政の運営について果たして完全であつたか、あるいはその責任は全部世界不況の石油ショック等にかかされておれば政府としましては、三木さんではないが、謝ることもやらぬでよろしいと逆に聞き直つてみる、こういうふうなあり方は正しいかどうか。これも政治家としての大平さんの御意見を率直に伺いたしたいのですが、従来の財政政策に遺憾な点はなかつたか、あるいは確かに大きなエラーがあつたか、やむを得ない点もあるけれども、ミステークもあつたかというので國民に謝るといふか謝罪するとか、デプロアの気持ちがおありなのかどうか、その点をひとつ明確に承つておきたいのです。

○大平國務大臣 今回のような深刻な不況を招き、それがしかも異常な長期にわたつて続くというのでございまして、これはひとり経済界ばかりではなく、中央、地方を通じての財政にも深刻な打撃を与えておるわけにございまして、政策当局といたしまして、この事態に対する責任を回避するわけにはいかぬと思ひます。

これはどういふ誤りであつたかということにございまして、けさほどからの御議論にもございまして、わが国の場合、諸外国と比較いたしますと、御理解いただけると考へます。そして、それだけに対応策もまた機敏で大胆でなければならなかつたわけにございまして、これ

ほど大きな衝撃に對してわれわれが講じました対応策は、そのスケールから申しましても、その時期から申しましても、手段の組み合わせから申しましても、決して十分でなかつたというように私は反省をいたしておるわけにございまして。したがつて、海外世界経済の激変ということにも大きな原因はございまして、同時に、これに對して適時適切な対応策を講じまして國民経済を守らなければならぬ立場にありました私どもの力量が不足しておつたということにつきましても、どのようなおしかりを受けても甘受しなければならぬと考へておるわけにございまして。

第二の問題は、それではその責任でございまして、どのようにして果たすかということにございまして、私は政治家といたしまして責任はやはり天に問うてみずから決断すべきことと思つてございまして、大蔵竹本さんを尊敬いたしておりますけれども、あなたのおっしゃることに盲従するといふわけにはまいりません、私は私の判断で責任にこたえていかなければいかぬ、政治家としてそう考へておられます。

○竹本委員 責任を回避することはできないのだ、その他いろいろの言葉がありましたので、政府としてもあるいは大蔵大臣大平さんとしても、相当深刻に責任を感じて事態を深刻に受けとめておられる、かように了解してよろしうございませぬ。

実は、私は、赤字公債法が出るときに、その立場、その声を國民に對してもっと大きく述べられるべきではなかつたかと思つておるのです。と申しますのは、興人という会社が破産、倒産ということになりました。いろいろショックを受けましたけれども、要するに民間の会社でも、たとえば税の見積もり等にいたしまして、これだけ大きく予想を狂わしてしまえば社長、専務は当然辞職もである。政府の政治家であれば、遺憾であると言つて、それで済むという問題ではない。そういう意味で、私は赤字特例法を出すときに政府としては声明を出すか、あるいは今度の國

会の冒頭において、いま言つたように、これだけ赤字を出して、こういう赤字公債で二六・三％までは公債に依存しなければならなくなつたといふことはまことに申しわけないといふことを三木総理もはっきり言つておりました。本人も当然言おうと思つたのだらうと思ひますけれども、だれかが悪知恵をつけて言わなくなつたけれども、いづれにしてもこれは政治家の道義、責任政治の原則から見れば非常に不愉快である。そういう意味で民社党がこの問題に取り組むのに非常な困難といひますか、苦しさというか、悩みを感じたわけ

であります。

しかしながら、それにもかかわらず現実に赤字が出してしまつたのでありますから、これをほつたらかしておけば、あるいは特例法を通さないとということになれば、後で詳しく承りますけれども、國民生活にもあるいは景気浮揚にも重大なる影響があるといふことで、私も民社党は涙をのんで、やむを得ないといふこと今日では承をしておるといふことであります。しかしながら、こんなに残念な、こんなに不愉快な法案はないのだ。けれども、國民に對する深刻な打撃、影響といふものをおもんばかる立場に立つて、公益に立つてやむを得ずこの法案の審議にも積極的に取り組もうといふ立場でありますので、これは御了承をいただいでおきたいと思ひます。

念のために主税局長にも一口何つておきますけれども、たとえば主税局長として、先ほども話が出ましたけれども、法人税は去年五兆八千億の収入であつたものを、ことしは不景気になるだろうといふので四兆円に見積もりをぐつと減らした。三割ぐらゐ減らした。さらにそれがまた予想以上に減つておる。そして十月の実績は去年が二千七百五億円のものがことしは千五百十二億円で、言われるように五・九％で四・一％の減収である。こういうことですね。しかし、そういう場合に、主税局長というのは、先ほど経済企画庁おいて言つておつたが、経済企画庁のやつた見積もり

に沿つてわれわれはただ計算をしたのだ、それが

経済企画庁の方の経済見通しが違ったのだらう、うまく収入が入りませんでした、こういうことで事務的にそらばんというかコンピュータのはじき方を間違いましたというふうな責任を軽く感じてもらえるか、あるいは主税局長というか大蔵省の主税局ということになれば、数字の上において日本では一番強い、そしてまた一番確実なところだとわれわれは期待をしておる。その大蔵省主税局のはじいた税収入が全く当てにならないものである。先ほど来、大蔵大臣は償還計画についても信じてもらいたい、こういう御答弁があるし、世俗の間には信じる者は救われるという言葉もありますけれども、信ずるだけではどうにもならぬ。具体的な科学的な根拠を出してもらわなければならぬ。われわれは大蔵省主税局は少なくともいままでは税収その他数字のはじき方においては最も正確なところだと評価もし、期待もし、信じておりましたが、今度は全くめちやくちやである。

そういう事実に対して大蔵省主税局は、これは政治責任がありませぬよ、一事務官としてでも一体責任を感じるのだから、それは経済企画庁の見通しが誤ったのだ、あるいは上の政府が経済というものはいろいろな波があつてかじの取り方がありますから、それに、先ほどの大臣の言葉じゃないが、適時適切な対応を講じなかつたからこんなことになつたのだという意味で、責任はそちらの政府にあるのだと考えておられるか。主税局としてはどんなふうな感じをいまおられるかということだけ、法人税の落ち込みはいますか。たよりに四四・一％、最も深刻でございますから、一言承っておきたい。

○大蔵政府委員 今回の補正予算で法人税収を減額補正いたしました。その基本的な原因につきましては、先ほど広沢委員の御質問に對してお答えいたしましたような生産、物価、所得率のところの変動に起因しているわけでございます。税収の積算におきまして、これは竹本委員よく御承知なものでごく簡単に申し上げますが、過去の実績がもろろ一番参考になる。実績がわかつた上に予測

を積み上げるということになります。当初予算を組みます段階では、年内編成であれば通常十二月に見通しをつくらざるを得ない。その場合は、正確にわかつておきますのは十月まで、十一月はある程度の粗見当というところで、その段階で将来十五カ月先までを予測するわけでございます。したがって、四月先から始まる十二月と十一月のものについてどういふ経済活動を見込んだらいいかということにつきましては、何としましてはやはり政府全体が統一的につくり、大体このような推移になるであろうということとを統一的に国会に對して申し上げる数字によらざるを得ないのではないか。その数字をつくります過程で企画庁との間で事務的に、それは強過ぎるのではないかと、いままでの傾向値からいってそこまでやれるのかとかいふことはこれは十分議論いたさなくてはならないと思ひますし、従来からも私どもの歳入担当の職務におります者は毎年そういう議論を重ねてきております。したがって、今後どういふやり方でこんな大きな狂いが出ずに済むかということとは、私も真剣に考えてみなくてははいかぬ。ただ、いまの仕組み、いまのやり方は、恐らく企画庁と私どもの間でよく予測については議論を重ねてみるという以外に、なかなかいい知恵が出てこない。残念ながら主税局が独自の判断で、企画庁は雇用者所得は一八伸びると言っているけれども一二しか伸びないでしようという積算をいたしまして国会に予算を持ってまいるということとは、言うべくしてできないし、またやるべきでもないということではなからうかという気がいたします。

補正予算の段階におきましては、例年のようにならぬ遅い段階で補正を組む場合には、かなり精度の高い見積もりができると思ひます。それは実績がわかつておいて、予測によらざるを得ない期間というものは非常に短くなりますから、当然にそつ狂うというところについては、一般論として私どもとしては非常に深刻に責任を感じなければならぬであらう。ただことしのように非常に早い時期で予算を組みますと、やはり予測部分が非常にウエートが高くなつてまいりますので、これについては予測の精度を高める方式につきまして企画庁とも今後とも勉強をし、私どもの知識の深度を深めていくということしかないのであるからうか。

御質問の中にごさいました、税収が予測と狂つてきそうだとおっしゃることを早く読み取つてそれに対する対応を早く講ずべきであるという点は御指摘のとおりだと思ひます。ただ、対応策の中で法律を要するもの、行政府限りでできるものというところでおのずから限界がございますけれども、やはり私どもなりに予測の狂いを感じたときには、できるだけ早くそれについて関係省間の意見を調整し、とるべき施策を講ずるよう私どもの立場から進言するということも今後とも努力しなくてはならないであらう、そのように考えております。

○竹本委員 主税局の特別な御苦勞、御苦心もよくわかりますし、いまの巨大なる国家機構の中で主税局あるいは主税局長が何をなし得るか、その限界も私も大体わかります。その点は御説明は要らないのですが、ただ結論として、先ほど申しましたように、われわれ国民から言へば、大蔵省主税局ぐらゐ数字に強い、しかも数字の正確なところはなかつたと思つたのに、法人税その他税収が全額思ひがけない大減収になるといふことについて、そらばんのはじき方が間違つたとは思ひませぬが、やはり情勢判断等についても、主税局長は主税局長の判断があつたわけですから、いままでの評価が高かつただけに、主税局としては誇りを傷つけられるというふうな面があつたかなかつたか、その点はどういうふうな面があつたかなかつたか、その点をどういふふうな面におられるかというところをばくは率直に聞きたい。

しかしながら、時間もありませぬから、そういう意味で私が意見を述べておるといふことだけ受けとめてもらえれば結構です。

次に大臣に、先ほど来いろいろ議論がなされたし、また景気の問題と関連して、いま政府が第四次不況対策等を通じていろいろ御努力になつてお

る。これは、私せんだつての本会議でも議論いたしましたように、いささかツレトであるというところを特に中心にいろいろ申し上げましたが、不況が予想外に長引いておるといふこと、それからもう一つは、マクロでは先ほど生産とかあるいは出荷とかいふような数字でお話ございましたが、それは事実でございますから私も認めておりますが、それにもかかわらず、いわゆるミクロの立場で企業の人たちは非常に深刻な不況に悩み果てておる。そこで大臣に、予想外に不況が長引いておる原因は何か、それからマクロとミクロが非常に違つた感じになつておるのは何か、それについてどういふふうにお考えであるかということ承りたい。

その前提として私の考え方もあわせて申し上げてみたいと思ひます。

マクロとミクロが違つ、不況が予想外に深刻であるということの第一の問題点は、政府がこんなに不況にする意思はなかつた。事実、この間に二・二に改められましたが、経済成長率も四・三ということに初めは期待しておられたし、またそう見通しておられた。雇用者の所得というものは全体として一八・一％ふえるという計算であつた。それが一三％前後に終わった。いま減税ができるかできないかということについては、私もなかなか疑問を持っておるし考えておりますが、一部にいわゆる二兆円減税論が出たときに私は計算してみましたが、雇用者所得は大体一三％前後にとどまつたものが、もし政府が最初に約束したように、経済成長は実質四・三％の成長である、雇用者所得については俸給も退職金も合わせて一八・一％あるということであつたとすれば、今日の情勢とどういふふうな違つたかと思ひますと、あれこれ計算してやはりざつと二兆円ぐらゐ大衆のふところ勘定が違つたのです。それを今度二兆円減税で補つて、最初に言うように経済成長も実質四・三％、雇用者所得も一八・一％にすれば、こんな不況にならなかつたのではないか、こういうふうな計算で言われておるのだらう、こ

これは私が思うのですけれども、少なくとも数字的根拠があるということをおし申し上げるのですが、裏から言えば、経済成長四・三%、それから雇用者所得は一八・一%の伸びがある、その中で苦しいけれども、むしろ嬉しいけれども、物価は一けたに抑えていこう、こういうワンパッケージの約束であったと思うのです。それが物価さえ抑えればよろしいとか、第一段階は物価段階だというような取り組みであったために、物価は八・八%まで下がったけれども、ほかの二つは全く犠牲にした、これが今日不況を深刻にしている問題ではないかと思うが、まずこの点について大蔵大臣はどういうふうに見ておられるか。

それは四・三を二・二に改めたなんて言ってみても事務的な説明であって、経済はことしは四・三まで伸ばします、その中で物価を一けたにするのだというのが政府の約束であった。そして同時に雇用者の所得も一八・一%までは持つていくんだ、こういう期待が大体あった。その二つを犠牲にして、そして物価だけが成功というか、ある程度の成果をおさめた。しかし二つも犠牲にしたということは、経済政策、財政政策としてはやはり誤りである。この誤りのために不況が長続きしてあるいはミクロが苦しんでおると思いますが、その点について大蔵大臣はどういうふうに見ておられるかということがまず第一の伺いです。

○大平国務大臣 あなたの言われることもよく理解できますけれども、私はやや考えが違うわけですが。私は不況が長引いておる最大の原因は、世界的に見ましてもいまの時代、いわばイノベーションと申しますか技術革新が行われぬ。したがって設備投資を軸にして成長を記録しておりましたわが国におきましても、漸次衰えてきていくといふことが、それがわが国にだけなくて世界的に起こっているわけでございますので、世界貿易もまた全体として縮小均衡の方向にいておるわけでございます。それが今日の不況を長期化させて

おる一番大きな原因ではなからうか、そういう感じがいたします。

それからミクロ、マクロの問題でございますけれども、幸いにいたしましたしてフローの経済は大変繁栄をいたしましたわが国でございますけれども、あるいは面においてストックが乏しい経済でございます。しかしようやく企業の内部の留保も相当程度できておりましたために、少なくとも今日まではこの不況に企業はよく耐えてきて、すでに限界を越えておるのじゃなからうかと言われつつもなお持ちこたえておられたのではないかと思いますが、そういう状態は決して無限に続くわけではございませんので、政府としてはそこは甘く見ちゃいかぬ、そう考えております。

しかしわれわれが第一次から第四次までの不況対策、景気対策をやったということ、これは時期が遅かったという御批判はございますけれども、景気対策として効果が十分でなかったという御批判もございまして、しかしこれは去年の補正予算、ことしの本予算、それから四次にわたる景気対策もあれせまして、全体として景気の下支えとして有効に作用しておるのございまして、もしこれがなければ大変であつたと思つてございまして。したがって水面上に非常に顕著な成果は出ておりませんけれども、景気の下支えといふことは十分有効に機能しておるというふうには私は見ております。

○竹本委員 予算委員会でもありませんし、私の意見を述べることを中心に申し上げますが、第二番目に、日本だけがプラスになっておると福田副総理は非常に自慢しておられるけれども、これもばくは間違いだと思つております。それはどういふことかといふと、これが一つの平均の線としますと、日本は御承知のようにいわゆる設備投資だ、高度成長で、下手をすれば一三%も成長した。外国は成長率というのはいちも五%前後でしょう。だから一〇%下があれば、非常に乱暴な数字で言うならば、一三%のものが一〇下がって三残る。今度は二・二%プラスにな

る。しかし外国は、同じように下がるとすれば五%のものはマイナス五%になるわけでしょう。だから外国があなた方が言われる世界不況の中でみんなマイナス成長になったということは、もともと五%前後の、ほかの言葉で言えば堅実な歩みをしておつた。しかるに日本はあつて過ぎて、走り過ぎて、一三%前後で走つた、あるいは十年間平均しても一〇・八%ぐらい走つた、そういうことございまして、少々下がっててもなおプラスがあるんだ、こういうふうに見ることもできる。それからもう一つの重大な問題は、ポイントとして考へてもらいたいと思うのは、日本の経済は、御承知のように自己資本というものは問題にならぬ。財務構成が問題にならない。したがって、幾ら不景気で売れなくても、とにかく生産はふやしていかなければならぬというふうなことで、現に走つて在庫がふえて困つておるものも出てきています。そういう意味で、ただ、私は実際二・二%成長をしようと思つていません。一・二%ぐらいだろと思つておるけれども、仮に政府の言われるように二%成長で、世界じゅうでただ一つ日本がプラス成長だということであつたとしても、よく考へてみれば、従来が走り過ぎておるのであるし、また借金経済で、ある程度走らなければ身が持たぬという必然性において二・二%あるいは一・二%の数字が出ておるんだ。これは誇るべきことか、反省すべき問題点かといふことは、これは重大な問題である。日本だけがプラスと言つて、田舎の百姓さんをごまかすにはいかもしれぬけれども、少しまじめに考へてみると、これはむしろ日本の経済政策のあり方に、真剣に反省すべき点があるのではないか。

一つはいままで走り過ぎておるといふ意味において、一つは日本の経済は企業が財務構成がめちやくちやで、借金経済だから、損をしてでも走つておるといふことの結果ではないか、そういう点について大蔵大臣はどういうふうに見られますか。

○大平国務大臣 世界経済の中で、わが国は、インフレを輸出してもいけないけれども、デフレを輸出してもいけない、私はそういう責任で指導的な大國としてあると思つております。福田副総理の言われる意味は、わが国とアメリカは、少なくともこの石油危機を契機として増幅いたしました世界経済の危機に際しては、景気対策を講ずるまでにはなつてきた。言いかえれば、ほかの国に對しては貧乏を輸出するような国でなくて、ほかの国の輸出所得を保証することができるような経済政策に転換できるような立場になつた。ヨーロッパ各国はまだそこまでいってないじゃないか。そういう意味では誇つていいじゃないかという意味の、私は、ちょうど最近そういう世界的な世論があつたものでございまして、それに対して日本の立場はそういうじゃないかという意味で答へられたものと思つてございまして。日本がやつてまいりましたことが何もかも誇るに足るものであるといふことを頭から肯定されての御発言とは私は受け取つていないわけでございます。

○竹本委員 私がいま申し上げておることは、すべて不景気がなぜ予想以上に長引いておるか、それからマクロとミクロと余りにも違つたような実感をみんなに持たれておる理由は何かということを中心にして申し上げておるということを前提として御理解をいたさながらもう一つ伺いをいたしたい。

それは、来年三月になれば第四次不況対策の効果もあらわれて操業率指数は九〇%になると言つて福田さんが非常に力点を置いておられる。御努力、御苦心は敬意を払いますけれども、これは直接ミクロの不況感というものが深刻であるとかあるいは不景気そのものが必要以上に長引いて法人税の収入も上がらないといふことの根本は何かという点について私の考えはこうなんです。

この操業率指数というのは指数のもてあそびである。設備能力と稼働した生産量との比率を出す。しかしそれが直接ならまだびんとくるのですけれども、それだつていろいろ数字のとり方によ

って経済的に言えば問題があると思いますが、この操業率指数というのは分子は分子で指数を出して、分母は分母で指数を出して、それをまた分子と分母で比率を出した、とこういうものでしょう。ですから、まず第一に出発点において、数字の遊戯と言っては言い過ぎになりますけれども、何も経済の実態にびたっとくっついた、密着した結論ではないということが一つ。

それから第二の問題点は、九〇%というと百点満点の九十点といったように聞こえて、ああそれなら九十点と大変いいように聞こえるのだけれども、昭和四十六年不況の谷底は六月だったと思えますが、そのときの操業率指数は九二%なんです。なるほど七三%の操業率指数が八〇%になり、いま八三%になりそして来年三月九〇%になり、ということになれば、水面下ではあるけれどもだんだん浮上していることは事実なんです。それはよく否定しないんだ。しかしまだ水面下ではないか。そして九二%になっても四十六年不況の谷底だということになると、なるほど七三%の指数から言えば上上がったのだけれども、百点満点の九十点どころか、四十六年六月の不況の谷底よりもまだ来年三月に二%低い水準なんだ。こういうふうには理解すれば、いまの不況の度がやや科学的に理解できるのではないか。だから、これは誇大広告をやる意味でおっしゃっているとも思えませんが、来年三月は九〇%。そして再来年の三月には九五%にする、こういうふうには言つと、九十点、九十五点というふうには響いて、大変みんなに楽観ムードを呼び起こすように聞こえるのだけれども、私は冷静に考えれば、四十六年不況に及ぶのにもまだまだ距離があるというふうに見なければ少し間違いないか。

時間がありませぬからもう一つ言つと、今日の不況感のもう一つ大きなファクターは、企業というものはみんな設備をし、人も雇っています、大体去年は、御承知のように、消費者物価で言うと、二四・五%か上がりました。それがこしは八・八%とか一〇・三%とかいうことになって、

大体半分以下の物価上昇率になっておる。そこで日本の経済の体質というものは、去年は少し異常であったと思えますけれども、とにかくインフレ体質にねじ曲げられ過ぎておる。したがって、物価がある程度上がってくれないと商売にならぬ。たとえば八百萬円のコップならコップを生産する企業がある。同じく八百萬円のものをつくらうとしても、去年の計算から言えば、二五%ばかり物価が上がれば、これが一千万円に売れるはずなんです。ところがこしは物価が落ちついたおかげで一割しか上がらない。いま八・八%なら一割以下。そうなりますと八百八十萬円にしか売れない。設備投資も買上げも、すべての企業の構えというものは、物価が、去年は二割五分ですが、少なくとも二割近く上がるんだ、それでももうけも出るんだ、こういう構えですと走っている。それが急に一けたということになりますと、一千万円入る計算で動いてきた企業が八百八十萬円しか入らないと、生産はふえたかも知れぬが、実入りは百二十萬円減ということになる。これが今日のまた非常な不況感ではないかというふうには思っています。

そういう意味で、二つ一緒に申し上げましたけれども、九〇%というのは誇大広告になり過ぎる。われわれはいかにして景気を挽回して、四十六年の水準あるいは四十八年の水準に何年計画で持っていくかということをもう少し正直に訴えたらどうか。そうすれば企業の不況感、ミクロの不況感、不況の長引くことに対して国民がやや理解できる。九十点みたいなことを言つて、来年は九十五点だということ、ああそうかと思つて過大な期待だけを持たせるといふことは、私はまじめな政治としてどうだろうと思つた。

それからもう一つは、いま申しましたように、日本の経済が、減収になればみんなが不況感を持つ。先ほどの法人税ではないが、経常収入は五二・三%収益が減つたというんでしょう。その半分なら半分は物価値上がりで予算が狂つちやう。そうすると、もう一つ私が指摘したいことは、そ

れほど日本の産業構造はインフレ体質になり切つておる、あるいはそれほど日本の経済は高度成長の仕組みに切り切つておるといふこと。だから、私が最初に解散論で申しましたように、日本の経済が減速経済になるとか福祉経済にするんだとか、安定的成長に持っていくんだということになれば、物価が二〇%上がらなければ大損をしたりひっくり返つたりするということのないように、経済の全体の構造、企業のあり方、それを税制、金融すべての政策手段を総動員してカーブを切りかえなければいかぬ。それが、私先ほど申しましたように、日本の経済は、言葉では強想の転換だとか政策転換だとか福祉経済とか安定成長とか言うけれども、企業のあり方、経済の構造は全然そうならないではないか。そしていま、経団連ではないが、第五次不況対策を講じるということをやられておる方々の根本には何があるのかといえうものへ戻してくれ、そのギャップを埋めてくれることではないか。経済構造を切りかえるからそのために政府がひとつ手を打つてくれと言っているんじゃないんです。デフレギャップを埋めるということだけなんです。それは量的に昔の高度成長に復元しようということなんだ。どういう意味で、経済政策転換は、言葉ではいろいろ言われているし路線の転換が言われておるけれども、経済構造はまだ全然その緒についてもいない、それがまた今日の不況を長引かせたりあるいは不況感を長引かせている原因であると私は思うが、いかがでございますか、こういうことですね。

○大平国務大臣 いま竹本さんが言われたことも福田副総理がおっしゃっていることも、別段変わりはないと私は思うのです。操業率指数というのは四十五年を一〇〇とするものでございまして、それが現在八三であり、それを九〇まで何とか引き上げたいものだとおっしゃることは福田さんも正直におっしゃっておるわけでございます。前掲抜きで九〇だ九五だという数字をもてあそんでおるわけでは決してないわけですから、あなたの

言われることと福田さんのおっしゃることとは全然別なことだと私は思いません。それから第二の点でございませぬけれども、価格が本来もつと高くなければならぬものが上がらずにおる、非常に不況感が深刻であるということとはあなたの御指摘のとおりだと思つた。われわれの経済の目標では、卸売物価はたしか七・七%であつたと思うのでございませぬけれども、十月の卸売物価は前月に對しましてマイナスに至つてきたわけでございます。前年同月で〇・六%でございませぬか。八%でございませぬか、ともかく一%を割つておるわけでございます。この機会にそういう価格構造の是正が合理的に行われても、いまの物価政策の根底が狂うわけではない。幸いにいたしまして、そういうことが若干行われても、経済の基礎が崩れるというようなことがないようになつたことは、私は大変幸甚な状態になつてきたのではないかとおもうのでありまして、いま仰せになりました操業率をもつと高めてまいること、そして価格形成にわたつて、物価政策のゆえをもちまして余りいびつにこれを抑えていくというようなことはとるべきでない。そしてそういうことをしなくとも、消費者物価にせよ卸売物価にせよ、われわれの目標といたしておりまするものは十分達せられるのではないかとおもうに考へておりますし、そういうことができれば、やほりわが国の経済政策として一歩前進として評価していただいてもいいのではないかとおもうに思ひます。

○竹本委員 この点は議論をすれば切りがありませぬから、問題を私の立場で指摘をして、それにとめておきます。

次は、先ほど来御議論がありました第四条公債の問題でございますが、今度の法律によりまして、昭和五十年一年限り赤字公債を認めてもらいたい、こういうことになっておる。それを善意にどうか、一つの解釈で解釈をすれば、赤字公債というものは四条の例外をなすもので断じて出すべきものではないのだが、周囲の情勢上やむを

得ない。したがって、これを相当長い期間出せるような法律にするという事は不謹慎であるという意味から言えば、一年限りでこの問題の解決に取り組むのだという決意のあらわれとして、非常にまじめな努力が約束されているように見える。これが一つの立場。

それからもう一つ、今度は若干悪意で解釈をするということになれば、先ほどの償還計画ではないが、来年幾ら出てくるか、何年この赤字公債を出せばよいか、そしてまたその償還計画等についてもきちんとしたことが言えない。特に発行の方から申しますと、何年出せばいいかわからない。したがって、仮にたとえ三年間の期限立法ということにすると四年目にはまいてしまふ。そういう心配があるので、自信がないので、あるいは見通しがつかないので、一年限りを出して、三週りすれば三年、四週り、五週りやれるように、少しめんどくさいけれども、期限を切るよりは、大蔵省の立場としてはむしろ楽だ、こういうような解釈も一方としては。一年限りのものが一年であるならば、話はずり切れて結構なんですけれども、来年出ることとは決まらず切れておるというのに、一年間の期限立法にするというのとは一体なせか。あるいはこれは私がいま後に申しましたように、後者の場合として、何年出るか見通しがつかない、当分続くだろう、そういう意味で、期限を切ることは、慎重な大平さんとしては、かえってうそを言うことにもなるから、めんどうくさいけれども毎回特例法を出すという考え方に立つのか、一体どちらなのかということについてひとつ大田の考えを伺いたい。一年限りで出すというならば一年限りで終わるわけなんだが、それが必ず来年出る。だからいまの第四案を、特例法を一年限りというように形で作された真意は何かということが一つ。

それからあわせて伺いますが、私の計算によれば、昭和五十一年度は恐らく公債は六兆五千億前後出るのではないかと思ふ。その半分近くは赤字公債ではないかと思ふ。政府は来年度の公債、特に赤字公債はどのくらい出さなければならぬという見通しなりお考えを持っておられるか、二つあわせて伺いたい。

○大平 國務大臣 一年限りの立法としてお願いいたしました理由でございますが、あなたが申されたました前者の理由でございます。どんなにめんどうでございますけれども、これはまことにその名の通りとく特例でございますので、複数年度にわたって立法で権限をもらって特例法を發行しようというふうなことはやるべきでない、毎年国会の御審議を経て、両院の御審議を経て通すということとは、これはわれわれにとりましても大変むずかしいことなんでございまして、しかし、これはどんなにむずかしくてもそういう手順を踏んでいくべきだと私は考えたいでございます。来年度以降の状態がわからないから、とりあえず一年だけをお願いするんだというふうなぞんざいな気持ちではございせん。そういう議論は全然部内にもございせん。

それから、第二の御質問……(竹本委員「来年の国債の発行規模」と呼ぶ) 来年の国債ですけれども、これはいませつかく検討いたしておる最中でございます。どだい公債の規模を、どれだけの予算のスケールにするか、それ自体がまだ固まっていなわけでございますので、公債について——ただ申し上げられれば、依然として特例債をお願いしなければならぬ状況であるということでございます。そういうことは感じがいましては数字的に申し上げられる自信がまだございせん。

○竹本委員 ちょっと御答弁十分満足できないのですが、局長にひとつ伺いたいのですが、政治家としてはまあ政治答弁もあるでしょう。それからいま大臣がおっしゃったように、来年の予算あるいは来年の内外の情勢、総合判断をしなければならぬという立場がありますから、いま明確な話ではないかというお立場も若干わかる。そこで、ぼくは理財局のお立場において事務的にひとつ伺いたい。というのは、大臣ではない

が、来年度どのくらいの予算を組むかそれも決まらないうちに来年の経済情勢も見通しがつかないんだからこれもわからない。それは大臣の立場から言え、そういうこともまじめな意味ではあり得ると思ふんです。しかし、事務当局として公債發行を進行するという立場に立てば、この国債はことしこれだけ出す、来年はどのくらい出るだろう、そうすると日本の公債依存度がどのくらいでどうなるかということに事務的な見通しは、私も役人の経験があるから、ぼくは持っていたと思ふ、あるいは持つべきだと思ふんですね。そういう意味で、来年度の国債は、たとえば事務当局から言えば予算を一三%膨張させる場合もあるでしょう。あるいは一五%ふくらまなければならぬ場合もあるでしょう。一三%か一五%か一七%か、その辺でしようが、そうすればA、B、Cという三つのケースを大体予測して、これは何も政治責任のある問題としてはなくて、事務的な計算として、来年度の国債はA案でいけば五兆円とか、B案でいけば六兆円とか、C案でいけば七兆円になるだろうというくらいの見通しは、ぼくは事務当局は持つべきだと思ふんですね。そうでなければ、それこそ大臣の答弁のように何もかもみんなわかりません、こういうような財政当局というものはぼくは想像ができない。そういう点についてはいかがですか。

○松川 政府委員 御指名でございますので、私の立場からお答えをさせていただきます。私の立場は非常にむずかしいと思つて、私のお申しますのは、主計局が大体歳出規模を非常に小まめに洗って査定をいたす。それからまた、主計局は税務当局の立場に立ちまして、来年度の税収がどうなるかということ計算いたすわけでございます。私、大蔵省の中の局長の一人といたしまして、その予算の査定に当たっては、もちろん削れるものがあればむだな経費は削ってもらいたい。それからまた税務当局には税収の見積もり

当たってはまた年度途中でおびただしく間違ふというふうなことがないようにやっていただきたいけれども、さりとて税収が非常に小さくなつたのでは私の方にまたね返ってくるということ、そこは主計、主税両局に全体のことを考えながら作業を進めていただくようお願いをしておることでございます。ただいまのところは、いづれの局からも大体この見当になるという話はまだ来ておりませんので、私の方も意味では困惑しておつて、まあもう少し作業が早く進めまいなという感じを持っております。

そこで、先生の御指摘のように、それでは理財局の立場に立って、すなわち国債を出す立場に立って、一体どこまで可能なことかということが一つの問題として出てまいります。そうなりますと、そのときの国債の規模と、そしてまた国債をその規模に抑えるために何かやらなければいけなかつたこと、たとえば税収でさらにそれを増徴することかあるいは歳出面に於いていろいろ削減をするとかそういうもの、すなわち国債の規模を抑えるためにその選択の対象となつた事柄、このどちらが大事かということの判断になってまいらうかと思ふ。私も国債を消化する立場からいけば、これは当然のことではございまして、できるだけ金額が少ない方が仕事やりようございまして、それからまた国民経済の中における落ちつきとしまして、国債が異常に大きくなるということであればこれは後々に問題を起すと思ふ。その意味で全体のバランスがとれた形で、私達が望ましいと思つております。しかし、それを一体いまの段階で何兆何千億と考へておるかという御質問になりますと、ちょっといまの段階ではお答えいたしかねるというのが実情でございます。

○竹本委員 あなたの立場もわかりますから、さうむずかしいことを言おうとは思いませんけれども、しかし、事務当局は事務的に、このままこういふふうな国債を發行していけばこのくらいなものになるだろう、それもA案の場合、B案の場合、C

が、来年度どのくらいの予算を組むかそれも決まらないうちに来年の経済情勢も見通しがつかないんだからこれもわからない。それは大臣の立場から言え、そういうこともまじめな意味ではあり得ると思ふんです。しかし、事務当局として公債發行を進行するという立場に立てば、この国債はことしこれだけ出す、来年はどのくらい出るだろう、そうすると日本の公債依存度がどのくらいでどうなるかということに事務的な見通しは、私も役人の経験があるから、ぼくは持っていたと思ふ、あるいは持つべきだと思ふんですね。そういう意味で、来年度の国債は、たとえば事務当局から言えば予算を一三%膨張させる場合もあるでしょう。あるいは一五%ふくらまなければならぬ場合もあるでしょう。一三%か一五%か一七%か、その辺でしようが、そうすればA、B、Cという三つのケースを大体予測して、これは何も政治責任のある問題としてはなくて、事務的な計算として、来年度の国債はA案でいけば五兆円とか、B案でいけば六兆円とか、C案でいけば七兆円になるだろうというくらいの見通しは、ぼくは事務当局は持つべきだと思ふんですね。そうでなければ、それこそ大臣の答弁のように何もかもみんなわかりません、こういうような財政当局というものはぼくは想像ができない。そういう点についてはいかがですか。

案の場合、ちゃんと用意して、そして大臣を補佐するのでない、言われたら無条件降伏で言われたとおり職工として公債発行の事務をやるというのでは、どうもあり方が問題だらうと思う。だから私は、いま数字を言えと言えはむずかしい立場になりましようから、ただその準備として事務当局はそういうものはちゃんとあり、そしてまた大臣もA案、B案、C案というものについてどういう財政政策、こういう公債政策を続けていけばどういふふうになるかということについての一つの見通しというものを保持していなければ、大変なことだと思ふのです。そして結論だけは私を信じてください、これではとても話にならぬ。それ以上言っても仕方がありませんからこの辺にとどめま

すけれども、私は国債の問題はこれほど大きな問題になっておるのだから、日本のそれこそ国債依存度というものがどれくらいまではいけるのかいけないのかということも、それから国債増発がどのくらいになって、最後に、いま十兆円、ことし五兆五千億、まあ大体十六兆円前後、それが何年たてば四十兆円になるのか、五十兆円になるのか、そのころの国債依存度がどのくらいになって危険であるのか危険でないかということについて、本日は事務当局も政府当局もちゃんとした見通しを持たないと、われわれとしちゃ全く危なく

ついでにいけません。そういう点をもう少しこれは次の機会に改めて今度は具体的に聞きますから、政府当局として一つの考え方をまとめておいてもらいたい。いかがですか。

○松川政府委員 私どもの仕事、すなわち理財局の仕事は、端的に申しますと、財政と金融の接点に当たるところで仕事をいたしております。その意味で財政の方のニーズもわかりますし、またこれが金融市場を通じて国民経済にどのような影響を与えるかということも常々頭に置きながら仕事を進めていかねばいけません。立場に立っておる次第でございます。

そこで、ただいま御指摘の問題について、それはわれわれはどのようなアプローチをするかとい

うことになってまいりますが、国債がどの程度に出ればどうなるか、これはいろいろの物差しがあるかと思ふます。たとえば年々の歳出の中で何%以下でなければならぬとか、あるいはGNPの中に国債の累積の残高が幾らでなければいけな

いとか、いろいろな物差しはあるかと思ふます。そこで、それならばどういふ物差しを理財局として考えるのかということになりますと、これは生きておる経済が財政に求めておるもの、こういうたものが変転してまいりますので、一律の数字ではなかなかお答えがいたしかねる。そうなりますと、それでは何も物差しがないのかということになってまいりますと、私も冒頭申し上げましたように、財政と金融の接点に立っておる者とい

たしましては、日本経済全体の中における資金供給がどうなるのか、そしてその資金供給の中でどの程度の国債であれば民間部門に大きな影響を与えない、またはそのほかの部門にも好ましくない影響を与えずに済むのかということを考えながらやっています。経済企画庁も同種の仕事をいたしておりますので、こともよく相談をいたし、国債のみならず、これに関連いたしまして公共債と呼

ばれております他の種類の債券、すなわち、政府保証債であるとか地方債であるとかそういうものも入ってまいります。これらの消化が、国民経済全体の中において支障なく行われる程度に抑えることが必要であるという、そういう認識を持って仕事を進めております。

○竹本委員 事務当局の御苦心は御苦心として、公債依存度というのが、財政制度審議会で、依存は五%ぐらいだというような答申をしたことがありま

りませんか。○高橋(元)政府委員 四十二年の十二月二十五日に財政制度審議会から御報告をいただいたわけでございますが、その中に「公債政策を弾力的に行なうためには、現在の公債依存度を極力引き下げていかなければならないが、このことは、健全

にして弾力性に富む財政にとって不可欠の前提である。

依って公債依存度は、ここ数年の間に5%以下に引き下げることを目標とすべきであるが、さし

当たり相当な自然増収が見込まれる四三年度においては、公債依存度の引き下げを予算編成上の最重点とし、これを一〇%程度とするよう発行額を大幅に減額する必要がある。」というように記載されております。

○竹本委員 その答申をあなたとしてはどういふふう

に評価しておられるか。一つの夢物語であるかあるいは一つの政策、努力目標であるか、現在の情勢の中でそれにどう取り組むべきであるかという問題について、これはあなたの感じ、結構だ、どういふふう

に評価しておられるかということ。○高橋(元)政府委員 四十一年度建設公債を発行して、いわゆる公債を抱いた経済ということになったわけでございますが、その後四十二年に、前年度に比べて公債の発行額がふえたわけでございますが、その際、財政制度審議会から先ほど説

き上げましたような御報告をいただきました。その御報告の目標に従って、その後景気の回復が進んでまいって、税収の伸びも相当あったわけでございます。四十三年から四十六年まで予算上、四・五%まで当初予算で公債依存度を下げた。しかしながら、四十六年に再び不況が参りました。補正予算を組みました結果、実績の公債依存度は、当初四・五%に対して二・六という形になりました。四十七年度も景気の立ち直りということで、一六・三%に上がり、その後、当初予算では公債依存度が下がるといはずでございましたところ、五十年

度においては二六・三%までまた戻ったわけでございます。

公債依存度について、財政制度審議会が5%を目途という御答申をいただいておりますが、公債依存度についての考え方は、先ほど他の委員の御質問に対して大蔵大臣からお述べになった5%と

いうのは、やはりそういうことを念頭に置いて今後の公債政策を運用したい、こうおっしゃったわけでございますが、毎年の公債依存度について、何%が一番いいかという固定的な数字というのは、恐らくあるわけではないかと思っております。

と申しますのは、財政の役割りとして景気を調整してまいる、いわゆる景気調整機能というものがかなり大きく評価されておるわけでございます。その場合に、経済が落ち込んでいく場合に財政が大きなこと、景気の過熱を防ぐということが、財政政策としてとるべきであるという考え方があります。そうなりますと、毎年毎年の財政の規模、歳出の規模と歳入とのギャップが公債というふう

に考えますれば、公債の規模というものは弾力的に動いていく必要がある。財政制度審議会の四十二年の御答申、これは先ほどからたびたび申し上げておるわけでございますが、それは、そのように弾力的な財政執行が可能であるように、税収の伸びが期待され、歳出の伸びが安定的なそういう財政をつくり出して、好況不況いずれ

に向かっても動いていく財政をつくり出せばいいという意図で、各欧米先進国においての例も頭に置いて、5%という目途をお示しになったものというふう

いくのか。それが、五%でなくて、政府の考えはことしの初めみたように一〇%、それがいいというならそれでもいい。五%か一〇%か、それがまず第一の問題だが、次に、それにこれから何年計画で持つていくかということを考えておられるか、この間まで一〇%を切ったんだけれども、いままたふえて二六・三%になりました。あたりが不景気になってまいったドイツも四百億マルクからの赤字を出して国債依存度はいま二五・三%になっておる。いまも高橋さんが答弁をされたとおり私もそう見ておる。ところがドイツは中期財政計画その他計画的にこの問題の処理に取り組んで、七九年には大体二千億マルクぐらゐの予算を組んで百億マルク前後の公債にする、したがって五%前後のものにする、こういうことになっておる。たまたま財政制度審議会は、四十二年であつたけれども、公債に依存する度合いはやはり五%くらいが一つの目標であるということを発表しておる。

先ほど申しましたけれども、資本主義経済には経済の動かしがたい原則がある。したがつていまの日本は特殊事情だとか、今日この場合は特殊だとかいふ、そういう脱線は許されぬ。それを脱線すれば悪性インフレになるんだ。そこでインフレにならないように大臣もいろいろこの間の償還計画の中に書いておられましたけれども、その努力目標、私がまず第一に伺いたいことは、大臣として日本の国債依存度というものは五%が正しいと財政審議会が答申したように思つておられるか、あるいはそれを一〇%に改めて一〇%が正しいと思つておられるかをひとつ伺いたい。

それから第二には、いまの二六・三%を——ドイツは二五・三%を四九年で七九年にはいま申しました二千億マルクぐらゐで百億マルクぐらゐの公債、五%前後に持つていくという計画があるのは努力目標を発表しました。日本の政府は来年国債が幾ら出るかまだはつきりわからぬからぬでいまままで来ているわけだけれども、いずれにしても、来年六兆以上の公債が出る、それこそ予算の枠によって違ひますけれども、六兆五千億かなと

思つておるのです。それで再来年になる。私は私なりに計算してみるとどうもますます赤字がふえる。そうすると、日本の赤字が何兆円というののも一つの問題ですが、一体依存度がどのくらいになるか。したがつて、むしろ悪い方向に行くような気がして心配をしているわけだけれども、大臣としては五%あるいは一〇%に目標設定をしておられるならば——目標設定をしておられるか、その中身は何か、あるいは目標設定はしておられるのかといふことが一つ。目標を定めておられるならばそれに何年計画で、ドイツは四年でいくといふ、日本は何年計画でそこまで努力をしてこぎつけようとするか、その二つを——もちろんこれは政治的情勢が変わりますから、ドイツもたびたび計画を改めておられますように、すべてある意味においては大きっぱなものです。

そこで、事務当局にお伺したいんだが、日本が二六・三%の依存率である。それに対してドイツは、先ほど申しましたように、周りの貿易の相手国がみんな不景気になったものだからがたんと財政も赤字になって、二百何ぼと思つておつたら四百九億マルクの赤字が出た。そして公債発行をやる。その点は日本と同じ。日本が二六・三%であるのに対してドイツは二五・三%と聞いておる。しかもドイツは、中期経済計画あるいは財政計画というのがある。この計画によつて、財政構造改善案というものを含めてとにかくこの二五・三%、いま公債依存度は日本とすればすね、それを大体七九年ごろまでには五・数%にまで持つていくという計画を最近発表しただけだ。これは私も正確に聞いていないので、ひとつ大蔵省に聞きたいんだけれども、ドイツは現在の国債依存度が二五・三%であるかどうか。それを四年計画で七九年ごろまでに五%前後に持つていくということをするに態度を決定して発表しておるといふ話だけれども、そうであるか、情報としてどういふふうにとめておられるかを伺いたい。

先ほど申しましたけれども、資本主義経済には経済の動かしがたい原則がある。したがつていまの日本は特殊事情だとか、今日この場合は特殊だとかいふ、そういう脱線は許されぬ。それを脱線すれば悪性インフレになるんだ。そこでインフレにならないように大臣もいろいろこの間の償還計画の中に書いておられましたけれども、その努力目標、私がまず第一に伺いたいことは、大臣として日本の国債依存度というものは五%が正しいと財政審議会が答申したように思つておられるか、あるいはそれを一〇%に改めて一〇%が正しいと思つておられるかをひとつ伺いたい。

それから第二には、いまの二六・三%を——ドイツは二五・三%を四九年で七九年にはいま申しました二千億マルクぐらゐで百億マルクぐらゐの公債、五%前後に持つていくという計画があるのは努力目標を発表しました。日本の政府は来年国債が幾ら出るかまだはつきりわからぬからぬでいまままで来ているわけだけれども、いずれにしても、来年六兆以上の公債が出る、それこそ予算の枠によって違ひますけれども、六兆五千億かなと

思つておるのです。それで再来年になる。私は私なりに計算してみるとどうもますます赤字がふえる。そうすると、日本の赤字が何兆円というののも一つの問題ですが、一体依存度がどのくらいになるか。したがつて、むしろ悪い方向に行くような気がして心配をしているわけだけれども、大臣としては五%あるいは一〇%に目標設定をしておられるならば——目標設定をしておられるか、その中身は何か、あるいは目標設定はしておられるのかといふことが一つ。目標を定めておられるならばそれに何年計画で、ドイツは四年でいくといふ、日本は何年計画でそこまで努力をしてこぎつけようとするか、その二つを——もちろんこれは政治的情勢が変わりますから、ドイツもたびたび計画を改めておられますように、すべてある意味においては大きっぱなものです。

○高橋(元)政府委員 お示しのように、七五年度ドイツでは、八月の補正後でございますが、公債依存度は二五・三%でございます。

先ほど申しましたけれども、資本主義経済には経済の動かしがたい原則がある。したがつていまの日本は特殊事情だとか、今日この場合は特殊だとかいふ、そういう脱線は許されぬ。それを脱線すれば悪性インフレになるんだ。そこでインフレにならないように大臣もいろいろこの間の償還計画の中に書いておられましたけれども、その努力目標、私がまず第一に伺いたいことは、大臣として日本の国債依存度というものは五%が正しいと財政審議会が答申したように思つておられるか、あるいはそれを一〇%に改めて一〇%が正しいと思つておられるかをひとつ伺いたい。

それから第二には、いまの二六・三%を——ドイツは二五・三%を四九年で七九年にはいま申しました二千億マルクぐらゐで百億マルクぐらゐの公債、五%前後に持つていくという計画があるのは努力目標を発表しました。日本の政府は来年国債が幾ら出るかまだはつきりわからぬからぬでいまままで来ているわけだけれども、いずれにしても、来年六兆以上の公債が出る、それこそ予算の枠によって違ひますけれども、六兆五千億かなと

思つておるのです。それで再来年になる。私は私なりに計算してみるとどうもますます赤字がふえる。そうすると、日本の赤字が何兆円というののも一つの問題ですが、一体依存度がどのくらいになるか。したがつて、むしろ悪い方向に行くような気がして心配をしているわけだけれども、大臣としては五%あるいは一〇%に目標設定をしておられるならば——目標設定をしておられるか、その中身は何か、あるいは目標設定はしておられるのかといふことが一つ。目標を定めておられるならばそれに何年計画で、ドイツは四年でいくといふ、日本は何年計画でそこまで努力をしてこぎつけようとするか、その二つを——もちろんこれは政治的情勢が変わりますから、ドイツもたびたび計画を改めておられますように、すべてある意味においては大きっぱなものです。

上に、貿易依存度は日本の倍以上でしょう。国際収支とよく言われるけれども、国際収支そのものも、あるいは税制の改革によりあるいは金融の措置によりあるいはその他の産業政策によって輸入を抑えることも輸出をふやすこともできるわけだ。だから政策努力の余地というのはたくさんあるのですよ。だから国際収支が大変な問題で、それによってすべて影響されますというふうな、まあそういう意味でおっしゃっているかどうかかわかりませんが、そういうことが国際収支に左右される、国際情勢に左右されるということも全然ないというところは間違いであります。ありますが、しかし、全部それにあな任せということではなくて、自主的な努力や政策努力によって国際収支も変わる。そういう意味も含めて、ドイツが日本以上に国際収支、国際貿易に依存してあるのには、なおかつ四年計画を立てて二五・三〇、日本は二六・三〇、ほとんど同じようにいまは国債に頼っておるのに、四年後には五〇％に持っていくと一応の決意を表明している。少なくとも大蔵大臣たるもの、これに負けないくらいの決意と構想を示してもらいたい。これは要望しておきます。

そこで、ドイツの場合は御承知のようにその五〇％を持っていくことのために思い切った増税と切り切った経費の節約をやっている。それをやらなければなりませんよ。これは私がこの前の本会議でもちょっと申しましたように、われわれの立場から見れば何となくイージーゴーイングで、余り抵抗の強いところは一切避けて通る、こんなことでは増税もできなければ経費の節約もできない。それではまた国債依存度を減らすということはおおむねできない。そういう意味で、先ほど申しました点にも関連するんだが、日本人の考え方、日本の政治のあり方、経済の構造と、それこそ文字どおりわれわれは意識革命をやりたい、あるいは道義革命をやりたい、考え方を変えなければならぬと思うのです。それを、問題をぶつけるのは大蔵大臣が一番適切なポジションにおられるから、私は、ドイツのとおりというのはいまの日本の政

治状況ではなかなかむずかしいが、せめてドイツが取り組んでいる半分でも熱意のある姿勢を日本で示してもらいたい。いまの状況では増税もできません。いまの状況では節約もできません。今度の節約は五百三十九億だ、こんなことでは国債依存から脱却するとか、五カ年計画もしくは四カ年計画で五〇％に持っていくとか、全然できないと思うのですよ。だから私は、大蔵大臣たる者、勇断をふるってこの際は国債依存度の目標を設定して、それに五カ年か四カ年計画で到達する、そのためにはこれこれの増税は必要である、これこれの経費削減は必要であるということを堂々と発表するべきである、少なくともその決意を固めるべきであると思いますが、いかがですか。

○大平国務大臣 御激励をちょうだいして、感謝する次第でございます。わが国の財政も、竹本さんおっしゃるような、硬直化の体質から脱却いたしましたし、弾力性を身につけなければいかぬと思えますし、それには財政当局が不退転の勇氣を持ちまして問題に取り組みなければならぬと思うのであります。削減すべきは削減しなければならぬし、増税を求むべきときは求めなければならぬと思ひまして、私どももそういう決意で当たらなければならぬと思っております。ただ五十一年度はこういう微妙な経済の回復期でございます。この歳入歳出面にわたりますと大きな細工はできないのでございます。五十二年以降の施策に備えてのいろいろな準備をやる年にいたしたいと考えておるわけでございまして、その五十二年以降の歳入歳出面にわたりますと新たな施策を打ち出すに当たりますと、どうぞ十分の御審議を通じて御理解ある御協力をお願いしたいと思います。

ずだから、そういうドイツのやるのが日本できなことはないはずありませんので、ひとつ思い切った取り組みでいただきたい、要望いたしておきます。

次に大蔵省証券の問題でございますが、十一月末の大蔵省証券が、先ほども話が出ましたが六千八百九十億円ということであったと思いますが、数字はそれでよろしい。問題は、それをどう読むかということでありまして、その点について大臣にお伺いしたいのだが、租税収入がある、建設国債を発行する、それでもなおどうにもならないから大蔵省証券をとりあえず出した。すなわち六千八百九十億円というのは、もう十一月末現在において日本の財政はその辺の中小企業と同じようにやりくり算段がつかないで、泣き込んで、飛び込んで、やっと日銀から大部分だという五千何百億借りてきて、それで十一月の月を越した、こういう状況と判断してよろしいか。日本の財政は堂々たる財政ではなくて、十一月の月を越すのにも中小企業のおやしきと同じに日銀に飛び込んでいて短期証券で借りなければ年が越せなかつた。そのときには税収もまだなかつた、公債発行も大体やるだけやっておる、それで支払いにおお足りないのでついに短期借入れを六千八百億円やっただ。こういうふうに見るべきかどうかというところについてのお考えをひとつ……。

○松川政府委員 第一の点でございますが、大蔵省証券は、御案内のとおり年度の間にございまして支払いと収入との間にタイムラグがございまして、それを埋めるために発行されるものでございまして。したがって、年度末には全部償還されるという条件がついておられます。その意味で、ある年度に仮に歳入と歳出とが全部びしょっと合ったという事態を頭に置きましても、その年の中でタイムラグがあり得るわけでございまして。それが歳出の方が進んで歳入がそれに追いつかない姿というものが、毎年曆年末、十一月、十二月ごろに一番大きく出てまいります。その意味では、十一月、十二月が大蔵省証券を発行する月に、しばしばなっております。

ただ、こゝしを例にとりますと、ただいま竹本先生御指摘のように、それでは本年度内の収入をもつて返すのだというその収入の中に、四条国債並びに特例国債、この両方の金が当て込まれておるわけでございまして。その意味で、全体の姿が少し低目になっておりまして、年度のおしまいに近くなつてだんだん公債が無事に消化されてくれば、その段階で大蔵省証券の発行額がだんだん減つて年度末にはこれがゼロになる、こういうプロセスをたどることにならうと思ひます。

○竹本委員 この点につきましては、いま申しましたように速やかに努力目標を決め、具体的、計画的な努力を始めていただきたい。そのためには思い切った増税も思い切った節約も必要である。ドイツの例を一々申し上げると時間がありませんから申し上げませんが、事務当局は持つておるは

ものは常に二、三千億の流動的な余裕がないと、支払いに困る場合があるのだ。したがって私は、三千億か四千億の金は要すると思うのに、それがあのかないのか。流動的な手元の資金というものが三、四千億のものがないと、国庫としては非常に苦しい立場に立つのではないかと。

それと、十一月末の六千八百九十億円というのは、租税収入、公債収入総ざらひして、なお支払いに困つたから六千八百九十億円を借りてきたのだ、こういうふうに見るべきかどうか、判断を聞きたい。

もう一つ、企業ないし家計にたとえての御質問でございます。ランニングストックと申しますか、手元にどれぐらゐの金がなければいけないかということでございます。この点につきましては

は、確かに扱っておる金は非常に大きゅうござい
ます。その間事務の能率アップを順次進めてまい
りまして、現在の段階で何億なければいけないと
いうことはいささか申し上げかねるのでございま
すが、と申しますのは資金需要が比較的緩い月で
あれば、そのランニングストックも少なくして済
む、資金需給が繁忙なときであればこのストック
も少しよいなければならぬということも頭に
置きますと、これは非常に粗っぽい推察でござい
ますが、無事に回るためには約三、四百億円の金
が手元になければいけないのではなからうか。た
だいま先生御指摘の数字はちょっと一けた私ども
の感じよりは多いのではなからうかという印象を
持ちました。

○竹本委員 大臣、松川局長の意見は局長として
の立場における説明であって、私が聞いているの
はそんなことじゃないのです。大蔵省証券がタイ
ムラグを埋めるための短期の債券だ、そんなこと
はもうわかり切っている。私がいま聞いているの
はきわめて簡単なことです。それはわれわれが、先
ほど最初に、民社党として非常に不満であり非常
に反対な気持ちもあるけれども、何としてもこの
特例法は通さないと困がまいてしまひはしない
か、国民生活が大変になりはしないかと思ってい
る危機的な気持ちがあるわけですね。その危機的
な気持ちは要らないのか要るのかということを開
いているのですよ。たとえば会社で言えば十一月
の支払いに困って、国債も祖税もどうにもならな
くなつたので日銀を中心に六千八百九十億円借り
たというならば、財布は空になって、あるいは金
庫が空になって、十一月の時点においては金庫が
空になつたからそれを借りてきて埋めたいという
ことですかと聞いているんだ。国民にその真相を
知らせたら御座らないか。ごまかしち
やいかめです。十一月の段階において金庫は空
になつたのかならなかつたのかということがまず
第一なんです。なつたから私は大蔵省証券で借り
に行つたのだと思ふのですよ。そうじゃないのか
どうか、それを聞きたい。大臣からはつきり聞き

たい。
それから第二番目は、二十一兆円の予算を消化
するということになればランニングストックとい
うものは普通に三兆億なら三兆億が要るだ
らう。そして一月なら一月で金融事情が緩むか
ら、それが三兆億と思つても五兆億になつても結
構ですよ。しかし少ないときでも二、三兆億の金
がなければやりくり算段に困るのではないかと
いうことを聞いているんだ。十一月現在において
ランニングストックというか手元流動資金という
ものがあつたのですか。なかつたのですか、その二
つを聞きたい。
十一月には祖税収入、公債収入で賄い切れな
いで、最後に日銀に飛び込んで借りてきたの
が六千八百九十億円と理解すべきなのか、そんな
に心配せぬでいいか。それから十一月現在にお
いてはランニングストックというか、いま言った
手元流動性が三兆億なら三兆億は別にあつたけれ
どもなお借りたのか、その辺を聞いているので
す。

○松川政府委員 端的にお答えいたしますれば、
ただいま竹本委員御指摘のとおり十一月の末は国
の金庫が空になりまして金繰りがつかなくなつて
これだけの大蔵省証券を出したということござ
います。

○竹本委員 だから私は大蔵大臣に聞きたいので
す。財政特例法を通過とかいって大蔵省の事務当
局が来て説明したのは、何と云つて説明した。
月々六千億か七千億のものを消化していかないと
ことしの赤字国債、この特例法で認められた国債
が消化できなくなる、おくれると集中するから困
ります、それだけ説明したでしよう。それ以外だ
れも説明しない。それは公債の消化が少し困難に
なるとかならぬとかいうことはよくわかりませ
よ。しかしそれは聞かなくてもわかる、そんなこ
とは、われわれが心配して、反対であつても、赤
字国債、特例法は何とかしてこれは通していか
なければ大変だと思ふのは、財政的なピンチに立
ているかどうかということを知りたいからなんです。

す。大蔵大臣は大蔵大臣の責任と立場において
つきり言つてもらいたい。日本の財政は十一月に
おいては支払い不能になつたんだ、それだから特
別措置としての六千八百九十億円でやつとそこを
切り抜けてきたんだ、事はそれほど深刻なんだと
いうことを国民にも国会のわれわれにも言うこと
によつて、私の言う精神革命やらなければなら
ぬし、特例法の通過にも協力しなければならぬ
だ。何にも言わないでただ困りますからなんだと
いうようなことで物をごまかしていくんというこ
とは最も許されぬことだ。
だからもう一遍大蔵大臣から、日本の財政はそ
こまで危機に來ているかどうか、危機に來たか來
ないかの責任の問題は先ほど論じましたが、しか
し危機の真相というものをもう少し国民に教えな
ければいかぬ、その立場ではつきり聞きたい。

○大平国務大臣 大蔵省証券の発行は、手元に支
払い元がない場合に日銀から融通を求めざるわけ
でございませう。金があるのに日本銀行に對しまし
て蔵券を持ってもらつたというふうなことはすべ
きでないわけではございませう。六千数百億とい
うのは、まさにそれだけの必要があつて、金がない
から蔵券の発行をいたしたわけではございませう。し
かし、そのことは直ちに財政の危機を物語るもので
はないので、例年資金の需給から言つてそういう
ことはあり得るわけではございませう。危機はその
ことではなくて、この特例法が皆さんの御同意を
得られなくて、この月内にこれが成立しないとい
うことになつた場合、補正予算でお認めいただき
まして蔵券の発行限度を二兆二千億まで拡張して
いただいておりますけれども、それでも足りませ
ん。したがつて國庫をいたしましては金繰りがつ
かなくなるわけではございませう。したがつて
ご希望の御座います。したがつて御審議を願つて
いるところでございませう。

○竹本委員 ちょっといま聞き漏らしたかもしれ
ませんが、こういうピンチに立つことは財政のや
りくりの過程の中ではときどきあるか、私は今度
のように金庫が空になつたのはこの十一月をもつ

て初めとするのではないかと思ふが、前にもそう
いうことはちょいちょいあるのか、その辺一つ聞
きたい。
それからもう一つ、これからだんだん本論に入
るようなことになるんだが、先ほど理財局長の説
明では、ある時点ではそういうこともあると、こ
う言つた。ところがある時点ではないんだ。これ
から私は詳しく数字を言いますが、十二月はもつ
と悪い。いま大臣が半分言われたけれども、もし
特例法が通らない場合は十二月はもつと悪い状況
になる。だからある時点なんというふうなことで
ちょいちょいあつてもいいようなことを言つてみ
たり、過去にもそういう例があつたから安心しろ
うですか。過去に金庫が空になつた例ありや否
や。

○松川政府委員 御指摘の金庫が空になつたとい
うことの定義と申しますか、それでございませ
うが、金庫が空になつたということとは、大蔵省証券
を出したから金庫が空になつたのではないか、そ
ういう意味で、大蔵省証券を出した例があるか
ということではございませう。たとえば十二月を
とりますと、古くは昭和三十四年、その後は三十
九年から四十六年まで毎年大蔵省証券を発行いた
してございませう。十一月についてもほぼ同様でござ
います。ただ十二月の状況、ことしの状況は、過
日十一月十九日に当委員会でも御説明いたしま
したが、十二月の國庫の資金繰りの見込みを申し上
げますと、一般会計の支出が二兆八千億あり、
収入は一兆六千億と見込まれておる。したがつ
て差し引き一兆二千億不足いたします。さらに
特別会計において七千億円の支出の超過がある。
そのうち、すでに補正予算で御承認をいただきま
したので、いわゆる四条國債の発行の手続を進め
ておりまして、この分で賄い得るものが二千六百
億円でございませう。そういたしますと、十二月中
だけの資金の不足額をとりまして、一兆六千四百
億円と見込まれます。これに先ほど申し上げまし
た十一月末の大蔵省証券の発行高六千八百九十億

○竹本委員 御指摘の金庫が空になつたとい
うことの定義と申しますか、それでございませ
うが、金庫が空になつたということとは、大蔵省証券
を出したから金庫が空になつたのではないか、そ
ういう意味で、大蔵省証券を出した例があるか
ということではございませう。たとえば十二月を
とりますと、古くは昭和三十四年、その後は三十
九年から四十六年まで毎年大蔵省証券を発行いた
してございませう。十一月についてもほぼ同様でござ
います。ただ十二月の状況、ことしの状況は、過

日十一月十九日に当委員会でも御説明いたしま
したが、十二月の國庫の資金繰りの見込みを申し上
げますと、一般会計の支出が二兆八千億あり、
収入は一兆六千億と見込まれておる。したがつ
て差し引き一兆二千億不足いたします。さらに
特別会計において七千億円の支出の超過がある。
そのうち、すでに補正予算で御承認をいただきま
したので、いわゆる四条國債の発行の手続を進め
ておりまして、この分で賄い得るものが二千六百
億円でございませう。そういたしますと、十二月中
だけの資金の不足額をとりまして、一兆六千四百
億円と見込まれます。これに先ほど申し上げまし
た十一月末の大蔵省証券の発行高六千八百九十億

円を加えますと二兆三千二百九十億円ということ
で、補正予算をもって御承認いただきました大蔵
省証券の発行限度額二兆二千億円を超過すわけで
ございます。そこで私どもは、先ほど竹本委員の御
質問の中にもございましたが、国債の消化をなるべく
平準化するという作用もございませうが、あわ
せてこの不足を補うためにぜひこの特例法を
御承認いただきまして、十二月中にこの特例法に
よる国債二千四百億円を出すことによつて御承認
いただいた大蔵省証券の限度額の範囲内でこの金
繰りをつけたらというのがたまたまの状況でござ
います。

○竹本委員 十一月、いま金庫が空にならなかつ
た。それは、短期証券を借りてきてやったら空
にならなかつたというのの説明としては説明にな
るでしょうけれども、問題の本質的なものじゃな
い。どうにもならぬから借りてきているんだか
ら、借りてきた金があったら、金庫が空でなかつ
たんだというの、これは詭弁というやつでしょ
う。そういう点は、私が言うのはそれを揚げ足を
取るうというのではないが、それほど財政が危機
にきているということなせも少しはつきりみ
んなに言わないのかということも言っているん
です。詭弁をどうの言の言うのではない。

さらに十二月は、いまも理財局長が一通り説明
しましたように三兆五千億支払いが来ている。
——二つほど質問しましょう。三兆五千億支払い
が来ている。税収入は一兆六千億しかない。そう
すると一兆九千億足りない。そこで五千億円は公
債で出して、二千六百億円の建設と赤字二千四百
億を出して、そしてあとの一兆四千億円は大蔵省
証券で賄つていこう、こういうんでしょ。そう
です。

ところが大蔵省証券は六千八百九十億円すでに
使つておるから、この間の補正予算で広げてみた
けれども、残りは幾らあるかという二兆二千億
円からその六千八百九十億円を引けば一兆五千億
しかないでしょう。そうでしょう。その一兆五
千億の中から一兆四千億出すんですよ。そうする

と、もう十二月にあと千億円しか残らない。もし
てもし特例法が通らない場合を考えると、千三百
億円足らなくなる。二千四百億円の国債を出して
千億円上がるんだから、二千四百億円の国債が
通らないか、あるいは通っても非常におくられた場
合には十二月の支払いにはそれこそ千何百億円、
約千三百億円ばかり勘定が合わないで支払いに困
るという状態になる。それをならぬと言われる
のか、なると思われるか、その辺が一つ伺いたい
し、第二には、そういう場合に特に通過がおくれ
た場合でも、その場合には支払いの繰り延べをや
らなければならぬが、ボーンズの繰り延べをやる
のか、あるいはその他の公共事業の支払いを繰り
延べるのか。もし通らない場合は——ないように
努力しますというのじゃなくて、実際問題なんだ
から大臣の考え方を承りたいのだが、通るのがお
くれた場合、通らなかつた場合には千三百億円近
くの支払い不能になるではないかという点が一
つ。したがって、それは支払いをおくらして引き
延ばす以外に手が無いと思うが、ほかに妙手があ
りますかということ。

○松川政府委員 大筋はただいま御指摘のとおり
でございます。
そこで、先ほど御説明申し上げましたが、一
般会計、特別会計を含めまして、三兆五千億、特
に一般会計で二兆八千億の歳出があるわけでござ
います。どうしても金繰りがつかなくれば御
承認いただいた範囲を超えて大蔵省証券を出すわ
けにもまいりませんので、この大きな歳出の中で
何か金繰りの支払いをおくらしめてもいいものが
あるかどうか、そういう検討を始めなければいけ
ない、このように思っております。

○竹本委員 大臣、この問題は、もちろん局長さ
んは局長さんの立場で御答弁いただいているわけ
ですけれども、最小限度の常識的な、しかも大事
な数字をばくは挙げて、支払い不能になるのか
らぬのかということ聞いておるわけですね。ほ
くは大臣から聞きたいのです。それは恐らく下手
をする、そういうことを言つては失礼かもしれ
ぬが、閣僚だつて財政特例法は非常に必要だとい
うことは言うかも知れぬけれども、どのくらいい
まピンチに來ているかということを知らないまま
で大事だ大事だと言っている人がおるかも知れな
い、いふことは言いませんが、少なくとも、大蔵
大臣がこの委員会において局長から一々数字を聞
かなければわからないのか、めんどうくさいから
局長に答弁させておるのかそれは知りませぬけれ
ども、私はこの委員会の重要性和問題の重要性を
考えれば、十二月には十一月はこういうふうであ
る——ばくは関係ないことを言っているのではな
いのです。特例法に直接関係のある問題を言っ
ているのだ。この重大な問題について大蔵大臣と
しての責任ある立場で、もしこれが通らない場
合、おくれた場合にはこういうふうな数字の上で
困難が出てくるんだというぐらゐは大臣が答弁さ
れてしかるべきだと思います。

○松川政府委員 大筋はただいま御指摘のとおり
でございます。
そこで、先ほど御説明申し上げましたが、一
般会計、特別会計を含めまして、三兆五千億、特
に一般会計で二兆八千億の歳出があるわけでござ
います。どうしても金繰りがつかなくれば御
承認いただいた範囲を超えて大蔵省証券を出すわ
けにもまいりませんので、この大きな歳出の中で
何か金繰りの支払いをおくらしめてもいいものが
あるかどうか、そういう検討を始めなければいけ
ない、このように思っております。

○竹本委員 十二月だけの話というのは、数字か
ら言へばそうなります。しかししたとせば会社が
倒産する場合にも、この手形が落ちないそのとき
だけの話ですと、こう言つてみても、会社の場
合は倒産してしまふのですから。それと同じ
に、ニューヨーク市みたいな場合もあるけれど
も、国家だから大分情勢が違いますけれども、十
二月だけの問題であつたらいふんだ、こういう
なそれこそ楽観的な話をされても困るんだ。十二
月に年が越せないというの越せないんですよ。
本当はその段階において日本の財政は一遍破産し

ているんだ。それほど重大な危機にあるというこ
とをばくは思ひますから、それは十二月だけで、
一月は金融が確かにゆるみますから、金はまた入
りますよ。しかしそれは会社だつて、十二月に
破産する会社は一月には入ると入るかも知れない
が、十二月の手形が落ちなければ、そのとき会社
は破産するんだから、国家といへどもその瞬間に
おいては破産状態にあるんだということをやはり
はっきり言わなければ、来月金が入りますなんて
言つてみても、会社はつぶれるんですよ。まあこ
のぐらゐにしておきますがね。

○竹本委員 大臣、この問題は、もちろん局長さ
んは局長さんの立場で御答弁いただいているわけ
ですけれども、最小限度の常識的な、しかも大事
な数字をばくは挙げて、支払い不能になるのか
らぬのかということ聞いておるわけですね。ほ
くは大臣から聞きたいのです。それは恐らく下手
をする、そういうことを言つては失礼かもしれ
ぬが、閣僚だつて財政特例法は非常に必要だとい
うことは言うかも知れぬけれども、どのくらいい
まピンチに來ているかということを知らないまま
で大事だ大事だと言っている人がおるかも知れな
い、いふことは言いませんが、少なくとも、大蔵
大臣がこの委員会において局長から一々数字を聞
かなければわからないのか、めんどうくさいから
局長に答弁させておるのかそれは知りませぬけれ
ども、私はこの委員会の重要性和問題の重要性を
考えれば、十二月には十一月はこういうふうであ
る——ばくは関係ないことを言っているのではな
いのです。特例法に直接関係のある問題を言っ
ているのだ。この重大な問題について大蔵大臣と
しての責任ある立場で、もしこれが通らない場
合、おくれた場合にはこういうふうな数字の上で
困難が出てくるんだというぐらゐは大臣が答弁さ
れてしかるべきだと思います。

○竹本委員 十二月だけの話というのは、数字か
ら言へばそうなります。しかししたとせば会社が
倒産する場合にも、この手形が落ちないそのとき
だけの話ですと、こう言つてみても、会社の場
合は倒産してしまふのですから。それと同じ
に、ニューヨーク市みたいな場合もあるけれど
も、国家だから大分情勢が違いますけれども、十
二月だけの問題であつたらいふんだ、こういう
なそれこそ楽観的な話をされても困るんだ。十二
月に年が越せないというの越せないんですよ。
本当はその段階において日本の財政は一遍破産し

○竹本委員 十二月だけの話というのは、数字か
ら言へばそうなります。しかししたとせば会社が
倒産する場合にも、この手形が落ちないそのとき
だけの話ですと、こう言つてみても、会社の場
合は倒産してしまふのですから。それと同じ
に、ニューヨーク市みたいな場合もあるけれど
も、国家だから大分情勢が違いますけれども、十
二月だけの問題であつたらいふんだ、こういう
なそれこそ楽観的な話をされても困るんだ。十二
月に年が越せないというの越せないんですよ。
本当はその段階において日本の財政は一遍破産し

それから第二点は、いまの憲法は欠陥憲法だといふ議論がこの前出たのだけれども、いまの憲法の法的な解といふものは、そういう場合には旧憲法七十条はいまありません、財政民主主義からそれは許さないということになっておる。その場合に、いまの法律構造の中ではないかなる対応が法的に考えられておるか。法律的にどうよ。政治的に努力をします、あるいは政治的にどういふことがない法案を早く通します、あるいはいま政治的に何とか別に考える、その考えがあればその考えを承りますが、それらを含めて、支払い不足になりますというだけではどうにもなりませんから、支払い不能ならぬようにするための憲法的、法律的措置は、いかなる対策が法律上考えられておるか、これは重大な問題ですから、最後にはっきり伺いたい。

○高橋(元)政府委員 大臣からお答えになります前に、法律問題でございますから、お答えを申し上げます。

旧憲法の七十条にあります財政上の緊急処分というように措置は、新しい憲法では一切封ぜられておりました、御承知のとおり憲法の八十五條で、「國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基づくことを必要とする。」という規定がございます。したがって、先ほどから御指摘のあります國が特例法を出す、特例債を発行することによりまして新しい歳入を得るといふ場合には、特例債の発行額につきましても國會の御議決をいただき、それから発行権限につきましても財政法四條を排除する、特例をつくるという法律の根拠をいただく必要がございます。したがって、先ほど来お話の件につきましては、いま御審議をお願いしております特例公債法を一刻も早く御可決いただくという以外には道がないわけであります。

○竹本委員 國會の議決があれば國費の支出やあるいは債務負担行為ができる、これはおっしゃるやうに八十五條に書いてある。しかし、この八十五條の適用が可能である、すなわち、國會の議決

が得られるくらいならば、当然特例法は通りますよ。そうするとそれは答弁にならない。私が聞いているのは、國會の状況によって特例法が通らないような場合に、いまの憲法のたてまえから言つて、昔の財政上の緊急処分はできないということになれば、いかなる手段でこれをカバーするお考えですか、法律的に何が可能であるか、その点についてもっと明確な答弁を聞きたい、こういうことを言っているんです。

○大平國務大臣 政府として一切憲法上許された規定はないわけでございます。特例法の國會の議決があるまで支払い不能に陥つたものの支払いの道はないわけでございますので、これを差しとめておくよりほかには道はありません。

○竹本委員 道がないということではどうにもなりませんから、それは私が調べたところによると、新憲法ができるときに、法制局であるか、あるいは大蔵当局であるか、細かいことは知りませんが、いざという場合に、たとえば國會が開けないか、それは地震の場合があるか、何の場があるかわかりませんが、物理的に國會が開けない場合がある。そういうような場合に、この八十五條ももちろん役に立ちません。それから、いま政治的に与野党の衝突、不信感が激しく、何としても特例法も通らないというような場合には、この道がだめな場合にはこの道でいくという法的措置が、対応が考えられていなければ万全でないと思うのです。それが今日一体あるのかないのか。当時の事務当局は、どうしてもこれことを心配したということまで私は聞いておるが、しかし、その後の政府は、自然増収があるから安心してだというやうな形です。このんべんだらりとしてきておる。それに對する対応は、だから政府自身も忘れておったか、考えていなかったのか、あるいは、考えてこつたか、結論が出ておるといふならそれを承りたいのですが、私の見るところでは、特例法が通らないやうな場合、あるいは國會がそういう法案の議決をやらぬやうな

場合、あるいはやろうと思つても地震かなにかでやれないやうな場合に、政府は緊急処分が全然できない、民主主義のたてまえから言へば、國民の代表である國會が承しない金はびた一文といえども使わないのが民主主義なんだ、それはよくわかりますよ。それはよくわかるけれども、しかし、その民主主義を一応原則としながらも、その線に沿いながらの新しい穴埋めの対応がなければどうにもならぬじゃないか、その点についていま大蔵大臣はどういうふうな考へておられるかというのを聞きたいのです。

法律論はまた改めてゆつくりやりますが、たゞ、私がいま聞きたいことは、八十五條では、國會を開いても通らない場合、あるいは物理的に開けない場合、そういうやうな場合には、いまの憲法は、私の理解する限りにおいては法的な対応措置が欠落しておる。その欠落を認めておられるかどうかということをお聞いているんだ。これは大事なことですよ。

○大平國務大臣 政府にそういう場合にすべき手段はないわけでございます。憲法は國會の良識を期待した憲法であると思ひます。

○竹本委員 大蔵大臣としては、いま答弁の限界はその辺だとおぼくは思ひます。答弁の限界はその辺にあると思うけれども、政治的フリクションがひどくて國會で通らない場合、通らないことを前提にしておる、こつたやうなだけども、通らない場合、それから、いま言ったやうに政治的ではなくて物理的に國會が開けない場合に、しかも一方に民主主義という大原則がある。國會の了承しないものはびた一文といえども使えないといふその大原則を踏まえながら、物理的に國會が開けない場合、政治的に政府の案が通らない場合には、政府としてはこつたやうなことをできない、十一月、十二月、もうほとんど支払い不能の場合が重なつてきているときに、支払い不能ですという答弁だけになってしまふ。この問題に對して今後どういふお取り組みをやるお考えであるかを承つて終わりにしたいのですがね。

○大平國務大臣 幾ら竹本さんと私との間でやりとりをやりましても、新たな権能が政府に与えられるわけじゃない。憲法は、國會の議決が得られない限り、びた一文もわれわれは歳出の権限が与えられないわけでございます。それで、今日、最後の手段といたしまして、財政特例の公債の発行の権限をお願いいたしておるわけでございます。もし、それが認められぬというわけでございませぬらば、政府としてはその限度において支払い不能に陥るわけでございます。ただ、私としてはなすべき手はございませぬ。ただ、先ほど申しましたやうに、國會は國權の最高機關でもございませぬ、良識の府でもございませぬ、万々そういうことにはないものと私は期待いたしております。

○竹本委員 最初に言ひましたやうに、信ずる者は救われるということ、とにかく國會の良識を信じてそういうことにはないであらうと念ずる以外には対応の方法はない。しかしながら、それは國會の良識の方だ。地震、雷、これはどうにもならぬ。その場合に對しては、いまの憲法は対応がないといふやうに思ふんだけれども、改めてこれは宿題としてお願いしておきたい。政府は、この憲法はその意味において欠陥はないと考へられるか。それから第二には、憲法の精神を生かしながら何とかが穴を埋めていかなければいかぬのだから、対応をするための、民主主義の大原則を踏まえながら今後どういふ努力を具体的にやられようとするのであるか、その辺をひとつまじめに前向きに、かつ具体的に検討しておいていただきたい、このことを要望して質問を終わります。

○松浦(利)委員 きょう、先般の質問で要求をしておつた資料の説明があるはずであります。その説明があつた後、補充質問をさせていただきます。

○高橋(元)政府委員 計数の問題でございませぬ。私から御報告させていただきます。

財政制度審議會の中間報告の中で、財政収支の試算というのをやっておりますが、そこで仮定さ

れておりまするもの計算方法、計算前提とい
うものをそのままとりまして、GNPの伸び率を
一二を一五に置きかえるということで、財政制度
審議会の財政収支の試算を置きかえてみますと、
五十五年度における収支の状況というものは次の
ようになります。

普通歳入不足額を全額公債発行により調達する
と仮定した場合には、五十五年度における公債依
存度は、五十年年度の歳入不足一兆円、二兆円、三
兆円、それぞれのケースに対応いたしまして、そ
れぞれ一四・三%、二〇・七%、二六・九%と相
なります。これは財政制度審議会のものとの数字で
申しますと、一六・四、二二・七、二八・八に対
応するものでございます。それから五十五年時点
での公債残高は、減収一兆円、二兆円、三兆円の
ケースに対応しまして、四十兆円、五十二兆円及
び六十三兆円と相なります。財政制度審議会の中
間報告での計算では、四十兆円、五十一兆円、六
十一兆円でございます。

○松浦(利)委員 この資料は、先般の委員会で資
料要求し理事会の議を経ておられるのでありま
すが、各委員にお配りをいただきたいと思つて
す。そして、これは非常に大切な資料でございま
すから、五十五年度の一般会計収支試算というも
の財政審が出した中間報告のデータも、ぜひ
ひとつ大臣はお持ちをいただきたいと思つます。
なお資料については、全委員にお配りをいたさ
きたいと思つます。数字でありますから質問がわか
らないと思つますので、その資料を配っていただ
きたいと思つます。

○上村委員長 ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○上村委員長 速記を始めて。

○松浦(利)委員 いま資料が各委員の手元に参り
ましたが、御案内のとおりに財政制度審議会の中
間報告は一つのモデルケースを使って、これは非
常に粗い数字だということは財政審も断つた上
で、一つの案をここに提示をしておるわけであり
ます。その中心になっておりますものは、一つは

この財政審の内容というのは名目経成長率を一
二%に見ておるわけでありまして、そして租税弾性
値は一・二ということと試算をした数字がここに
出されておるわけでありまして、これはいま皆さん
のお手元に配った資料とは違う資料であります
が、そういうケースであります。

ところが、この財政審の答申の中で、実は名目
成長率一二%というのは少し低いのではないかと
いう意見があるわけでありまして、したがって、こ
の名目成長率を一五%に置きかえて、租税弾性値
は一・二、その他の計数はすべて財政審になら
た数字が実はここに出された数字であります。御
承知のように名目成長率一五%というのは、現状
の物価から判断をいたしますと、五十五年度段階
では非常に高い名目成長率だということが恐らく
想定されるわけでありまして、いずれにいたしま
しても、その一五%を置きかえてみて出した数字
でまいりますと——これは初めて大蔵省からいた
だいた数字であります。大蔵省自身もこの財政審
の中間報告で出した数字でありますから、大蔵省
としての意見その他はないと思つております
が、しかし数字は大蔵省が提出した数字だとい
う理解を私はするわけでありまして、これをそのまま
財政審の計数に当てはめてまいりますと、実は五
十五年度に普通国債残高が六十三兆という膨大な
数字になるという計数が出ておるわけでありま
す。公債への依存度は二六・九%という数字にな
ります。

そこで大臣、今度は財政審の中間報告の指数の
方を見ていただきたいと思つておりますが、こ
の財政審が報告をした名目成長一二%段階におけ
る社会保障・恩給関係費の三兆円減収の場合の平
均伸び率を一五%、歳出の伸び率を一五%、こ
う見ておるわけでありまして、その他の経費
一二%というものは名目成長率そのままだんずばり
であります。ところが、御承知のように名目成長
率一二%ということは、人件費とかあるいは当然
増経費等を見込んでいきますと新規経費というの

は全く見込まれない数字なんです。大臣、その
点は間違いありませんでしよう。一二%増という
ことは当然増経費以外はもう新規事業はできない
という数字でしよう。一二%の伸びでは新規事業
は何にもできませんでしよう。その点どうです
か、まず承っておきたいと思つます。

○高橋(元)政府委員 一般会計の歳出から社会保
障・恩給費とそれから国債費を除いたその他の経
費というもので過去の伸びを見ますと、四十
年から四十五年、これがGNPに対して〇・九三
であつたわけでございますが、四十五年から四十
九年、これには一・一七でございます。四十年代
の十年間を通じて一・〇四ということござ
います。したがって、GNPの伸びが一・二%
の場合に、一般会計のその他の経費の伸びをGNP
と同じ伸びと見るのはかなり低い想定であると
思つます。

○松浦(利)委員 ですからいま言われたように、
これは大変低い数字なんです。
そこで、お配りいたしましたこの数字を見てい
ただきたいと思つておりますが、昭和五十五年
度でこれは名目経成長一五%と見込んだ場合、
昭和五十五年度に公債に依存をしないということ
を前提にいたしますと、この小計のところから税
収、税外収入——剰余金はもうゼロであります
が、これを足した分が公債に依存をしない増加分
ということになります。そうすると、公債に依
存しないということをお前提にしますと三十四兆三
千億ということになるわけですね。四条公債に
も依存しない、何にも依存しないということにな
ると三十四兆三千億。大臣、いいですか。
そうすると、その三十四兆三千億を歳出に見
合うということにいたしますと、歳出に見合うの
は、歳出を三十四兆三千億で抑えればいわけ
ですが、それを昭和五十年年度の当初予算二十一兆
二千八百八十八億円に置きかえますと、昭和五十
五年度に公債に依存をしないということになれ
ば、昭和五十年年度当初予算に対して一・六二倍し
か歳出は増加できないということになるわけでは

よ。そこで歳出を五年間抑えなければならぬ。そ
うすると、この五年間で歳出の増加を一・六二倍
に抑えるということは、もう全く新規その他はや
らないということになるのです。わずかに一・
六二倍でありますから、ということになってくる
と、どうしても公債依存というものは、現状のま
まいっても、しかも先ほど言いましたように、わ
ずかに一二%ということは次長が言われたように
新規事業は何にもしないということに非常に厳し
く抑えた数字です。これは、その数字を基礎にし
て持っていたら、実質的には昭和五十五年度は
もう何にもできない、結局、公債に依存する以外
に方法がないという結果になってくるわけでは
よ、この数字からいえます。

そこで、これは大臣にお尋ねしたいのですが、
この前あなたは五十二年度までは公債への依存
率を少なくしていきまして、こう言われたけれど
も、実質的に、いま出されたこの五十五年度の
一五%という非常に高い名目成長率をもってして
も、公債に依存をしないということは数字的に不
可能だ。ということになれば、昭和五十五年度ま
でに歳出をカットするか大幅に増税する以外に道
がない。ところが、歳出をカットする、というの
は、先ほど次長が言われたように非常に低く抑え
ておる数字を見ても、もう何にもしないぐら
い抑えてもどうにもならない。そうしなければ
どうにもならぬという数字。そうでしょう。とい
うことになりますと、今度のこの特例法というの
は、償還計画の問題を私は厳しく追及をいたしま
したが、その償還計画に対して、予算委員会でも
部委員の質問に文書で回答なきった表現、そして
私の質問に対してそれを補足された答弁、これは
全く抽象的なものであつて、十年現金一括償還と
いう歯どめがかかつておられますと言われるけれど
も、実質的には返されないじゃないか。十年たっ
ても返せないじゃないか。また、公債の借りかえ
をやらなければならないような状態になるじゃない
か。こういう点を考えますと、この法案が仮に通

った、後世代の国民にツケを回す、後世代の国民にツケを回すものは非常にいいまいなという数字だ、こういう言葉だけだ。この法案を通した政治家としての責任というものは大変な問題になつてくるのじゃないか。

ですから、大臣にこの際はっきりしてもらいたいのは、あなたは十年一括現金償還と言われるけれども、それは不可能ではないですか。この数字からいってできない。借りがかえしと言われるが、借りがかえししないとイヤ。もうやりくりができない。それでしよう。その点はどうですか。

○大平国務大臣 その試算は松浦さんの御理解のとおりでございます。大変厳しい内容のものになることは予想されるわけでございます。したがって、歳出でよほど思い切った削減が考えられ、同時に、歳入におきまして相当の増税が可能であるというようなことが満たされないと、私どもが申し上げておきますように、五十二年度以降にわたりますと特別債を減らしてまいるということもなかなか容易ではないと思うのでございます。そういう展望になるがゆえに、国民の選択の問題といたしまして、特別債がふくれ上がってまいり、財政インフレを招来するという道を選ぶか、歳入、歳出両面にわたりますと厳しい試験の道を選ぶかという大きな選択がこれからの問題になつてこようと思つておられます。私は、日本民族は賢明でございまして、決して間違つた選択をされることはないと思つて、われわれ財政当局といたしまして、誤つた選択が行われないうちにできるだけ十分な資料を整えまして、賢明な判断を引き出していかねければならぬのではないかと考えております。

○松浦(利)委員 大臣、大臣の言われることは、この前の抽象的なものをさらに補足して抽象的に言われるだけで、ここに資料があるわけですね。いまの資料は名目成長一五％という非常に高い数字です。これは常識的に考えて非常に高い数字ですよ。その一五％を入れて、しかも租税弾性

値を一・二で見ているわけですね。ですから、その租税弾性値を一・三にしたときはどうだ、こういうふうに言つたら、いや、それはもう先生、同じです。いま年度内予算編成やおる最中で、しかももう同じだというふうに理解していただきたい。そんな資料はちょっと勘弁してくださいと言われたいので、つくりなかつたのですから、仮に租税弾性値を一・三にしてみても内容的には変わらぬといふことは大蔵省も認めておられる。いいですか。ですから歳入の増加は、税収は一八％ずつ増加していくわけですよ。現状のままですら一八％ずつ歳入増加がある、減税も何もなしといふことになれば、これは実際は高い数字なんです。そしてこの財政審が言つておると同じような計算でいくと、社会保障・恩給関係は一八・三％伸び率がある。その他の経費については新規事業を見込まなくても、ぎりぎりのことでも一五％の名目成長率に抑えるということをして、これでは公債金に依存する、公債金収入は十二兆六千億必要だといふのだ。五十五年の国債残高は六十兆に達するといふわけですよ。どんなに考えてみてもこれは十年で償還できないし、毎年毎年特別債に依存せざるを得ないのじゃないですか。

それを大蔵大臣、いま歳出をカットすると言われまして、大幅に歳出をカットすると言つても、どこをカットしますか。もう限度でしょう。昭和五十五年までの名目成長一五％に抑えた収入合計が三十四兆三千億ですよ。それに見合った歳出といふことになれば、それはもう何もできぬですよ、率直に言つて、公債を發行せざるを得ない。四公債を發行してもなおかつ赤字公債を發行せざるを得ないでしょう、これでいいから、これでぎりぎりの数字ですよ、全くぎりぎりの数字。だから、歳出をカットされる、歳出をカットされるというけれども、そんなに大幅に四兆も五兆も歳出カットできる部分といふのはないでしょう。そうすると、逆に今度は大幅に増税せぬとい

かぬ。ここに経済企画庁の経済審議会の分科会で討議

した資料があります。ここでその租税負担率を幾らにするかということ、ずつと第一のケース、第二のケース、第三のケース、第四のケース、第五のケースとして出しておる。租税負担率をGNPに對して二・七、二七・六、二六・二、二四・八、二六・〇、あらゆる外生変数、内生変数等を入れて試算をしておる。この試算を見ても、やはり税収のアンバランスが出るというふうになりまして、出ておるのです。この試算をいふことになりまして、この経済企画庁の数字は大蔵省にも行つておると思つておる。しかも、これは大蔵省で出された数字、こういうもので計算をしてみたいですか、一体そういう抽象的なことではないのか。

実際に私は大蔵大臣の気持ちもわかります。一寸先はやみだからわからぬということもわかりません。しかし、少なくともこういう非常に粗っぽいモデルケースだけでも、一応ここに試算が出た。これに對しては一体どうなるのかということをして、資料としてわれわれに出していただきたい、いや、あなたの言つておることは杞憂ですよ、大丈夫ですよ、この部分についてはこのように大幅増税いたしますよ、租税弾性値はこれだけ引き上げます、租税負担率はこれだけになりますよ、という数字を示していただければ、概算的なものを私たちがつかめるのです。そういう資料は出るのじゃないですか。正確なものではなくていいのです。この数字に合せて一体どうなるのか。しかも、非常にこれは厳しい歳出ですから、非常に厳しく、一般の経費についてははしほつておる数字です。その数字くらいは出していただいた方がいいのじゃないでしょうか。仮にこの法案が通つたとしても説明がつかない。出せるのじゃありませんか。先ほどいろいろの委員の方が質問しましたけれども、私は大蔵省というのには生きたコンピュータだと思つておるんです。いつも計数をいじつておられるのだから、こんなものはすぐ出ると思つておるんです。資料を出してみてくださいよ。

私はなせ心配するかと、十年たつてみればもう返せなかつた。返せないからこれはもう

財政法四條を改正してしまへ。返せない……(返せる)と呼ぶ者あり)返せると言つても、いま言ったように返せないので、数字でいつたら、大臣、この数字で返せると言ふなら、どんなふうにして返すのですか。どうしても私は抽象的であり過ぎると思つておるのです。返せると言われても返せないのです、この数字からいつたら、返せる数字といふのは、粗っぽくていいですから、これを参考にしておつていただきたい。どうですか。

○高橋(元)政府委員 ただいまの松浦先生のお話でございますが、私どもこの財政制度審議会の中間報告に従つて、その計算前提をとりまして、御指示によつてGNPを一五、租税弾性値を仮に一・二と置いた計算をしたわけでございます。したがしまして、歳出の欄が社会保障・恩給費で一八・三の伸び、それからその他経費で一五の伸び、したがしまして歳出の合計で一七・一の伸び、これは約束事でございますから、そういう前提で申しておるわけでございます。

ちなみに、四十年代にどうなつておつたかといふことでございますが、四十年代の十年間を通じますGNPの伸び率は一七・一でございます。これに對しては社会保障・恩給費の伸びが一・七、それからその他経費が一・七でございます。それから、先ほど私が申し上げましたように、その他経費のGNPに對する弾性値は一・〇四でございます。しかしながら、四十年代の前半ではその他経費の伸びというのは各年GNPよりもかなり低くなつておりました。たとえば四十二年では〇・九九、四十四年には〇・七二、四十五年では〇・九五、四十四年には〇・九二といふふうにかなり低くなつておるわけでございます。したがしまして、GNPの伸び率が今後一五％という想定を置きました場合に、歳出の合理化によつてさらに努力をして、これで見られておりますように、GNPとその他経費の伸び率は等しくなるという想定をさらに圧縮することは十分可能ではないか、またそういう努力をせねばならぬといふふう

○松浦利委員 それはわかるんですよ、押さえることは。だから、それを押さえたらどうですかというの、歳入の方は名目成長率一五％で見ても、歳出の方はこの財政審の名目成長率一五％の歳出を見たらいいわけですよ、これは圧縮しておるのだから。五十五年度に歳出見込みはこれでいくわけです。ここの一二％の伸びのものを使うわけです。歳入の方は一五％の方を使うわけです。それでやったらバランスしないでしょう。全然バランスしないじゃないですか。圧縮する圧縮すると言ったってバランスしないのですよ。五十五年度に圧縮しようがない。これは数字だから、言葉じゃないのです、数字だから見ればわかるのでしょ。そういう言葉を言えは言うほど矛盾を感じるから、大臣どうですか。これはもう一遍資料を出してくれませんか。すぐ計算できる。資料を出してください。返せるかどうかびしょとしてください、数字があるんだから。

○大平国務大臣 歳入の方につきましては、たびたび本委員会でも御説明申し上げておりますように、五十一年度は現行税制を洗い直してある年にいたしたいということでございまして、一般的に増税ないし減税を考える年ではないというように私は考えておるわけでございまして、いま税制調査会におきまして、その洗い直しの問題と租税負担率の問題を二つ御諮問申し上げて御検討いただいております。したがって、いまちょうどそういう作業にかかったわけでございまして、松浦さんの御要求は、それからさらに税制の中身に入りまして、今後どういう税目にわたってどういう増税を考えるかというふうなことにまで及ばなければならぬことになりまして、いまの段階におきましては、せつかくの御要求でございませけれども、具体的に歳入につきまして年度別にこういふ見当になるといふようなことを御提示申し上げる用意はないわけでございます。いまこういふ段取りで作業を始めておるといふように申し上げておるわけでございます。

○松浦(利)委員 私は無理を言っておるつもりじゃないんですよ。大蔵省から出されたのは、数字としてはこれだけなんです。ですから、この数字を基本にしていま計数的な御質問を申し上げておるわけですよ。さつき主計局長は、その他の一般経費の一二％増というのは非常に窮屈な数字だと言っておられるのです。だから、歳出をカットすると言ったって、一二％増でいって五十五年度にはカットできないですよ。だから、残されている道は歳入増でしょう。歳入増しかないんですよ。歳出カット、カットと言っけれども、歳出カットというのは、五十五年度までたっていきますと、いろんなものをカットしていくけれども、実質的に比べてみると五十五年度に対して一二％の増加にしかたっていない数字がここに出てきておるのです。窮屈なものが、そうでしょう。そうすると、あとは歳入をふやす以外はない。そうすると、歳入をふやすということになれば四兆近く、建設公債、四条公債以外の赤字特例公債を發行しなければいけぬだろう。ということは、そ

れに見合う増税といったら、もう物すごく大幅増税ですね。大幅増税ですよ、極端な言い方をすると、そんな大幅増税が仮にできないとすると、増税幅を少なくしなければいけぬ。歳出を抑えながらもなお増税幅を少しづつでもふやしていくとしても、五十五年度までは特例債に依存せざるを得ないという数字は、私はこの数字で読み取れると思うのです。そういう具体的なことも出せないのですか。ただ、大丈夫です、だめです、それだけでございませぬ。

○大平国務大臣 いや出さないとか申し上げているわけではなくて、歳入の方のことにつきましては、五十一年度は一般的な増税ないし減税は考えていない。いま現行税制の見直しと負担率の問題を税制調査会に御審議をいただいております。その審議を終った後で、財政の状況から増税の問題について御検討をいただくようになるかもしれない。それがどういふ税目についてどういふ幅のものになりますか、それはいまそこで出せというものは多少私の方としては時期が早いわけでございます。そういう時期まで待っていたらだかたければならぬわけでございます。いまの手順といたしましては、税制調査会で現行税制の見直しと負担率の検討を願っておるのがいまの段階でございます。そういう新たな増税問題というふうな問題が出てまいりました場合に、それを十分こなすだけの用意を五十一年度じゅうにしておかなければならぬと考えて、その用意をいたしておるの、いまの段階の私どもの仕事でございますと申し上げておるわけですよ。

○松浦(利)委員 私たちは、いま特例法の審議をやっているわけですよ。来年も特例債、再来年五十二年も特例債に依存せざるを得ない。そうすると、この資料でいくと、五十五年度までまた特例債に依存しなければいけぬという状況です。税制調査会の方には資料が出て審議していただいておりますけれども、国会議員のわれわれの方にはそういう資料が出ずに、あちらの方で御審議いただいておりますから待ってくださいということ、われわれの方にはこの法律を審議する段階でそういう資料はお示しいただけない。どうも私はその点は理解できないのですが、なぜですか。

○大平国務大臣 試算に基づきまして五十五年度の展望を描いてみると、あなたが御心配になるように公債残高は六十三兆にもなり、公債依存度も二六・九という依然として高い依存率を記録することになる、したがって、特例債から早く脱却すると政府は言っておられるけれども、とてもこの試算を見る限りにおきましては、そういう明るい展望はどこにも出てこないじゃないかということなんでございます。

○松浦(利)委員 それはわかるんですよ、押さえることは。だから、それを押さえたらどうですかというの、歳入の方は名目成長率一五％で見ても、歳出の方はこの財政審の名目成長率一五％の歳出を見たらいいわけですよ、これは圧縮しておるのだから。五十五年度に歳出見込みはこれでいくわけです。ここの一二％の伸びのものを使うわけです。歳入の方は一五％の方を使うわけです。それでやったらバランスしないでしょう。全然バランスしないじゃないですか。圧縮する圧縮すると言ったってバランスしないのですよ。五十五年度に圧縮しようがない。これは数字だから、言葉じゃないのです、数字だから見ればわかるのでしょ。そういう言葉を言えは言うほど矛盾を感じるから、大臣どうですか。これはもう一遍資料を出してくれませんか。すぐ計算できる。資料を出してください。返せるかどうかびしょとしてください、数字があるんだから。

○大平国務大臣 歳入の方につきましては、たびたび本委員会でも御説明申し上げておりますように、五十一年度は現行税制を洗い直してある年にいたしたいということでございまして、一般的に増税ないし減税を考える年ではないというように私は考えておるわけでございまして、いま税制調査会におきまして、その洗い直しの問題と租税負担率の問題を二つ御諮問申し上げて御検討いただいております。したがって、いまちょうどそういう作業にかかったわけでございまして、松浦さんの御要求は、それからさらに税制の中身に入りまして、今後どういう税目にわたってどういう増税を考えるかというふうなことにまで及ばなければならぬことになりまして、いまの段階におきましては、せつかくの御要求でございませけれども、具体的に歳入につきまして年度別にこういふ見当になるといふようなことを御提示申し上げる用意はないわけでございます。いまこういふ段取りで作業を始めておるといふように申し上げておるわけでございます。

○松浦(利)委員 私たちは、いま特例法の審議をやっているわけですよ。来年も特例債、再来年五十二年も特例債に依存せざるを得ない。そうすると、この資料でいくと、五十五年度までまた特例債に依存しなければいけぬという状況です。税制調査会の方には資料が出て審議していただいておりますけれども、国会議員のわれわれの方にはそういう資料が出ずに、あちらの方で御審議いただいておりますから待ってくださいということ、われわれの方にはこの法律を審議する段階でそういう資料はお示しいただけない。どうも私はその点は理解できないのですが、なぜですか。

○大平国務大臣 試算に基づきまして五十五年度の展望を描いてみると、あなたが御心配になるように公債残高は六十三兆にもなり、公債依存度も二六・九という依然として高い依存率を記録することになる、したがって、特例債から早く脱却すると政府は言っておられるけれども、とてもこの試算を見る限りにおきましては、そういう明るい展望はどこにも出てこないじゃないかということなんでございます。

年度までの年次別の展望を示し、その中で公債が減つてまいる筋道を明らかにせよといま仰せられます。それは、難きを強いることに相なるわけでございますので、しばらくそれは、そういう手順をもって進められておりますので、一連の検討が終わつて国会で御審議をいただくまで、答案が用意ができました段階でお聞き取りをいたしたいと思つてございまして、ただいまのところはそういう用意がないということをご承知承知いただきたく思つてございまして。

しかしながら、そういう状態にあるにかかわらず、今日の財政は非常に歳入欠陥でございまして、特例債の発行をお認めいただかなければならないような事態であることも、松浦さん重々御承知のとおりであるわけでございまして、そこでわれわれといたしましては、この特例債をこの際お願いするにいたしまして、今日お約束ができるぎりぎりの限界は、どういふところまでいまお約束ができるかという点を、あなたの御質問、佐藤さんの御質問等にこたえまして、それから予算委員会におきましては、阿部委員の御質問にこたえまして、政府として精いっぱいのところをお示しをいたしたわけでございまして、これに對しまして必ずしも十分な評価をしていただけないわけでござい

ますけれども、それ以上の具体的な御回答を申し上げる用意がないことは大変残念でございまして、事態がこのようにむずかしい局面であるだけに、むずかしいということについても御理解をいただかしまして、いまだできるだけのところは、そういうところでございまして、われわれの誠意のあるところはおくみ取りいただいて御理解を賜りたいと思つてございまして。

それから国債の借りかえの問題でございましてけれども、これは先ほどの御答弁にも申し上げたわけでございまして、国債管理の問題は政府の責任で行政権の問題としてやらしていただきたい、政府を御信頼していただきたいということをご承知承知でございます。したがって、借りかえはいたさないで、十年満期の公債で

ございまして、十年たちまして昭和六十年に現金償還いたしますということを国会にお約束いたします。予算の説明書にもそのようにうたつてあるわけでございまして、御了承を賜れますまいかということをお願いいたしておるわけでござい

ます。それを立法化するつもりはないかということでございますが、立法する、しないの問題は国会の管轄の問題で、私からとやかく申し上げられませんが、私も、私といたしましては、政府の国債管理という問題につきまして、これは行政府に信頼をもつてお任せいただきたいということをご承知承知をお願いをする次第でございまして。

○上村委員長 堀昌雄君より関連質疑の申し出がありますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 大蔵大臣にお伺いをいたしますけれども、この財政制度審議会の中間報告というのは、これは一体何を目的としてこういう中間報告が出されておるのでしょうか。——大臣、答弁してください。政治的な答弁でいいから。

○大平国務大臣 今日のような、高度成長の経済が低成長に変質してまいりまして、高度成長下における財政運営からいへば、低成長の財政に移つたわけでございまして。しかも財政の体質は大変硬直化いたしておるわけでございまして、そうなつてまいりまして、この硬直化した財政の体質を根本的に改めなければならぬわけでございまして、これに對しましてあらゆる角度から工夫してまいらなければいけませんので、私といたしましては本年三月、その方途につきまして財政審議会に御検討を煩わした次第でございまして、それに對しまして中間の御報告をいただいたわけでござい

ます。

○堀委員 そうすると、ここで一二%という前提が置かれておるといふことは、いま大蔵大臣がおっしゃつたように、低成長の場合には大体名目成長は一二%程度だといふことが前提になつておると思つたすね。それでよろしいでしょうか。

○大平国務大臣 まあ一つの試算でございまして、一二%で置いてみるとどういふテンポになるだらうか、ひとつ試算してみようという要請に基づいてやつてみたわけでございまして、低成長下の財政でございまして、仰せのように一二%とか、一二、三%というようなところが常識的には一つの成長率の見当であることだらうと私は思つております。

この前の償還の問題について、これからは自然増収は全部国債整理基金に振り込むと、こういうことが言われておるわけですね。この試算ではどちらを見ても、自然増収は五十五年までは出ないということになっていまして、そうすると皆さんは、自然増収が出るという前提で、その自然増収を国債整理基金に入れるから、だんだんそれが入つていけば、十年先ではそれを利用していけば借りかえができる、こういう考え方のようですね。けれども、少なくとも今度の三兆円減収の場合には、一二%であれ一五%であれ、要するにこれは三兆円より多いですね、今度の減収は、だから、これよりもっと差は大きくなると思つておるわけですね。それでなおかつ剰余金ゼロで、剰余金はゼロで、なおかつこれは、一二%の場合には国債償還度が二・八・八で、そしてそのときにおける公債金の収入は十一兆九千四百億円と、こうなりますね。

ちよつとこれは試算の問題で何っておきたいと思つておるけれども、この十一兆九千四百億なり、あるいは一五%の場合の十二兆六千億という場合は、いま建設国債の第四条国債の枠を仮に四兆と丸めて考えても、一五%ですと五年間でちよつと倍になるのですよ。一五%の利率でいけば倍になる。八兆ですね。一二%ですと一・七倍ぐらゐになります。いざれにしても、それを差し引いてもなおかつここには、十二兆六千億、一五%の場合でも四兆六千億の赤字国債を出さなければならぬと、この試算はそうなつておるわけですね。よろしいですね。そうすると、四兆六千億の赤字国債を五十五年にはなおかつ出さなければならぬといふことは、それまで毎年赤字国債が続いてお

る、それをやめるとするならば、いま松浦委員が言つたように増税をしなければこのところは——増税をしてなおかつゼロですよ。その四兆六千億を五十五年度に増税をしたと仮定しても、なおかつ実は自然増収はゼロですね。よろしゅうございませうか。だから自然増収がゼロであるということとは償還に充てる財源はないということですよ。よろしゅうございませうか。そうすると償還に充てるようなものを考えようとするならば、それにもさらにまざる六兆とか七兆とかといふような増収を考えなければならぬということにこの試算上なるのじゃないですか。

だから、松浦委員が言つておるの、どういふ税でどういふことをやるかということをお願いしているのじゃないですよ。要するに、いまの皆さんが出しておるこの試算の中では、そういう増税をしてなおかつ償還財源はゼロだといふようなこと、あなた方が約束しておるところの十年で返しますといふことができるはずがないではないかと、こういう点を伺つておるわけですね。どうなるのですか。

○大平国務大臣 それは松浦さんも堀さんも結論が早過ぎるのです。これは一定の前提に基づきました試算として試みた計算なんです。試算でございまして……(堀委員「試算はわかっている、試算のベースで話している」と呼ぶ)でございまして、こういう仮定が現実となり、そこで何ら歳入歳出につきまして再考を加えずにいきますと、こういう姿になるという、今後の財政政策の立案運営に当たつて心していかなければならぬじゃないかといふ、これは一つの警鐘なんです。したがつて、歳出面におきまして、さらにかたきところ

どのように切り込んでまいりますか、それから歳入面につきましてどのような工夫を加えてまいりますか、そういうことが、これをかかみにいたしまして政府としていろいろ考えてまいらなければならぬことなんぞございまして、そういう努力の結果どのくらい余裕をそこで生み出すことができて、借りかえはいたさないで、公債はどこまで減らすこ

とができるかということがその結果として出てくるわけでごさいます。したがって、それはそのようになるに違いないということではなくて、一つの試算として試みた計算にすぎないわけでごさいます。そこからどういふ教訓をくみ取るべきかということが課題なんでごさいます。これからは何も償還財源ないし公債を減らす余地は出てこないじゃないかと、そういう結果になるからこそ、これから歳入歳出につきまして政府は不逞転の決意でどういふ工夫をやるか、これから思索することがなければならぬじゃないかという一つの警告なんでごさいますから、それを踏まえて私どももいま思索をいたしておる最中なんでごさいます。

○堀委員 これはあなたも警鐘だと、こう言いますね。しかし少なくとも試算でどういふ一つのものが、まあサンプルIとして出ているわけですから、それではあなた方が言うように自然増収ができて、そうして、まあ十年先のもので要りません、五十五年のときの財政の姿がどうなるかという試算が必要になるじゃないですか。その試算の中で、なるほどこれはこういうようなやり方がされるならば償還が可能になると私も国民が判断できて、初めてあなたの方で信託することが信託できるのであって、それなくして一体何を信託するのであるか。信託しろ信託しろと言って、この計数が試算に出されている以上は、その試算も当然必要じゃないですか。あなた方がこういう試算が一つ出せるのなら、同時に国民が安心して政府を信託できる試算をここに出したらいじやないですか。それが一つの目標だから、そのとおりになるかならないかは、もちろんその時点の情勢によるけれども、しかし少なくともいま経済審議会でもこれから五十年の経済計画を出そうと言っているじゃないですか。五十年の経済計画を出すときに財政のベースが全然わからないで、これからの財政主導型経済の五十年の経済計画出せませうか。出せるはずないじゃないですか。出せるとするならば、そのベースになる経済計画というものが、そ

れを土台にしながら歳入歳出にわたってどういふ前提によって処理をするかということでは明らかにされてしかるべきではないですか。その試算がここへ出されて、われわれがなるほどと、そういうやり方を政府がやるというのなら——細かいやり方を私は聞いておるのじゃないですよ。要するに歳入はどれだけカットします、歳入はどれだけ新しい財源でやります——その新しい財源の中身を何にしろというのを聞くわけじゃないですから。五十年の経済計画を政府は出すのでしよう、出すのでしよう。出す以上、財政の部分が白紙で五十年の経済計画出せませうか、ちょっとお答えください。

○大平国務大臣 堀さんのおっしゃるとおり、これは一つの試算である、そうしてこれは一つの警鐘であるとするれば、これにこたえて五十一年度から五十五年にわたっての財政のむくろみというものが示されないと、政府を信託するわけにいかぬじゃないかと、仰せのとおりだと思つておる。そういうことをやるために大蔵省はあるわけでごさいます。そういうことをやるために私ども毎年毎年綿密な予算を組んで実行に当たっておるわけでごさいます。

私がいま松浦さんに申し上げておることは、いまの段階で年次別の財政計画を出せというのが、せんだって来この委員会のお話であったわけでごさいますけれども、それがどうもまだいかにも不確定要素が多い段階で無責任な数字を出すわけにはまいりませぬ、それは時間をかしてくださいと。私も、こういう重い財政の課題に取り組むためには、いま申し上げましたように税制調査会との御相談でいまこういう仕事に取りかかっておられますというのを申し上げておるわけでごさいます。五十一年度は大きな増減税の計画は私ども持っていないわけでごさいます。五十二年以降につきましてはどういうことをお願いするにいたしても、十分の地ならしをしなないと大きな仕事に取りかかれませぬので、五十一年度はそういう準備の年にさしていただきたいという

ことで、負担率の問題等、現行税制の見直しをいましておられますということをお答えいたしておるわけでごさいます。したがって、五十二年以降の歳入のあり方というふうな問題について具体的ににお答え申し上げるのは、そういう用意はない、まだありません、しかし権威のある、責任の持てるお答えができるように鋭意周到な準備をいたしておるところでごさいます。そのことをいましてお答え申し上げておるところでごさいます。

それから、五十一年度からの長期計画と財政の問題につきましては、目下政府部内ではいろいろ打ち合わせが進んでおるわけでごさいますけれども、まだ委員会でお答えするまで固まっておるわけでごさいます。せんことは残念でごさいますけれども、お許しをいただきたいと思います。堀さんの仰せのとおり、財政計画のない経済計画というふうなものは考えられないことは仰せのとおりでごさいます。私どもそれは十分心得ておるわけでごさいます。今度の長期計画と財政というものにつきましては十分御説明ができるように用意しなければならぬと心得ております。

○堀委員 五十一年度からの経済計画ですから、五十一年度というのは予算が当然入ってきますから、そうすると、その経済計画の基本になる部分は、少なくとも皆さんが予算編成をする前にはできていなければおかしなじゃないでしょうか。大体いまの経済審議会が出ておられますものは、実はいつ成文化して閣議で決定される見通しになっておるのでしょうか。

○大平国務大臣 一つ決定していつ閣議にかけるというのには、まだ段取りを決めておるわけではございませんが、いま私からあなたに答えられることは、五十一年度の予算に計上いたします金額は、五十一年度以降の長期計画の第一年度の金額になるというところは言えると思つておる。○堀委員 少なくとも私は、いま経済審議会が、さつき松浦委員も指摘されましたように、いろいろモデルを考へていると思つておる。だから、そういういろいろモデルの問題については、あ

なた方としての一定の考え方があらずから、私どもは、要するに試算でいいから一遍それを出さない、こう言っているわけでは、経済審議会が問題を出せるものが、国会のこのわれわれの要求に対して出せないはずはないじゃないですか。それが出せて初めていまの償還計画について私どもが、五十年の経済計画の中における財政のあり方がどういふふうになり、その財政のあり方に基づいて償還が可能になるか可能にならないかということが判断されるわけですから、少なくともそれらに基づくとおるの、いま試算が幾つか出ているようですが、その試算のもとになる財政の方の一つのプログラム、年度別に出せなくておるわけじゃないから、要するに五十年の経済計画というところを目標とした一つのこういう試算を出すことが、いま私どもの要求しておる償還計画というものの、あなたの言う信託、信用の裏づけになるものじゃないですか。何にもなしで信用しろなんと言つるのは、法律審議に対して、国会に対しては私に適切でないと思つておる。

○大平国務大臣 長期計画と財政との関係につきましては、重大な問題でごさいます。堀さんのおっしゃるとおりでごさいますので、それはいづれ本委員会には御提出しなければならぬと思つておる。それをいつどういふ姿で出せるかにつきましては、まだ政府部内で相談しないといけませんので、ただいまお約束するわけにはまいりませぬ。しかし、いづれにせよ、そういう重大な資料につきましては本委員会に出さなければならぬことは当然と思つておる。

それから、私はむやみに信託しろ、何でも信託しろなんということを願ひしておるわけでは決してないわけでごさいます。今度の特別債を出すにつきましては、四公債の償還につきまして一つの償還制度というものがあつて確立されておるわけでごさいますけれども、これに對して特別債にはこういう態度で臨みますというところを、この間阿部さんの御質疑に對して詳しく、松浦さん、佐藤さんの御質疑に對して詳しく

答えておるわけでございます。これはまた抽象的に答えておられますので、大変御評価いただけないわけでございますけれども、ただいまたびたび申し上げておられますように、ただいまの段階で政府が申し上げられ得る限界ぎりぎりまで申し上げておるつもりでございますので、そのあたりは政府の意のあるところを御理解賜りたいと思います。

○松浦(利)委員 大臣、この前も償還計画について約三時間いろいろ質問をして、そしてきょう私が資料要求した名目成長率を非常に高い一五%に置いた資料をいただいたわけですね。これはさっきから言うように非常に粗い試算ですよ。だから五十五年度で名目成長一五%で、租税弾性値も一・二に置いて、そして歳入は名目成長一五%の場合、歳出の場合は名目成長率一五%の場合で突合してもなおかつ公債依存率が高いじゃないか、そういう数字はこれで出てくるわけですよ。これは大蔵省の、この前も私が指摘した「フレイナジス」というおたくの機関誌です。

これはどういふことを書いてあるかと言いますと、これは大蔵省の人が書いたのですよ。「四十年から四十九年度までの普通国債残高の累積は、およそ九兆八、〇〇〇億円にとどまっている。これが今後の五年間で四倍、五倍、六倍という残高になるという姿である。なお、この間のGNPは、およそ一・八倍となる計算になっている。このような公債発行が経済にどのような影響を及ぼすかについて詳細な分析を行っているわけではないが、と断っておきながら「市中消化にも目ずから限度はあるわけで、我が国経済に大きなインフレーション要因を持ち込むことになるものと考えられる」という指摘を大蔵内部の人がしているのですよ。しかも諸外国における公債の依存度については、アメリカ一・一、イギリス八・九、西ドイツ一六・六、フランス公債依存なし、黒字、こういう資料を大蔵省の内部が出て警告しておるわけですよ。

私は、委員長、そういう資料があるから、この前も三時間にわたって資料くれ資料くれ、出せ出せ、粗くていいから出せという主張をしました。そしてまた、政審会長も資料を出せと要求なさいました。しかし出されません。

そこで私はもう一度委員長に資料要求をいたしました。具体的なものがあります。それは先ほど私が指摘いたしましたように、経済企画庁の経済審議会分科会におきまして、昭和五十五年度に対する試算、「外生変数」「内生変数」「諸指標」という中で、いろいろな数字をモデルケースを入れて出しておられます。これはわれわれがこの特例法を審議するには非常に参考になりますね。この資料と大蔵省から一五%の名目成長でいただいた数字とは内容的に合っているのです。この資料を出してください。大蔵省が出さないのでから、委員会での資料を求めたいと思うのです。そうすればよくわかります。皆さんもよくわかります。これを出すように要求いたします。理事会を開いてください。

○上村委員長 山田君より議事進行の……(発言する者あり) 松浦利尚君に申し上げます。質疑を続行してください。松浦(利)委員 私が指摘した数字はあるわけですよ。あるはずなんです。出そうと思えば出せるのです。それから堀委員の方も指摘をしておりますね。出してもらいたいということを言っております。ですから出そうと思えば出せるわけですよ。あるのですから、現物は、委員長、資料は出せるのか出せないのかはっきりしてください。

○上村委員長 松浦君に申し上げます。審議の過程においてもっと明らかにしてください。御質問を。(発言する者あり) 答弁を。大平大蔵大臣。 ○大平國務大臣 松浦委員の御要求の資料でございますが、公式な資料としてそういうものがあるかどうか私は存じませんが、この問題と財政との関連を見ますと、なお究明しなければならぬ問題がたくさんございまして、本委員会のよ

うな権威のある委員会に卒然として自信のない資料を出すことを請け負うというわけにはまいりません。

○松浦(利)委員 委員長、私はあの資料を、現存する資料を要求しておるわけですよ。大臣は、出せない、こう言われるのです。こういう場合には理事会を開いてどうするか決めてくれるんじゃないですか。

○山田(趾)委員 大臣、先ほど松浦委員が求めております意見は資料の提出でございます。この資料は、十一月の五日に経済企画庁が経済審議会の懇談会に政府の資料として提出をしたものです。経済企画庁にはこの資料は今日現存いたしております。その資料を出してくれ、その資料を検討しなければこれからの特例法の審議に大変な支障を来す、これが松浦委員の資料要求です。私は、これに応ぜられないということはないと思います。速やかにこの資料の提出を求めます。

○上村委員長 大臣、先ほど松浦委員が御指摘になっております資料は、経済計画策定作業の途中、企画庁内部で非公式に各種の試算を行ったものではないかと思われま。したがって、公式に政府がその是非を判断するまでには至っていないものがございます。したがって、先ほど私が御答弁申し上げたところで御了解をいただきたいと思っております。

○高橋(元)政府委員 先ほど大臣からお答えしましたとおり、経済企画庁の作成書類でありまして、提出をいたすことはできません。(発言する者多し)

○上村委員長 速記をとめてください。(速記中止) ○上村委員長 速記を始めて。

○山田(趾)委員 非常に紛糾しておりますが、政府側の発言の仕方、物の言い方がきわめて不適切でございます。特に高橋次長の述べられた、本資料を大蔵委員会に出すことは不適当である——一体これは何ですか。そういう言葉がこの大蔵委員会を非常に侮辱しておる言葉になるのです。速やかにひとつ訂正をしていただきたい。お呼びをしていただきたい。

○高橋(元)政府委員 先ほどの私の御答弁の中で、不適当であるという表現を使いましたことは、まことに申しわけないと思っております。取り消させていただきます。

○松浦(利)委員 そんなことで、先ほどは次長は取り消されましたけれども、適当でないとか、経済審議会の懇談会に出された資料ですよ。だから民間団体ですよ。われわれはいま特例法案の審議をしておるのですよ。後世代にツケを回そうとしているわけですよ。そういう審議をしておるさなか、できるだけ多くのものをわれわれに出して、国民の皆さん方に了解を与えた上で法案の審議をしていくというのが、これが委員長、たてまえじゃありませんか。私はいま委員長に対して、本委員会に資料の提出を求めているのです。政府の方はこれを出せないと、こう言っておられるのです。委員が主張し、政府が出せないという資料についての扱いは、理事会でしょう。この平場で議

者、離席する者多し)

論できないなら、理事会を開いてどうするかというのを審議するのが運営じゃありませんか。なぜ理事会を開こうとしないのですか。少なくとも理事会の開催というのは、委員長が主宰すればできるはずですよ。いまこれほど紛糾しておるのは、単純なんです。こっちは要求しておる、向こうは出さないと、どうするんだ、審議に影響があるから出して、とこう言っておる。委員長が裁量してください。私は、常にこういう場合には理事会を開いて、与野党間で十分議論をした上で、結論を私に御報告なさるのが筋だと思ひます。
〔委員長、理事会〕と呼び、その他発言する者、離席する者多し〕

〔委員長退席、伊藤委員長代理着席〕

〔伊藤委員長代理退席、委員長着席〕
○上村委員長 理事各位と協議の結果、経済企画庁藤井参事官に答弁させます。

○藤井参事官 答弁します。

経済計画につきましては、七月の終わりに、経済審議会に対して新しい経済計画の作成について諮問が行われたわけでございます。審議会は、総合部会を設置いたしまして、総合部会にその計画の取りまとめを任務として与えたわけでございまして、事務当局といたしましては、八月の初めごろから、経済審議会の総合部会に五つの分科会、三つの小委員会をつくりまして、広く御意見をいただくというところで作業してきておるわけでございます。

それで、経済フレームにつきましては、特に計画の根幹をなすものでございますから、十分に御審議をいただくことでやってまいりまして、その最初の段階で、十一月の六日に総合部会、しかもそれは非公式な懇談会という形で御審議をいただいた。ただいま資料につきまして私どもよく見せていただいておりますので、どうかというところはわかりませんが、そういう懇談会等の席で資料をお配りして御審議をいた

いたことはございます。

それで、ただ、そのフレームにつきましては、それは国際収支や物価や、それから、もちろん財政収支等も非常に重要なファクターでございますので、いろいろな点から問題点を指摘していただいて、そして十分なものに仕上げたいというところで出しましたわけでございまして、それから一月近くたちました段階で、現在まだいろいろな点について検討しているところでございます。私どもとしては、十二月の下旬には経済計画のいわゆる概要、総論に当たる部分ですけれども、概案をつくらせて、それを一度決めておく、来年に入りましてから各論をつけた正式な計画というものをつくってまいりたいと思っております。

そういうことで、現在鋭意作業している段階でございます。十一月の初めの段階の作業等につきましても随時修正を加えておりますので、とても御議論をさせていただくような内容のものではない、非常に不十分なものである、私どもはそういうふうにしておりまして、私どもは、経済審議会が正式に御答申いただく十二月の下旬になりまして、各省の意見も十分その段階でお聞きをいたしまして、そうしてまとめたものになれば、またその段階で十分に御審議をいただけるもの、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(発言する者あり)

○上村委員長 御静粛に願います。

○松浦(利)委員 いまの説明です。なぜ出せないかという説明をしておるだけなんです。私は固まったものを出せと言っておるんじゃないんです。一つの目安であるから、その目安の参考にしたので出してくれ、こう言っているんです。だからそれが動くことも了解しておるんです。しかし、いま事実としてわれわれは特例法案を審議しておるわけでしょう。だからその特例法案に関連させて参考にしたから出してくれと言っているんです。それを何も決定的にこれが政府の見解でございますと言つてもいいはないんで

すよ。この前から私は議論しておるように、財政制度審議会の中間報告だつてこれは中間報告ですよ。これはちゃんと出しておるわけですよ。しかもこれに関連させて、名目成長率を一五％に置きかえた数字をあなた方は出したじゃないですか。これが決定的なものだとは私はさきから一つも言っておらない。これを一つの参考資料として政府にいろいろ見解を求めておるにすぎない。だとするならば、経済企画庁だつて、途中のものであつても一遍出しておることは事実なんだから、それを私たちに参考として、特例法案の議論の参考にしたいから出してくれ。変わるということをお前提にして出しますと言われればいいじゃないですか。固まっておるものではありません、ただ単なる参考資料として出します、言葉は幾らでもありますよ。われわれはそのことは十分理解をした上で議論をしましょう、こう言っておる。私の言っておることは間違つておらないでしよう、まじめに議論をしようと思つておるから出してくれ、こう言つておるんだよ。(発言する者あり)泣き声とは何だ。それじゃ大きな声を出そうか。泣き声を出すなとは何だ。(発言する者多し、笑聲)

○上村委員長 松浦利尚君、質問を続行願います。

○松浦(利)委員 出してください。出してください。私は出すべきだと思つておる。私の発言でいまわつと笑つたけれども、この問題は笑い事じゃないんだよ、この前から言うように。十年先に、ぼくたちは後世代にツケを回すわけだよ。われわれがツケを返すならいいんだよ。この特例法案というものは十年後の後輩におれたちはツケを回すんだよ。だからまじめに議論しようと言つておるんじゃないですか。出すべきじゃないですか。参考資料として出してください。

○藤井参事官 先ほど申し上げましたように、経済計画の策定につきましては経済審議会に諮問をいたしましたわけでございます。したがって、現在、経済審議会の段階でその作成を行つておるわけでございますので、その審議の過程で経過的な資料をお出しして御説明することとはなかなか困難でございます。私どもはいたしました。審議会でも十分御議論をいただいて、まとめたものについて政府内部で打ち合わせをして、そして決まったものについてしかるべき手続をとつてこれを発表する、そういうようなことにはいたしたいと思つておるわけでございますので、あくまでもそういう意味で審議会の途中の段階での資料ということでございます。お出しすることが非常に困難でございます。決定した段階で整合性のあるものについてまた御説明を申し上げて御審議をいただきたい、そういうふうにご考慮をしておりますので、御了承いただきたいと思います。(発言する者多し)

○上村委員長 御静粛に願います。

○松浦(利)委員 この前の審議以来、この償還計画の問題について非常に抽象的な議論しかなされなかつたので、資料の要求をして、現実に大蔵省は作業をしてここに出してきてくれたのです。名目成長率一五％を入れた数字をここに出してきてくれた。そのことによつて私たちは、ある程度の議論をいま進めることができたのです。

いま私が要求しておる数字というのは、完全雇用という問題を条件にして、有効求人倍率を一以上にすることを前提にしておつたり、あるいは租税負担率をどうするかということを具体的に挙げておつたり、あらゆるケースを五つにバラバラさせて資料が出されておるのです。その中で、五十五年度に向かつて大蔵省が出されたと同じような赤字公債に依存せざるを得ないというデータまで議論していったら出てくるのだ。そういうものを出してくれと言つたけれども、とうとう、これだけ時間がかかりましたけれども出してもらへません。

いまわが党の理事から、そこで議論をされた集約として、この問題は十二月二十日ごろ資料を経済企画庁としては出す、こういうことだから保留をしてくれ、こういうことです。保留するにやぶさかではありません。しかし、審議をしておるの

いま審議をしておるのです。十二月二十日に出された法案はもう通つてしまつておる。国会はこの法案について、もつとまじめに議論をしていかなければならぬという重要な職責を負つておるわけだ。委員長が十二月二十日まで本法案については採決をしないということに条件にしてくれらるなら、それでもいいでしょう。しかし、場合によっては通つてしまつておるかもしれないね。それは仮定の問題だけれども、そのときにはわれわれはこの問題については審議できなかったということになる。だから、どちらにしてもこれは非常に重要な問題なんだ。私はもう非常に不満です。それで、私の質問は保留をさせてもらいます。しかし、資料を出してもらつてからまた議論しますから。委員長、その点は約束してくれませんか。

どうしても昭和六十年にはこの二兆二千九百億の赤字国債について必ず全額償還をするというところを、これは単に予算の償還表の説明書なんというものではなくて、法律にはっきり明記をすべきである、こういうことを私は主張したわけでありませう。その場では、政府も答えられないということでごさいますので、保留していただくわけでありませうけれども、まず政治論として私がお伺いしたいのは、五十年年度の赤字国債、特別国債については借りかえをしない、これは予算の説明書に書いてあります。しかし私は、予算の説明書ではこれは足りないと思うのでありますが、それでは先のことをお伺いしますけれども、もうすでに国会が終つたら年内編成に入る、その中で五十一年度の特別債が発行されることは、これはもう大臣の議論の中でも明らかにしておるわけでありませう。大臣は、五十二年年度に赤字国債の発行の額をなるべく減らしていきたい、こういうことであるが、減らしていきたくはいいけれども、これは五十二年年度も恐らくいまの情勢でいって赤字国債が発行になるだろう。そういうときに赤字国債というものは、本年度と同じように十年償還、借りかえをしないという方針をとるのかどうなのか、その点はまずどうですか。

事情からいつてきわめて疑問があるということ、再三にわたつて指摘したわけでありませう。そして、いま大蔵大臣の方から、五十一年度に特別債が発行される場合については、これも同じように十年償還をする、確実に借りかえをしないということが言われたわけでありませうけれども、前提として、五十五年年度まで恐らく特別国債が発行されることになるだろう。そういうときに、政治状況が変わつたら、あるいは財政状況が変わつたらからといって、この国会で答弁をされたこと、あるいは予算の説明書に書かれたことが覆されるようなことでは、私はこれはまさに将来は赤字国債で日本がパンクをしようとする可能性があるかと思つておるのです。

○佐藤(観)委員 これは単に国債の管理事項という問題だけでは済まぬと思つておるのです。それは、前提として、昭和四十年のときに二千億の国債を発行した、このくらいの額のことならまだ話は若干別であります。しかし、すでにことしだけで建設国債と言われるものを含めて合計五兆四千八百億。また、来年は、建設国債、特別国債を含めて恐らく六兆円になるのではないかと。あるいは、五十二年年度も、四兆とか五兆とか、こういう額になつてくるのではないかと。こういう情勢を考えると、なにか松浦委員から執拗に御指摘のありましたように、将来の財政計画を考へてみますと、単にいままでやってきた国債の管理政策、あるいはこれは政府に全く委任されたものだということのような観点で扱つてもらつては困ると思つておるのです。

○上村委員 松浦君の御要望につきましては、理事各位と先ほど協議した結果を申し上げておりますので、ぜひその点御了承を願います。

○大平国務大臣 五十二年年度に特別公債をどれだけお願ひするかにつきまして、目下検討をいたしておるところでございますけれども、特別公債をお願ひすることになれば、今回の特別公債と同様に全額満期までに償還し、借りかえは行わないことにしたいと考えております。また、借りかえを行わない旨は、公債の償還計画表の説明欄において明らかにする方針でございます。

そこで、私は、この前の関連質問の中で、これは非常に大事なことでありますから、予算の償還表の説明書などというものはなく、今度の法律の三案の中にもう一項目、財政法の第四條第一項のただし書きによる借りかえ償還というものは、特別債に限つては使用できない、このことを法律に明記をすべきだと質問したわけでありませうが、その点についてはいかがでございますか。

○松浦(利)委員 いまあなたは理事会を開いたと言つたですね。さっきのは正式な理事会ですか。

○松浦(利)委員 何ですか、あれは。(発言する者あり)

○大平国務大臣 たびたび申し上げておるうちに、国債の借りかえは一般的には国債管理の運営上の問題でございます。政府に授権されておる第五條に明記されておるところでございます。法律論からかた苦しむことを申し上げるわけのものではないと思つておるわけでありませう。要するに国債整理基金特会の前年度首国債総額の百分の一・六を積み立てなければいけないというのだけが決まつておるのであつて、あとは全く、法律はあるけれども、剰余金といたつて剰余金が出てこなければこれは全然執行しないわけでありませうし、予算からの繰り入れについても実際に予算にそれだけの財源がなければ入つてこない、こうなつてきますと、これだけ膨大になりました国債というものが、いま大臣から答弁がありましたように、単に国債の償還についての管理は政府に任されているんだからという従来のやり方だけでは、私はとても納得ができません。これは昭和五十五年の経済情勢の場合のことを考へてみましても、とても納得できるものじゃない。恐らく五年後には自民党単独内閣はできてないのじゃないか、こういう想定で考へてみますと、われわれ

○上村委員 松浦利尚君に申し上げます。ただいまの御要望につきましては、委員長としてまして努力をいたしたいと思つておる。

○佐藤(観)委員 いま松浦委員からあれだけ質問があり、しかも堀政審会長からさらにありましたように、五十五年年度になつてもなお、いろいろな試算でありますけれども、最低でも普通国債の残高が四十兆円になる。これはいま松浦委員から御指摘のあつた財政審の中間報告、一番最低の場合でも普通国債の残高が四十兆円になる。こういう中で、果たして本当にここで発行してあります二兆二千九百億の赤字国債が返せるのかどうなのか。これは私は非常に疑問があるわけですね。

○大平国務大臣 五十二年年度に特別公債をどれだけお願ひするかにつきまして、目下検討をいたしておるところでございますけれども、特別公債をお願ひすることになれば、今回の特別公債と同様に全額満期までに償還し、借りかえは行わないことにしたいと考えております。また、借りかえを行わない旨は、公債の償還計画表の説明欄において明らかにする方針でございます。

○佐藤(観)委員 三木内閣がいつまで続くかわからない。大平大蔵大臣がいつまで続くかわからない。確かに政府というものは存在をいたしますけれども、やはりこの問題は非常に重要な問題であり、しかも松浦委員から克明に数字を挙げて指摘をしまして、果たして本当にこの特別債が返済できるのかどうなのかということについては、財政

○佐藤(観)委員 いま松浦委員からあれだけ質問があり、しかも堀政審会長からさらにありましたように、五十五年年度になつてもなお、いろいろな試算でありますけれども、最低でも普通国債の残高が四十兆円になる。これはいま松浦委員から御指摘のあつた財政審の中間報告、一番最低の場合でも普通国債の残高が四十兆円になる。こういう中で、果たして本当にここで発行してあります二兆二千九百億の赤字国債が返せるのかどうなのか。これは私は非常に疑問があるわけですね。

○大平国務大臣 五十二年年度に特別公債をどれだけお願ひするかにつきまして、目下検討をいたしておるところでございますけれども、特別公債をお願ひすることになれば、今回の特別公債と同様に全額満期までに償還し、借りかえは行わないことにしたいと考えております。また、借りかえを行わない旨は、公債の償還計画表の説明欄において明らかにする方針でございます。

○佐藤(観)委員 三木内閣がいつまで続くかわからない。大平大蔵大臣がいつまで続くかわからない。確かに政府というものは存在をいたしますけれども、やはりこの問題は非常に重要な問題であり、しかも松浦委員から克明に数字を挙げて指摘をしまして、果たして本当にこの特別債が返済できるのかどうなのかということについては、財政

○佐藤(観)委員 これは単に国債の管理事項という問題だけでは済まぬと思つておるのです。それは、前提として、昭和四十年のときに二千億の国債を発行した、このくらいの額のことならまだ話は若干別であります。しかし、すでにことしだけで建設国債と言われるものを含めて合計五兆四千八百億。また、来年は、建設国債、特別国債を含めて恐らく六兆円になるのではないかと。あるいは、五十二年年度も、四兆とか五兆とか、こういう額になつてくるのではないかと。こういう情勢を考えると、なにか松浦委員から執拗に御指摘のありましたように、将来の財政計画を考へてみますと、単にいままでやってきた国債の管理政策、あるいはこれは政府に全く委任されたものだということのような観点で扱つてもらつては困ると思つておるのです。

○上村委員 松浦君の御要望につきましては、理事各位と先ほど協議した結果を申し上げておりますので、ぜひその点御了承を願います。

○大平国務大臣 五十二年年度に特別公債をどれだけお願ひするかにつきまして、目下検討をいたしておるところでございますけれども、特別公債をお願ひすることになれば、今回の特別公債と同様に全額満期までに償還し、借りかえは行わないことにしたいと考えております。また、借りかえを行わない旨は、公債の償還計画表の説明欄において明らかにする方針でございます。

そこで、私は、この前の関連質問の中で、これは非常に大事なことでありますから、予算の償還表の説明書などというものはなく、今度の法律の三案の中にもう一項目、財政法の第四條第一項のただし書きによる借りかえ償還というものは、特別債に限つては使用できない、このことを法律に明記をすべきだと質問したわけでありませうが、その点についてはいかがでございますか。

○佐藤(観)委員 いま松浦委員からあれだけ質問があり、しかも堀政審会長からさらにありましたように、五十五年年度になつてもなお、いろいろな試算でありますけれども、最低でも普通国債の残高が四十兆円になる。これはいま松浦委員から御指摘のあつた財政審の中間報告、一番最低の場合でも普通国債の残高が四十兆円になる。こういう中で、果たして本当にここで発行してあります二兆二千九百億の赤字国債が返せるのかどうなのか。これは私は非常に疑問があるわけですね。

○上村委員 松浦君の御要望につきましては、理事各位と先ほど協議した結果を申し上げておりますので、ぜひその点御了承を願います。

○大平国務大臣 五十二年年度に特別公債をどれだけお願ひするかにつきまして、目下検討をいたしておるところでございますけれども、特別公債をお願ひすることになれば、今回の特別公債と同様に全額満期までに償還し、借りかえは行わないことにしたいと考えております。また、借りかえを行わない旨は、公債の償還計画表の説明欄において明らかにする方針でございます。

そこで、私は、この前の関連質問の中で、これは非常に大事なことでありますから、予算の償還表の説明書などというものはなく、今度の法律の三案の中にもう一項目、財政法の第四條第一項のただし書きによる借りかえ償還というものは、特別債に限つては使用できない、このことを法律に明記をすべきだと質問したわけでありませうが、その点についてはいかがでございますか。

○佐藤(観)委員 これは単に国債の管理事項という問題だけでは済まぬと思つておるのです。それは、前提として、昭和四十年のときに二千億の国債を発行した、このくらいの額のことならまだ話は若干別であります。しかし、すでにことしだけで建設国債と言われるものを含めて合計五兆四千八百億。また、来年は、建設国債、特別国債を含めて恐らく六兆円になるのではないかと。あるいは、五十二年年度も、四兆とか五兆とか、こういう額になつてくるのではないかと。こういう情勢を考えると、なにか松浦委員から執拗に御指摘のありましたように、将来の財政計画を考へてみますと、単にいままでやってきた国債の管理政策、あるいはこれは政府に全く委任されたものだということのような観点で扱つてもらつては困ると思つておるのです。

○上村委員 松浦君の御要望につきましては、理事各位と先ほど協議した結果を申し上げておりますので、ぜひその点御了承を願います。

○大平国務大臣 五十二年年度に特別公債をどれだけお願ひするかにつきまして、目下検討をいたしておるところでございますけれども、特別公債をお願ひすることになれば、今回の特別公債と同様に全額満期までに償還し、借りかえは行わないことにしたいと考えております。また、借りかえを行わない旨は、公債の償還計画表の説明欄において明らかにする方針でございます。

そこで、私は、この前の関連質問の中で、これは非常に大事なことでありますから、予算の償還表の説明書などというものはなく、今度の法律の三案の中にもう一項目、財政法の第四條第一項のただし書きによる借りかえ償還というものは、特別債に限つては使用できない、このことを法律に明記をすべきだと質問したわけでありませうが、その点についてはいかがでございますか。

○佐藤(観)委員 いま松浦委員からあれだけ質問があり、しかも堀政審会長からさらにありましたように、五十五年年度になつてもなお、いろいろな試算でありますけれども、最低でも普通国債の残高が四十兆円になる。これはいま松浦委員から御指摘のあつた財政審の中間報告、一番最低の場合でも普通国債の残高が四十兆円になる。こういう中で、果たして本当にここで発行してあります二兆二千九百億の赤字国債が返せるのかどうなのか。これは私は非常に疑問があるわけですね。

○上村委員 松浦君の御要望につきましては、理事各位と先ほど協議した結果を申し上げておりますので、ぜひその点御了承を願います。

○大平国務大臣 五十二年年度に特別公債をどれだけお願ひするかにつきまして、目下検討をいたしておるところでございますけれども、特別公債をお願ひすることになれば、今回の特別公債と同様に全額満期までに償還し、借りかえは行わないことにしたいと考えております。また、借りかえを行わない旨は、公債の償還計画表の説明欄において明らかにする方針でございます。

そこで、私は、この前の関連質問の中で、これは非常に大事なことでありますから、予算の償還表の説明書などというものはなく、今度の法律の三案の中にもう一項目、財政法の第四條第一項のただし書きによる借りかえ償還というものは、特別債に限つては使用できない、このことを法律に明記をすべきだと質問したわけでありませうが、その点についてはいかがでございますか。

○佐藤(観)委員 これは単に国債の管理事項という問題だけでは済まぬと思つておるのです。それは、前提として、昭和四十年のときに二千億の国債を発行した、このくらいの額のことならまだ話は若干別であります。しかし、すでにことしだけで建設国債と言われるものを含めて合計五兆四千八百億。また、来年は、建設国債、特別国債を含めて恐らく六兆円になるのではないかと。あるいは、五十二年年度も、四兆とか五兆とか、こういう額になつてくるのではないかと。こういう情勢を考えると、なにか松浦委員から執拗に御指摘のありましたように、将来の財政計画を考へてみますと、単にいままでやってきた国債の管理政策、あるいはこれは政府に全く委任されたものだということのような観点で扱つてもらつては困ると思つておるのです。

が財政運営をするときに、自民党政府がさんざん借りておいて、われわれが政権をとうと思つたらもう財政はパンク寸前だということでは困る。これは明らかに自民党内閣に責任を持って返してもらわなければ私には困ると思う。

そういう意味で、いまの答弁というのは、単に国債の管理政策として政府が責任を持つというだけでは足りない。明らかに法律の中に、特例国債については絶対に借りかえをしないという項目を入れるべきである、こう私は考えるのであります。再度御答弁をお願いしたいと思います。

○大平国務大臣 政府は、国会に対してまず責任を持っておるわけでございまして、予算案、法律案を御提案申し上げて御審議を得て、そのラインに従って行政権を預かっておるわけでございまして。その審議の過程におきまして立法府との間にはいろいろの約束があるわけでございまして、国会に対して責任を持つておる政府といたしまして、一つ一つの約束につきましては十分責任を持って果たしてまいらなければならぬこととございまして。したがって、それはどうも怪しいから法律で前もって縛っておかなければならぬとおっしゃられることにつきまして、私は若干の抵抗を感ずるわけでございまして。こいねがわくは、せつかくそのように決意しておるならば政府の責任においてやってみると激励を賜りたいと思つてございまして。しかし、特例公債法にその適用の排除を規定する、そうしないと国会としては安心ができません、その国会の御意思がどうしても動かしがたいというのでございまして。それは立法政策の問題として政府も考えてみなければならぬ問題だと思つて、こいねがわくは、政府のかたい決意を評価していただきたいので、先ほどからもうお願ひをいたしているところでございまして、御理解をいただけないものでございませうか。

○佐藤(健)委員 御理解をいただけないから質問を続けるわけでございまして、私が見てきたことを執拗に言うかといふと、一つは、たしかこの二月だったと思ひましたけれども、当大蔵

委員会で審議をした中で、四十八年度の剰余金、これが非常に多かったので国債に繰り入れるものを、本来なら二分の一だといふのを、他の必要があるから、歳出があるからといふ五分の一に減らしたわけですね。五分の一に減らしたわけですね。これは法律を出してきたわけですから、そういう意味では手続上は問題はないけれども、他の歳出が必要になってくるからといふので、剰余金は本来最低二分の一を国債整理基金に入れなければいけません、あるいはその他政府の言ふこといろいろの食い違いについては、予算委員会においてもそのためにわざわざ政府が言っていることが本当かどうかを追及をする小委員会ができるまでに行なっているわけですね。

このことは一つ一つ私は申し上げませんけれども、そういう意味からいいますならば、この問題というのは、松浦委員が数字を挙げて指摘をされましたように、今後大変重要な問題でありますから、やはりこのことは法律事項に挙げて、そしてさらに政府を縛って、そのことが国債の今後の発行に歯どめになりますし、執行面においても十分注意をし、そしてそれは不適当な歳出を、きょうの午前中のどなたかの審議にもありましたように、防衛費を削るなり、その他不要の歳出を削るという、私はそれだけの大きな力を締めていかないと、全くこれは後顧に憂えを残すことになると思つております。

そういう意味で、まだ時間はあるわけでありまして、ひとつ政府においてぜひ本特例債につきましても、財政法第四條第一項のただし書きによるものの借りかえ債を行わないという一項を法案に追加をして、修正をしてぜひ出していただきたい、こう思います。どうですか。

○大平国務大臣 これは財政制度の問題といたしまして重大な御提言でございます。私といたしましては、当委員会の御理解を再三求めてまいりましたわけでございませうけれども、そのようにどうして

ば、政府の手順といたしましては、財政制度審議会に諮りまして所要の手続を進めなければなりませんので、いまの御提言がございませう点につきまして、政府として検討を加えて、五十一年度の予算関連法案の立法時までにはそういう手続を経まして、検討を経まして、御審議をいただくような手はずにいたしたいと思つております。

○佐藤(健)委員 私は、これくらいのことでは財政制度審議会にわざわざお伺いを立てなければいけません、このことではないと思つております。やはり政治的には借りかえをしないということであつても、この国債、しかも膨大な国債を発行する、それに際しましての政治姿勢の問題だと私は思つております。ですから、これくらいはやはり大蔵大臣が判断できなければならぬか政権を取ることには私はできないんじゃないかと思つております。

それは余分なことではあります、最後にもう一点だけ、これに関連をしてお伺いをしておきたい。

非常に重要なことではあります、いま私たちの頭の中には、この前、十九日に審議をいたしましたように、これも松浦委員が質問をいたしましたけれども、一休いつになつたら赤字国債を発行しなれて済むのか。大臣の御答弁ですと、五十二年まで、五十二年にはなるべく減らしたいといふこととありますが、なお建設国債の上積みとして赤字国債が五十二年にも大蔵大臣の頭の中には十分あるといふことだと思つておるのです、その発言は。

なるわけですね。いままでの実績を見ますと、四十八年に七年ものを返しておられますけれども、このときが七百九十二億、それから四十九年度の現金償還が八百四十二億、この三倍も四倍もこの二兆二千九百億の赤字国債には返していかなければならぬ、積み立てていかなければ十年償還といふのは完全にできないわけですね。しかも、来年にはまた恐らく三兆円近い赤字国債の発行があると言われている。そうしますと、赤字国債を発行しているときには剰余金もないだろうし、あるいは百分の一・六の積み立てしかないのでありますから、十年償還をするということになりますと、かなり膨大な額を積み立てていかなければならぬ。これは、来年の発行額幾らかわかりませんが、これも、いま言ったように五十五年から返したとしますと、残り五年間で、ことし発行するものだけで平均して四千五百八十億の積み立てをしていかないと、とてもじゃないが六十年には二兆二千九百億という膨大な赤字国債を返せないわけですね。

もうこの国会が終わつたら来年度の予算に入る、こういう状況でありますから、来年度はこの二兆二千九百億のうちの一休どのくらいを返すつもりなのか、全然返すつもりはないのか、具体的にどうですか。もう数日たてば予算編成に入るわけでありませうから、しかも、赤字国債を来年も発行することはもう十二分に予想されるわけでありませうから、ことしのやつこの二兆二千九百億だけに限つて言へば、一体来年度はどういう償還をこの二兆二千九百億にするつもりなんです。どのくらい頭があるのですか。

○高橋(元)政府委員 ただいまの御質問でございますが、明年度の国債償還をどのように仕組むかということ、定率繰り入れ、それから予算繰り入れ、それらを通じまして、今後予算編成の過程で十分検討してまいりたいと思つております。

○佐藤(健)委員 予算編成のときに考えるのは、それはわかるのですよ。わかるのですが、私たちが常議として考えることは、来年度には剰余金は

ない。当初の百分の一・六の繰り入れしかないでしょう。ところが、それではとても二兆二千九百億に間に合わないわけですから、二兆二千九百億の赤字国債の返済だけのことを考えれば、来年度から平均で積み立てたとしても、国債整理基金に入れる額が平均として二千五百四十四億、しかし、こんな額は来年度に私は常識的に入らぬと思うのです。私もそう素人じゃないつもりですから、入らぬと思う。そうしますと、大臣が言われた五十三年には、たとえば赤字国債ゼロといったします。そうすると、あと七年しかないわけですね、五十三年といいたしますと、七年としますと、その後毎年三千二百七十一億積み立てておかないと十年償還はできないですよ。しかも、五十二年と申しますと、来年度今度発行するものもまた積み立てが必要になる、再来年度発行するであろうものがまた積み立てになる、こういうふうな現実を細かに追ってみますと、とてもじゃないけれども、私は、本場に国民の皆さんに大蔵委員として国債を勧められない。ですから、松浦委員が指摘しますように、五年ができないなら三年ぐらいいに、本場にどのくらいの額ずつを積み立てて償還をしていくのか、そのことをはっきり出してもらわなければ、これだけの膨大なものを発行しておいて、これはパンクしちゃうわけですね。恐らく高橋次長は来年は局長になるかどうかわかりません。理財局長ももう来年は、恐らく大蔵省にいらっしゃるかもしれないけれども、どうなるかわからない。恐らく十年後、昭和六十年のときも私はこの場にいるのじゃないかと思うのです。そういうことを考えますと、皆さん方は発行していったらそれで済むかもしれないけれども、私はそのときに何をやっていくかわかりませんけれども、与党になっておるか野党になっておるかかわからぬけれども、やはりこれは審議に参加した者として私は非常に心配するわけです。大臣、自信ありますか。最後の質問です。

○大平國務大臣 国債の償還につきましていろいろ御心配をいただいて大変恐縮に存じます。

政府といたしましては、たびたび申し上げておりますように、この公債につきましては借りかえを途中で行わずに、満期のときに現金償還を一括して行うという方針で、そういう決意で当たっておるわけでございます。ところが、この特例債を出しておる間におきましてその償還財源を積んでまいるということは、あなたが御指摘のとおり事実上不可能だと思えます。したがって、この十年間の後半にロードがかかるということは、御指摘のとおり心得ておるわけでございますけれども、政府がお約束した以上は、六十年度借りがえなく全額現金償還を行うということを財政運営の基本といたしましてやってみる決意でございますので、その点は十分御信頼をいただきたいと思えます。

○佐藤(總)委員 大臣、私もこれはやめようと思っただけでも、私はそのためにわざわざ計算をして、たとえば、あと五年で返さなければいかぬと、二兆二千九百億でも五年間、年間とすると四千五百八十億ずつ毎年積み立てていかなければいかぬ、これは大変だと、数字を挙げて言っているわけですよ。大臣のほいとも精神訓話なんですよ。精神訓話で大臣が務まれば私も恐らくいまでも務まると思っています。それじゃだめなんです。松浦委員、堀委員に対する答弁も全部精神訓話なんです。精神訓話ではこれは返せない。返すためには、やはりせめて五年後ぐらいいにはこれどうなっているだろうぐらいいの数字を出してもらわないと、国民は大変不安なんです。そのことを最後につけ加えて、これ以上私は出ないと思えますので、つけ加えて、これは私の関連質問でありますから、本質問はまたやらしていただきますが、関連質問でございますので、私の質問は終わらしていただきたいと思えます。

○野田(総)委員 本案に対する……(発言する者多く、聴取不能)

○上村委員長 野田君の勸議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔発言する者、離席する者多し〕

○上村委員長 起立多数。よって、質疑は終局いたしました。(発言する者多し)

○上村委員長 本案に……(発言する者多く、聴取不能) 採決いたします。

〔発言する者多く、聴取不能〕

〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕

○浜田委員長代理 ……(発言する者多く、聴取不能) 本案に賛成の方の起立を求めます。

〔発言する者多く、聴取不能〕

○浜田委員長代理 本日は、これをもって散会いたします。

午後十一時三分散会

〔参照〕
昭和五十年十一月二十一日（金曜日）
大蔵委員打合せ

午前十時二十六分開会
○上村委員長 これより大蔵委員打合会を開会いたします。

本日は、昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案について意見を聴取するため、全国銀行協会連合会会長板倉謙治君、社団法人公債引受協会会長村田宗忠君、中央大学教授岩波一寛君、法政大学教授鷺見友好君、日本大学教授井手文雄君、以上五名の方々に御出席を願っております。

各位には、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本法律案について忌憚のない御意見を述べたいと思います。ようお願ひ申し上げます。

なお、御意見は十分程度にお取りまといいただき、その後委員からの質疑にお答え願うことにいたします。何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、まず最初に、板倉謙治君よりお願ひを申し上げます。

○板倉謙治君 全国銀行協会連合会の板倉でございます。

本日は、国債の発行問題につきまして、私どもの考え方を申し述べた機会を与えていただきまして、まことに光栄に存じます。

さて、わが国の経済は、一昨年の石油危機を契機として激しいインフレに見舞われたのであります。これに対処して、財政、金融の両面から強力な総需要抑制策がとられました結果、幸い物価は落ちつきを取り戻してまいりましたが、反面、不況が深刻化し、企業倒産の増加、雇用不安の発生という摩擦現象が顕著になっております。したがって、現在のわが国経済の課題は、景気を着実に回復させて国民生活の安定を取り戻すということにあると存するのであります。

る停滞を反映して、大幅な歳入不足に陥り、財政運営がきわめて厳しい局面に立ち至っております。総額三兆四千八百億円の増発が予定されることになりましたが、私もこの増発が、最近の経済、財政の情勢にかんがみ、これはまことにやむを得ざるものと判断いたしました。政策運営に御協力を申し上げるという見地から、これをお引き受けしてまいることになった次第でございます。

いわゆる特例国債の発行につきまして、国民経済的な観点から最も留意しなければならぬことは、インフレーションとの関係であると存じます。国債の発行がインフレーションを引き起こすか否かは、国債がいわゆる特例国債であるかあるいは建設国債であるかにかかわらず、それによる財政支出の増加及びその波及効果としてのマネーサプライの増加に伴う総需要の増大が総供給力を上回るか否かにかかっていると存するのであります。ところで、御案内のとおり、現在のわが国経済は巨額の需給ギャップを抱えておりまして、企業の操業率も低水準にとどまっておりますので、当面需給が逼迫するような懸念はないものと考えております。したがって、現在予定されております国債の増発が、インフレーションを引き起こす心配はないものと考えております。

次に、国債の増発が金融市場に与える影響について申し上げます。まず、国債が発行された場合、確かにその時点では民間金融市場と同額の資金不足が生じます。しかしその資金は、いずれも財政支出として市中へ支払われるのであります。発行から支払までのタイムラグを除きますと、国債の発行は金融市場にとりまして中立的なものであります。また、このタイムラグにつきましても、国債の発行時期を月々の金融市場の状況を勘案して適切に定めるとか、あるいは必要に応じて日本銀行がつなぎ的な資金供給オペレーションを一時に行うことによつて市場の資金不足を調整すれば、容易に解決できる問題であると存じます。

以上申し上げましたように、国債の発行は、金融市場全体として見ました場合にはそれほど問題は生じないものであります。しかしこれを金融機関の業態別に見ますと、一部金融機関の資金ポジションの悪化、すなわち金融機関相互間の資金偏在の激化という問題が予想されるのであります。実は私も最も心配しておりますのは、建設国債を引き受ける場合、すでに申し上げましたように、その資金は、いずれも財政支出として市中へ支払われ、銀行の預金として還流してまいるのであります。しかしこれを金融機関別に見ました場合には、国債の引き受けに見合った資金がそれぞれの金融機関に必ず流入してまいるといふ保証はないのであります。このように、運用額に見合う資金が調達できないということになります。銀行といたしましては、資金ポジションの悪化に伴う外部負債金利の重圧を極力防ぐために、他の資金運用を抑制せざるを得なくなるといふことも考えられるのであります。

しかし、私も似たいたしましたように、現下の不況乗り切りのために、住宅ローン、中小企業金融、地方公共団体への融資などを初めといたしまして、一般産業界の資金需要に対しましては、十分にこたえていかなければならないと考えております。このような融資がスムーズに実行できるような政策的な配慮を当局に対し要望をいたしております。

さて、以上申し上げましたように、今年度の国債発行につきまして、まことに必要やむを得ないものと考えておるのであります。同時に私も、国債の最大の引受機関といたしまして、国民経済的立場及び銀行経営の立場から国債の大量発行に必要と認め、関係方面に提出いたしておりますので、この席をかりまして二、三要望を申し上げます。

まず第一は、国債発行の歯どめの問題であります。国債の発行額は、基本的には経済の安定成長と健全な財政の維持を目標として考えるべきでありまして、できるだけ発行規模の膨張を抑制することが当然望ましいわけでありまして、また、国債の発行は財政法第四条に規定する建設国債にできるだけ限定すべきでありまして、いわゆる赤字国債の発行は当面の応急措置にとどめるべきであると存しております。今般発行が予定されております特例国債の償還につきましては、建設国債とは別途処理されるように聞いておりますが、ぜひともそのようにお願いしたいと存じます。また、当然のことながら今後とも市中消化のたてまを堅持して国債の発行額をできるだけ抑制していただきたいと思います。

第二は、国債の発行条件を適正な水準に維持していただきたいということでありまして、このことは、国債の保有者に過重な負担を与えないということばかりでなく、発行の歯どめという面からも重要であります。先般の発行条件の改定に当たりましては、かなりの配慮が加えられておりますが、引き続き国債の市場需給実勢を尊重した魅力ある国債発行にしたいと存じます。

第三に、国債の円滑な消化を促進するためには、国債の消化層を多様化しかつ拡大することが肝要であると存じます。また、今後大量に発行される国債を引き受ける金融機関といたしましては、国債を現実的に役立つ支払い準備資産として活用するために、国債に流通性を付与することがぜひとも必要であり、国債の流通市場の整備が喫緊の課題であると存じます。

最後に、今後の財政のあり方について少しく申し上げたいと存じます。

わが国経済は、今後長期的に見ても、これまでのような高い成長を続けることは困難であり、税の自然増収には多くを期待できないので、今後とも国債の発行に依存せざるを得ないのではないかということが言われております。しかし、来年度以降、幸いに景気が順調な回復軌道に乗り、需給ギャップが縮小して来た場合にもなお硬直化した財政の情性に流れて大量の国債が安易に発行さ

と健全な財政の維持を目標として考えるべきでありまして、できるだけ発行規模の膨張を抑制することが当然望ましいわけでありまして、また、国債の発行は財政法第四条に規定する建設国債にできるだけ限定すべきでありまして、いわゆる赤字国債の発行は当面の応急措置にとどめるべきであると存しております。今般発行が予定されております特例国債の償還につきましては、建設国債とは別途処理されるように聞いておりますが、ぜひともそのようにお願いしたいと存じます。また、当然のことながら今後とも市中消化のたてまを堅持して国債の発行額をできるだけ抑制していただきたいと思います。

第二は、国債の発行条件を適正な水準に維持していただきたいということでありまして、このことは、国債の保有者に過重な負担を与えないということばかりでなく、発行の歯どめという面からも重要であります。先般の発行条件の改定に当たりましては、かなりの配慮が加えられておりますが、引き続き国債の市場需給実勢を尊重した魅力ある国債発行にしたいと存じます。

第三に、国債の円滑な消化を促進するためには、国債の消化層を多様化しかつ拡大することが肝要であると存じます。また、今後大量に発行される国債を引き受ける金融機関といたしましては、国債を現実的に役立つ支払い準備資産として活用するために、国債に流通性を付与することがぜひとも必要であり、国債の流通市場の整備が喫緊の課題であると存じます。

最後に、今後の財政のあり方について少しく申し上げたいと存じます。

れるようなことがありますが、たちまち一部に局部的な需給逼迫が起こり、全面的なデマンドプルインフレ再燃の契機をつくる懸念があります。したがって、今後財政支出の内容につきましても、さらに十分に吟味検討することはもちろん、国民の受益と負担の關係につきましても見直しを図りまして、国債の発行額を、今後の景気の動向、需給の状況等をにらみながら、適正な規模にとどめる努力が最も肝要であると考えます。

いずれにいたしましても、国債の大量発行は、その影響するところがきわめて大きく、幾多の困難が予想されますが、当面の国の財政危機を乗り切るために、私も民間金融機関といたしましては、最大限の御協力を申し上げることが当然の任務であると考えまして、今後とも最大の努力をいたしてまいりたいと存じておる次第であります。

以上で終わります。ありがとうございました。
(拍手)
○上村委員長 次に、村田宗忠君にお願いをいたします。

○村田宗忠君 公社債引受協会の村田でございます。委員の諸先生におかれましては、平素何かと証券市場に対して御関心なり御配慮なりを賜りまして、大変ありがたく存じております。

本日は、昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして意見を述べよとのことでございますので、証券界を代表いたしまして、いささか所見を述べさせていただきます。かように存じます。

さて、現下の厳しい経済情勢にかんがみまして、五十年年度予算の円滑な執行を図るため、特例国債を発行する旨承っております。私も証券界といたしまして、特例国債の発行はわが国の財政、経済の現状から見まして、やむを得ないものと存する次第でございます。全力を挙げて特例国債の消化に御協力を申し上げまして、当面する局面打開のために、いささかでもお役に立ってまいりたい、かように存じておるわけでございま

す。時間もございませんことですから、以下公社債市場という側面にしぼりまして、三つの点を申し上げさせていただきます。委員各位の御理解を賜りたいと存じます。

その第一は、国債の市中消化、とりわけ銀行外消化、いわゆる個人消化が今後いよいよ重要になってまいることでございます。

第二は、それだけに国債を国民の金融資産として定着させていくという方策がぜひとも必要であるということでございます。

そして第三は、以上二点の帰結といたしまして、今後国債は、公社債市場の中核といたしましての役割を担うべきものである、またそうならねばならないということ、そしてそのためには、国といえども、ひとしく公社債市場における発行者の一員である、こういうふうな原則を打ち立てるべき時期が近づいているのではないかと、以上三点でございます。

まず第一の点についてでございますが、昭和四十一年わが国が国債を抱いた経済に移行して以来十年たちまして、私も私どもなりに国債の個人消化の拡大に従来懸命の努力を重ねてまいりました。その結果、今日までの国債の個人消化を中心とする証券界の取扱額は、合計で一兆一千七百二十七億円になっておりまして、市中公募額の一〇・六%を占めておる次第でございます。さらに、市中における残高と見ますと、三割というものが証券会社の取り扱いによるものである、こういうことに相なっております。

もなきにしもあらずでございます。したがって、国債の個人消化というものも、マクロで見ます限りは、当初に想定されたほどの大きな意味を持つたわけではなかった、このように言えようかとも思うのでございます。

ところが、現在われわれが当面する国債発行は、高度成長あるいは歳入の自然増といったような要件が全く異なりました。インフレを抑制し、健全な経済運営を維持してまいりますための市中消化の原則、中でも個人を中心といたしますところの銀行外消化の重要性は、これまでとは比較にならない重要度を持ってまいりました。このように存じます。したがって、中期的あるいは長期的に見ましての個人消化対策には、今日から本格的に取り組んでまいらなければならないと思っております。

そうしまして、そのためには、いま第二点として申し上げました国債を国民の財産形成の中心的な対象にまで押し上げる、高めるといったための工夫が何よりもまず重要ではないか、このように存じております。

国債につきましては、これまでも諸先生方の御配慮によりまして別枠非課税という制度が取り入れられて、また、行政当局の御援助もいただきました。一円単位の完全複利運用をねらいとした累積投資制度というものを創設するなど、限られた範囲ではございますけれども優遇策が講じられて、われわれの工夫もまたしてまいっております。事実、別枠非課税制度は、今日口座数で申しますと七十万口座、これは個人ばかりでございますけれども七十万口座、また金額にいたしますと四千九百六十六億円でございまして、累積投資の方は四十六万口座、千七百八十一億円でございまして、国債消化の底辺を広げるのに役立つとおるといふに相なっております。次第でございます。

またさらに国債の累積投資につきましては、こういうふうな事態になってまいりますと、こういう程度ではいけないので、さらにもっとこのを増大してまいりたい、かように存じておりま

す。しかし、今後を考えた場合には、もっと抜本的な何らかの方策、たとえば非課税枠を思い切った拡大いたしますとか、さらには免税国債を検討するというふうなことも入るかと思いますが、あるいはこれまでとは全く別な角度から国民各層のニーズに合致した国債の条件、期限等の多様化を図ってまいらるということなどがぜひとも前向きに取り上げられてまいらねばならぬ、このように存じておるのでございます。

いま申し上げましたような方策には他の面からいろいろ議論もあるところではございますが、国民の健全な資産形成のための投資物件として国債を位置づけていく、このメリットというのは幾ら強調してもよろしいのではないかと、かように存じております。

ところで、私は先ほど国債の市中消化、なかなかいわずにいゆる個人消化の重要性につきまして申し上げましたが、私も対象にいたしておりますところのこの消化層は、これはほとんど純個人でございまして、マネーサプライの量に応じてある日突然に資金量が二倍、三倍にふえるといったような性格のマーケットではないということでございます。これは十分御理解いただけたらと思うのでございますが、われわれといたしましては額に汗したような形できわめて地道に漸進的にこれを広く拡大してまいり、こういう方策以外には私どもは持ち合わせておらないということでございます。

だけに、国債の商品性につきましての新たな工夫につきましてもぜひとも御理解を賜りたい、かように存じておる次第でございます。

最後に、第三の国債が公社債市場の中核としての位置を占めるべきものであるということにつきましてでございますが、このことは米、英初め世界の先進国に見られる共通の原則になっておりますが、先刻御承知のとおりであると存じます。わが国の場合におきましては、冒頭にも申し上げておりますとおり、これまでマクロで見ましてそのニーズが薄かったのは事実でございますが、今

後についてはこれは全く条件が異なっているかと思存します。その意味におきましては、今回の一連の金利改定の中で国債の条件改定が最も小幅にとどめられたということは、現時点での各方面のニーズの最大公約数、これを踏まえながらも一歩前進したものであるというふうには評価をいたしておる次第でございます。この道はなお段階的に二歩、三歩の前進が望まれるところでございませぬことは申し上げるまでもございませぬ。

私どもは四十六年六月経団連の資本対策委員会におきまして、これは事業債でございますが、いわゆる弾力化宣言を行ひまして、以降事業債の発行条件は市場実勢に依りまして弾力的に上下させるといふ慣行をつくり上げてまいって今日に至っております。こうした方向を損なうことなく、国といえども市場における発行者の一員であるといふふうな考え方、慣行を徐々につくり上げていくことが必要であらうか、このように考えるのでございませぬ。

なお、一言付言いたしますと、国債の大量発行が他の公社債の発行にどのような影響を与えるかということもまた当面する重要な問題であらうかと存じます。今回の国債発行は、それと同時に並行的に、あるいは若干のタイムラグを置きまして、民間においても前向きな資金需要が起つてくることを期待いたしますその呼び水としての役割も担うものであると存じておりますが、そこで、一部外国でも言われておりますような、いわゆるクラウディングアウトというふうな現象、特に民間事業債との競合というものが起るようなことがございませぬとすれば、それは景気対策としての面での国債発行の意味をそれだけ減殺するものであり、それへの疑問となつてはね返らざるを得ない、かように存じます。そして、最近産業界の一部におきまして、この点につきましての強い危惧がかなり表明されておるようでございます。この点につきましても政策当局におかれまして十分な御配慮を期待しておる次第でございます。

以上、種々申し上げましたが、委員の皆さま方におかれましては、どうぞ私どもの意のあるところを十分御理解賜りまして、公社債市場の健全な発展、国債個人消化の推進のために今後格段の御配慮を賜りたい、かようにお願い申し上げます。

○上村委員長 次に岩波一寛君にお願いいたします。

○岩波一寛君 中央大学の岩波でございます。

私は、ここに提案されている財政特例法による赤字公債の発行が、その趣旨にかかわらず、国民の立場から財政危機を解決し国民経済の危機を解決するものにはならないのではないかというふうな考えを申して、その立場から、以下四点の問題点を申し述べてみたいと思ひます。

まず第一は、特例法を制定して赤字公債を発行するということとは、単に財政法第四条の基本原則にもとるだけではなく、建設公債という形で安易な規定の拡張解釈を積み重ねてきた過去十年間の実績を再度法律的に追認することになるという意味で、大変問題であると考えております。

現行財政法が示す赤字公債の厳格な禁止規定は、たとえば杉村章三郎教授の解釈に見られますように、憲法に明記された戦争放棄、平和主義を經濟面、物質面から担保するものとして導入された重要な条項であります。したがって、出資金、貸出金の財源とともに適債事業とされている公共事業は、財政に複式会計制度が採用された場合の資本的支出、すなわち、収益的投資に限定されるべきものであります。にもかかわらず、特定財源の裏づけを持たない公共事業はそれに相当するのだという形で従来行われてきた解釈は、明らかにこの規定の拡張解釈であると言わなければならないわけですね。またこのことは移転的支出あるいは消費的支出以外の投資的支出は適債的な公共事業であるという形でやがては艦船であるとか

ミサイルなどの耐久財購入までそれに含めていくという解釈に歯止めをかけることを、少なくとも理論的には崩してしまつていくのでありませぬ。この財政特例法案による赤字公債を承認することは、この拡張解釈を再確認するという意味を持つものと考えざるを得ないのであります。

また、財政法第四条の規定は、過去の戦争とインフレーションの歴史的な反省としての意義はあつても、それは古典的健全財政主義が明白に破綻したと言われる現代においてその原則的解釈に固執することは余りにも時代錯誤であり、財政運営としても誤りではないかという批判がございませぬ。しかし、当初予算の編成過程で税の自然増収が見込まれる限りこれを支出化し、予算の執行過程で税の自然増収が確定してまいりますとそのかなりの部分を年度内に支出化し、こうしていちがいに財政規模を膨張させてきた現在の政治体質を考へるならば、ケインズの財政理論というものは不況期の理論的根拠として主張され、好況期にはそれが無視されているというふうな言わなければなりません。これは経済理論の衣裳によって膨張主義を是認するものであることは明白であります。

したがって、この日本特有の政治・経済体質を前提とする限り、財政法第四条のプリンシプルは決して非合理的なものではなく、厳密な解釈をとるべき理由が十分存在するというふうな思ふのであります。

次に第二点であります。この赤字公債を承認しようという主張には、現在の不況と財政危機に立ち至つた過去の経済財政政策の過ちを反省し、その立場に立つて今後財政制度や財政運営のあり方を基本的に改めようという方針が明示されておらないという点であります。明らかに不況はもはや財政による需要創出政策によつてしか脱出できないにもかかわらず、財政には巨額な歳入欠陥が生じているのであるから、これを公債で埋めていくのは当然であるし、あるいは仕方がないではないかという考え方であります。

確かにそれは一定の説得力を持つてゐるかに見えます。しかしそこには日本経済をマクロ的にとらえ、総額二十兆円に及ぶデフレギャップが生じているのであって、これをスペインディングポリシで埋めていくのは当然だといふいわゆるフィスカルポリシーの発想があるだけであります。したがって、高度成長過程でつくり上げられてきた石油化学、鉄鋼、自動車、造船などのような重化学工業生産財生産産業を中心とした成長部門とし、消費財生産産業や農業などを第二義的な衰退部門としてきた現在の産業種類別構造、あるいは寡占的、独占的優位を有する大企業部門と経済的劣位を余儀なくされている中小零細個人企業を二重構造として温存する産業階層別構造を維持しながら、その中核的な部分で生じておる巨大な過剰資本にそのまま市場を保障し、その生産力を稼働させようとするものであります。ここにはエネルギー危機あるいは食糧危機、世界通貨危機というような形であらわれている世界資本主義経済の現局面の認識と、その中で過去の高度成長政策のためにとりわけ鋭い矛盾を生み出している日本経済の現状を反省し、国民の立場に立つて政策を大転換し、産業構造と過剰資本を整理していこうとする展望が残念ながら示されておらないのであります。

また、財政政策のサイドから見ましても、トータルとしての財政収支において負の貯蓄を形成し、それによる有効需要の乗数効果を前面に打ち出したものであって、現在の経済危機、財政危機を生み出した高度成長刺激な財政制度と財政運営を抜本的に改める指向はありません。すなわち、経済合理性を無視した財政膨張の原因となつた政治体質、あるいは産業関連の社会資本中心、したがって、生活関連の社会資本を軽視してきた財政投融资を含む国、地方の財政運営、租税特別減免措置を中心にして、とりわけ大企業、資産高所得層を優遇することになつて現在の現行の税制、そういうものに対する改善を前提にした中期的財政計画や赤字公債の償還計画というふうな

ものが明示されていないのであります。あるいは、これに対しては、最近大平蔵相によって明らかにされた、赤字公債の発行は五十一年度で打ち切り、社会保障料、公共料金の引き上げを含む新物価体系を確立するとともに、付加価値税の導入によって財政再建を図るという構想がその見取り図になるのかもしれない。これはまことに大胆な財政改革論であります。しかし、それは高度成長型の財政政策を現状で一層徹底したものと推し進め、その負担を国民に課していくというものであつて、とうてい賛成するわけにはまいりません。以上のような経済政策、財政政策のよりどころになつており、それを象徴するものが、この特例法に基づく赤字公債の発行にほかならないという意味において、私は賛成ができないのであります。

次に第三点は、大量の公債発行は日本の財政、金融構造のもとではインフレをどうしても刺激せざるを得ないという点であります。

この特例法による赤字公債の発行によって、今年度下半期に発行される公債額は、月額六千億ないし七千億の規模に達することになります。これは過去十年間の公債発行、これは公債依存度という点では先進資本主義国の中で最も高いことに注意しなければなりませんけれども、この一年間分を一カ月で消化するということの意味するのであります。こうして、従来より一段とエスカレートした大量の公債発行による財政運営方式にも先鞭がつけられるといたしますと、日本の財政体質のもとでは、とりわけこれからの低成長軌道のもとでは、財政制度審議会の推計を待つまでもなく、今後大量の公債発行が定着することになるのは必定でありましょう。そうなりますと、財政の論理からすれば、人為的低金利政策の強化はあり得ても、それを脱皮することはいよいよむずかしくなります。したがつて、証券市場の未発達、金利体系のゆがみに象徴される金融構造の非正常は是正されることはなく、その自由化、正常化は一層遠のくこととなります。大量の公債発行と金融

自由化は、その意味で二律背反とならざるを得ないのが実情と言えましょう。大量の公債発行が、必ずしもマネーサプライに直結しインフレを刺激することにはならないとする有力な主張のあることを否定しませんが、その論拠には、現状での巨額なデフレギャップの存在を指摘するだけでなく、今後金融の正常化が進展し、そこで公債が名実ともに市中消化されていくということ、あるいは公債の金融市場での累積を前提にして有効な国債管理政策が採用されるというようなことが前提になつておるわけでありまして。

したがつて、財政の論理から低金利政策を回避したいものとするならば、その主張は貫けないことにはならないでしょうか。市場流動性を保持得ない低収益金融資産としての公債は、シムケット割割り当での消化方式をやめるわけにはいきませんし、日銀の転嫁流動性付与も維持されまじやうし、インフレ刺激を避けたいものにしてまいりませう。この場合、この深刻な不況のもとで、物価は下がることなく依然として一〇%前後で上昇しているという事実を冷徹に直視する必要があるのではないのでしょうか。この現象を、長い間の物価高騰の感覚から、物価は鎮静したというふうな楽観的な判断を持つことは、事の本質を見落としておると言わなければなりません。

最後に、時間がありますので、次の点を結論だけ申し上げて終わりたいと思つて、以上の批判が単に批判だけにどまらぬという意味において大事だと考えるからです。

それは、赤字公債を含む大量の国債によらなくとも、産業基盤投資の整理と抑制を図り、防衛費の思い切った削減を行い、大企業本位の各種補助金の整理を進めるとともに、法人課税、資産所得課税に導入されている不公正措置を改善し、インフレ的投機利得の典型ともいふべき法人土地に対する公正な財産課税を実施するなどの施策によつて、長期的財政運営はもろちんのこと、当面の財政危機、経済危機を克服することができるといふ展望を私は持つておるのであります。そしてそれ

こそが、不況に悩む国民大衆を単にインフレと重税の生活苦に悩む状態に移しかえるだけにすぎない政策ではなくて、本当に国民本位の政策にすることができると考えるからであります。

以上、私の考えを申し述べさせていただきます。(拍手)

○上村委員長 次に、鷲見友好君にお願いいたします。

○鷲見友好君 鷲見です。原稿をまとめてくるべきだつたわけですが、かぜを引きまして原稿を十分にとめてこれなかったものですから、原稿を読む形ではなくて、私の意見を述べさせていただきますかと思つて、

いま岩波先生から御意見があつたわけですが、私の考え方も基本的に岩波先生と全く一致した意見であるというふうに申し上げていいと思つて、

まず第一に、財政法の問題を岩波先生もおっしゃつたのですが、杉村先生の解釈を述べて、そしてこの精神を守るべきであるということをおっしゃつたわけですが、同じことですけれども、平井平治さんの書かれてあるものの中に、御承知のように、この方は財政法立案に大蔵省の主計局の課長として参画した当事者であります。第四條は憲法の戦争放棄の規定を裏書き保証せんとするものであるということも述べられてゐる。そしてまた、第四條、第五條は、戦争の悲惨な経験から、戦争防止、それからインフレ防止ということをねらいとしてゐることはいま述べられたとおりであります。したがつて、こういう財政法の精神を可能な限り維持していくということがぜひ必要である。その観点から見ますと、現在特例法公債発行に際して、最大限の努力をした上で、なおそういう問題が出てきてゐるのかどうかということが問題になるわけでありまして。

これもいつも指摘されてゐるところでありますけれども、たとえば金融機関の貸倒引当金というふうなものがあるわけですが、これは最初財政当局の計画では、今年度から千分の五に下げるといふようなことが言われてきた。それが千分の八になつただけではなくて、二年間で千分の八といふようなことになつてしまつた。そのために、千分の五に切り下げれば二千五百億円ぐらゐの税収が予定されるものを、三百億円足らずしか入つてこないといふようなことがある。こういうものをも少し徹底的に洗い直して見る必要があるのではないか。貸倒引当金の場合には、ことしの三月期までの六期平均ですと、純損失は約一億六千万円ぐらゐだと思つた。半期ですと、その額は金融機関の貸出額の百分の四程度ではないか。したがつて、千分の五でも、それは途方もない、実態とかけ離れた額であるのにもかかわらず、ここまでもできないで税収が上らないということは大変問題ではないか。こういうことをそのままにしておきながら、歳入不足であるから、したがつて赤字公債でも発行しなければいけないといふようなことであつては、先ほど岩波先生がおっしゃつたように、今後一層国債が発行されるという歯どめはどこにあるかといふふうに言わなければならぬ。そういう意味で、ぜひこの財政法の精神を守る努力を最大限していただきたい。

それから二番目には、これも大体岩波先生がおっしゃつたことと同じようなことを言うわけですが、いまの財政危機をもたらして、赤字国債発行の問題を引き起こしている原因といふものについてでありますけれども、これまでの政府の御答弁を聞いておきますと、石油危機、それから物価高騰、総需要抑制、経済活動の停滞、歳入欠陥、やむを得ないから赤字公債といふ御説明をなさつておられます。

しかし、この説明自身実は問題でありまして、これはもう私が改めて申し上げるまでもないことですので、石油危機の起きた四十八年十月には、卸売物価は二〇%を超え、消費者物価は一五%近く上がつてゐた。だから石油危機から物価高騰と説明されるのは、これはやはり間違つた説明であるといふふうに言わざるを得ないわけですが、

そのことは一応別にしてしましても、石油危機自体が、アメリカの戦争政策から来るインフレ政策、そのインフレ政策によって減価したドルのたれ流し、これが大きな原因であるわけですから、したがって、あたかも自然現象であるかのように、あるいは不可抗力の出来事であったかのように現在の事態を説明するのではなくて、アメリカの戦争政策に追随してきたこと、これを反省し、そして追いつきながら高度成長政策をとってきたこと、これがいまの段階でこそ嚴重に反省されなければならぬのではないかと思ひます。高度成長、それからインフレ、税の自然増収、それから公共投資の拡大、そして高度成長という経過をいまままでたどってきたわけですが、こうした方式は一直線に進むことはあり得ないわけですし、いままでも何回も不況があらわれつつあるわけですが、今回はそれが世界不況に誘発されて、それと重なって一層大きな落ち込みになっている、これが歳入欠陥の基底をなしているというふうにとらえなければならぬわけでありませぬ。

高度成長が可能な段階では、産業基盤中心の公共事業も、いろいろの問題はありますが、民間資本の活動範囲の拡大を導くことが可能でもあったわけですが、現在のよう高度成長基盤が喪失したと言つていい段階に、いままでの高度成長型の金融財政構造をそのまま根本的に改めることなしに続けようとするのは、その政策自体が意図した効果を發揮しないということにならざるを得ない。したがって、現在では、いろいろな対策が講じられても、これは、それが即だからというところではなくて、むしろそうした構造的な変化、これがその効果が十分に發揮できない大きな原因であるというふうな考えなければならぬのではないかと思ひます。したがって、ここでは高度成長型の財政金融構造、これを思い切つて変えなければならぬ。

もちろんこの場合には多少の摩擦があるのはあたりまえです。それは、いままでも、たとえば昭和三十年から四十八年の間にGNPでは約十二倍、

賃金では名目で約六・九倍、法人企業の売り上げが約十九・四倍、売上高営業利益が約二十六倍と、こういう途方もない成長をしてきたのを、そのまま続けようとするればこれは大変なことでしょうけれども、こんなことが今後続けられるわけがない。したがって、これはかなり思い切つて、恐らくこれを余り変えないでという意味がソフトランディングという意味なんですよ。けれども、やはりこういうようなことをやってきたのを、変えるには、多少の摩擦は当然です。したがってその摩擦が起きる場合には、それはそれとしてどう対処していくかという問題が、ありますけれども、不況対策としてこれらの企業に対する厳正な課税あるいはそういうものを見送つたりあるいは高度成長型の財政、金融をそのまま続けようというところの理由には決してしてはならないのではないかと考えます。

それからインフレの問題、これは先ほどから述べられていますが、あえて繰り返して言う必要はないかと思ひますけれども、日銀の介入は回避であるというところから始めて、預金部の国債を日銀が二兆円買つかあるいは来月二、三、四で六千億円だつたですか、日銀が買ひオペをしなければならぬという事実がもう証明しているわけですね。インフレというのは基本的に通貨問題でして、デフレギャップがあるから、したがってインフレにならないという御意見、これも先ほど岩波先生からも批判がありましたけれども、私も別の角度から言えれば、こういうような理論はすでに通用しなくなつたというのをスタグフレーションという現象そのものが示しているわけですから、不況のときには物価が上がるというところと同じことを言っているわけですから、したがってそれが否定されてある。それをもう一度持ち出してきているだけであつて、事実としては、いまのような日銀の介入なしには、これだけ大量な国債発行は不可能であるということになりますから、インフレは避けたい。いま一〇〇程度というものが、こうしたやり

方の政策を続けていけば、とても一〇%でおさまるといふ見通しはないわけですね。再びまた狂乱物価といふのが出るといふことを言うわけではありませぬけれども、しかし、これ以上のインフレは続くようなことがあれば、まさに大企業優先の高度成長型の財政、金融を行つていこうとするというやり方そのものを、これを根本的に変えなければならぬという国民の声が強からず上がつてくるといふことは避けたいといふふうにと考えられます。

それから最後に、国民負担の増大でありますけれども、付加価値税がすでに日程に上されていまして、付加価値税そのものは、自然増収が従来のように望めないということが前提である。今年度、それから来年度大量の赤字国債を含む国債を発行して、その後は何とかの手段で切り抜きたいといふふうにと考えておられると思ひます。この前から国会でも大蔵大臣自身が述べられていますが、五年間で国債の残高七十兆円といふようなことにとても耐えられるはずがない。したがって、ことし、来年はとにかく国債で切り抜けて、その後は付加価値税といふふうにと考えておられるわけでしょうけれども、しかし、このスタグフレーションといふのは、もちろん景気の好不況は伴いながらも、基本的にこうした構造は変わつていかなければ、高度成長はもとより望むべくもない。そういうところで、現在でも景気の回復の足を引つ張つていられるのは個人消費の低滞であると言われてきている。そして庶民はインフレを防衛するために、貯金を貧しい階層ほど多くしているという現実の中で、こうして事実上物価を上げる一ロープのようになつて、これは物価値上げにならざるを得ない。そういうような付加価値税を導入することは、現在抱えている矛盾といふものを一層増大していくことにはかならないのではないかと

以上四点について考えてみましても、どうしてもここで特例法による公債はやめていただくことを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

とを強く希望せざるを得ないわけでありませぬ。以上で、私の話を終わります。(拍手)

公債を發行することに償還の計画を国会に提出せよというのをおかしいことになりま。仮に、この減債基金制度をもって第四条の償還計画としましても、これはあくまでも建設公債の償還計画でありまして、赤字公債の償還計画につきまは、これは一層厳しい規定が要求されるであろうことは、これまで同条の精神からして明らかでございます。

〔浜田委員長代理退席、委員長着席〕

しかるに、今回の赤字公債の發行に当たりまして政府が提示しました償還計画というものは、右に挙げました減債基金制度そのものでございませ。ここに計画表がございませけれども、この計画表は簡単でございまして、昭和五十年年度發行額が二兆二千九百億、昭和六十年年度償還額が二兆二千九百億、つまり期限までにきちんと借りかえなどしないで償還してしまふということだけでございませが、その説明といたしまして「上記の「昭和五十年年度の公債の發行の特例に関する法律」の規定により發行を予定する公債の償還計画表」に記載されている昭和六十年年度の償還額二兆二千九百億円については、毎年度國債整理基金に繰り入れる前年度國債総額の百分の一・六相当額の財源、「財政法」第六条に基づき若しくは必要に応じ予算の定めるところにより同基金に繰り入れられる財源により償還を行う予定である。」これがつまり赤字公債の償還計画であります。財政法四条において「国会に提出しなければならぬ」と規定されておる償還計画でございませけれども、これは一般に減債基金制度として規定されておるころのもの以外の何物でもございませぬ。

特に赤字公債——建設公債について第四条はその償還計画を求めておるわけですが、しかし当然それはさきも申しましたように、赤字公債についても、もし特例法で赤字公債を發行するのだらば償還計画を国会に提出しなければならぬ。しかも、財政法四条が拒否している赤字公債の償還計画であれば、一層シビアなものでなければならぬと解釈するのは当然でございませけれども、こ

こでは単に減債基金制度が繰り返されているというところをございませ、これは特別に年度の二兆二千九百億の赤字公債につきまして明確な償還の計画を国会に提出したということにならないのではないかと、このような疑念を私は率直に持つております。

一般に、財政法四条の「償還の計画を国会に提出しなければならぬ」ということがどの程度のことを言っているのかというところは、はっきりいたしてないのでもございませ。厳密に解釈すれば、もう少し具体的な数字を挙げ財源を挙げて、はっきりとこういふ形でこういふ財源で償還するんだというところを国会に提示して、それを国会が承知してその建設公債が發行されることだろ。と、その建設公債が發行されることだろ。と思ふのです。第四条は、ところが、さきも申しましたように、従来は減債基金制度でそれに充ててしまつておる。これでいいものかどうか。第四条は一体どれだけのことを償還の計画を提示しろということまで要求しているのか。これは私ももう少し勉強しなければならませぬけれども、どうもはつきりしてない。ですから、私から言わせますと、従来の建設公債におきましても何らわれわれを納得させるような償還の計画というものが提示されてない。まあそれは建設公債だ、しかし、赤字公債だつたら、シビアなはつきりした償還の計画が提示されなければならぬ。全般的に決められたこの制度の繰り返しがここにちゃんと述べられておる。これはどうも、繰り返しますけれども、償還の計画じゃないんじやな。か。ところが今度の財政法特例法におきまして私の疑問とするところでありまして、もう少し明確な償還の計画を御提示願いたい、こういうふうに思ふわけでございます。

一兆一千億だけ減額修正されておりました、それだけこの補正予算の規模を圧縮した形になっておる。それでその赤字が二兆二千九百億にとどまらなかつたのではないかと、こういうふうな思ふわけでございます。

ところで、それだけ、一兆一千億だけ本来よりも少なく見せかけたという表現は悪いかも知れませぬけれども、計上されておる。こういうことが結局どうなっているかというところ、地方自治体は交付金を一兆一千億だけ、結局は財源が苦しいわけでございますから、公共事業なども引き受けなければならませぬから、苦しい。したがって、地方自治体には一兆一千億は給付することになつておる。ただし、それは資金運用部から地方自治体が借入れるといふ形になっておる。つまり自治体が借金をした、こういう形になっておるわけです。一兆一千億は返していかなければならませぬ。その利子負担は国がやるとしても、元金は地方財政の負担になる。今回も相当多額の公共事業費が追加計上されました。これはもちろん不況克服のためでございませけれども、そのためにまた地方財政がそれを受けて持ち出しがおりますので、困惑するわけですね。一層地方財政の危機ということが拍車をかけられる可能性がある。それは、一応借金をした、資金運用部から金を借りた、しかしながら元金は返さなければならぬ。というふうなことになる。これから来年度もこの多額の赤字公債を發行し、公共事業費を追加上して、公共事業費を中心として景気回復を図るといふふうな福田副総理などもおっしゃつておりますけれども、そうすると、地方財政の負担が重くなる。そこへ持つてきて、せつかく一兆一千億もらつたようなものですが、借金になってしまつておる、返さなければならぬ。ますます窮迫しますし、そういう公共事業中心の景気回復策がスムーズにいくかどうか問題になる。そうなる

税の交付率を引き上げて、その一兆一千億の地方の借金をなし崩しに国が返済していかなければならぬというふうなことになる。結局国にしわ寄せされるわけですね。とにかく一兆一千億の赤字というものが、この際国の予算から隠された形になっておる。これはどうもすつきりいたしません。

こういうふうなことをはつきりいたしまして、そして国と地方の予算、財政を通じて、どういふことになつたのだ、そうしてこれがどういふことになるのだ、そうして今後公共事業中心の不況対策をやるのだらば、それがうまくいふかどうかという可能性があるのだというふうなことをひとつは、きりりと、もっと明朗にしてください。こういうふうな思ひます。

次に、償還計画のほかに赤字公債の償還といたしまして市中消化、あるいはフィスカルポリシーの面からの赤字公債の必要度というものが考へておられますか。これは、これまでの参考人の御意見もございませけれども、これまでの建設公債の發行方法では実質的には日銀引き受け發行でありまして、償還にはなつておりませぬ。ですから、結果的には第五条の日銀引き受けをしてはいけないという規定と背いておることになります。市中消化をもつて公債の償還といたすことは一体どういふふうな方法があるのか、その辺のところ、今後どのようにお考えになつておるかお伺いをいたしたいところでございませぬ。

次に、赤字予算は景気刺激のための一つの有力な手段だといふことは言えるのでありまして、この観点からは赤字公債の意義を評価しなければならませぬ。まあ、先ほどからいろいろ御批判もございませけれども、デフレギャップが起き不況であるというときに、赤字予算の相乗効果というふうなものを利用して景気回復を図るといふこともあり得るわけですから、この限りにおいて赤字公債を絶対いけないというわけにはいませぬ。

ただ、景気局面の正確な認識と予算の適正赤字の認定はきわめてむずかしいわけでございます。政府は一体この問題をどのように考えられておられるのでしょうか、そして赤字予算の運営をどのように適正に実施していこうとされるのでありませうか、この点に確信がおりになるのでありませうか、適正赤字を赤字公債の歯どめとする自信があるかどうか、こういうことでございませう。これがなければ、結局償還計画あるいは市中消化、こういう制度的な歯どめをもっと強化しなければなりません。

来年度三兆円以上のまた赤字公債の発行が必要であるというように取りざたされておりますし、場合によっては再来年度も赤字公債が必要である、こういうふうな言われております。来年度の赤字となりませうと、これは当初予算で赤字公債を計上することになるわけですが、そうなりますと、一体その赤字の金額というものは何が適正なのか、これは絶対にこれだけの公共事業費の追加が必要であり、ほかの財政支出も、削減してもこれだけぎりぎり削減できないから、これだけの、二十何兆円なら二十何兆円の支出が確実に間違った必要である、そして、税金はこれだけの予測が立つ、したがって、そのギャップを埋めるのに建設公債と赤字公債、これだけが必要である、こういうことで、それが本当に確実に理論的に間違いがなければ、そこに赤字公債の歯どめというものは、これは理論的にあり得るわけですね。これだけは必要だ、それ以下でも以上でもあり得ない。しかしながら、それがなかなかむずかしいわけですが、景気局面の適正な捕捉等々、非常にむずかしいわけでございますからして、この赤字公債の理論的な歯どめというものが非常にむずかしい。私は、来年度の当初予算における赤字公債を計上されませう場合に、それがどのようにな論議においてこれだけの赤字公債が必要なんだというふうな政府側で言われますか、注目いたしたいと思ひます。

それから、今回の補正予算で二兆二千九百億円

の赤字公債が計上されましたが、それは一つには、この景気克服のために多額の公共事業費の追加が行われたわけでございます。公共事業費を追加して景気を回復しなければならぬということもわかっておりますが、減税等々の方法もありたいということも、一応わかるといたしまして、ただ、これだけの赤字公債を追加いたしました、そのほかに建設公債がこの補正予算で一兆一千九百億でございますか、ですからこれは合計で約三兆五千億、それに当初予算の二兆円、それでいままでに償還、未償還のものを含めると、先ほどどもなたかおっしゃいましたように、今後五十年間において毎月六千億ないし七千億ぐらいの公債の発行をしていかなければなりません、建設公債、赤字公債ともしまして、一方において非常に金融市場を圧迫する可能性がおります。そして一方において、それを財源とした公共投資活動によって有効需要が出てくる、ですからこの場合は、一方においてマインナス効果もありますので、プラスではありませうけれども、公共投資活動の乗数効果は非常に制約されてくると思ひます。ですから、むしろもう少し赤字公債を少なくしまして、そして公共投資、公共事業費の追加額を若干減らしましてやってみて、それがいいのじゃないか。そうすると、この巨額の公債発行による設備投資へのマインナス効果を減殺して、そして追加された公共事業費の拡張効果が出てくるわけですから、今度の補正予算のやり方よりももう少し乗数効果が大きいんじゃないか。だから私から申しますと、もう少し赤字公債額を減額して、公共投資活動も減額する、その方が景気効果が大きかったのじゃないか、こういうふうな考へております。

（拍手）
○上村委員長 以上で御意見の開陳は一応終わりました。

第一類第五号 大蔵委員会議録第五号 昭和五十年十二月三日

○上村委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武藤山治君。
○武藤（山）委員 ただいま参考人の御意見を聞かせていただきまして、大変ありがたうございませう。特に、中央大学教授の岩波先生と板倉協会長の見解に大変食い違ひがあります。見解の相違があらう。そこで私は、まず、五十分の割り当て時間内で往復ですから、終わってしまひますので、端的に結論だけをお尋ねをいたしたいと思ひます。

岩波先生は、国債の大量発行はインフレを刺激する、特にこの五十年間下期の月六千億から七千億の国債発行ということ、世界で一番の高額国債発行だ、このことによつて市場の金利メカニズムの自由化は速のくし、いろいろ金利体系そのものにも悪い影響を与える等々から、やがてまたこれがインフレにつながっていくのだ、こういう御見解を発表され、板倉会長は、いや国債を発行したからといってインフレに通ずるとは限らないんだ、すなわち、インフレに通ずるのは、財政規模が拡大され、成長通貨がかなり発行されるような事態になれば別だが、いまのように需給ギャップが二十兆円もあるという事態ではない、この程度の国債を発行してもインフレの心配はないんだ、これが板倉さんの結論です。私も、いま直ちにインフレになると思ひません。しかし、反面、年度間一〇%の物価が上がるということはインフレだとも思ひます。

○岩波一寛君 時間ありませんので、できるだけ結論的なことを申し上げたいと思ひます。最初に、インフレとは何かという理論的な定義を明らかにせよという要求がございました。私は、少なくともインフレは物価上昇と全く同じことではないという考え方を基本的に持っております。物価が上昇するという現象が、とりわけ通貨の増発、特に財政的要因を通じ、あるいは低金利政策による政策的な資金供給によって通貨が増発され、それによって物価が上昇するという政策的な物価上昇をインフレだというふうな考へて、厳密にそれを区別していきたいというふうな考へております。

さて、その意味で、現局面における赤字公債を含む大量の公債発行が物価をどのような形で刺激していくかという点についての基本的な問題点でありますけれども、私は、一見全く板倉先生の考へ方と食い違ひしているのかのごとく見えながら、実は共通している側面があるのではないかとと思ひます。それは何かといひますと、板倉さんの場合に

も、少なくとも今後証券あるいは金融の正常化ということが前提にされ、市場メカニズムを重視した公債発行が可能な限り行われなければならないという前提があるように思います。その限りにおいては私と共通しております。そして、そういう中で市場メカニズムに依拠しながら公債発行が行われ、そしてその意味での歯どめがかかるならば、今後インフレの刺激にはならないだろうというお考えだろうと思っております。それはその限りにおいて一定の妥当性を持っておりますけれども、大量な公債発行を続けていく場合に、それは低金利政策をやめることができないし、低金利政策をやめることができないということは、金融正常化を進めることができないという、その矛盾を重視し、そこからインフレにならざるを得ないという必然的な結果を予測しておるわけでございます。

その点御説明申し上げます。

○板倉諭治君 大変むずかしい御質問を受けまして戸惑っておりますが、私も、このインフレというのは一体どうして起るのかということから、ちょっと私の愚見を申し上げまして、その上で御説明をさせていただきます。

私は、結局インフレというのは物価が上がるということだと思います。継続的に物価が上がっていくということだと思います。それで、物価が上がると、自由経済のもとにおいてどういう原因で物価が上がるのかと申しますと、これは一つは生産のコストが上がる場合と、それから需要が供給を超過する場合と、この二つの原因があると思っております。

それで、需要が供給を超過しまして物価が上がるのは、いわゆるデマンドプルのインフレと言われております。それから、国民経済のコストが上がることによって、企業が全部赤字のままでもいいというのなら別でございますが、これが適正な利潤を生んで存続していくためには、適正な価格までそのコスト見合い分を引き上げなければならぬという事情がございますので、そういう意味でコスト・プッシュのインフレというものがあ

り得るわけでございます。先ほど、需要がないのにインフレが起こるじゃないか、スタグフレーションという言葉があるではないかというお話もございました。確かに需要がないのかかわらず物価が上がっておりますが、これはコスト・プッシュ・インフレと言われるものでございまして、国民経済のコストが上がったことよって起こってくるインフレでございます。私はインフレをこのように考えております。

それから、国債の増発によって、これがインフレを刺激する、インフレになる可能性があるというその意味のインフレは、これは国債の増発によって需要が増大する——国債の増発によって国民経済のコストは増大いたしません。ただ、需要は確かに増大いたします。国債発行のかわり金が財政支出として支払われるというときには、これは需要として支払われるわけでございますので、それ自体が需要の増大になるわけでございます。さらにその資金が次から次に支払われまると、結局これが波及効果ということで、やはり第二次的な需要の増加を起すこと、こういう意味で、国債は需要インフレ、デマンドプルのインフレを起すということが考えられるわけでございます。

この点ははっきりさせておかないといけないと思っております。国債が発行されれば、だからすぐインフレになるのかということでございますが、結局それは国債の発行による需要の増大、これは波及効果を含めたところの需要の全体の増大、総需要の増大が供給力を超えるのかどうかという点にかかっております。これが越えない限りにおきましては需要インフレは起きません。したがって、国債の増発によるインフレは起らないものというふうに考えております。

ただ、先ほど私も申し上げましたように、景気が回復軌道に乗りまして需給ギャップが少なくなってくるというときに、さらに財政の關係で大型の国債が発行されるといふようなことになりますと、その需要の増大によりまして供給力を超えることになりかねませんので、そういうときには財

政の面で国債の発行をしほっていただかなければいけないというふうに思っております。しかし、今回の国債に關しましてはその心配はないというふうに考えておるわけでございます。

○武藤(山)委員 ここで論争していただければ分すぐなくなってしまうので、次へ進まざるを得ませんが、特に岩波教授は、多分八月十二日のエコノミストだと思っておりますが、あなたの論文を讀んで大変共感したのであります。今回の国債発行まですでに十年間国債発行が続けられてきた。仮に、財政法上違法ではないけれども、国民の富なり国民の役務の対価として生んだ所得から税金で取り上げて財政を組んだ場合なら均衡してはいますが、成長通貨も出ませんが、国債による公共事業費というものを年々好況のときも不況のときも、十年間おしなべて国債に依存してきたわけですね。この累積がもうすでに十兆円。これに対する適切な公債管理政策というものを政府はとり得なかつた。そのことが物価にかなり刺激を与え、物価上昇に影響を与えたのではなからうかと、過去十年間の公債管理政策というものの拙劣さ、それをどのように認識され、今後はこういう点をどう改善しなければならぬという国債管理政策についての御見解がございましたら、御披露をお願いしたいと思います。

○岩波一寛君 大変むずかしい問題ではあるわけですが、私も、私の考え方を申し述べさせていただきます。四十年以降現在に至るまでの建設公債という形での毎年の巨額な公債発行、したがってそれが年々累積してきておるわけでありまして、当然あの公債が金融市場に累積してまいりますと、いわゆる公債管理政策というものを適切に打たなければならぬという状況が出てまいります。ところが、そういう政策は日本の場合にはとられてこなかったし、また、政府としてそれをやらなくて済むような別の処置が行われてきた。それが、それがそがむしろ大変問題ではないかとい

うふうに私は基本的には考えておるわけですが。それはどういふことかといふと、結局金融ないしは証券市場の正常化が進み、名実ともに公債の市中消化が行われ、そこに公債が累積して金融資産として重要な意味を持つてくる。そして、その金融資産としての公債の動向が金融市場を通じて政策やあるいは経済動向に重大な影響をもたらす、そういう状況で公債管理政策というのが登場してくるわけだし、意味を持つてくるわけですが。

ところが、先ほど来申し上げておりますように、日本の場合には基本的には人為的な低金利政策がとられてまいりまして、それが直接間接の原因となつて証券市場の未発達、それから金融市場の非正常化というようなことがずっと温存され続けておるわけです。したがって、そこで大量に発行された公債というのは、結局一年間のタイムラグを置いて大量に日銀に買い上げられ、さらにそのかなりの部分を資金運用部で再度吸い上げていくというふうな、そういう形で処理してきてしまつたところに、公債管理政策を本来発動すべき条件をつくつてこなかつたという、そういう非常におかしい形態が出ていふと言わなければならぬ。だるうと思つておるわけです。そして、当然その日銀での大量の公債発行という形を通じてマネーサプライを刺激し物価を刺激した、こういうふうに見るべきだと思つておるわけです。

ただし、これからも大量に公債を発行するようになりますと、私の予測では、先ほど来明らかにしましたように、低金利政策をどういふ脱皮できませんし、依然として基本的には従来のような状況が続くわけですし、その限り、発行された公債が中央銀行に引き受けられ、そしてマネーサプライを刺激し物価を刺激していくということになると思つておるわけですが、にもかかわらず、今後予想される大量の公債では、やはり大量に市中に公債が出回り、そして何らかの形で公債管理政策を配慮せざるを得ないという事態が出てくるのではないかと。その場合に、政府は当然その金融の正常化を

るの、先ほど申し上げましたように、景気が回復軌道に乗りまして需給ギャップが少なくなってくるというときに、さらに財政の關係で大型の国債が発行されるといふようなことになりますと、その需要の増大によりまして供給力を超えることになりかねませんので、そういうときには財

考えなければならぬわけですが、それが低金利政策との間に矛盾をして、恐らく非常にすっきりした解決を生むことにならないのではないかと、私はむしろそこを心配しているわけです。

○武藤(山)委員 岩波教授にはもう一点で終わりますが、特に国の財政も窮乏しておりますが、地方自治団体の財政がやはり大変窮乏して、特に本年の公債の発行は、国債は五兆四千八百億、地方債が四兆一千四百八十億、地方自治団体も膨大な借金財政をやるわけです。こういう事態が地方政治にかなり悪い影響を及ぼすおそれがあります。この地方自治団体側の解決策と申しますか、対処の処方せんと申しますか、そういう国債発行下の地方自治団体のあり方、そういうものについて今後こういう点を改善して取り組む必要があるというように解決策についての御見解をひとつ御披露を願いたいと思います。

岩波一寛君 現在地方財政は国の財政に劣らず大変な危機に陥っております。これは御承知のとおりであります。恐らくこの特例法案を契機にしまして赤字公債を含む大量の公債が発行されるということをご予想いたします。地方財政の今後の運営には一段と問題が出てくるのではないかと、このように予想しておるわけです。

と言いますのは、先ほど井手先生も御指摘になりましたように、今回地方にあらわれておるこの財政危機を目前にして、いわゆる交付税の減額については基本的には地方の資金運用部からの借り入れという形で処理しておるわけです。ここに端的に示されておりますように、国が、この公債発行に伴って抜本的に交付税の税率を引き上げるといふような考え方に真剣に取り組んでいないわけですね。

もちろん地方財政の危機を克服するためには、基本的には行政の国と地方の適正な再分配、それに伴う税源の適正な再分配、とりわけ国から地方への税源の移譲というふうな、そういう基本的な改革が進められなければなりませんけれども、それを一応ここでは除いたいたしましたけれども、少な

くとも交付税率の引き上げ——今後公債発行が定着いたしますと、少なくとも公債発行によって公共事業を推進する場合は地方にそのまま振りかかってくるのかかわらず、交付税制度においてその持ち出し財源をカバーするということができなくなってしまうわけですから、この点について基本的な改革を考えなければならぬということが一つであります。

それから、公債を大量に発行していった場合に、当然資金運用部資金を公債においてかなり吸収するということも過去の実績からあるいは今回の措置からも十分予想されるわけでありまして、資金運用部資金というのは本来資金の性格からいって地方自治体に還元し、国民の生活に密着した行政のために使っていくことが優先されなければならぬわけですね、その意味から地方にかなりの影響が出てくると思っております。この点をやはり改革しなければならぬと思っております。

そのほか、先ほど指摘された金融市場での資金競合という問題を通じて現在の地方自治体の民間金融機関からの資金借り入れにはかなりの影響が出てくるということが予想されるわけです。そして、そういう状況の中で基本的に起債に対して問題として意識しなければいけない現在の起債の許可制度という問題がいよいよ強化されるというふうな可能性を生んでしまうという問題があるのではないかと、私はそう考えております。

○武藤(山)委員 次に板倉さんに尋ねたいんですが、会長の先ほどの説明では、協会側としてはいろいろ要望をした。たとえば発行の歯どめについてはいかがか、あるいは発行条件の配慮、魅力のある国債にして、あるいは消化層を拡大せよ、支払い準備金、市場整備、そういうような問題点も取り組み、こういう要望を日本銀行や大蔵省に出したのだと思いますが、この中全部聞く時間がありますか、どうですか、魅力ある国債ですか。

○板倉蔵治君 魅力ある国債と申しますのは、私

どもが考えておりますのは、市場の実勢価格に従った発行条件の国債というふうな考えております。銀行側から見ると、

○武藤(山)委員 今度発行のは魅力がありますか、銀行側から見ると、

○板倉蔵治君 銀行にとりまして魅力あるとは申しかねる条件でございます。

○武藤(山)委員 そこで、銀行協会あるいは特に都市銀行は、国債引き受けについて、都市銀行が従来三九・一％の割合で引き受けてきた、資金量は二七・八％だから国債の引受率が多過ぎる、もうちょっと都銀の引受率を減らしてくれ、こういう要望がシロの中でもあったやに新聞はずっと報道してきたわけですね。なぜ都銀の引受率が割合が高過ぎる、もっと資金量の割合ぐらゐで落としてくれ、こういう要求をするのか、その根拠、理由をちょっと御説明願いたいと思っております。

○板倉蔵治君 ただいま武藤先生の御指摘のように国債の引き受けシエアの割合に資金の還流額が都市銀行は少ない、あるいは全国銀行といたしましても比較的少ないというふうな事情がございます。そういった状況で、国債を持った場合に、それに見合うだけの財政資金の還流が都市銀行にはございませぬので、その分だけ都市銀行の資金ポジションが悪化いたします。これが先ほど申しました資金偏在ということでございます。片一方で資金の余る金融機関、それから都市銀行のように資金の足りなくなる金融機関というのがございまして、それがございまして、都市銀行は余った金融機関からコール市場を通じましてその余剰資金を借りましてそれで国債を持つということになるわけでございますが、そういうことになると、いまの金利状況でございますと逆ざやになります。いまの金利状況でございますと逆ざやになります。いまの金利状況でございますと逆ざやになります。いまの金利状況でございますと逆ざやになります。

担に悩むということがございます。その点が一番私どもの心配いたしましたところでございます。私どもは、そういう見地からできるだけ資金のシエアに比例した引き受けのシエアに多少でも直していただきた

いというふうには無論論議しておりませんが、多少でもそういうふうなできたらということでは希望はいたしております。しかしこれはなかなかむずかしい問題であることもよく承知いたしております。

○武藤(山)委員 都市銀行はシエアをもうちょっと落としてくれ——しかしこれは地方銀行の負担が大変重くなる。さっき言った地方債が四兆一千億円も年度間出るんですね。ですから国債の方を見ると、都市銀行が四月から十一月まで一兆四百七億円で、地方銀行は四千七百九十二億円、一八・八％ですね。都市銀行が四〇・八の割合になっております。これからの発行シエアが従来どおりであっても、これは地方債が入っておりますから、地方銀行は都市銀行よりはるかに地方債を引き受けるわけですね。ですから、産業資金にかなり圧迫要因が加わっていくのじゃないか、私はこういう感じがするわけでありまして。

先ほどの板倉さんのお話の中には、金融機関相互間の資金偏在が起る程度で、タイムラグの月々の調整は可能であるし、産業資金に逼迫感を与えるようなことは起こらないだろうという安心した答弁があったのですが、また新聞報道などを見ると、その逆に地方銀行はいま各町村、県からの借り入れ要望で、実は二十五行がコールの取り入れに余り積極的でないし、喜ばないという一つの風習があった。しかし、ここへ来て、全部で六十三行あります地方銀行のうち二十五行が、すでにコールの取り入れをしなければならぬ、十二月は大変な状況だろう。でありますから、私は、国債の発行が中小企業金融に与える影響というのは過小評価できない、かなり深刻なものがある、十二、一、二、三の四か月間は産業資金需要に対する圧迫要因になるのじゃないかという感じがしてならないのであります。先ほどの会長のお話では、タイムラグの問題だけで、これもうまい調整がつくとおっしゃるのですが、メカニズムの中で、このところはこういうふうな

六

いに動くだろう、金融機関相互間における国債発行を通じての資金の流れがこんなぐあいになるから心配ないだろうという、もうちょっと具体的なお話を伺えないでしょうか。

○板倉治君 金融機関相互間で資金がどういふふうに通流するか具体的に伺う御質問でございますが、これも非常にむずかしい御質問でございます。

金融機関相互間の資金じりの市場として、コール市場というのがございます。このコール市場での、資金の余る金融機関の余る金額、それから不足する金融機関の不足する金額、これは常にびったり一致いたしております。これが、もし全体として不足するという事態が起こるといふことは、どういふことを意味するのかと申しますと、金融機関が日本銀行に対する準備預金を法定額だけ積み足らなくなるという状態を指すわけでございます。

しかし、わが国におきましては、いままです準備預金の法定額だけは全金融機関がびたり積み足っております。と申しますのは、準備預金の面で過不足が起こっておらないというところは、全金融機関を通じての資金の過不足は常に同額で、一致してきておるといふことでございます。したがって、先ほど申しましたように、金融機関全体として、先ほど申したように、金融機関全体として、資金が足りなくなるから貸し出しができませんというふうな事情は起こらないわけでございます。

ただ、先ほどの資金備在という問題で、資金の足りなくなりますが、余った銀行からこのコール市場を通じて、比較的高い水準にありませぬ資金を取り入れますので、それによって国債を持つとか、あるいはそれによってさらに貸し金をするということになりますと、採算的に圧迫を受けるということになるわけでございまして、その意味で、貸し出しがやりにくくなるという事情があることは間違いないというふうには先ほど申し上げたつもりでございます。

ただ、金融機関といたしましては、採算の問題でございますが、金がないという問題ではござい

ませんで、金融機関の使命といたしまして、この十二月におきましてもまた一―三月におきましても、住宅ローンも中小企業金融も、あるいは地方公共団体の融資につきましても、あるいは一般産業の資金につきましても、採算は悪くなりましても、窓口規制が許す限りにおいては、その範囲内においてわれわれ貸し出しを続けていくつもりでおりますので、その意味で支障は起こらないであろうというふうには考えております。

以上でございます。

○武藤(山)委員 仮にコールが八分五厘、とにかく国債の金利よりも高いというコールを取り入れなければならぬという場合、都市銀行は資金量が多いから、貸し出すのですが、都市銀行よりは資金が足りない場合、貸し出すの少ない地方銀行は、資金が足りなくなつた場合、産業資金は間に合わせなければならぬ、それでどうしてもコールを取り入れるとならぬ、かなり金利が逆さまになる。だから、あなた

は都市銀行の出身だからのんきなことを言っておられるけれども、地方銀行の中ラントのところが頭取にとつたらこれは大変な苦悩ですよ。結局国債発行、地方債が大量に発行されることによつて、そういう経営内容自体にまでいろいろ波及効果が出てくるわけですよ。

それで、理財局からちょっと数字をと思つて、四月から九月までのくわい貯金がふえるものかと思つて私調べてみたら、日本全体をトータルしてみると、一年間で三十六兆円くらいふえるだろう。半期で、ことし上期の純増が十四兆五千九百三十三億、暮れから賞与や何かでまた預金があるから、年度間を通じて三十六兆円ふえる、この程度見込んで大丈夫だろう。そうすると、このうち産業資金として新たに追加融資をしなければならぬ、この三十六兆円のうち貸付金に回る額というのは何%くらいで、そして国債や地方債十兆円は悠々引き受けられるという数字が出るのかどうか。全体的な大きな数字の話ですが、これは全く概論的な感じになると思つたのですけれども、そ

からは、協会長どのような見通しになるのでしょうか。一年度間三十六兆円の預金がどのような部門にどう、大体産業資金にどのくらいはどうしても必要だろう……。過去の積算から計算はやや出ると思うのです。それはどんなぐあいに見通されておるのですか。

○板倉治君 今後ふえます預金あるいは本年度全体でふえます預金がどういふふうに分けられま以外に、ちょっとその予想がつかかぬのではないかというふうには思つております。ただ、国債の割合、地方債の割合といった資金配分の中で、そういった証券投資の割合が比例的にはふえてくるということには言えると思つていますが、どういふ比例になりますか、資料も持っておりますので、ちょっと申し上げかねる次第でございます。

○武藤(山)委員 それは後で、協会の方でそういうデータがあったらお示しをいただければ結構です。

それから、本年九月末で全国銀行が保有してある国債額は何ぼくらいになりますか。――結構です。日銀月報を見るに二兆五千二百五十五億円になるようでありまして、この二兆五千二百五十五億円というのは、恐らく昭和四十一年や四十二年の国債ではなくて、去年発行した国債、あるいは少々はもとより発行した国債、すなわち二年前くらいのもので、一年前と二年前くらいのもので二兆五千二百五十五億円になるのだと思つたのです。ですから、日銀が買いオペを再開すれば、恐らく直ちにこの国債はオペの対象になるものである、やがてこれはまた日銀に行つてしまふに違いない、私はこう見ておるわけです。

そうすると、過去十年間の国債発行と銀行の保有の関係を見ると、全国銀行が持っているのは大体二年か三年なんですね。国債発行されてから二年か三年しか持っていない。だから割引金融債と大体同じくらいの期間しか持っていないわけですね。ところが金利は八%。証券業界を通じて個人

消化をしてもらつた国債は十年持っていないければならない。十年持つていても八%、三年しか持っていない銀行も八%、これはどう見ても、金融政策上から見てもまた目減りから言つても、個人は最も国家に貢献をする国債を買つて十年間後生大事に持つていて八%の利息で、銀行は二年も持っていれば皆日本銀行へ引き受けてもらつちやうでも八%だ。強い者が有利で、小さい庶民大衆が個人消化をした場合は大変不利なんです。三木内閣は不正不正と言つてからは、国債発行もこういう姿では私はいかぬと思つたのです。ですからこの際、魅力ある国債を発行すると言つたならば、当然個人消化部分については金利を同一でない金利にすべきではなからうか、こう私は思つたのです。公社債引受協会会長の村田さんは、そういう点政府に少々文句言わなかつたのですか。いまのままではよろしいとお考えになつておられるのでしょうか、ちょっと見解のほどを。

○村田宗忠君 どうも先ほど板倉さんが、銀行にとつて余り魅力がない、こうおっしゃつて、私が魅力があるとは義理にも言えぬことになりました。先生のおっしゃるところはよく私も理解できるのでございまして、金利の点もございませぬけれども、やはり国民の投資物件としてのいろいろのニーズがございまして、期間の問題もございませぬ、なるべく短いものが欲しいのだ、割引債に近いようなものが欲しいのだというふうなニーズもございませぬ、いろいろ多様なニーズがございませぬので、やはりそれにこたえたようないろいろな商品としての国債というものを考えてまいらねばならぬのではないかと、かように存じております。

○武藤(山)委員 結局、大蔵省の御用金調達の思想が濃厚であるために、なかなか国民のニーズにこたえる国債にならない。たとえば事業債はA格で、今度改定になつても表面利率は九%です。地方債は八・五、利付金融債五年もので八・三、政府保証債で八・三、恐らく民間企業への長期の貸し出しは九から九・二%くらいじゃなから

消化をしてもらつた国債は十年持っていないければならない。十年持つていても八%、三年しか持っていない銀行も八%、これはどう見ても、金融政策上から見てもまた目減りから言つても、個人は最も国家に貢献をする国債を買つて十年間後生大事に持つていて八%の利息で、銀行は二年も持っていれば皆日本銀行へ引き受けてもらつちやうでも八%だ。強い者が有利で、小さい庶民大衆が個人消化をした場合は大変不利なんです。三木内閣は不正不正と言つてからは、国債発行もこういう姿では私はいかぬと思つたのです。ですからこの際、魅力ある国債を発行すると言つたならば、当然個人消化部分については金利を同一でない金利にすべきではなからうか、こう私は思つたのです。公社債引受協会会長の村田さんは、そういう点政府に少々文句言わなかつたのですか。いまのままではよろしいとお考えになつておられるのでしょうか、ちょっと見解のほどを。

うかと思つたので、そうすると、国債は国なんだから金利が安くていいやという事で八%だとしたとしても、こういう十年もので八で、他のものがいま申し上げたような数字では、証券市場へ出したところで市場ができるはずがないですね。

この間そういう点で大変露骨な批判をしている雑誌を見てなるほど思つたのでありますが、アメリカでは財務省証券だつて市場価格で八・四四%と高くばつたり、預金金利よりもはるかに高く、しかも長蛇の列をなして庶民大衆が国債、証券を買いに行く。ところが日本では何年たつてもくづつで変化がない、実際に市場で売買されてないで値つけだけ行われているということでは、全く市場価格ではない。資本主義のチャンピオンである証券市場がこれで一体資本主義と云えるのだろうか。いまのような公社債市場というのは完全に管理されたものであつて、管理されたものは市場なんですか。これを何と説明したらいいでしょうか、村田さん。

○村田宗忠君 大分武藤先生にいじめられますが、管理下にある管理市場とも言い切れないと思つておられますけれども、市場の実勢価格というものが最も近い、それに適応した条件で発行されるべきであるということは、かねがね私どもの持論でございます。常に御当局にも要望しておる次第でございます。

それじゃ国債のいまの実勢というのはどうなんだ、非常に狭い市場であるいは場合によつたら管理されたような色彩のあるものじゃないかというのが先生の御指摘の点だろうと存じますけれども、率直に申しまして多少そういう気味もないでもないかと思つた。ただ、公社債市場として見ます場合に、社債市場の方でございますね、その他電債とか金融債とかいろいろございませうけれども、そつちの方ではかなり精巧な御信頼いただけるような実勢価格が出てまいっていると思つた。たとえば国債の発行条件を考へます場合にも、われわれが一つのよりどころをいたしますのは、国債の市場価格ということもございませう

れども、この長期債の事業債その他の実勢というものを基準に取り入れて考へてまいりたい、かように思つております。

○武藤(山)委員 証券取引法百二十五条ですか、「何人も、単独で又は他人と共同して、云々」有価証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、市場で行動してはならないと書いてある。これは国の場合、政府の場合には「何人」にも該当しないのかするの、政府がやるのは市場でそういうくづつや固定化の政策をとつて押しつけてもいいのだろうか。この「何人も」の中に政府は入るからぬか、この御見解をひとつ。あなたを責めているわけじゃないのですよ。

○村田宗忠君 私は法律解釈は存じませうけれども、このように存じます。

国債について先生お尋ねになつておられるのだと存じますけれども、私も市場を担當しておるものでございませうから、市場の内部において需給を統合していくという任務を持っておりますので、その需給を統合しつゝある程度国債の価格も個人の投資家の御迷惑にならないように維持に努めておるつもりでございます。しかし何分にも有価証券のことでございませうから多少の変動はやむを得ませうけれども、しかし、それが無用の変動があつても困ります。これにつきましては、私もその需給統合の過程の中でディーラーポジションというポジションも持っておりますので、その機能を發揮いたしましたして努めてまいっておりますが、しかし先生の御指摘はこれから将来のことであるかと思つたけれども、われわれの力にこれだけの大量の国債の発行、しかも個人への消化というものを非常に拡大してまいるといたしますと、われわれの力では負いきれないところが出てくるかと思つた。

そこで、先ほど先生のおっしゃいます「何人も」というところでございませうけれども、私は政府自身がこれだけの大量のインシュアードでございますから、発行という経済行為の当事者であるとい

いう一側面もございませうわけで、日銀を介しますとかあるいは日証金を介しますとかいろいろ道具立てがございませうから、市場に政府が参入されて買つたり売つたりされたらいい。そうすれば相場操縦ではございませう。そのような道が将来考へられるのではないか、また考へていく必要があるのではあるまいか、このように存じております。

○武藤(山)委員 せつかくそういう問題点を今後の改善の中にひとつ十分取り入れて、やはり国民の目から見て過去の国家権力なら何をやっていいんだ、そういうことで介入されてはせつかくの市場というものはもう全く市場メカニズムが働かなくなつてしまつて、管理金利政策になつてしまつた。そういうものを早く、先ほど岩波教授もおっしゃつたように金利のある程度の需給関係で、全部でないにしても、ある程度やはり基本は需給関係で決まらなければならない。そういう点も十分ひとつ今後も留意してがんばつていきたいと思います。

最後ですが、板倉会長にお願いしたいのですが、あなたの方は都市銀行と地方銀行、両方この会長としてやられているわけでありませうから、特に年末から一、二、三の中小企業の資金忙繁期に資金に事欠いて倒産が續発するというようなことのないように、特に昨今十月の銀行取引停止処分の数を見まして、制度ができて今日最高の銀行取引停止処分の件数ですね、十月が、さらに、この状態をいくと、私は十二月、さらに、三月ごろに後ろ向き資金をもう貸さない、選別融資がかなりきつちと整理されて融資が行われてくる、こういうことのでかかるとの倒産が出るのではないか、あるいは取引停止処分がふえるんじゃないか、こういう点大変私自身は心配であります。もちろんタムラグだけの問題で、財政資金は国債で吸い上げてもまた支出するんだから日本全体で見れば資金は減らないんだし流れていくんだから心配ないよとおっしゃるけれども、さっきの偏在と、それぞれの個々の金融機関のポジションが悪化してかなり犠牲者が中小企業にしわ寄せされるのではな

いだろうか、こういう感じがしてなりません。それらの点について協会長から決意のほどを全国の中小企業の諸君にここを通じてひとつ知らせたい。決意のほどと、こういう方法で大丈夫だということをお述べたいと思つた。

○板倉誠治君 中小企業金融につきましては、年々のごときでございますが、やはり年末にかけて相当資金需要が強くなつてまいりますので、都市銀行といたしましてはもちろんのこと、全国銀行といたしまして一兆七千五百億の中小企業融資枠というのを第三・四半期分として設定いたしました。この分につきましては、各銀行それぞれ事情に応じてそれぞれ取引先に対して、その金額をめぐらして主として年末の融資に対して対応していくというふうなことをしております。

それからさらに、昨年の石油ショック以後の後始末といたしまして発足いたしました中小企業特別救済融資制度というのがございまして、これはたしか三千二百億の枠で設定いたしました。その後石油ショックの混乱がむしろ不況という形に変わつてまいりましたので、不況対策融資ということに切り変わつてきております。大型倒産などもこれを利用してございまして、與人の倒産に伴います関連倒産防止にもこれが使われておるわけでございますが、この面は現在、たしか百十からこの業種につきましては、特に不況業種というのにつきまして適用されてきております。金利も低いもので、三年の期間で、一件たしか五千万以内つきまして取り扱つてきておりますが、これにふえることがないように対処して努力してまいりたいというふうな考へております。

そのほかに、なお地方、都道府県との提携によります中小企業のいろいろな融資制度がございまして、これにつきましても従来同様、あるいはそれ以上に力を入れてまいらるつもりでございます。

○武藤(山)委員 終わります。

○上村委員長 増本一彦君。

○増本委員 きょうはとも御苦勞さまで。

先に金銀協の会長さんにお伺いしますけれども、いままでにも質疑の中で、あるいは御意見の中でも出ておりましたけれども、いま金融は、市中銀行全部がやはりこの不況のもので、在庫融資を含めて赤字の手当てをいろいろ金融でもやっていたら、そこに今度の赤字国債の引き受けをするということになりますと、ますます金融構造自身も非常に硬直化をしていく。そこで、中小企業とか住宅ローンとか、あるいは地方債の引き受けとか地方自治体関係の資金繰りの問題も非常に大きな影響を受けるのではないかと、いま会長は、その点は大丈夫だというお話あったけれども、果たしてそうなのかということが、これは金融界だけでなくそれぞれの関係者の間でも非常に大きい問題だと思ふのです。

そこで、私は単刀直入にお伺いしたいのは、こういう状況のもとで、たとえば年末金融だけに限らず、今度の特別国債、赤字国債は五月末までです。から来年のいわば四一六まで、中まで影響があるということですから、そういう中で中小企業とか住宅ローン、あるいは地方自治体の関係でも影響が起き問題が起きたときに、一体全国銀行協会の方にお話をしたらこれは解決をする手だてがあるのか、また、そういうようなものに対応する手だてというものを皆さんの方でもおとりになるのかどうか、その点をまずお伺いしておきたいと思ふのです。

○板倉議治君 来年の四月六月くらいまで国債の大量発行によって金融上いろいろなヒッチが出て、中小企業金融の面に非常に不都合が起るのではないかと、あるいはもし万一そういうことが起った場合にはどうするかという御質問であるかと存じます。この中小企業融資につきましては各銀行とも非常に力を入れてきておりまして、倒産防止のために、先ほど申し上げましたようないろいろな融資制度を通じて救済措

置を講じてきております。したがって、倒産がふえる、まあその倒産でもやむを得ない倒産もあると思ひますが、健全な、まじめに経営している企業がつぶれるというようなことがあつては非常に困りますので、そういう場合には、まず第一に、先ほど申しました中小企業特別救済融資制度というものを利用いたしまして救済融資を図っていくということになります。そのほか一般融資の面でも、それぞれの取引銀行がそれぞれの事情に応じて、これは個々の問題でございますので一般的に申し上げることはむずかしいのでございますが、個々の事情に応じて救済融資をやるだけのものはやっていくであらうと私は確信いたしております。

○増本委員 この三千二百億の不況対策の融資というのは、これは別枠じゃないんですね。銀行でそれぞれ枠が決まっています。その枠の範囲内では借りられない。だから借りたくても借りられない状況に置かれていて、大体、不況業種、倒産関連業種というのはいまそういう状態です。だからこの前のときに、石油ショック以降もそういうことが残つたし、今日非常に苦しい状態のものでやはりこれが二年かかってまだ残つている。そこで、この点は別枠にしていままでのやり方を変えるというふうなことはできないのですかね。いまお話をいたしましたからついでにお伺いしますが、

○板倉議治君 この分は別枠とか一般枠とかいうふうには全般的にはなっておりませんが、私どもの方の銀行あるいは恐らく大部分の銀行ではこの分につきましては最優先的に取り扱つておられます。事実上別枠という考え方でやっています。あると思ひます。むしろ日本銀行の別枠とかそういうふうな制度にはなっておりませんのですけれども、銀行の中では一般融資とは違つて最優先して取り扱う、そういう意味でございます。

○増本委員 この議論やっているとほかのができません。なりませうから——ただ実情は、先にこれを借りちやうとこの次の、またさらに追加的に融資を受けようという場合に、それも勘定に入れられてほかの借りられなくなる、あるいは、もうすでに目いっぱいになってからこの融資もなかなか無理だというのが実情なんです。その点はひとつ皆さんの方からもそれぞれの会員銀行にそういうことのないように十分な指導と指示をしていただきたい。

それからもう一つは、先ほど先生の先生からも意見が出ましたけれども、赤字国債の発行ではなしに、むしろかわり財源をほかにも求めるべきである。その点でこれまでにも一つ問題になつてきたのが銀行、金融の貸倒引当金だ。たわけですね。大蔵省は千分の五までとするという、国会なども答弁をしていますが、何年でやるといふことがなかつたことを、いわばもつぱりの幸にして皆さんの抵抗を受け入れて、結局二年で千分の八にして、一体千分の五になるのは五年先になるのかいつになるのかわからないという状態です。これはいわゆる債務性引当金ですから、この繰入率が実態に合っていないからこれに適正なところまでいくまでの間、千分の五にしても純損その他から見てもまだかなり隔たりがあり、余裕がある。だからこの際やはり実態に合わせるというふうな点から、むしろ皆さんの方でも積極的に、これはかけられる方は困るという気持ちでなしに、いまこういう困窮の財政が歳入欠陥で深刻だという事態だからこそ、金融機関の公共性あるいは企業の社会的責任という立場に立つて、むしろ繰入率を引き下げて実態に合わせるというもので、積極的な協力をすべきではないかというように私は思ふのですが、あなたはどういうふうにお考えでしょうか。

○板倉議治君 従来の貸し倒れの実績が貸倒引当率と比べて非常に少なかった、もっと実績に合わせるべく、そういう気持ちで金融機関として持つべきであるという御意向であるかと存じます。

私どももいたしまして、銀行は一般の大衆から預金を集めておまして、金融秩序の中心に置かれておる存在でございますので、そういう点から申しまして、常に企業の健全性と資産内容の健全性ということを強く要求されておるわけでございます。したがって、従来の高度成長時代、経済が非常に順調に発展してまいりましたときには、確かに倒産も少なく貸し倒れも少なかったわけでございますが、それだけの実績をカバーするに十分だけの引当率では、銀行としての健全性を保つことは非常にむずかしい。むしろ銀行といたしましては、格別の異常な事態が起りましてときに発生するであろうところの貸し倒れに對して、極端なことを言いますと何十年に一遍は銀行がたくさんつぶれるというふうな事態が起るのではないかと、何十年に一遍は大蔵省の千分の三十七というふうな貸し倒れが起つておられます。また昭和二年の金融恐慌のときには、休業九行の貸し倒れ損失だけで、全国銀行貸出額の千分の四十というふうな高い貸し倒れが出たわけでございます。そういうことが起つてはいけません。非常に異常な事態も発生いたしますので、やはりそういう事態に備えて銀行の貸し倒れというものは手厚くさせていただかなければ、銀行として健全な経営がむずかしいというふうにお思ひます。

ことに最近御承知のような深刻な不況でございます。銀行といたしましては企業に對して赤字見合いの救済融資が相当ふえておりますので、こういうときには一律に貸倒引当金を従来の実績だけにお引き下げにすることがないようにならうに、私どもとしてはむしろ願つておる次第でございます。

○増本委員 いまの経済危機のもとで、いまお話しになった何十年に一遍の異常な事態が起るとお考えなんでしょうか。貸倒引当金というのは異常危険準備金や何かと違つたわけですよ。趣旨が違ふのです。正常な貸し出しの関係のもので、今日のこの経済危機のもとで、何十年に一遍の事態が

起るからいまだだ、こういう趣旨なのか。一体いままでの実態を見てみて、それでなおかつ乖離があるこの部分について、少なくともいま千分の九・五を千分の五に下げても、そうしたらもうそれで食い込むような事態というように、いまの経済危機の状態を認識されておられた上での発言なのか。その点はどうなんでしょうか。

○板倉論治君 貸倒引当金を毎期少しづつ下げて二年間で千分の八に一応下げるといふことにされましたのは、やはり銀行行政の見地から、また税収確保という見地から、そういうふうな当局が決めになったものでございます。それでその際に私どもとして、最近の不況の状況、非常に深刻な状況になっておりますので、やはりそういう点もあわせて考えて、徐々にこの引き下げの点は考えていただきたいというところはお願いしたことはございます。また、そういう御見地で、さしあたり千分の八といふことでお決めになったものといふふうにしておきます。

○増本委員 あと時間ありませんので、鷺見先生にお伺いしますが、いままでの特に全銀協の会長さんの発言にも若干出ましたし、また政府なども言っているのですが、一つは、いま需給ギャップが非常に大きいから、赤字国債発行でインフレには絶対にならない、この点についてまずどういふようにお考えになっておられるか。

それからもう一つは、貸倒引当金を初め企業に對する課税を強化すると、いまださえない不況が深刻なものになお一層ひどい状態になって、不況を長引かせることになる、こういうように言う議論もありますけれども、この点についてはどのようにお考えになるか、この二つの点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○鷺見友好君 先ほど、需給ギャップだからインフレにならないという点は、岩波先生の方からも詳しく御説明ありましたけれども、それにつけ加えてもう一度だけ申し上げれば、先ほど全銀協の会長さんは、コストが上がるから、それで不況でも物価が上がるんだというふうにおっしゃったわ

けですけれども、その説明ですと、なぜコストが上がるかということをもう一度説明しなければならぬということになって、結局、堂々めぐりになって抜け道がないということにならざるを得ない。やはりインフレというのは基本的には、そのときの商品の流通に必要な貨幣量を越えて通貨が増発されるということによって起るわけでして、したがって、国債発行が日銀のオペレーションを、事実上発行する前からオペレーションが始まるわけですが、そういうことによって通貨が増発すれば、これはインフレにならざるを得ないといふふうに言わなければならぬと思ひます。だから、これはコストの問題を、石油その他の問題にだけ解消することは、もちろん現時点の説明だけで言えば、石油の価格に転嫁することができるといふけれども、しかしこういう事態は、石油の問題がもちろん狂乱物価に加速化したといふところがあるにしても、それを除いてもこういう本質的には事態があるわけですから、したがって、単なるスタグフレーションにおけるコストの上昇という点から物価を説明するといふならば、堂々めぐりにならざるを得ないといふふうと思ひます。

それから、もう一つつけ加えれば、いま製品の価格が上がるのは、これは金利負担が非常に高い、換算率が下がっても金利負担だけは変わらないといふことで、これをカバーするために物価を上げなければならぬといふこともあるといふことも、ついでにつけ加えておきたいといふふうと思ひます。

それから、いま増本先生がおっしゃたことは、よく言われていることですけれども、たとえば貸倒引当金、これはいま全銀協の会長さんの話でも、何十年に一遍起るかわからないのに備えておくといふようなお金ですから、これはいまさしあたって取つても、不況を深化するものにならぬといふことは明らかである。むしろ銀行の自由に処分できる金が、政策的に政府の手に入れば、政策的に配慮して使うことができる金に変わるだけであつて、これは全然不況にならぬどころかむしろ不況

対策として役立つといふふうと思ひます。

それから、そうした種類のものが幾つかありまされども、直接銀行でない企業関係——それからもう一つ、先ほど全銀協の会長さんのおっしゃった、震災のときと二年の恐慌のときですね、ああいうものをここで出される意図というのは、私は全然わからないわけですが、状況が違つておるわけですから、そういうものを持ち出されるのは、千分の五なり千分の八といふんですか、そういうものを下げないために根拠のない事例を持ち出さなければならぬかといふことをむしろ証明されたといふふうに私は受け取つておるわけ

その他、銀行以外の企業に關してもたくさん特別措置あるいは本法において優遇措置がとられているわけですけれども、これを税金で吸い上げれば、これはいまでも企業が不況でふうふう言つていけるのに一層それを加速化することになつて、不況になるではないかといふ一見説得的な主張があるわけですけれども、先ほど言いましたように、企業、特に大企業は、いまだ莫大な利潤を得るのが当然であるといふことがかなり長い間続いてきた。だから、それを減らすようにするためには、これは大変でしょうけれども、やはりこれからは低成長下ですから、いままでのようなことでは済まないといふことを企業自身が認識しなければいけないし、したがつてそのためには、多少利潤率も下がることもやむを得ないといふことを企業自身が認識してもらふ必要があるわけですが、そういう意味では、確かに一定程度の混乱は生ずるかもしれません。

しかし、いま現実の問題なのは、たとえば雇用問題をとつてみましても、正確な数字はいま記憶してありませんけれども、千人以下の従業員の企業の従業員は全体の七〇%を超えているわけですね。むしろその方がいま雇用問題が深刻な問題になつておる。だから私は、特別措置によつて利益を得ている企業といふのは、大部分が従業員が一千人以上の大企業であつて、したがつて、むしろ

ろいま現実に困つておるころ、そういうところを、大企業から取つて政策的に手当てをするといふことの方が必要なのではないかとこのように考へます。

それからもう一つは、いまだと同じような、先ほど申し上げましたけれども、高度成長型の財政政策、これがそのまま行われている。これはやはりちょっとアナクロニズムと言つてもいいよな、もうそういう事態でないわけですから、根本的にそれは変えなければならぬ。そのために、多少の混乱があつても、特に大企業に多少の混乱があつても、それはそれとして別途の措置を講ずればいいし、事実上大企業は多少税金を取つたからといって、倒れるといふようなことはまず考えられないから、多少混乱があつてもこれをやつて、いままでの産業基盤中心の財政政策をやめて生活基盤中心に、それから、中小企業に直接官公需を発注するとか、そういう構造に変えていかなければ、日本は今後絶対に安定した発展はあり得ないといふことを、ここで強く訴えたいといふふうと思ひます。

○増本委員 それでは、時間ですので終りま

○上村委員 廣沢直樹君。

○廣沢委員 大要時間の制約を受けておりますので、簡単に数点をお伺いしたいと思ひますが、また井手参考人には、予定の時間を過ぎておりました大変恐縮でございます。したがつて、最初に二点ほどお伺いしておきたいと思ひます。

それは、井手参考人は、参考意見を述べられたときに、財政法第四條の問題に触れておられました。建設国債は認めておるが、赤字国債は否定されておる。——確かにそのとおりでありまして、建設国債といふことも、これはやはりただし書きで認められておることであり、やはり財政法第四條の精神といふのは健全な財政、いわゆる均衡財政といふものをたてまへにして、その背景から考へて出てきたものである、こういうことであるし、また運用を考へてみましても、やはり建設国債と

いえども歳入によって弾力的に運用されている、
こういうことから考えますと、同じ借金でありま
すし、この違いというものは同じものであろうと
私もは考えておるわけでございますが、財政法
の精神についてひとつ簡単に御説明いただきたい
ことが第一点であります。

第二点は、償還計画の問題について相当お触れ
になっておられました。確かに、いまこの赤字国
債を大量に発行するに当たつての償還計画が明確
でない。政府の説明によりますと、借りかえをし
ない、あるいは十年以内に全部返済する、こうい
うことだけであります。さらにもっと具体的な数字
を詰めて説明すべきではないか、こういう問題
に對しても、非常に不確定要素が多くて、中
期的な財政計画というものを具体的に示すとい
うことは現時点ではむずかしい、こういう議論も先
ほどの大蔵委員会でも行われておりました。した
が、確かに具体的な数字を示してその根拠を
明らかにせよということにはむずかしいかもしれま
せんけれども、やはり特定の財源というものを設
けて、それによって明確にこのように返済するん
だという方は示すべきではないか。私もやはり
はり、インフレの利得によって大きな利益を受け
ました大きな企業のそういう、たとえば土地再評
価課税を設けるとか、いわゆる不公平な税制ある
いはあり方を是正するだけでも明確にそのお答え
は出てくるのではないかと考えておるわけですが、
この二点に關して、ひとつ明快な御意見を聞
かしていただきたいと思ひます。

○井手文雄君 それではお答えをいたします。
御質問の第一点は、財政法四條の建設公債と赤
字公債との關係でございますが、あるいはその性
質の異同ということでございますが、私考えます
に、公共事業費であるうと社会保障費であるうと
あるいは防衛費であるうと、一切の財政支出とい
うものが一方にありまして、そしてそれに対して
經常収入、簡單化のために租税収入だけで申しま
すと税金がある。そしてその税金が足りなければ
赤字でありまして、これを埋めるのが赤字公債だ

と思ふのです。ですからそういう意味におきまし
ては、いわゆる建設公債というものも、これは公
共事業費の財源としてというけれども、これは全
体の歳入と税金との間の不足によって生じた公債
でありますので、これは赤字公債なんです。だか
ら性質的に考えれば、赤字公債と建設公債とを区
別して、建設公債はまあよろしいけれども、こ
ういふゆる歳入補てん公債はよろしくない、こうい
う考え方はむしろおかしいのではないか、こうい
うふうに思ひます。

ただ、建設公債というのは公共事業費とか出資
金とか貸付金というものと直接リンクしておると
いうこと、赤字公債あるいは歳入補てん公債とい
うのはどれということなく歳入の不足だ、その歳
入の不足の中に公共事業費も入っているかも知か
らぬけれども、現実的には赤字公債というのが公
共事業費の財源として使われておるかも知か
けれども、発行に当たつて直接リンクしてない。
その違いがあつて、そのために建設公債におい
ては歯どめがあるということが言われる、この辺が
違つてございましてすけれども、これはまた公
共事業費の歯どめなるものが、意圖的に公債を発
行しようと思へば公共事業費を拡大する、あるいは
はその内容も拡大していくということ、弾力的
に運用もできますので、この歯どめというものも
余り信用はできません。しかし、一応特定の支出項
目と直接リンクしてあるというところに歳入補て
ん公債と違つた多少の歯どめがあるということ
は言えるわけですね。それだけに歳入補てん公債につ
きましては、そういう直接リンクすべきものがあ
りませんので、よほど歯どめを考案しなければなら
ぬと思ふのです。財政法四條で否定されている
公債を特例公債という名のもとに発行しますとい
うと、これはもう本当に特例公債を発行するとい
うこと自体が、法的な制約を離れた、枠の中から
飛び立っていった公債なんです。だからこれはよ
ほどそこに新しい歯どめというものを考えなければ
ならない、こういうふうにご考慮しております。

いろいろございまして。建設公債の財源として使わ
れる場合と、あるいは社会保障費あるいは一般の
經常的支出に使われる歳入補てん公債とどうい
うような關係があるか、そういう乗数効果なり何
なりはどうだ、こういうこともございましてすれ
ども、時間の關係でその点はたゞいまは省略させて
いただきます。

それから先ほどちょっといまのこと、建設公
債について申されましたけれども、確かに建設公
債も弾力的に使われておるわけでございますが、
たとえば当初予算に計上された建設公債の金額
が、後で実際にその年度において発行された公債
額を見ますと、それが当初予算を若干下回つてお
ることもある、高度成長期に。それは年度間に税
収がふえたために、公共事業費そのものはそのま
ま、建設公債の額を減らしたということになるわ
けです。ということは、要するに税金と財政支出
との關係において建設公債の発行額を弾力的に運
用したということでありまして、その点におきま
しては建設公債も実は赤字公債的な面が確かにあ
る、こういうふうには思ふのであります。

次に償還計画、特定財源の問題、先ほど申し
ましたように、赤字公債の償還計画というのは、
年度初めの長期国債の金額の一定割合、百分の一
・六ですか、それから剰余金が出ればその二分の
一、それからその他必要に応じて予算措置によ
つて繰り入れる、こうある。それをいけばそっくり
そのまま適用しておるにすぎないわけですね。そ
うしたところであります、財政法四條が要求する
国会に提出すべき償還の計画に値するの、かどう
か。このことは赤字公債についても大いに問題に
しなければなりませんけれども、仮に百歩譲つて
それでいいとしましても、財政法四條は建設公債
ですから、建設公債に關しての償還計画。赤字公
債はもっとシビアでなければいかぬ。とすれば、
その他必要に応じて予算措置により繰り入れる、
ここを重要視しなければならぬと思ふのです。剰
余金の二分の一とか年度首の長期国債の残高の一

定割合だけなしに、必要に応じて予算措置によ
つて繰り入れるというところを赤字公債の場合にお
いては特に問題にして重要視しなければならぬと
思ふのです。そのためにはやはり特定の財源とい
うものを設けるということは確かに必要だと思
ふのです。

政府は特定財源を設けるということに對しては
従来は非常に熱心であつたわけですね。たとえば
道路計画ということを長期的に設定されまして、
そして道路財源というものを自動車関係諸税に
よつて割り当てる、いわゆる目的税でございま
す。そういうことをしきりにやつておられました
。ただ最近では一般財源が不足してくるものだ
から、自動車関係諸税を引き上げて、しかもそれ
は目的税とはしないで一般經費の財源におち込む
というような方針をお立てになつておるようで
ございましてすけれども、一般的に言へばいわゆる
ノン
アフェクティオン原則の点から言つて、むやみや
たらに目的税をつくるということには好ましくな
いからなからない。したがつて、道路財源として設
けられた目的税を一般財源化するということはい
かもわからない。しかし新しい必要があれば、や
はり目的税を設定するにやぶさかであつてはな
らないわけですね。政府の御態度も従来、必要が
あれば目的税をおつくりになつたわけですね。道路
整備計画の達成が必要であれば、道路財源という
ものをちゃんと別に設けられたわけですね。そうい
う意味におきまして、財政法という法律を破つて、
枠を越えて赤字公債というものを発行されて、し
かも来年あるいはせいせい再来年でもうやめる、
できれば来年には赤字公債をやめたいというぐら
いのお気持ちであるならば、そして十年以内にき
ちんと償還するといふお気持ちであるならば、そ
れをはっきりと具体的な措置によつてお示しにな
ることが必要だと思ふのです。あの程度、今
度の補正予算で示された償還計画ということじゃ
あ全く無意味でありまして、来年、再来年と何兆
円というものが出てくる場合に、果たして本當に

この赤字公債を十年以内にきちんと払えるのかどうか。ですから、そういう意味においては、いまおっしゃいましたように特定財源というものを設けて、それを目的税として赤字公債の財源に充てる。これは恒久的でなくとも臨時的でいいわけですね。赤字公債をむやみやたらに発行しない、せいせいことしと来年と再来年だけならば、それを償還し尽くすまでの特定財源ということにしてみたいと思うのです。

ただ、この特定財源について土地再評価税ということをおっしゃりましたけれども、これも確かに一考に値します。一ころ資産再評価税が問題になりました。そしてかなりそっちの方に皆さん気が動きましたけれども、会社保有の土地も再評価しなければならぬのだ、資産の再評価をするならば土地も含めなければならぬということで、私の記憶では、初めは財界の方も賛成されておりましたけれども、土地の再評価も含むんだということが多量におくられて、この再評価税問題もそのままになったかと思えます。やはりこの土地の再評価税、特に、われわれが住んでいる住宅地の再評価をされてはたまりませんけれども、企業の保有する土地の再評価税ということは、これは過日問題になっただけに、もう一ぺん再検討の余地がある。それで、それを設けるんだと、赤字公債償還のための特別財源として、そういう意味での新しい目的税として設定する。そのかわりに従来

の道路財源としての目的税というものはやめる。何でもかんでも余り目的税をつくってはいけませんので、新しい要求に応じて目的税というものを立て、あるいは要求がなくなったならばその目的税というものは解消していく、こういうことが望ましいんじゃないか、こういうふうな思っております。

○広沢委員 どうもありがとうございます。時間がありませんので、全銀会長の板倉参考人、村田参考人に少々お伺いします。

まず板倉参考人には、市中消化、いわゆる貸付の問題について触れられましたけれども、市中

消化の原則、あるべき姿というのはどういうふうなものなのか、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。いまシ団と運用部がほとんど引き受けています。個人消化というのはごく一部です。こういうあり方ではないとお考えになっていないのかどうか。

それから来年も相当な赤字国債、あるいは建設国債もそうですが、国債を発行しなければならぬというふうな状況下にあることは想像にかたくなけりやうであります。そうした場合に、ことしも大量な赤字国債の引き受け問題で、シ団内でシエアの問題で相当いろいろ論議がなされたということとを聞いています。来年もこれ以上の問題が起こるのじゃないかと思うのですが、その点についてどういうふうにお考えになっていらっしゃるのかということ。

それから、これは先ほど質問がありましたので要望として申し上げておきたいのですけれども、先ほど、民間の金融市場の問題については、タイムラグを除くと資金不足はないだろうというマクロ的なお答えでした。ミクロで考えれば業態別には資金ポジションの悪化のところが見られるというお話だったのですが、やはりタイムラグがあるということ自体が、十二月の資金繁忙期を迎えて非常に大変だろうと思っております。したがって、中小企業の金融の問題、あるいは不況対策の柱の一つになっております住宅ローン問題、あるいは先ほどの地方財源の問題等々、十二月を控えて非常に問題があると同時に、景気対策の問題との関係もあるわけですね。そういうことでありますから、そういうところにしわ寄せがないように十分なる配慮を願いたいということでありま

す。それから村田参考人には、先ほど個人消化を進めるとのこと、これは私も賛成であります。魅力ある国債にしなければならぬということが言われているわけです。ところがA.A格の事業債と比べた場合、非常に金利の差がある。その他先ほどいろいろ指摘がありましたように、非

常に条件に違いがありますね。国債の唯一の条件というのは、国が借金をするわけですから非常に安全だということですね。しかしながら、たとえば先日倒産した興人の場合でも、この社債を受託銀行がすべて額面どおり買い取るというふうな状況が起こっておりますから、A.A格の場合なんかにしても、これはもう確実性があるということには常識で考えられるわけですね。そういう面から見ると、個人消化というものを本当にこの状況で図れるのだろうか、具体的にどういうことをやるかが個人消化を進めることになるのか、簡単に御説明いただいて、終わりにしたいと思っております。

○板倉治君 ただいまの先生の御質問、最初の方は個人消化と銀行消化、こういう二つの面での消化でいまままで国債引き受けが行われてきているけれども、こういう形でいいのかどうかという御質問だと思っておりますが、国債は、どうも私外国のことをよく存じませんが、私どもが薄々聞いております限りでは、やはり個人消化だけでは国債の全部が消化されませんので、やはり銀行消化という面を使われているというふうな理解いたしております。したがって、日本でも今後ともこういう形の消化方式、シ団方式で行かざるを得ないのではないかとこの御質問で、こういう状態を続けていくと、シ団の内部でいろいろ紛糾があるのではなからうかというふうなことがお耳に入っております。それでございまして、まことに恐縮いたしておる次第でございまして、確かに国債を持ちますことは金融機関にとりまして、また証券会社にとりまして、ある限度以上は負担になりますので、どのシ団メンバーもなるべく少なくしてもらいたいという要望が強いことは、これは確かでございます。その点でいろいろな意見が出ておることとは確かでございますが、これはシ団内部のこととでございますので、シ団内部で今後とも円満に解決していくように努力いたしますので、御了承

○村田宗忠君 ただいまの御質問は、個人消化と

言うけれども個人消化をどういうふうにして魅力あるものにしていくか、こういう御質問だったかと存じます。

条件の問題につきましては、先ほどもちょっと申し上げたかと思っておりますけれども、実勢に近づけるということがまず第一でございます。

それから事業債その他の関連でございますけれども、まあ国債でございますから、投資家の通念的な観念の中にも、やはり一応国債に対するプレステーションと申しますかステータスと申しますか、そういうふうなものは感じられておるようでございます。その点におきまして他の事業債、A.A格債との格差というものも若干はやむを得ないかと思っております。それは大丈夫だと思っておりますが、しかしその格差が余り開き過ぎてはこれに困ると思っております。私どもがいまめどとしておりますのは大体〇.五以内の格差が望ましい、こういうふうにお考えしております。一挙にというわけにもま

りませんでしようけれども、逐次それに近づけてまいるようにしてまいりたい、私どもとしてはそのように考えております。

○上村委員 各位には御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

これにて大蔵委員打合せを終了いたします。

午後一時二十一分散会

昭和五十年十二月二十日印刷

昭和五十年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

G